

中学校・高等学校におけるキャリア教育実践講習

総論 はじめに

第1節 中学校・高等学校におけるキャリア教育

- 1 キャリア教育をめぐる現状 2
- 2 中等教育機関における進路指導 2
- 3 「キャリア教育」と「進路指導」の関係 3

第2節 キャリア教育の推進に関わる人材について

- 1 キャリア教育推進に関わる人材像について 4
- 2 中高キャリア教育における外部人材の必要性について 4
- 3 キャリア・コンサルティングとキャリア教育 5
- 4 キャリア教育の推進にキャリア・コンサルタントが取り組む意義 6

Part1 中学校の部

第1章 中学校と中学生の理解

- 1 中学・中学生の状況と進路の状況 10
- 2 高等学校受験への取組み 15
- 3 高校生の進路 21

第2章 中学校におけるキャリア教育の理解

第1節 キャリア教育の理解

- 1 キャリア教育の系譜 24
- 2 「キャリア教育」に関する施策の展開 24
- 3 中学校におけるキャリア教育の意義と課題 27
- 4 キャリア教育を通して育成すべき能力についての考え方 29

第2節 中学校におけるキャリア教育の取組み状況に関する理解

- 1 キャリア教育の取組み状況 32
- 2 働くことに関する考え方 39
- 3 体験的学習の取組み状況 44
- 4 キャリア教育に関する保護者の考え方 46
- 5 卒業者の考え方 50

第3章 中学校でのキャリア教育の実践（職場体験前と体験後）

- 1 職場体験充実のための留意事項 54
- 2 職場体験を成功させるために生徒が理解すべきこと 56
- 3 職場体験を成功させるために生徒が実践すべきこと 56
- 4 職場体験実施担当者が理解し、実践すべきこと 56

第4章 キャリア教育推進につなげるためのプログラム開発

第1節 各教科の科目目標におけるキャリア教育の取組み

1 国語	58
2 社会	59
3 数学	61
4 理科	62
5 音楽	63
6 美術	64
7 保健体育	65
8 技術・家庭	67
9 外国語（英語）	68
10 道徳	69
11 総合的な学習の時間	70
12 特別活動	72

第2節 キャリア教育の授業開発

1 「特別活動（学級活動）」の指導要領及びその解説	74
2 中学校「総合的な学習の時間」の指導要領及びその解説	75
3 中学校社会「公民的分野」の学習指導要領及びその解説	76
4 授業のテーマ別	77

第5章 キャリア教育の実践と提案（アクティブ・ラーニングの実践）

1 生徒が主体となる授業形式（アクティブ・ラーニング）	80
2 アクティブ・ラーニングの内容・種類	80
3 グループワーク・ファシリテーション	81
4 グループワークの実践	85

Part2 高等学校の部

第1章 高等学校と高校生の理解

第1節 高等学校・高校生の状況把握と進路先の理解

1 高等学校・高校生の状況	88
2 高校生の学習、日常生活、意識	90
3 高校生の進路	98

第2節 高等教育機関等での教育と社会への移行における課題の理解

1 高等教育機関等での教育	104
2 卒業生の進路	105
3 教育と社会の接続における課題	107

第2章 高等学校におけるキャリア教育の理解

第1節 キャリア教育の理解

- 1 キャリア教育の系譜 110
- 2 「キャリア教育」に関する施策の展開 110
- 3 キャリア教育を通して育成すべき能力についての考え方 110

第2節 高等学校におけるキャリア教育の取組み状況と課題

- 1 キャリア教育の取組み状況 111
- 2 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の課題 120
- 3 高等学校におけるキャリア教育の方向性と推進方策 121

第3章 高等学校でのキャリア教育の授業開発

- 1 各教科の目標と教科活動におけるキャリア教育の取組み 126
- 2 ホームルーム活動（いわゆる「ロングホームルーム」）におけるキャリア教育の実践例 136

第4章 キャリア教育授業の実践

- 1 キャリア教育授業の趣旨、目的及び実践 142
- 2 高等学校の学習指導要領とその解説 142
- 3 授業の内容 146

第5章 キャリア教育の提案と実践（アクティブ・ラーニングの提案と実践） 150

Part3

第1章 働くことと働き方に関する理解

第1節 働くことに関する理解

- 1 なぜ働くのか（働くことの意味） 152
- 2 働き方（働く人の状況） 152

第2節 最近の雇用情勢の理解

- 1 労働力人口の減少 156
- 2 働く環境の変化（非正規雇用者の増加） 156

第3節 若者をめぐる雇用情勢

- 1 新規学卒就職者の3年以内離職率の推移 160
- 2 年齢階級別にみた非正規職員・従業員の割合 161

第4節 女性の働き方

- 1 労働力人口と年齢階級別労働力率 164
- 2 雇用者の構成割合 164
- 3 賃金の男女間格差 165

第2章 労働法制と社会保障制度

第1節 労働関連法規

1 働く人の権利	168
2 採用内定に至る法律関係の意味	169
3 働いている人を守ってくれるもの	169
4 就業規則	169
5 働く時のルール	170
6 安全で快適な職場環境と雇用の機会均等、仕事と家庭の両立	172
7 働けなくなった時（働かなくなった時）	172
8 就業規則	174

第2節 社会保障制度

1 雇用保険制度	176
2 労働者災害補償保険（労災保険）	176
3 健康保険	177
4 厚生年金保険	178

第3節 若者の就労を支援する諸政策

1 ハローワーク（公共職業安定所）	181
2 ジョブカフェ	182
3 地域若者サポートステーション（サポステ）	182
4 ジョブ・カード	183
5 ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援事業）	184

第4節 職業訓練

1 学卒者訓練	185
2 離職者訓練	185
3 求職者支援訓練	186
4 事業主が行う職業訓練	186
5 教育訓練給付制度	187

第5節 働く人のための相談窓口

1 総合労働相談コーナー	188
2 労働基準監督署	188
3 労働局雇用均等室	188
4 労働委員会	188
5 労働審判制度	188
6 都道府県	189
7 日本司法支援センター（法テラス）	189
8 日本年金機構	189

総論

はじめに

◆第1節 中学校・高等学校におけるキャリア教育

1 キャリア教育をめぐる現状

初等・中等教育から高等教育まで、児童・生徒・学生の発達の段階に応じて実施されている「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」のことをいう（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）2011年1月）。

キャリア教育が推進されている背景には、近年における産業・社会の構造的変革や経済・雇用情勢の変化、とりわけ産業界や企業が若者に求める人材像や能力像の変化がある。さらには、子どもや若者が育つ社会環境の変化や若者自身の資質をめぐる課題から、学卒未就職者、新規学卒就職者の早期離職やフリーターの問題など、学校から社会への円滑な移行に支障が生じていることや若者雇用の問題が顕在化していることが挙げられる。

こうした中、学校におけるキャリア教育は重要な政策課題として位置づけられ、2006年の教育基本法改正では、学校教育の目標として「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」（第2条2号）が盛り込まれた。2007年の学校教育法改正では、義務教育として行われる普通教育において、「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」（第21条10号）が目標とされた。学習指導要領でも、「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」（高等学校学習指導要領：2009年3月）とされている。

さらに、2013年6月14日に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」では、「社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする」ために、「幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を充実」させること、「特に、高等学校普通科におけるキャリア教育を推進する」ことが示されたが、そこではキャリア教育推進のために、「外部人材の活用など地域・社会や産業界と連携・協働した取組を推進する」ことが明示されている。

2 中等教育機関における進路指導

一方、昭和30年代から取り組まれ、現在も中学校と高等学校の教育課程に位置づけられている「進路指導」は、「生徒一人ひとりが、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来への展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒の自己指導能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程」（文部省『進路指導の手引—高等学校ホームルーム担任編』日本進路指導協会1983年）である。この表現からは、「進路指導」では、中学生や高校生の成長や発達を強く意識しながら、卒業後の「社会的自己実現」と「職業的自己実現」のために必要な能力や態度の育成が中心的な役割とされていることがわかる。

このような進路指導は、次の6つの活動を通して実践されると言われている。

①個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動

生徒個人に関する諸資料を豊富に収集し、一人一人の生徒の能力・適性等を把握して、進路指導に役立てるとともに、生徒にも将来の進路との関連において自分自身を正しく理解させる活動である。

②進路に関する情報を生徒に得させる活動

職業や上級学校等に関する新しい情報を生徒に与えて理解させ、それを各自の進路選択に活用させる活動である。

③啓発的経験を生徒に得させる活動

生徒に経験を通じて、自己の能力・適性等を吟味させたり、具体的に進路に関する情報を得させたりする活動である。

④進路に関する相談の機会を生徒に与える活動

個別あるいはグループで、進路に関する悩みや問題を教師に相談して解決を図ったり、望ましい進路の選択や適応・進歩に必要な能力や態度を発達させたりする活動である。

⑤就職や進学等に関する指導・援助の活動

就職、進学、家業・家事従事など生徒の進路選択の時点における援助や斡旋などの活動である。

⑥卒業者の追指導に関する活動

生徒が卒業後それぞれの進路先においてよりよく適応し、進歩・向上していくように援助する活動である。

(出典：文部省『進路指導の手引—中学校学級担任編(三訂版)』1994年)

この資料が示すように、「進路指導」の内容は、生徒が進路選択を間近に控えた時期に行う指導・援助や斡旋だけでなく、入学から卒業までの期間にとどまらず、卒業後の追指導までを含む計画的・組織的な教育活動である。

(参照：文部科学省「中学校(高等学校)キャリア教育の手引き」2011年(2012年))

3 「キャリア教育」と「進路指導」の関係

中学校及び高等学校で実施されている「キャリア教育」は、中学校と高等学校の教育課程に位置づけられており、教育課程全体を通じ、計画的・組織的に行われる「進路指導」と密接に関連している。例えば、2004年1月の「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」では、「進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう、指導・援助することである。定義・概念としては、キャリア教育との間に大きな差異は見られず、進路指導の取組は、キャリア教育の中核をなすといえる」とされ、「キャリア教育」と「進路指導」との間には概念的に大きな差異はないことが示されている。また、2011年1月の中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申)でも、高等学校における進路指導を事例とするものではあるが、「進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じ」との見解が示されている。

◆第2節 キャリア教育の推進に関わる人材について

1 キャリア教育推進に関わる人材像について

中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会等において、キャリア教育完全実施（2013年度）に向けてキャリア教育の推進に係る議論がなされる中、「平成21年度キャリア・コンサルティング研究会」において、中等教育におけるキャリア教育推進にあたって、キャリア・コンサルタント等の専門人材が果たす役割や求められる能力要件等についての調査研究が行われた。

その中で、キャリア教育推進に関わる人材に期待される機能について、学校領域に所属するか否かの立ち位置に加え、対組織・個人（生徒）という2つの軸に従って、

- ①「生徒のキャリア形成を意識したキャリア教育場面における実践的な指導」
- ②「キャリア教育の推進力・突破力を備えたリーダーシップの発揮」
- ③「キャリア教育推進に係るコーディネート」
- ④「学校教育場面で個々の生徒を支援するキャリア・コンサルティング」
- ⑤「キャリア教育推進に専門的助言・指導」

の5つに整理をしている。

そのうえで、学校教員が主に①、②に対応し、個々の生徒の属性、背景を十分承知したうえで、主体的にキャリア教育を実践しているが、こうした教員の活動に対して、職業についての支援の専門家であるキャリア・コンサルタントをはじめとする専門人材等が、主に③～⑤の機能に関して、必要な情報やノウハウの提供等のサポートをすることは非常に意味が大きいと指摘している。

これを受けて、2011年7月より、キャリア・コンサルタントの能力要件に「学校教育制度、キャリア教育に関する理解」が追加され、すべてのキャリア・コンサルタントが、学校で活躍するためのベースとなる力を身につけることとされたところである。

2 中高キャリア教育における外部人材の必要性について

「キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議報告書～学校が社会と協働して1日も早くすべての児童生徒に充実したキャリア教育を行うために」（2011年12月9日）においては、「社会の「本物」に触れさせること、また“働くことの喜び”を伝えること、さらに“世の中の実態や厳しさ”などを伝えることは極めて重要であると考えますが、そのことを伝えることを学校・教職員だけに担わせるには限界がある。学校でのキャリア教育は学校・教職員が担うべきであるが、こうしたことを子どもたちに伝える場面においては、教職員以外の人材の協力があって初めて子どもたちの心に迫ることができるようになる」と書かれている。

すなわち、地域・社会や産業界との連携や、キャリア・コンサルタントなどの外部人材の活用が不可欠である、とされているわけであるが、その一方で、①キャリア・コンサルタントなどにどのような活躍を期待できるのか、②実際に学校で活躍できるキャリア・コンサルタントがどこにどの程度いるのか、学校現場から見えにくいという課題も指摘されている。

これに対し、例えば、これらの人材がどこにいて、どのような活動実績や得意分野を持っていて、どのような支援が可能かなどの情報を、ウェブ上で学校現場が利用しやすい形で、キャリア・コンサルタントに係る情報を提供していくことなどを主な目的に、2012年度に「キャリア・コンサルネット」が開設されたところである。

その後も、「若者雇用戦略」等若者対策の充実が取り上げられるたびに、キャリア教育を担う人

材の養成や、外部人材の活用、さらに、若者の職業的自立支援に向けての専門的期間である地域若者サポートステーションと学校との連携によるニート化予防の必要性等が指摘されているところである。

3 キャリア・コンサルティングとキャリア教育

「第7次職業能力開発基本計画」(2001年5月)では、キャリア・コンサルティングは、「個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援」と定義されており、個人に対する相談支援だけでなく、キャリア形成やキャリア・コンサルティングに関する教育・普及活動、環境への働きかけ等を含むものである。

キャリア・コンサルティングの一般的な流れは、

- ①自己理解：進路や職業、キャリア形成に関し、相談者が自分自身を理解するよう支援すること
興味・適性・価値観などのキャリア指向性(仕事に関する基本的な考え方や希望)を明確化する。学習歴や職務歴、資格・免許などから職業経験を棚卸する。職業興味検査などから職業能力を確認する。
- ②職業理解(仕事理解)：進路や職業、キャリア・ルートの種類と内容を、相談者が理解するよう援助すること
職業ハンドブックやコンピュータシステムなどを活用して、職業(仕事)に関する情報を入手する。
- ③啓発的経験：選択や意思決定の前に、相談者がやってみることを支援すること
インターンシップや職業体験・職場体験などを通して、働くこと(仕事)を経験する。
- ④意思決定：必要なカウンセリングを実施して、今後の職業生活設計・目標の明確化などに係る意思決定を支援すること
キャリアプランの作成、中長期的目標及び短期的目標の設定、能力開発・教育訓練等に関する情報提供を行う。
- ⑤方策の実行：進学、就職及びキャリア・ルートの選択や職業選択・求職活動・能力開発などの方策を実行すること
方策の実行状況や進捗状況を把握しながら、現場の環境づくりや励まし、状況に応じた情報提供など、必要に応じてサポートする。
- ⑥新たな仕事への適応(追指導)：それまでのガイダンスとコンサルティングを評価し、相談者の適応の援助を行うこと
異動、昇進、就職、転職など、相談者が新たな仕事に適用していくために必要な支援を行う。
の6ステップであらわされる。

(参照：木村周『キャリア・コンサルティング 理論と実際(3訂版)』

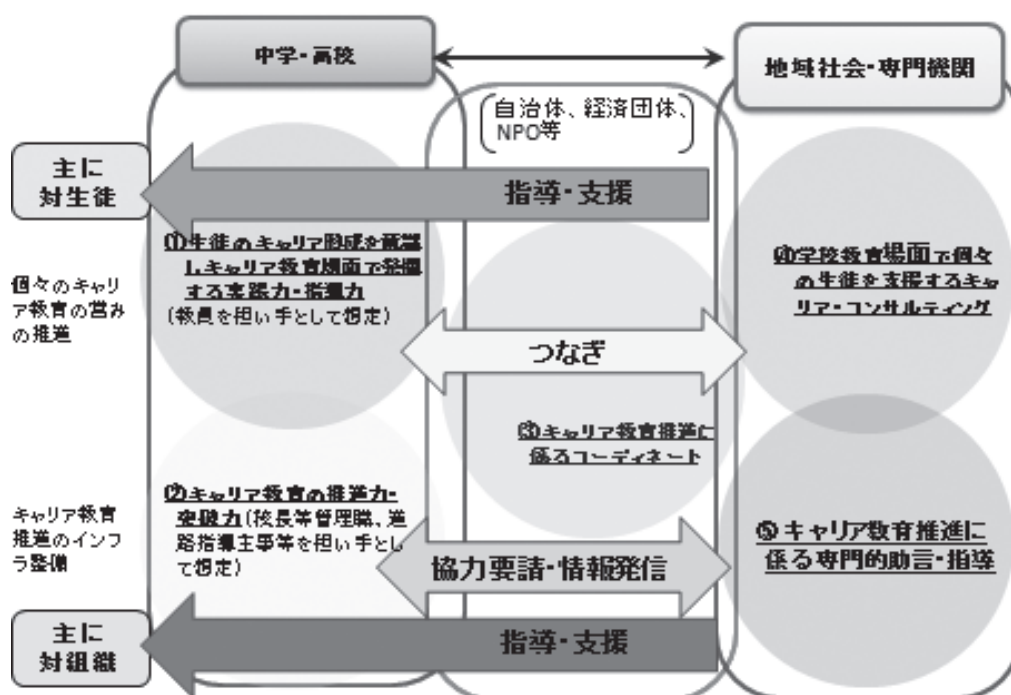
200～202頁雇用問題研究会2013年)。

生徒たちは、職業経験を有さず、かつ、すぐに職業に就く者はごくわずかであるが、①自分について振り返り、時には職業興味検査等のツールなども使用して自己についての理解を深め、②職業調べや職業講話等によって、職業についての理解を深め、③職業体験等を通じて啓発的経験をし、④自らの将来のキャリアについて考え、⑤将来に向けて具体的行動に移していくことを支援することには、共通するものがある。

すなわち、キャリア・コンサルタントは、キャリア・コンサルティングを的確に行っていくため

に、専門機関、企業等とのネットワーク、自己理解支援のためのノウハウ、職業・産業や企業の人事労務管理等についての情報と理解を有しているが、これらを有していることは、前記第2節1に掲げた5つの機能のうち、教員の活動をサポートするうえで不可欠な3つの機能（③「キャリア教育推進に係るコーディネート」、④「学校教育場面で個々の生徒を支援するキャリア・コンサルティング」、⑤「キャリア教育推進に専門的助言・指導」）を提供するうえでも、大いに有効である。さらに、キャリア教育には、生徒の「学校から社会への円滑な移行」（卒業時の不安定就労者や無業者を少なくすること）実現や早期離職者・フリーター・非正規雇用・ニート状態の発生や長期化などを未然に防止するという若年者雇用対策の「川上」の対策であるという一面があることから、キャリア教育を行う教員の的確なサポートが望まれる。

【中学・キャリア教育推進に関わる人材の構成イメージ】



(資料出所：厚生労働省資料)

4 キャリア教育の推進にキャリア・コンサルタントが取り組む意義

中学校や高等学校におけるキャリア教育は、生徒「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」であり、生徒の「社会的・職業的自立」や学校から「社会・職業への円滑な移行」に必要な能力を育成することを内容としている。とすれば、前記第2節1で挙げた中等教育機関におけるキャリア教育の5つの機能のうち、前述のように、③コーディネートする機能、④キャリア・コンサルティングを行う機能、⑤キャリア教育推進に係る専門的助言・指導を行う機能に関し、教員に対し必要な情報を提供したり、専門的な見地からノウハウを提供するなどのサポートをする専門人材として、キャリア・コンサルタントが最適であるといえる。

第一に、キャリア・コンサルタントは、日々のキャリア・コンサルティングにおいて、前記2節3の①から⑥の活動を実践している。この活動は、上述の説明から明らかなように、学校でのキャ

リア教育の中核をなすとされる進路指導6つの活動とほぼ符合している。

第二に、キャリア教育の主要な目的が、生徒の「学校から社会への円滑な移行」（卒業時の不安定就労者や無業者を少なくすること）実現や早期離職者・フリーター・非正規雇用・ニート状態の発生や長期化などを未然に防止するという若年者雇用対策の観点があるなど、「雇用」と密接に関連している点である。すなわち、キャリア教育では、在学中の段階から発達課題に応じた職業意識の醸成、自己の興味・関心・能力に応じたキャリア選択の目標設定とその達成に向けた意欲や行動の喚起、産業・職業や仕事・課業などに関する知識、職業や働くことに関する体感的理解、職業能力の前提となる基礎的な能力の習得が求められている。こうした分野について必要な知識を修得し、実践をしているのがキャリア・コンサルタントである。

第三に、キャリア教育を支援する基盤として、キャリア・コンサルタントの積極的に活用する環境が整っている点である。2013年9月の段階で、140時間（2012年度以前は130時間）以上の養成講座を修了した後、厚生労働大臣指定機関による能力評価試験に合格した「標準レベル・キャリア・コンサルタント」が37,000人以上、「熟練レベル」とされ、国家技能検定資格保有者である「2級キャリア・コンサルティング技能士」が4,500人以上いる。厚生労働省がこれまで養成してきたキャリア・コンサルタントが、キャリア教育に資することのできるインフラとして、量の面でも素地が整っているといえる。

Part 1

中学校の部

第1章

中学校と
中学生の理解

1 中学校・中学生の状況と進路の状況

① 中学校の数、中学生の数

- ・2013年4月の学校数は、10,628校で、前年より71校減少している。そのうち、私立は771校（前年より5校増加）で、全体の7.3%である（高校の場合、2012年度における私立高校の割合は26.5%）
- ・生徒数は、3,536,201人（男子：1,808,906人、女子：1,727,295人）で、前年より16,462人減少している。
- ・中高一貫教育を行う学校は、「併設型」（高等学校入学者選抜を行わず、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態）が319校（前年度より10校増加）であり、「連携型」（簡便な高等学校入学者選抜を行い、同一又は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態）が172校（前年度より2校減少）である。
- ・1学級当たりの生徒数は28.8人、本務教員1人当たりの生徒数は13.9人である。
（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【中学校の設置者別学校数】

区分	計	国立	公立	うち分校	私立	計のうち中高一貫教育を行う学校（再掲）	
						併設型	連携型
						平成15年度	11,134
20	10,915	76	10,104	76	735	219	175
21	10,864	75	10,044	79	745	247	177
22	10,815	75	9,982	80	758	273	177
23	10,751	73	9,915	80	763	289	178
24	10,699	73	9,860	82	766	309	174
25	10,628	73	9,784	81	771	319	172

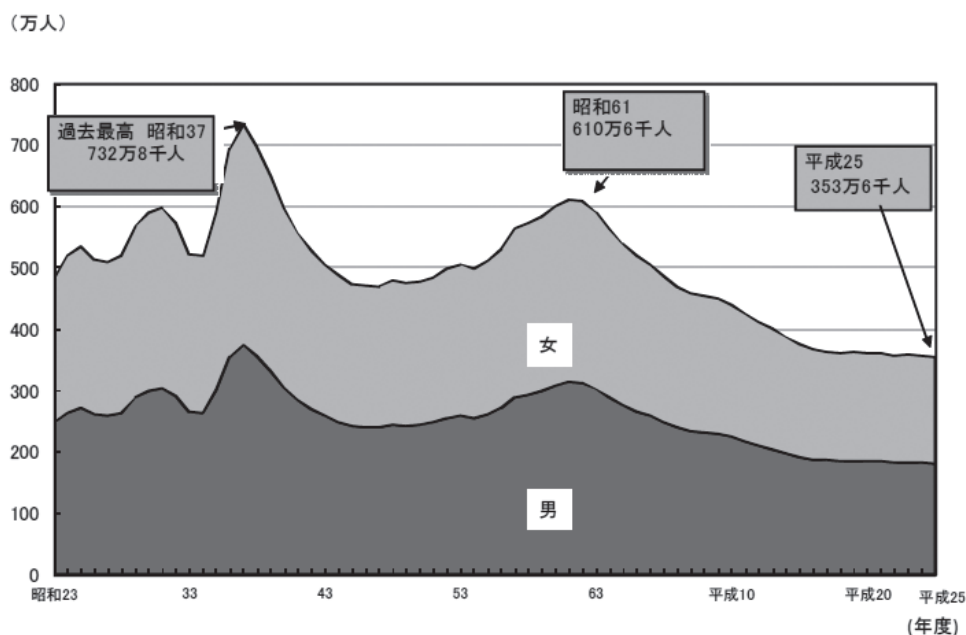
（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

【中学校の学年別生徒数】

区分	計			第1学年	第2学年	第3学年
		男	女			
平成15年度	3,748,319	1,915,040	1,833,279	1,211,515	1,237,042	1,299,762
20	3,592,378	1,835,204	1,757,174	1,176,243	1,227,410	1,188,725
21	3,600,323	1,839,139	1,761,184	1,195,134	1,176,890	1,228,299
22	3,558,166	1,817,273	1,740,893	1,185,116	1,195,493	1,177,557
23	3,573,821	1,825,801	1,748,020	1,192,817	1,185,091	1,195,913
24	3,552,663	1,815,641	1,737,022	1,174,041	1,193,010	1,185,612
25	3,536,201	1,808,906	1,727,295	1,168,214	1,174,270	1,193,717

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

【中学校の生徒数の推移】



(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査 (速報値)」2013年8月)

② 状況別卒業生数

- ・2013年3月の卒業生数は1,185,068人(男子：605,377人、女子：579,691人)で、前年度より10,316人減少している。
- ・卒業生を状況別にみると、「高等学校等進学者」が1,165,742人(進学率98.4%、男子：98.1%、女子：98.7%)、「専修学校(高等課程)進学者」が3,032人(進学率0.3%)、「専修学校(一般課程)等入学者」が1,053人、「公共職業能力開発施設等入学者」が573人、「就職者総数」が4,460人(就職率0.4%)、「左記以外の者」が10,397人、「不詳・死亡の者」が116人である。
- ・就職者総数を産業別にみると、最も多いのが第2次産業の2,160人(就職者総数の48.4%)で、次いで第3次産業の1,806人(同40.5%)である。
- ・就職者総数のうち、県外(出身中学校が所在する県以外の県)へ就職した人は454人で、就職者総数の10.2%である。

(参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査 (速報値)」2013年8月を基に作成)

【状況別卒業生数】

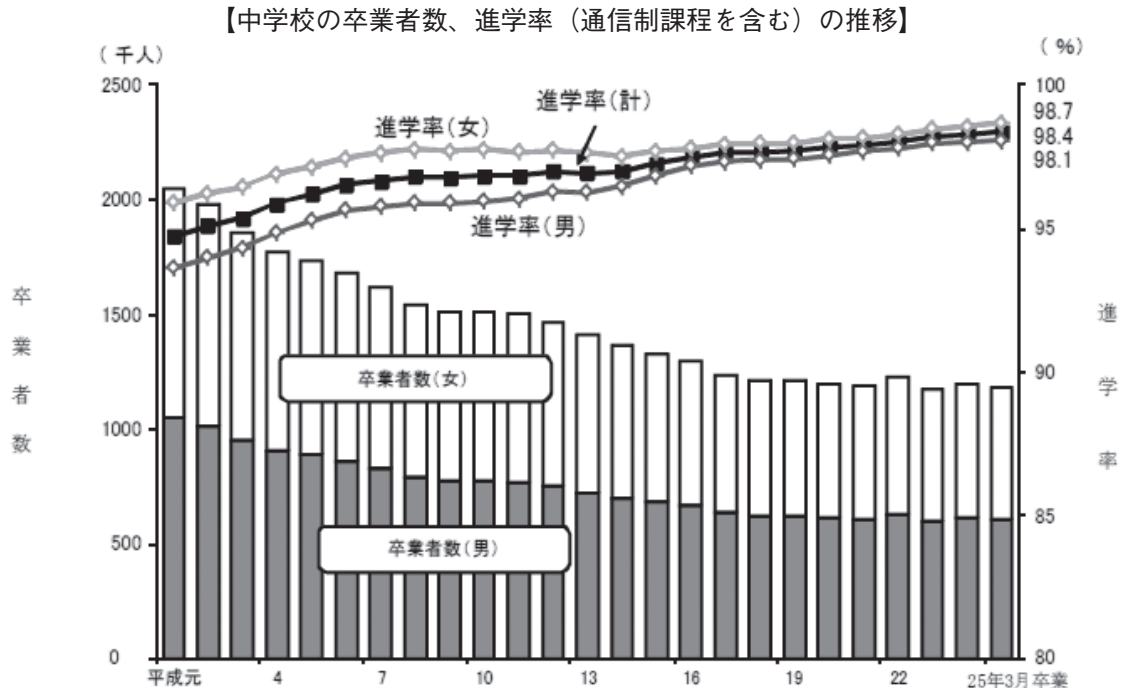
区分	卒業生数	A 高等学校等進学者		B 専修学校(高等課程)進学者	C 専修学校(一般課程)等入学者	D 公共職業能力開発施設等入学者	E 就職者(左記A~Dを除く)	F 左記以外の者	G 不詳・死亡の者	左記「A」「B」, 「C」「D」のうち就職している者(再掲)
		うち通信制課程を除く								
平成15年3月	1,325,208	1,289,008	1,274,039	4,092	2,110	1,380	9,310	19,144	164	1,051
20	1,199,309	1,173,322	1,156,076	2,722	1,309	866	7,331	13,633	126	580
21	1,188,032	1,163,336	1,144,539	2,777	1,216	751	5,777	14,078	97	409
22	1,227,736	1,203,618	1,182,222	2,902	1,345	694	4,979	14,058	140	403
23	1,176,923	1,156,158	1,134,964	2,760	1,104	618	4,106	11,994	183	343
24	1,195,204	1,174,596	1,152,915	3,070	1,297	563	4,409	11,133	136	368
25	1,185,068	1,165,742	1,144,039	3,032	1,053	573	4,155	10,397	116	305

(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査 (速報値)」2013年8月)

③ 卒業生数、進学率の推移

- ・ 中学校の卒業生数は、1989（平成元）年3月度の205万人から2013（平成25）年3月度の119万人まで、86万人減少している。
- ・ 高校への進学率は、1989年3月度の94.7%から2013年3月度の98.4%まで、3.7ポイント上昇している。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）



（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

④ 都道府県別の高等学校進学率、専修学校進学率、就職率

- ・高等学校等進学率を都道府県別にみると、最も高いのが岩手県、山形県、新潟県の99.4%であり、次いで石川県、徳島県の99.2%等の順となっている。
- ・専修学校（高等課程）進学率を都道府県別にみると、最も高いのが奈良県の0.7%であり、次いで福島県の0.6%等の順となっている。
- ・就職率を都道府県別にみると、最も高いのが香川県の1.1%であり、次いで愛知県と山口県の0.7%、沖縄県の0.6%等の順となっている。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【中学校卒業者の都道府県別高等学校等進学率、専修学校（高等課程）進学率及び就職率】

区分	高等学校等進学率 (%)	専修学校 (高等課程) 進学率(%)	就職率 (%)	区分	高等学校等進学率 (%)	専修学校 (高等課程) 進学率(%)	就職率 (%)	区分	高等学校等進学率 (%)	専修学校 (高等課程) 進学率(%)	就職率 (%)
北海道	98.9	0.2	0.2	福井	98.6	0.2	0.3	山口	97.7	0.3	0.7
青森	98.4	0.0	0.3	山梨	98.5	0.0	0.5	徳島	99.2	0.1	0.2
岩手	99.4	0.0	0.2	長野	98.8	0.2	0.2	香川	97.6	0.1	1.1
宮城	99.1	0.1	0.2	岐阜	98.4	0.2	0.4	愛媛	98.1	0.1	0.5
秋田	98.9	0.4	0.1	静岡	98.0	0.3	0.5	高知	98.6	0.2	0.3
山形	99.4	0.1	0.1	愛知	97.9	0.1	0.7	福岡	97.5	0.5	0.5
福島	98.2	0.6	0.3	三重	98.4	0.1	0.5	佐賀	97.9	0.4	0.4
茨城	98.5	0.1	0.4	滋賀	98.9	0.0	0.3	長崎	99.1	0.0	0.2
栃木	98.4	0.0	0.3	京都	99.0	0.1	0.2	熊本	98.9	0.2	0.3
群馬	98.4	0.1	0.3	大阪	98.1	0.5	0.4	大分	98.8	0.0	0.3
埼玉	98.6	0.2	0.3	兵庫	98.3	0.3	0.4	宮崎	98.2	0.2	0.5
千葉	98.5	0.2	0.3	奈良	98.4	0.7	0.2	鹿児島	98.7	0.0	0.4
東京	98.3	0.4	0.4	和歌山	98.7	0.3	0.3	沖縄	96.0	0.3	0.6
神奈川	98.2	0.5	0.3	鳥取	98.6	0.1	0.3				
新潟	99.4	0.0	0.2	島根	98.8	0.1	0.3	全国	98.4	0.3	0.4
富山	98.9	0.0	0.3	岡山	98.1	0.1	0.3	男	98.1	0.3	0.6
石川	99.2	0.0	0.2	広島	98.0	0.5	0.5	女	98.7	0.2	0.2

（注）高等学校等進学率は、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含む。

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

⑤ 高等学校の学科別生徒数

- ・本科の高校生（全日制・定時制）3,310,938人を学科別にみると、普通科が2,398,368人で最も多く、生徒数のうち72.4%を占めている。次いで、工業科が260,559人で7.9%、商業科が209,416人で6.3%、総合学科が173,680人で5.2%等の順となっている。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校（全日制・定時制）の学科別学校数及び生徒数（本科）】

区分	全日制 学校数(校)	全日制 生徒数(人)	全日制生徒 の割合(%)	定時制 学校数(校)	定時制 生徒数(人)	定時制生徒 の割合(%)
計	4,807	3,204,380	66.9	106,558		
普通	3,654	2,326,015	72.6	468	72,353	67.9
農業	294	82,135	2.6	22	1,786	1.7
工業	527	248,182	7.7	110	12,377	11.6
商業	618	203,342	6.3	81	6,074	5.7
水産	42	9,423	0.3	-	-	-
家庭	264	42,261	1.3	14	583	0.5
看護	93	14,474	0.5	4	358	0.3
情報	28	2,775	0.1	1	238	0.2
福祉	98	9,826	0.3	-	-	-
その他	564	104,531	3.3	3	525	0.5
総合学科	326	161,416	5.0	38	12,264	11.5

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

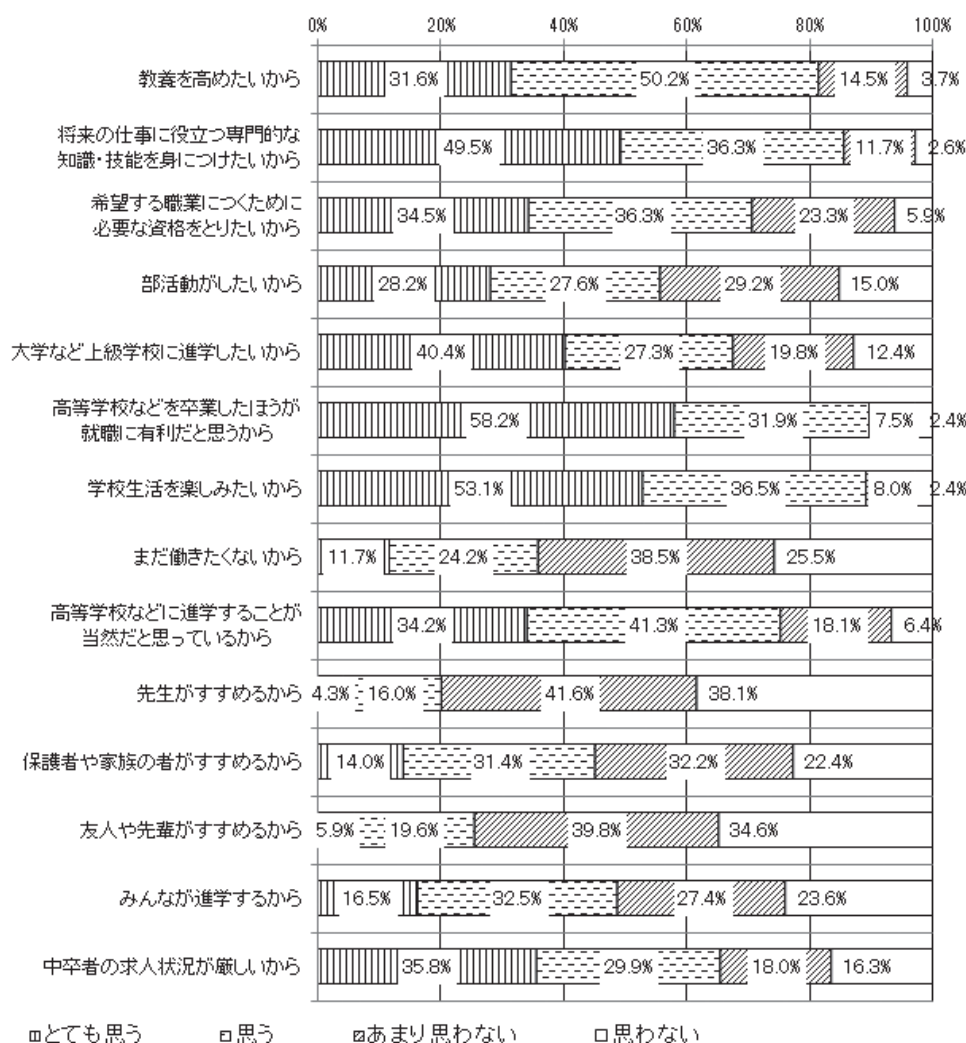
2 高等学校受験への取組み

① 進学を希望する理由

- ・「とても思う」と「思う」を合わせた肯定的な回答の割合では、「高等学校などを卒業した方が就職に有利だと思うから」が90.1%で最も高い。次いで「学校生活を楽しみたいから」が89.6%、「将来の仕事に役立つ専門的な知識・技能を身につけたいから」が85.8%、「教養を高めたいから」が81.8%等の順である。
- ・肯定的な回答の割合が低い項目は、「まだ働きたくないから」が35.9%、「友人や先輩がすすめるから」が25.5%、「先生がすすめるから」が20.3%等の順である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【中学生が進学を希望する理由】

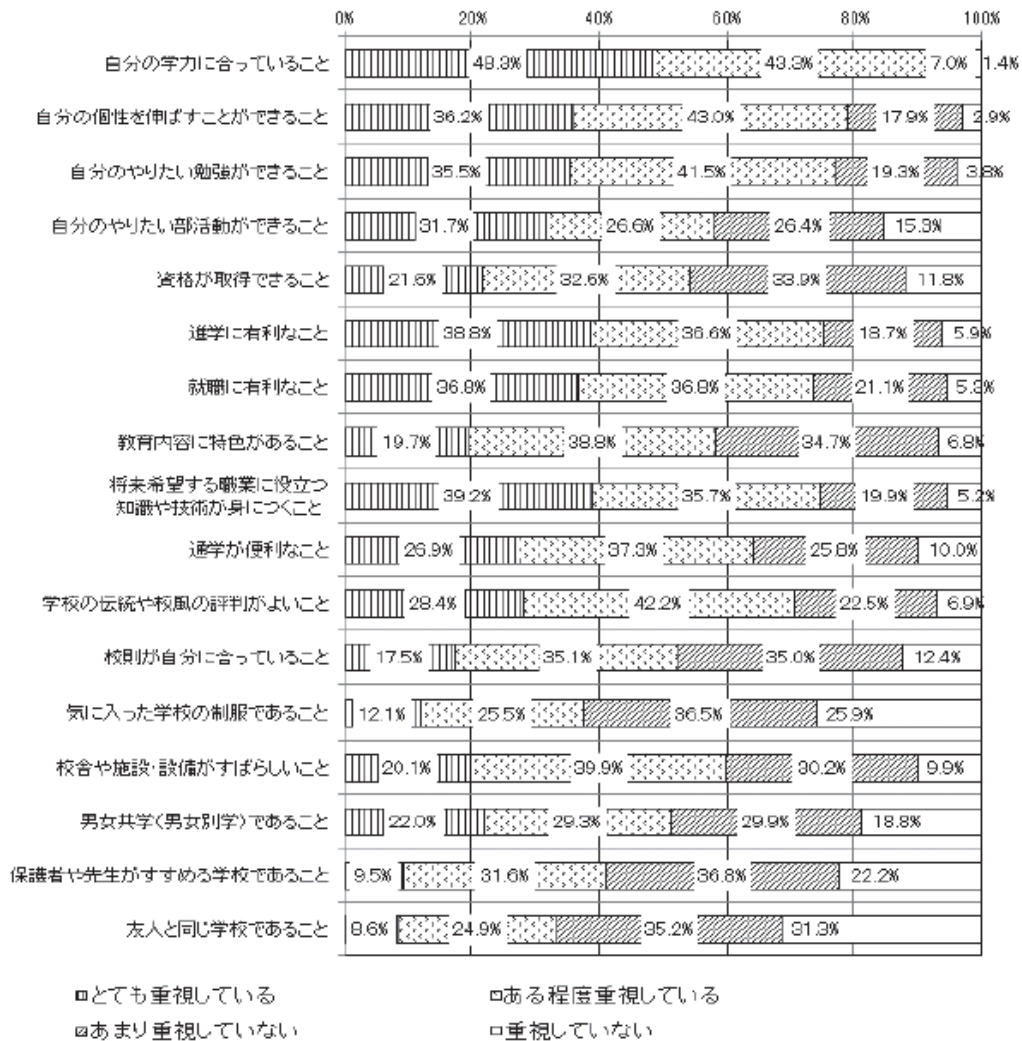


□とても思う □思う □あまり思わない □思わない
 (資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

② 志望する高等学校を選択する際に重視したこと

- ・「とても重視している」と「ある程度重視している」を合わせた肯定的な回答の割合の比較では、「自分の学力に合っていること」が91.6%と最も高い、次いで「自分の個性を伸ばすことができること」が79.2%、「自分のやりたい勉強ができること」が77.0%、「進学に有利なこと」が75.4%、「将来希望する職業に役立つ知識や技術が身につくこと」が74.9%、「就職に有利なこと」が73.6%等の順である。
- ・「とても重視している」の割合が30%を超えているのは、上記の項目以外に「自分のやりたい部活動ができること」だけである。
- ・肯定的な回答の割合が低い項目は、「保護者や先生がすすめる学校であること」が41.1%、「気に入った学校の制服であること」が37.6%、「友人と同じ学校であること」が33.5%等の順である。
(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【進学希望先を選ぶに当たり重視したこと】



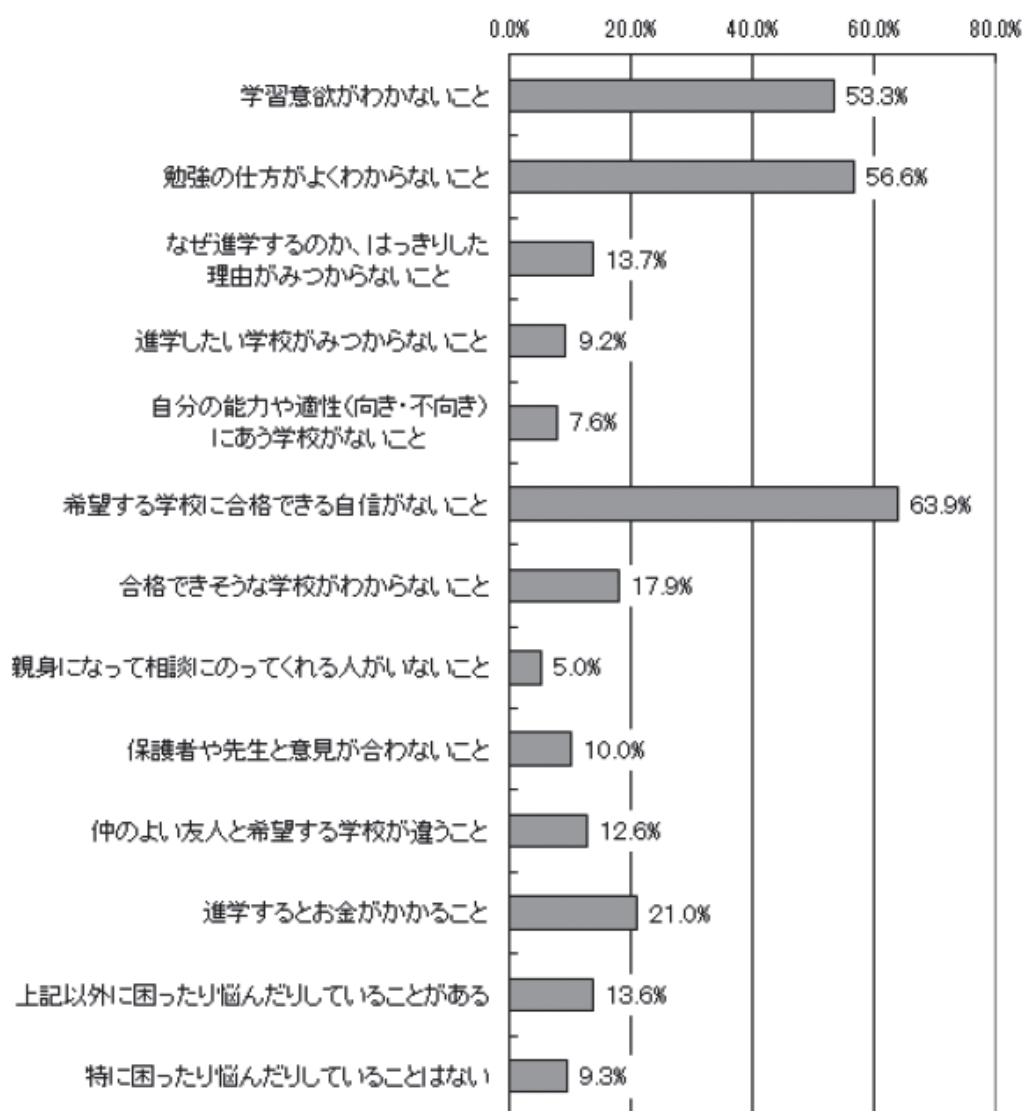
(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

③ 進学を希望するにあたって困ったり悩んだりしていること

- ・「希望する学校に合格できる自信がないこと」の割合が63.9%で最も高い。次いで「勉強の仕方がよくわからないこと」が56.6%、「学習意欲がわからないこと」が53.3%等の順である。
- ・割合が低いのは、「進学したい学校が見つからないこと」が9.2%、「自分の能力や適性（向き・不向き）にあう学校がないこと」が7.6%、「親身になって相談にのってくれる人がいないこと」が5.0%等である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【進学を希望するにあたって困ったり悩んだりしていること】



（資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

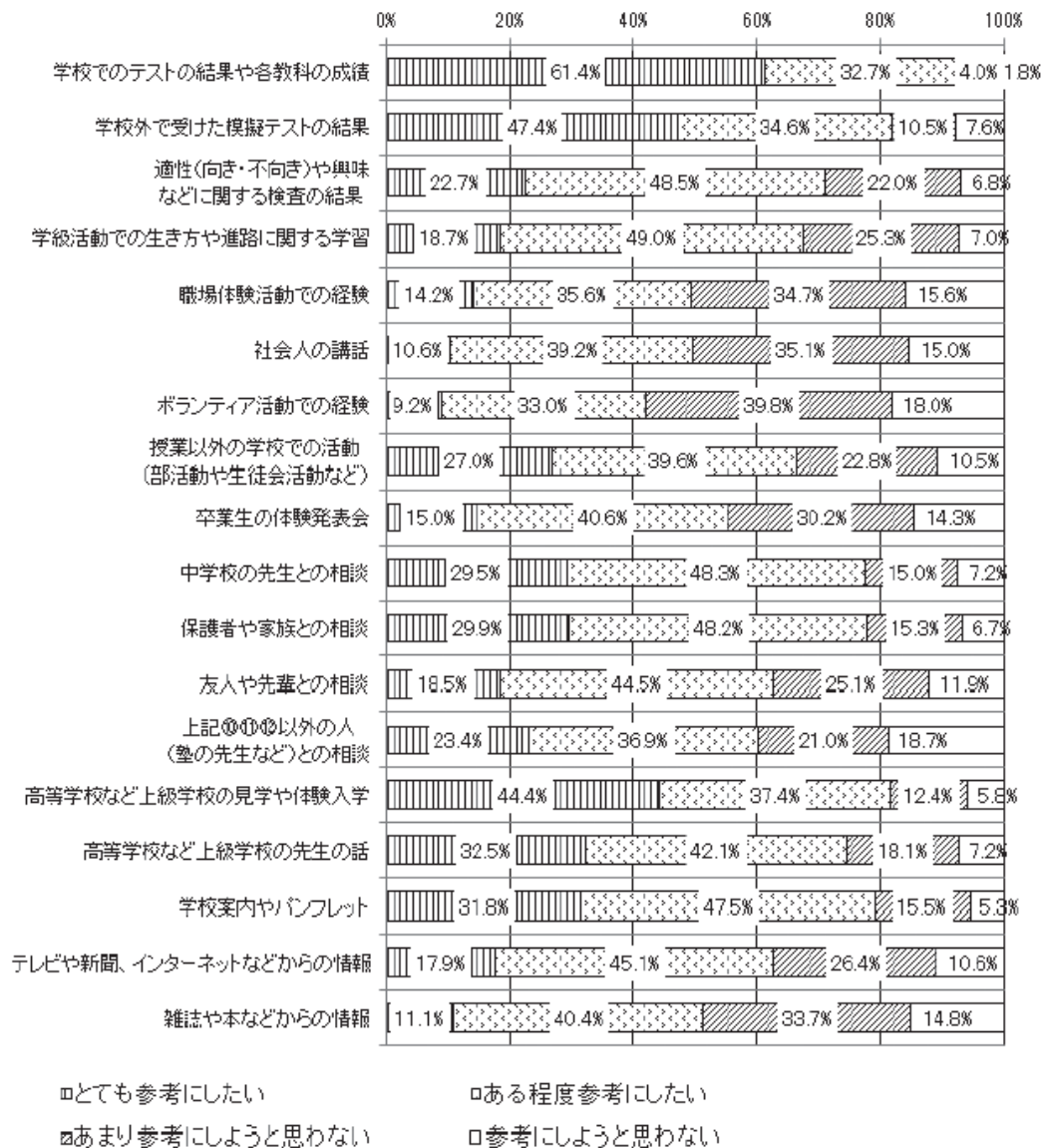
④ 希望進学先を選ぶにあたり参考にしたいこと

- ・「とても参考にしたい」と「ある程度参考にしたい」を合わせた肯定的な回答の割合を比較すると、「学校でのテストの結果や各教科の成績」が94.1%と最も高い。次いで「学校外で受けた模擬テストの結果」が82.0%、「高等学校など上級学校の見学や体験入学」が81.8%、「学校案内やパンフレット」が79.3%、「保護者や家族との相談」が78.1%、「中学校の先生との相談」が77.8%等の順である。
- ・肯定的な回答の割合が低いのは、「職場体験活動での経験」と「社会人の講話」がともに49.8%、「ボランティア活動での経験」が42.2%等の順である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【希望進学先を選ぶにあたり参考にしたいこと】



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

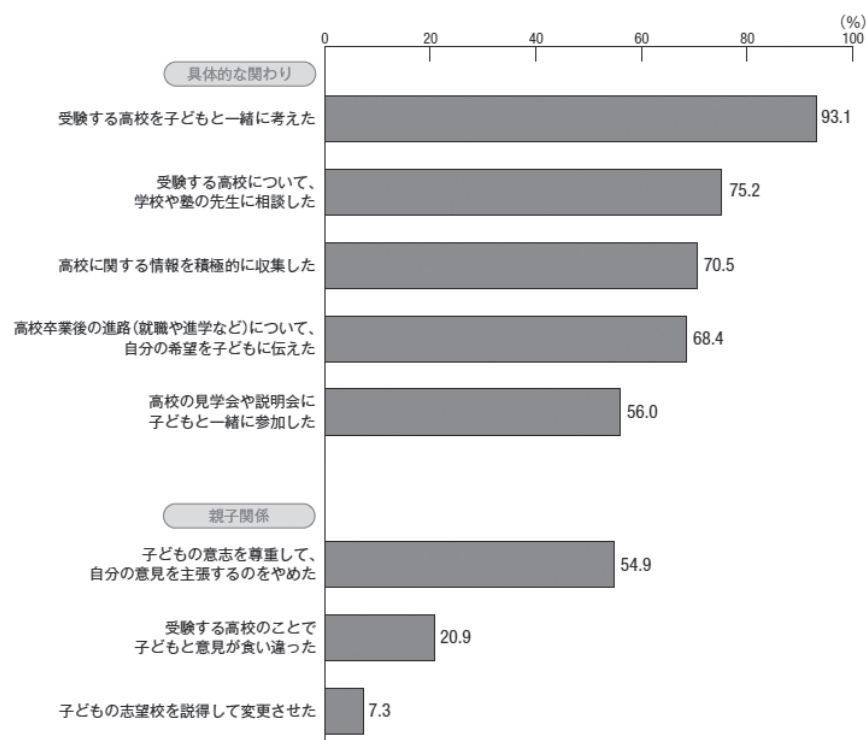
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

⑤ 志望校選択についての母親の関わり、親子関係

- ・ 志望校選択に関し、母親の75.2%が「学校や塾の先生に相談」したり、56.0%が「高校の見学会や説明会」に参加している。多くの生徒が情報源として保護者の話を参考にしていることがうかがえる。
- ・ 母親の93.1%は「受験する高校を子どもと一緒に考えた」が、志望校決定の場面では、「子どもの意志を尊重して、自分の意見を主張するのをやめた」母親が54.9%となっていることから、子ども主体で決定している家庭が多いことがわかる。

(参考：ベネッセ教育総合研究所「高校データブック 2013」2013年3月を基に作成)

【志望校選びについての母親の関わり、親子関係（高校1年生の母親）】



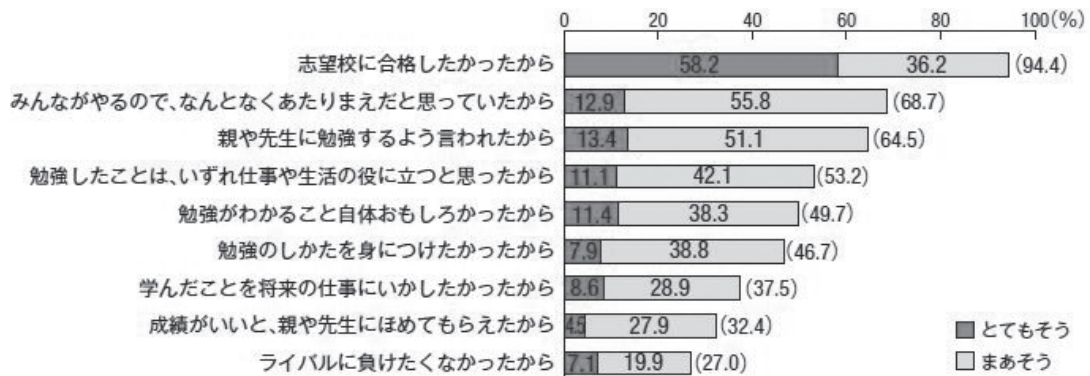
(資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高校データブック 2013」2013年3月)

⑥ 勉強の理由と方法

- ・「とてもそう」と「まあそう」を合わせると、勉強の理由では「志望校に合格したかったから」が94.4%と最も高い。次いで「みんながやるので」が68.7%、「親や先生に言われたから」が64.5%、「いずれ仕事や生活の役に立つと思ったから」が53.2%等の順である。
- ・「将来の仕事にいかしたかったから」を理由にあげたのは37.5%、勉強がわかること自体がおもしろかったから」が49.7%である。

(参考：ベネッセ教育総合研究所「高校データブック 2013」2013年3月を基に作成)

【勉強した理由 (高校1年生)】



(資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高校データブック 2013」2013年3月)

主体的に生き方を選択する力を育てる

高校教師だった時代の教え子は現在四十歳後半です。同窓会で話題になるのは、人生のさまざまな場面の選択についてです。進学、就職、結婚、転居、転職、などに遭遇したときになかなか選択できなかった経験についてです。では、直面する節目で主体的に進路(生き方)を選択する力を育成するにはどうしたらよいのでしょうか。

アメリカの大学教授にはテニユア(終身雇用)という制度があります。羨ましいと思うかもしれませんが、そうとばかりは言えません。なぜならば、大学教授として責任をもって職務を遂行していくことができるかを自分で判断し、職業生活に終止符をうたなくてはならないからです。自分で定年を決める、ここに究極の選択能力が求められるわけです。

キャリア教育では、主体的に進路(生き方)を選択する力を育成する手段としてまず自己理解を位置付けます。自分の姿を鏡に映して知るように、自己理解では、生き方についてのさまざまな情報を鏡と考えます。進学先や就(転)職先の情報を知ることによって自分を見つめるのです。その際、体験入学や職場見学など、体験がさらに自己理解を深めると考えられています。米国の教育哲学者であるジョン・デューイは、「為すことによって学ぶ」(Learning by doing)とまで言っています。

同窓会で卒業生の生きざまに触れることは私にとっては重要な体験のひとつです。かつての教え子から自己理解の機会を与えられていることとなります。人生におけるさまざまな節目に直面し、互いに迫られている難しい選択にもがきながら学び合う、まさに師弟同行(師と弟子が同じ行いの中で学びを深めること)を地でいっているのかもしれない。

早稲田大学教育・総合科学学術院 教授(大学院教職研究科長) 三村 隆男

3 高校生の進路

① 進路先（現役生）

- ・高等学校卒業生の「大学・短大進学率」は、2010年の54.3%をピークにここ3年は微減し、2013年3月卒では53.2%である。
- ・「就職率」は3年連続で上昇し、2013年は16.9%、「専門学校進学率」はここ4年間連続で上昇し、2013年は17.0%である。
- ・「一時的な仕事に就いた者」と「進学も就職もしていない者」の合計は、2013年は67,563人であり、卒業生全体のうち6.2%を占める。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校職業者の状況】

区 分	卒業者	大学・短大進学者(率)		専門学校進学者(率)	就職者(率)	一時的な仕事に就いた者(率)	進学も就職もしていない者(率)	不詳・死亡
		うち大学(学部)進学者(率)						
平成16年3月	1,235,482	560,055 (45.3)	459,456 (37.2)	237,279 (19.2)	208,907 (16.9)	27,003 (2.2)	92,666 (7.5)	216
17年3月	1,203,251	568,710 (47.3)	473,263 (39.3)	228,867 (19.0)	208,747 (17.3)	22,855 (1.9)	78,922 (6.6)	267
18年3月	1,172,087	578,525 (49.4)	490,242 (41.8)	213,122 (18.2)	210,442 (18.0)	19,232 (1.6)	66,434 (5.7)	140
19年3月	1,148,108	587,999 (51.2)	505,951 (44.1)	193,156 (16.8)	212,635 (18.5)	16,358 (1.4)	59,962 (5.2)	410
20年3月	1,089,188	575,659 (52.9)	500,631 (46.0)	167,092 (15.3)	206,628 (19.0)	12,862 (1.2)	53,757 (4.9)	230
21年3月	1,065,412	574,333 (53.9)	503,840 (47.3)	156,363 (14.7)	193,615 (18.2)	13,592 (1.3)	54,678 (5.1)	158
22年3月	1,071,422	582,272 (54.3)	513,013 (47.9)	170,352 (15.9)	168,727 (15.7)	15,560 (1.5)	59,703 (5.6)	299
23年3月	1,064,074	573,679 (53.9)	507,509 (47.7)	172,200 (16.2)	173,566 (16.3)	14,994 (1.4)	56,965 (5.4)	369
24年3月	1,056,387	565,779 (53.6)	503,545 (47.7)	177,486 (16.8)	176,931 (16.7)	13,892 (1.3)	51,922 (4.9)	283
25年3月	1,091,617	581,138 (53.2)	517,398 (47.4)	185,546 (17.0)	184,702 (16.9)	13,624 (1.2)	53,939 (4.9)	302

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

② 高等学校学科別進路先

- ・普通科卒業生は、大学等進学と専修学校専門課程の占める割合が高い。
- ・専門高等学校卒業生のうち、工業科卒業生は、就職者の比率が高く、左記以外の者の比率が低い。商業科では卒業生の約4人に1人、総合学科では卒業生の約3人に1人が大学等に進学している。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【学科別状況別卒業生数】

区分	計	大学等進学	専修学校専門課程	公共職業能力開発施設	就職	一時的な仕事	左記以外
普通科	794,222	494,163 (62.2)	122,361 (15.4)	3,486 (0.4)	64,041 (8.1)	9,284 (1.2)	42,441 (5.3)
工業科	82,404	12,302 (14.9)	12,270 (14.9)	1,684 (2.0)	52,119 (63.2)	906 (1.1)	2,088 (2.5)
商業科	70,149	17,997 (25.7)	18,554 (26.4)	339 (0.5)	28,367 (40.4)	1,284 (1.8)	2,372 (3.4)
総合学科	55,450	19,561 (35.3)	15,878 (28.6)	632 (1.1)	14,098 (25.4)	1,151 (2.1)	2,850 (5.1)

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基礎に事務局が編集）

③ 都道府県別の進路先

- ・2013年3月卒業者の全国平均の大学等進学率は53.2%（大学（学部）進学率は47.3%）、専修学校（専門課程）進学率は17.0%、就職率は17.0%である。
- ・大都市圏（関東の一都三県、近畿の二府一県）では、全国平均よりも大学等進学率が高く、就職率が低くなっているのに対し、東北・山陰・九州（福岡県を除く）では、全国平均よりも専修学校進学率と就職率が高く、大学等進学率が低いという傾向がある。
- ・就職者総数のうち、県外（出身高校が所在する県以外の県）へ就職した者は33,311人で、就職者総数の18.0%を占めている（ちなみに、2013年3月卒で大学等に進学した者のうち、他県（出身高校が所在する県以外の県）の大学に入学した者の比率は57.7%で、性別では男子が59.6%、女子が55.2%である）。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校卒業者の都道府県別進学率と就職率】

区分	大学等 進学率 (%)	大 学 (学 部) 進学率 (%)	専修学校 (専門課程) 進学率 (%)	就職率 (%)	区分	大学等 進学率 (%)	大 学 (学 部) 進学率 (%)	専修学校 (専門課程) 進学率 (%)	就職率 (%)
北海道	39.9	34.2	22.7	22.0	京 都	64.8	58.5	14.4	8.4
青 森	41.4	34.0	15.4	31.9	大 阪	57.7	50.9	15.0	11.2
岩 手	40.4	33.8	21.3	29.9	兵 庫	59.6	54.1	14.2	13.2
宮 城	48.0	43.9	17.8	23.3	奈 良	57.8	51.0	14.0	10.9
秋 田	43.0	35.6	18.4	29.5	和歌山	47.6	41.1	17.5	20.6
山 形	44.4	37.9	19.2	28.2	鳥 取	42.3	32.8	17.6	23.8
福 島	43.3	37.2	20.3	28.5	島 根	46.0	37.2	23.2	22.0
茨 城	49.3	45.7	18.4	20.0	岡 山	51.0	44.5	16.6	21.2
栃 木	52.3	47.2	17.6	19.8	広 島	60.4	55.0	13.7	13.8
群 馬	51.2	45.6	20.2	17.9	山 口	41.4	35.2	17.7	27.8
埼 玉	56.5	51.3	17.7	13.2	徳 島	50.5	45.1	16.8	21.7
千 葉	53.8	49.3	18.5	12.5	香 川	49.3	42.2	18.1	18.8
東 京	65.2	62.0	13.0	5.9	愛 媛	50.4	43.4	18.5	21.6
神奈川	60.2	55.5	16.1	7.7	高 知	44.4	36.5	21.9	17.8
新 潟	45.0	39.4	28.4	17.3	福 岡	52.0	44.6	15.8	17.2
富 山	52.4	43.5	18.0	20.6	佐 賀	41.8	35.2	17.8	31.0
石 川	53.9	46.5	14.7	20.9	長 崎	41.9	36.4	17.9	29.6
福 井	52.8	44.1	15.3	23.5	熊 本	43.6	37.5	19.1	25.3
山 梨	57.4	51.3	16.9	15.1	大 分	45.5	35.4	21.0	26.2
長 野	47.8	38.0	22.9	16.4	宮 崎	42.4	34.3	17.5	29.7
岐 阜	55.2	47.4	14.3	22.6	鹿 児 島	41.4	29.3	20.8	26.5
静 岡	53.1	47.9	16.5	21.3	冲 縄	38.2	34.4	26.4	15.2
愛 知	58.3	52.8	12.9	17.7	全 国	53.2	47.3	17.0	17.0
三 重	50.9	44.6	14.6	25.2	男	50.9	49.7	13.6	20.3
滋 賀	56.2	49.3	16.4	16.6	女	55.5	44.9	20.5	13.6

（注）大学等進学率は、大学・短期大学の通信教育部への進学者を含む。

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

Part 1

中学校の部

第2章

中学校における
キャリア教育の理解

◆第1節 キャリア教育の理解

1 キャリア教育の系譜

- ① 中教審「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(答申)(1999年12月)
 - ・キャリア教育とは、「学校教育と職業生活の円滑な接続を図るため、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」をいう。
 - ・キャリア教育は、学校ごとに目標を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要がある。
- ② 文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」(報告書)(2004年1月)
 - ・キャリア教育とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」、端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」をいう。
 - ・キャリア教育は、従来の教育の在り方を幅広く見直し、改革することを求めるものである。
- ③ キャリア教育等推進会議「キャリア教育推進プラン」(2007年5月)
 - ・キャリア教育とは、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」をいう。
- ④ 中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申)(2011年1月)
 - ・キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」をいう
 - ・キャリア教育においては、幼児期の教育から高等教育まで、発達の段階に応じて体系的に実施されるべきであり、様々な活動を通じて、基礎的・汎用的能力を中心に育成する。

2 「キャリア教育」に関する施策の展開

- ① 教育基本法の改正(2006年)
 - 第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ② 学校教育法の改正(2007年)
 - 第21条 義務教育として行われる普通教育は、……目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - 2 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第51条 高等学校における教育は、……目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

③ 高等学校学習指導要領の改訂（2009年3月）

・高等学校指導要領総則第5款教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

・教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること。

・職業教育に関して配慮すべき事項

学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

④ 「4領域8能力」と「基礎的・汎用的能力」の関係

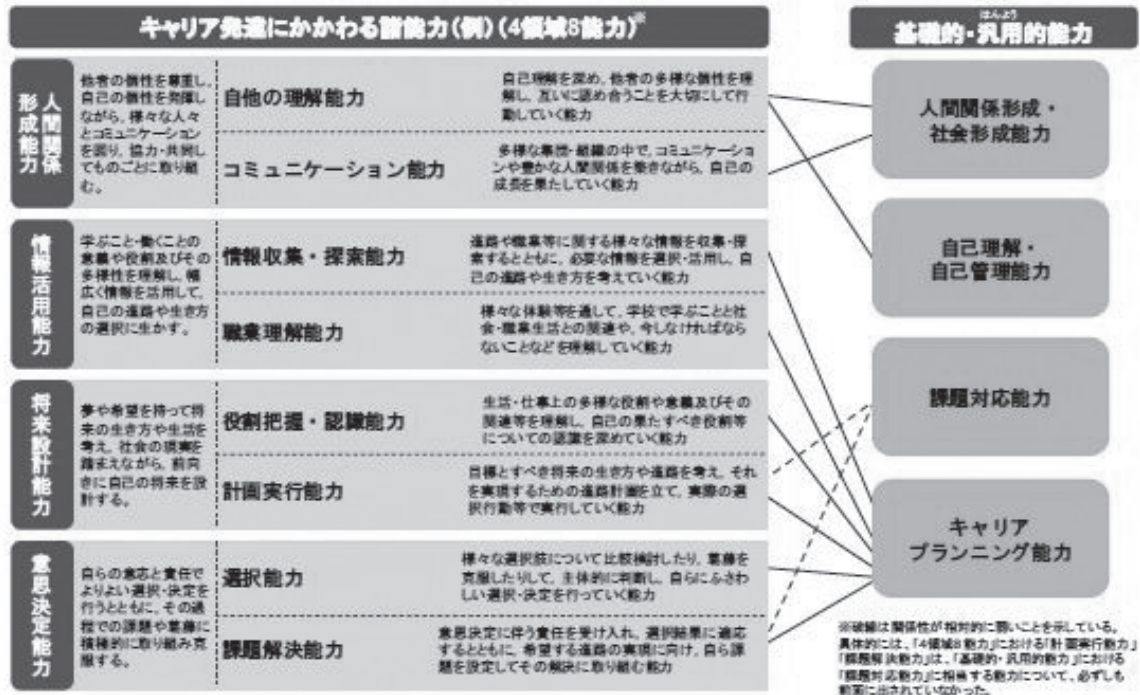
・キャリア教育を通して育成すべき能力として、2002年11月に国立教育政策研究所生徒指導研究センターから「4領域8能力」が示された。

・この「4領域8能力」論は、これまでの進路指導の実践を飛躍的に向上させる論理を示したもののとして高い評価を受けているが、一方では画一的な運用、本来目指された能力との齟齬、生涯にわたって育成される一貫した能力論の欠如などの課題も内包していた。

・2011年1月、中教審は、これまでのキャリア教育で残されてきた課題を踏まえ、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）を取りまとめ、今後のキャリア教育がその中心として育成すべき能力として「基礎的・汎用的能力」を示した。

（参考：文部科学省国立教育政策研究所生徒指導研究センター「キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書」2011年3月を基に作成）

【キャリア発達にかかわる諸能力（4領域8能力）と基礎的・汎用的能力の対応関係】



(資料出所：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申) 2011年1月)

⑤ キャリア教育を通して育成すべき「基礎的・汎用的能力」

- ・分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である。
- ・社会人・職業人に必要とされる基礎的な能力と現在学校教育で育成している能力との接点を確認し、これらの能力育成を、キャリア教育の視点に取り込んでいくことは、学校と社会・職業との接続を考える上で意義がある。
- ・基礎となる能力は基礎的・汎用的能力として以下の4つの能力に整理される。
 - i 人間関係形成・社会形成能力
 - ・多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。
 - ・具体的な要素としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等が挙げられる。
 - ii 自己理解・自己管理能力
 - ・自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。
 - ・具体的な要素としては、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等が挙げられる。
 - iii 課題対応能力
 - ・仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。
 - ・具体的な要素としては、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発

見、計画立案、実行力、評価・改善等が挙げられる。

iv キャリアプランニング能力

- ・「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。
 - ・具体的な要素としては、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等が挙げられる。
- ・これらの能力は、包括的な能力概念であり、必要な要素をできる限り分かりやすく提示するという観点でまとめたものである。この4つの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にある。このため、特に順序があるものではなく、また、これらの能力をすべての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを求めるものでもない。
 - ・これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色、専攻分野の特性や子ども・若者の発達の段階によって異なると考えられる。各学校においては、この4つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成されることが望まれる。その際、初等中等教育の学校では、新しい学習指導要領を踏まえて育成されるべきである。

(参考：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

(答申) 2011年1月を基に作成)

⑥ 第2期教育振興基本計画(2013年6月14日閣議決定)

- ・社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等：社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。
- ・「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。
- ・幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を充実し、特に、高等学校普通科におけるキャリア教育を推進する。その際、子ども・若者の発達の段階に応じて学校の教育活動全体を通じた指導を進めるとともに、地域におけるキャリア教育支援のための協議会の設置促進等を通じ、職場体験活動・インターンシップ等の体験活動や外部人材の活用など地域・社会や産業界と連携・協働した取組を推進する。

3 中学校におけるキャリア教育の意義と課題

① キャリア教育の意義

- ・中学校においては、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかり考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度を、体験を通じてその重要性について理解を深めさせつつ育成し、進路の選択・決定へと導くことが重要である。
- ・各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動や

日常生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、能力や態度の効果的な育成を図ることが必要である。

- ・ 職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実に向き合うことが中心となる。その際、活動の効果を引き出すための指導の改善・充実や、円滑に実施するための条件整備を図ることが必要である。
- ・ 活動の目標やこれを達成するための道筋・手だてを明確なものとし、適切に評価されることを考慮した指導が重要である。例えば、事前指導として、職場体験学習の意義や体験先の仕事内容に関する学習、体験先訪問、また、事後指導として、生徒が成就感・達成感を感じられるよう、自己評価カード作成や体験感想文作成、体験発表会等がある。
- ・ 中学校においては、「学ぶことや働くことの意義」等についての学習や体験的な学習が広く行われるようになっており、生徒がより主体的かつ真剣に自らの進路を考え、目的意識を持って進路選択を行うようになってきている。しかし、進路指導についての中学校の教員と生徒や保護者の認識の差も大きくあり、教員は、生徒や保護者が個性や適性を考える学習を望んでいるという認識を持って、組織的・計画的に進路について指導・援助することが必要である。

(参考：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」)

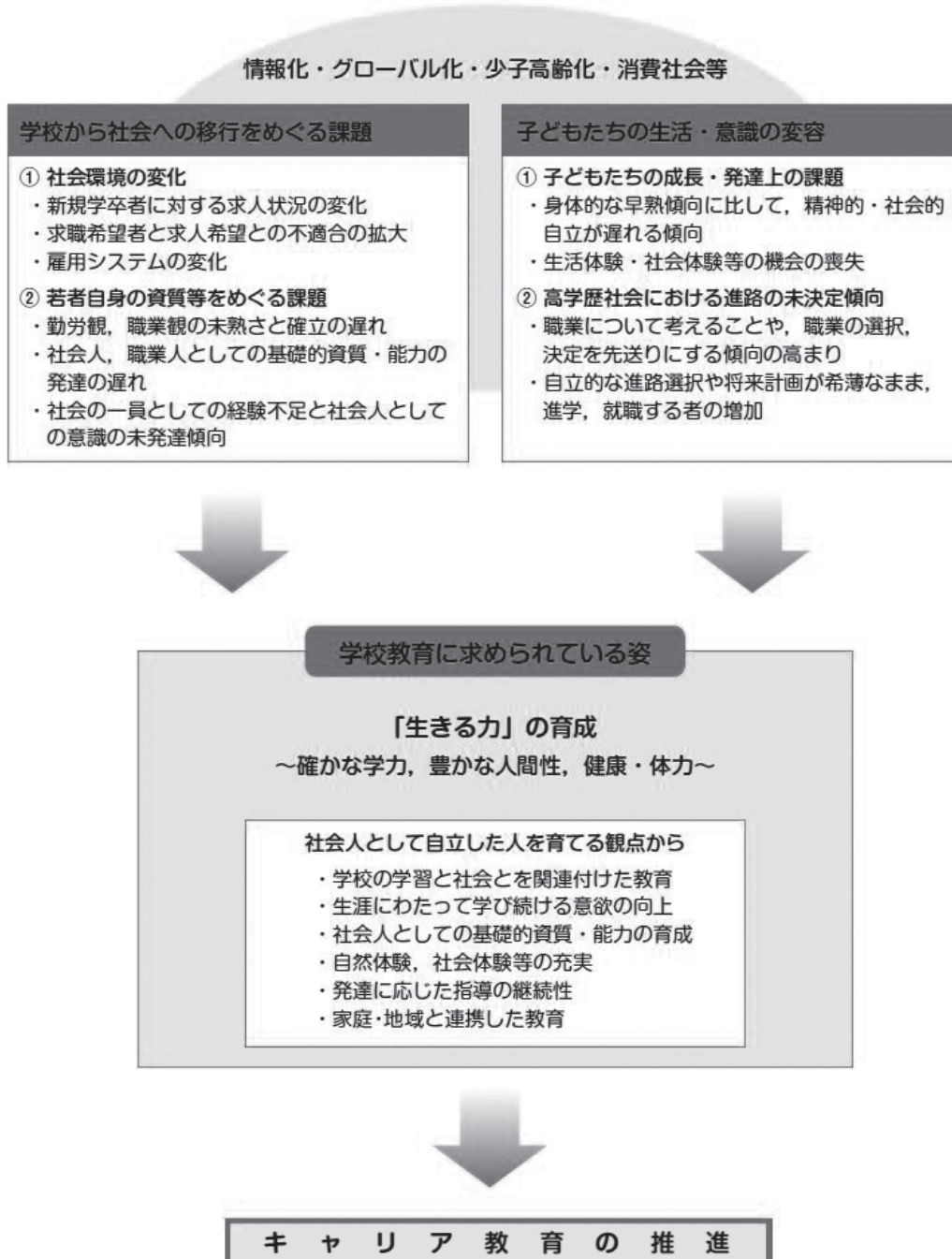
(答申) 2011年1月を基に作成)

② キャリア教育の背景と課題

- ・ 子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将来の捉え方にも大きな変化をもたらしている。子どもたちは、自分の将来を考えるのに役立つ理想とする大人のモデルが見つけにくく、自らの将来に向けて希望あふれる夢を描くことも容易ではなくなっている。
- ・ 環境の変化は、子どもたちの心身の発達にも影響を与え始めている。例えば、身体的には早熟傾向にあるが、精神的・社会的側面の発達はそれに伴っておらず遅れがちであるなど、全人的発達がバランス良く促進されなくなっている。具体的には、人間関係をうまく構築できない、自分で意思決定できない、自己肯定感をもてない、将来に希望を持つことができないといった子どもの増加などが指摘されている。
- ・ 子どもたちが希望をもって、自立的に自分の将来を切り拓いて生きていくためには、変化を恐れず、変化に対応していく力と態度を育てることが不可欠である。そのためには、日常の教育活動を通して、学ぶ面白さや学びへの挑戦の意味を子どもたちに体得させることが大切である。
- ・ 子どもたちが、未知の知識や体験に関心を持ち、仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して、未経験の体験に挑戦する勇気とその価値を体得することで、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤をつくることができる。
- ・ 子どもたちが将来自立した社会人となるための基盤を作るためには、学校の努力だけではなく、子どもたちにかかわる家庭・地域が学校と連携して、同じ目標に向かう協力体制を築くことが不可欠である。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引」2011年3月を基に作成)

【キャリア教育が必要となった背景と課題】



(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引」2011年3月)

4 キャリア教育を通して育成すべき能力についての考え方

① 中学校段階におけるキャリア発達課題

- ・中学校段階は、自我の目覚めや独立の欲求が高まるとともに、人間関係も広がり、社会の一員として自分の役割や責任の自覚が芽生えてくる時期である。また、他者とかかわり、様々な葛藤や経験の中で、自らの人生や生き方への関心が高まり、自分の生き方を模索し、夢や理想を持つ時期である。
- ・一方で、高校入学者選抜を始めとする現実的な進路選択を迫られ、自分の意思と責任で決定し

なければならない時期でもあり、キャリア教育実践にとって極めて重要である。

- ・このような発達の段階にある中学生が、自分を見つめ直し、自分と社会との関わり合いを考え、将来における多様な生き方や進路選択の可能性を理解し、自らの意思と責任において自己の生き方や進路選択ができるような能力、言い換えれば、まさしく社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育むことはたいへんに重要である。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引」2011年3月及び文部科学省国立教育政策研究所生徒指導研究センター「キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書」2011年3月を基に作成)

【中学校におけるキャリア発達段階と特徴】

中学校段階でのキャリア発達課題		
<ul style="list-style-type: none"> ○キャリア発達段階 →現実的探索と暫定的選択の時期 ○キャリア発達課題 <ul style="list-style-type: none"> ・肯定的自己理解と自己有用感の獲得 ・興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成 ・進路計画の立案と暫定的選択 ・生き方や進路に関する現実的探索 		
各学年におけるキャリア発達課題の例		
1年生	2年生	3年生
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の良さや個性が分かる。 ・自己と他者の違いに気付き、尊重しようとする。 ・集団の一員としての役割を理解し、それを果たそうとする。 ・将来に対する漠然とした夢やあこがれを抱く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の言動が他者に及ぼす影響について理解する。 ・社会の一員としての自覚が芽生えるとともに、社会や大人を客観的にとらえる。 ・将来への夢を達成する上での現実の問題に直面し、模索する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進める。 ・社会の一員としての参加には義務と責任が伴うことを理解する。 ・将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服するための努力に向かう。

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引」2011年3月)

② 各教科等との関連

- ・キャリア教育は、すべての教育活動を通して実践されるものであるが、生徒一人一人の「生き方」に直接働きかける「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」は、特に重要な実践の場となる。
- ・道徳：「主として自分自身に関すること」「主として他の人とのかかわりに関すること」「主として集団や社会との関わりに関すること」等を柱として、「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成する」ことを目標としている。
→キャリア教育との関連が極めて深い
- ・特別活動及び学級活動：特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことを目標とする。学級活動は、「適応と成長及び健康安全」と「学業と進路」等を内容とする。
→キャリア教育の中核的な実践の場
- ・総合的な学習の時間：「横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自己の生き方を考えることができるようにすること」を目標とする。各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすることが重要であり、各教科等で別々に身に付けた知識や技能をつながりのあるものとして組織化し直し、改めて現実の生活にかかわる学習において活用し、それらが連動して機能することが求められている。

→それぞれの教育活動を通じたキャリア教育の実践をつなぐ可能性を有している

(参考：文部科学省国立教育政策研究所生徒指導研究センター

「キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書」2011年3月を基に作成)

③ キャリア教育と職業教育の関係

・育成する力の観点から整理

◆キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度

◆職業教育：一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度

・教育活動の観点から整理

◆キャリア教育：普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。

◆職業教育：具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

(出典：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

(答申)2011年1月)

④ キャリア教育と進路指導

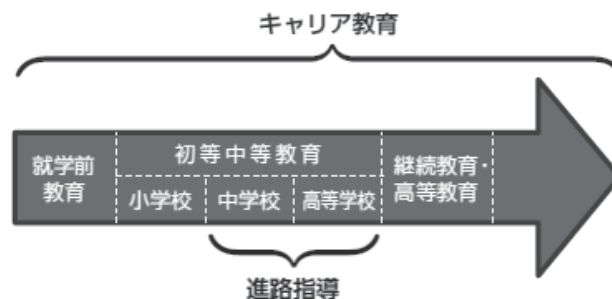
・中学校における進路指導は、教育活動全体を通じ、計画的、組織的に行われるものであり、この点においてキャリア教育との差異はない。また、その定義・概念やねらいも、中学校におけるキャリア教育とほぼ同じと言ってよい。

・キャリア教育は、就学前段階から初等中等教育・高等教育を貫き、また学校から社会への移行に困難を抱える若者(若年無業者など)を支援する様々な機関においても実践されるものである。一方、進路指導は、理念・概念やねらいにおいてキャリア教育と同じものであるが、中学校・高校に限定される教育活動である。

・進路指導は、本来、進路選択を間近に控えた時期になってからの指導・援助や斡旋だけでなく、入学から卒業までにとどまらず、卒業後までも包含した計画的・組織的な教育活動であり、卒業時の進路をどう選択するかを含めて、さらにどういう人間になり、どう生きていくことが望ましいかといった長期的展望に立って指導・援助するという意味で「生き方の指導」とも言える教育活動である。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引」2011年3月を基に作成)

【キャリア教育と進路指導との関係】



(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引」2011年3月)

◆第2節 中学校におけるキャリア教育の取組み状況に関する理解

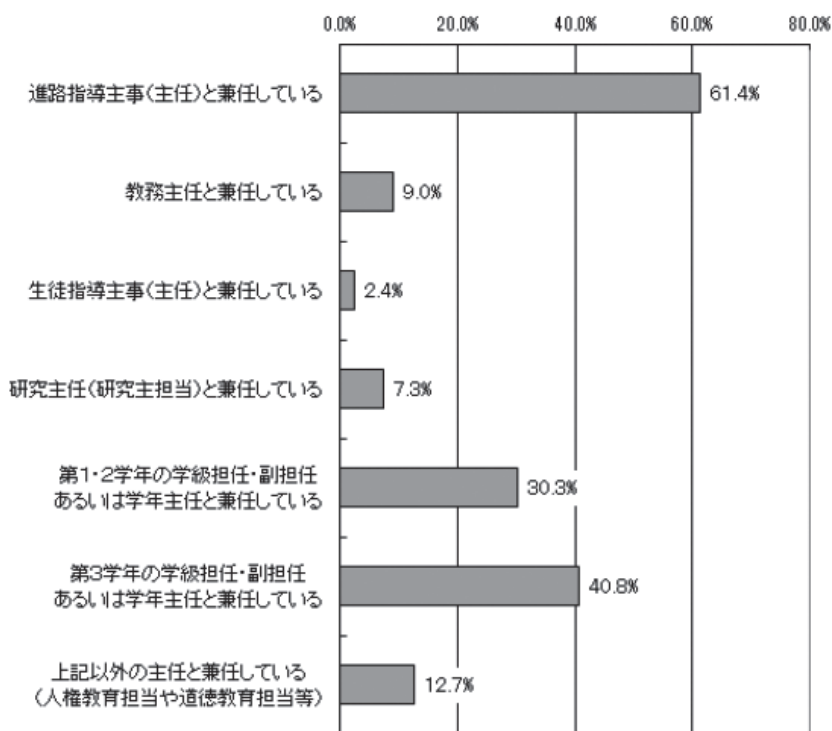
1 キャリア教育の取組み状況

① キャリア教育を中心となって進めている人の兼任状況

- ・兼任の状況は、「進路指導主事（主任）と兼任している」が61.4%と最も高い。次いで「第3学年の学級担任・副担任あるいは学年主任と兼任している」が40.8%、「第1・2学年の学級担任・副担任あるいは学年主任と兼任している」が30.3%である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【キャリア教育を中心となって進める担当者の兼任の状況】



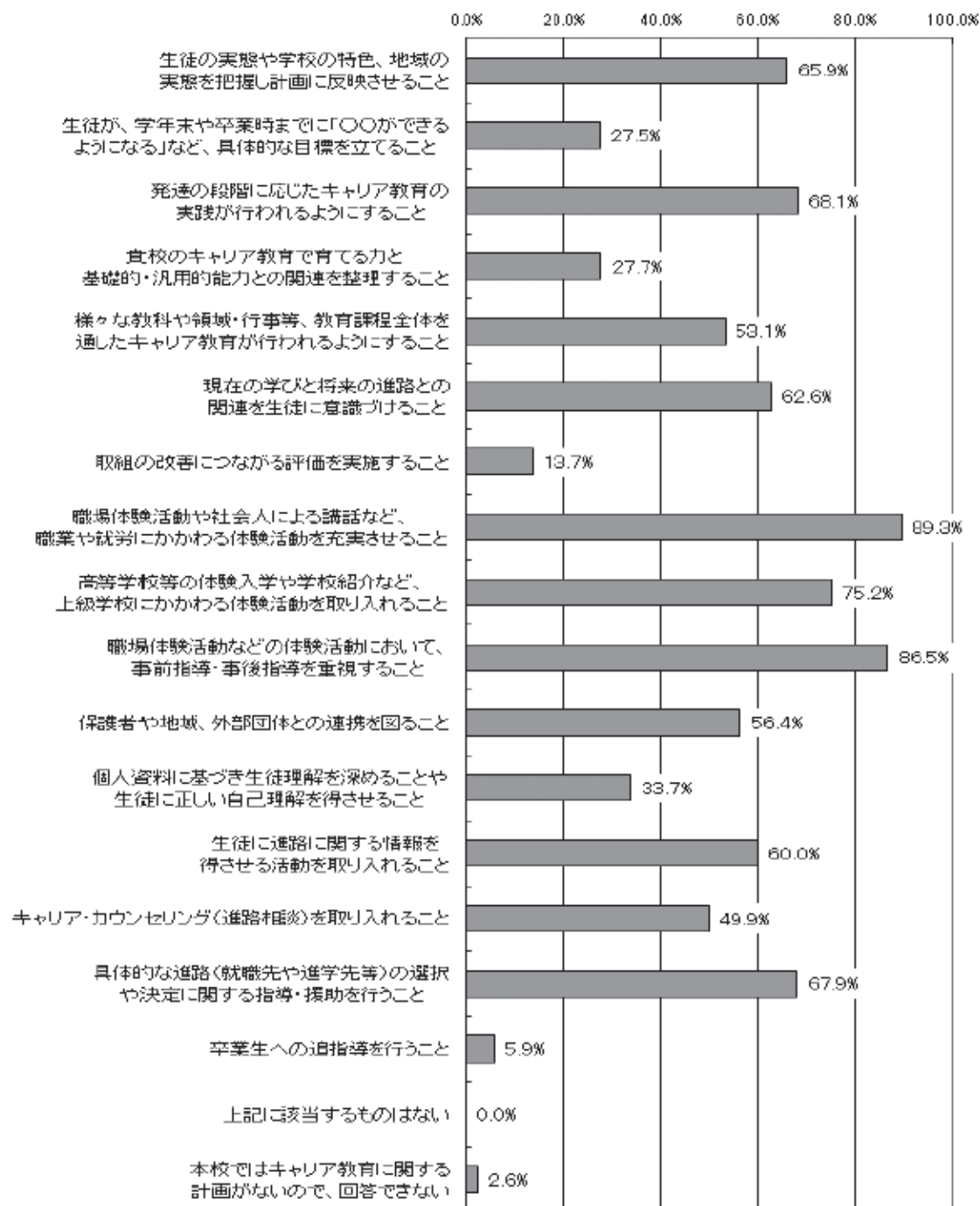
（資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

② キャリア教育の計画を立てる上で重視したこと

- ・「職場体験活動や社会人による講話など、職業や就労にかかわる体験活動を充実させること」の割合が89.3%と最も高い。次いで「職場体験活動などの体験活動において、事前指導・事後指導を重視すること」が86.5%、「高等学校等の体験入学や学校紹介など、上級学校にかかわる体験活動を取り入れること」が75.2%等の順である。
- ・割合が低いのは、「貴校のキャリア教育で育てる力と基礎的・汎用的能力との関連を整理すること」が27.7%、「生徒が、学年末や卒業時まで『〇〇ができるようになる』など、具体的な目標を立てること」が27.5%、「取組の改善につながる評価を実施すること」が13.7%、「卒業生への追指導を行うこと」が5.9%である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【キャリア教育の計画を立てる上で重視したこと】



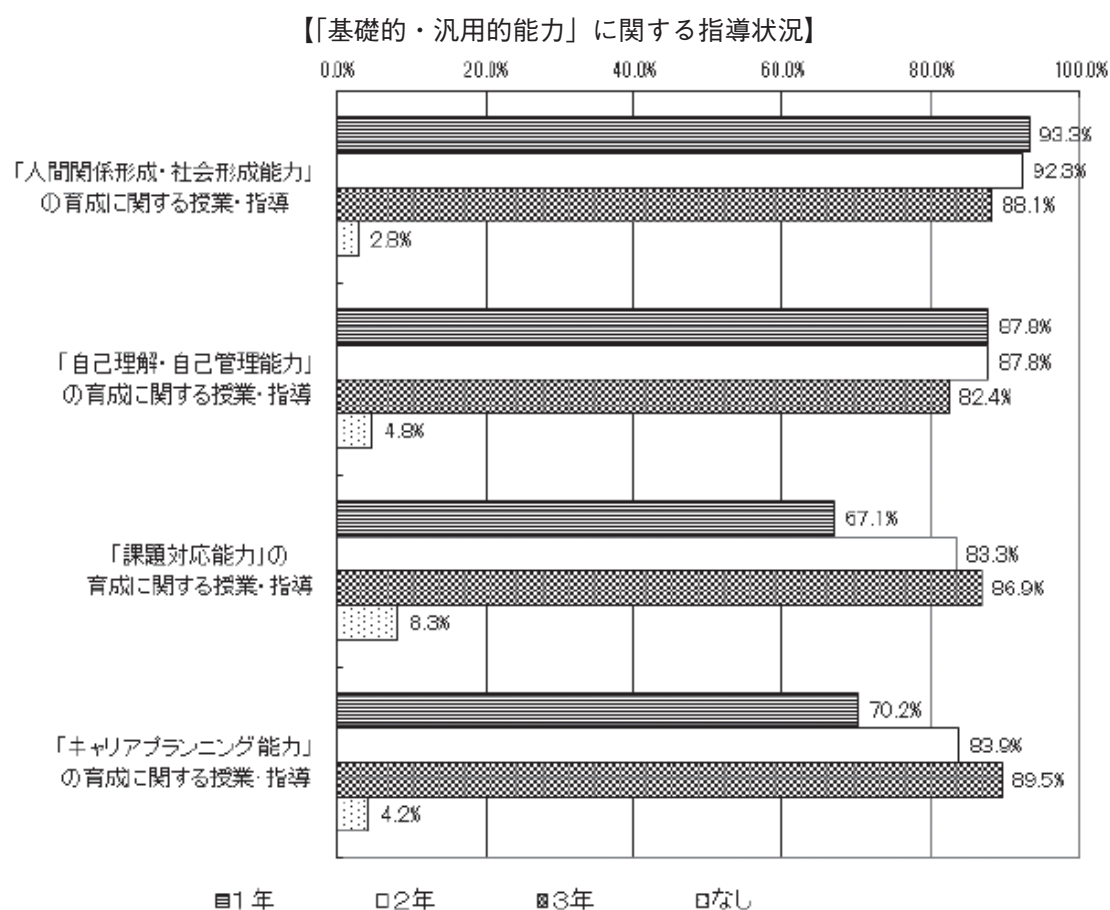
(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

③ 「基礎的・汎用的能力」に関する指導状況

- ・全体的にみると、どの項目も、すべての学年で高い割合で指導されている。「『人間関係形成・社会形成能力』の育成に関する授業・指導」や「『自己理解・自己管理能力』の育成に関する授業・指導」は、「1年」や「2年」での割合は高いが、「3年」では若干低い。一方、「『課題対応能力』の育成に関する授業・指導」や「『キャリアプランニング能力』の育成に関する授業・指導」は「1年」や「2年」よりも「3年」での割合が高い。
- ・「1年」では、「『人間関係形成・社会形成能力』の育成に関する授業・指導」が93.3%と最も高い。次いで、「『自己理解・自己管理能力』の育成に関する授業・指導」が87.8%である。
- ・「2年」でも、「『人間関係形成・社会形成能力』の育成に関する授業・指導」が92.3%と最も高い。次いで、「『自己理解・自己管理能力』の育成に関する授業・指導」が87.8%である。
- ・「3年」では、「『キャリアプランニング能力』の育成に関する授業・指導」が89.5%と最も高い。次いで「『人間関係形成・社会形成能力』の育成に関する授業・指導」が88.1%、「『課題対応能力』の育成に関する授業・指導」が86.9%である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

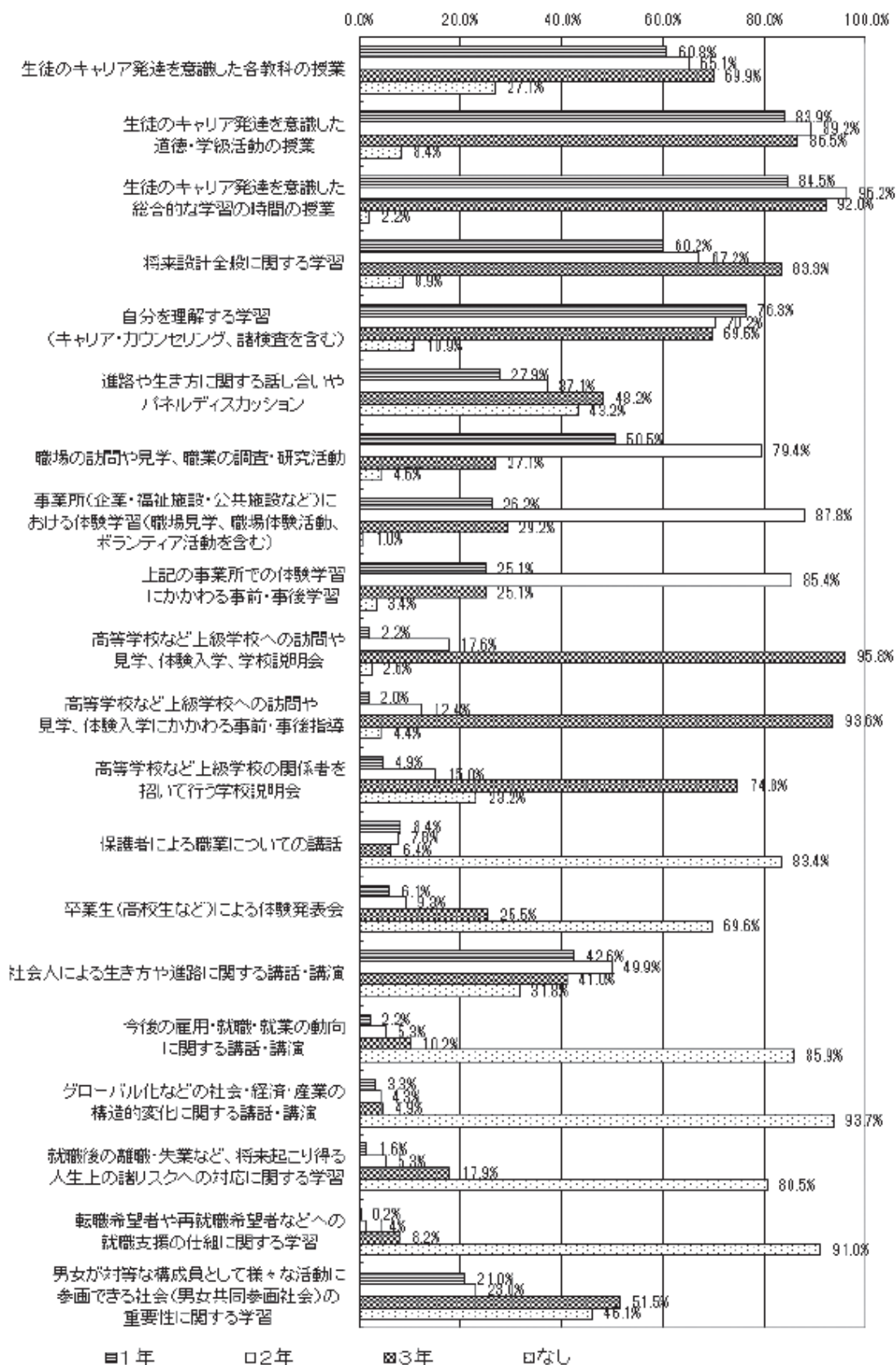
④ キャリア教育に関する学習の機会や内容等の実施状況

- ・教育課程の中でのキャリア教育に関する学習の実施は、「生徒のキャリア発達を意識した総合的な学習の時間の授業」（1年84.5%、2年96.2%、3年92.0%）が最も高い。次いで「生徒のキャリア発達を意識した道徳・学級活動の授業」（1年83.9%、2年89.2%、3年86.5%）、「生徒のキャリア発達を意識した教科の授業」（1年60.8%、2年65.1%、3年69.9%）である。
- ・「1年」では、「自分を理解する学習（キャリア・カウンセリング、諸検査を含む）」が76.35%と最も高い。次いで「将来設計全般に関する学習」が60.2%、「職場の訪問や見学、職業の調査・研究活動」が50.5%等の順である。
- ・「2年」では、「事業所（企業・福祉施設・公共施設など）における体験学習（職場見学、職場体験活動、ボランティア活動を含む）」が87.8%と最も高い。次いで「上記の事業所での体験学習にかかわる事前・事後学習」が85.4%、「職場の訪問や見学、職場の調査・研究活動」が79.4%等の順である。
- ・「3年」では、「高校等上級学校への訪問や見学、体験入学、学校説明会」が95.8%と最も高い。次いで「高校等上級学校への訪問や見学、体験入学にかかわる事前・事後学習」が93.6%、「将来設計全般に関する学習」が83.3%等の順である。
- ・どの学年でもあまり実施されていないのは、「グローバル化等の社会・経済・産業の構造的変化に関する講話・講演」が93.7%、「転職希望者や再就職希望者などへの就職支援の仕組みに関する学習」が91.0%、「今後の雇用・就職・就業の動向に関する講話・講演」が85.9%等である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【キャリア教育に関する学習の機会や内容等の実施状況】



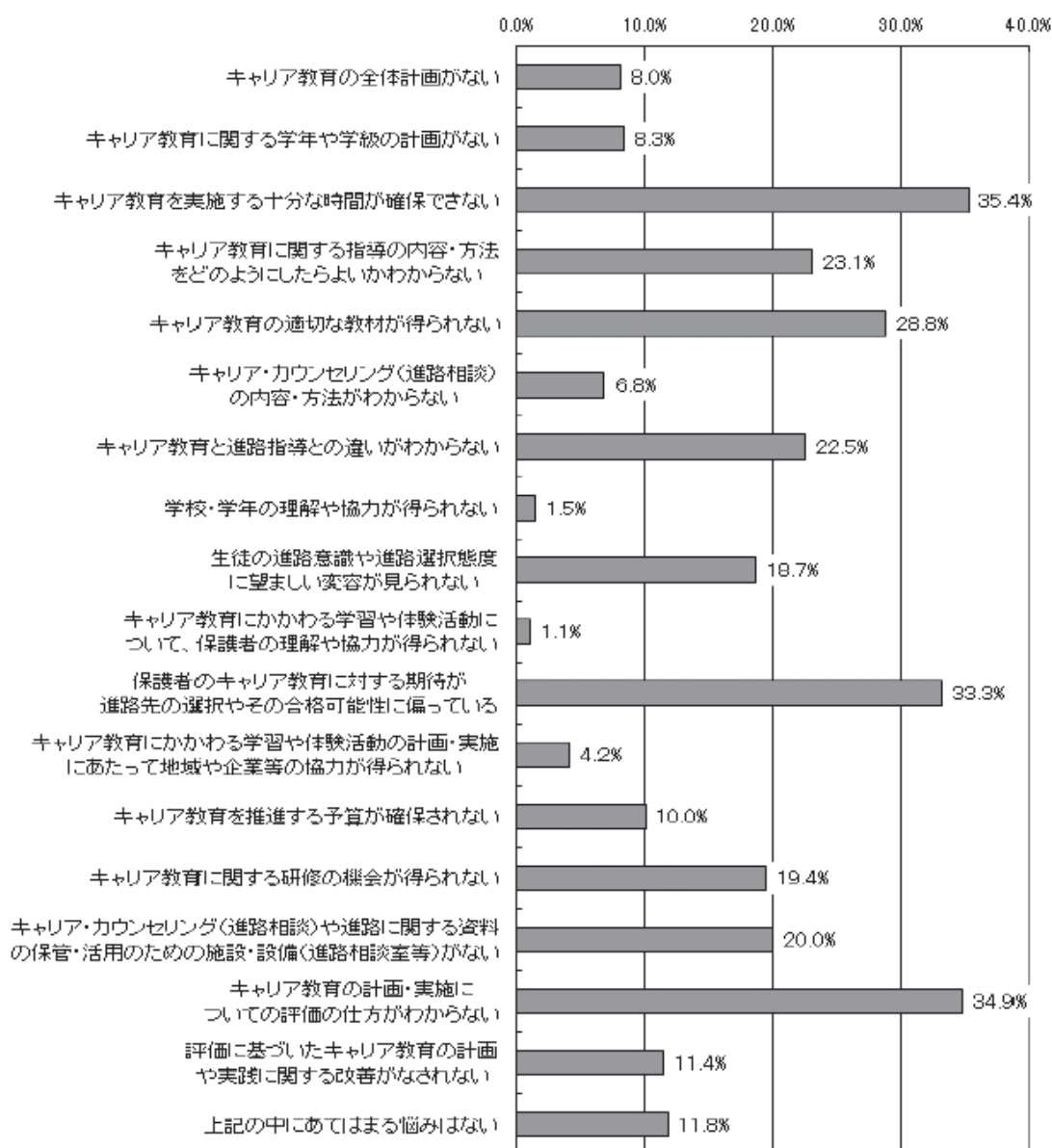
(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

⑤ キャリア教育について困ったり悩んだりしていること

・「キャリア教育を実施する十分な時間が確保できない」が35.4%と最も高い。次いで「キャリア教育の計画・実施についての評価の仕方がわからない」が34.9%、「保護者のキャリア教育に対する期待が進路先の選択やその合格可能性に偏っている」が33.3%等である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【学校のキャリア教育について困ったり悩んだりしていること】



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

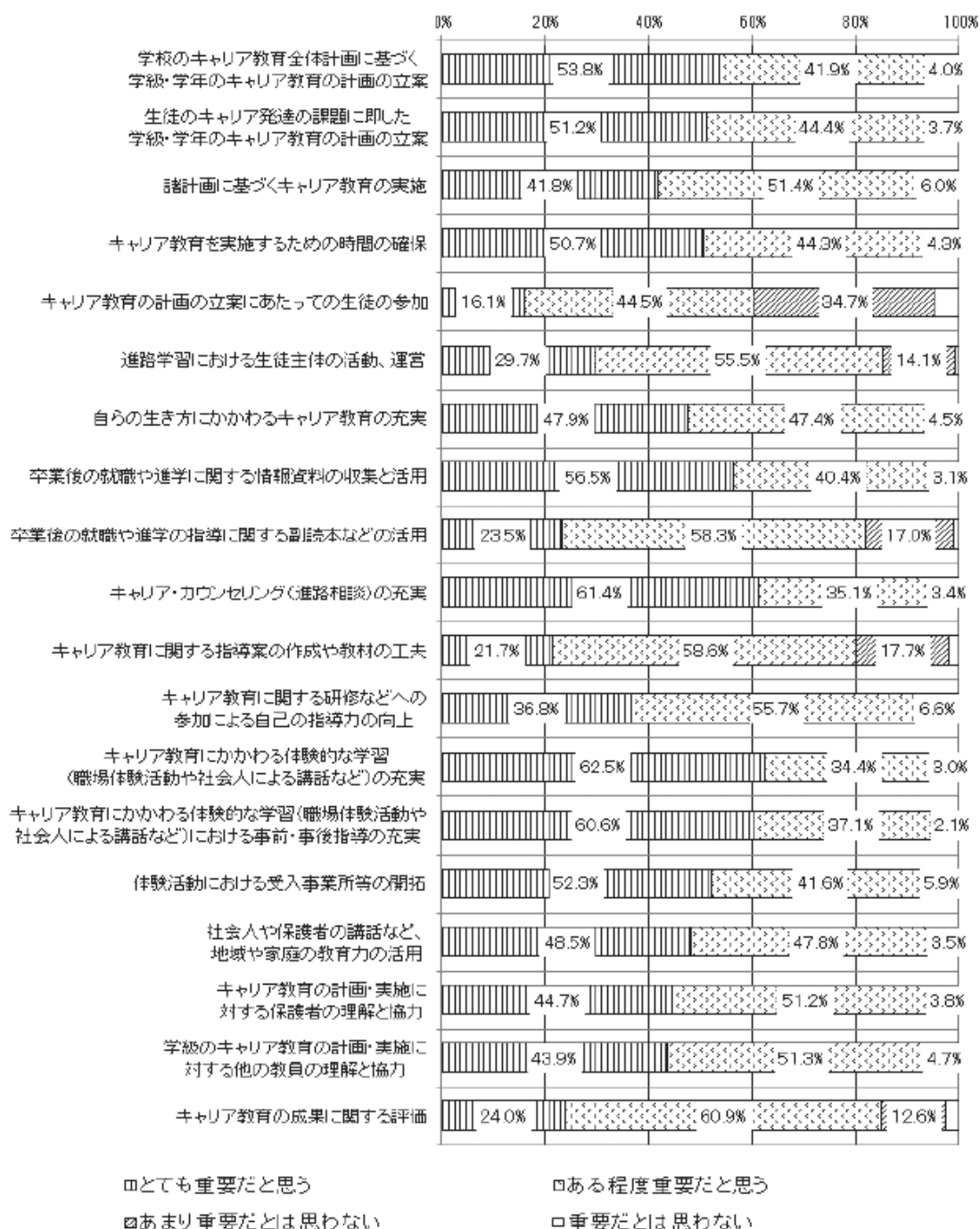
⑥ キャリア教育を適切に行っていく上で今後重要になると思われること

・「とても重要だと思う」の割合では、「キャリア教育にかかわる体験的な学習(職場体験活動や社会人による講話など)の充実」が62.5%と最も高い。次いで「キャリア・カウンセリング(進

路相談)の充実」が61.4%、「キャリア教育にかかわる体験的な学習(職場体験活動や社会人による講話など)における事前・事後指導の充実」が60.6%、「卒業後の就職や進学に関する情報資料の収集と活用」が56.5%等の順である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【キャリア教育を適切に行っていく上で今後重要になると思われること】



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

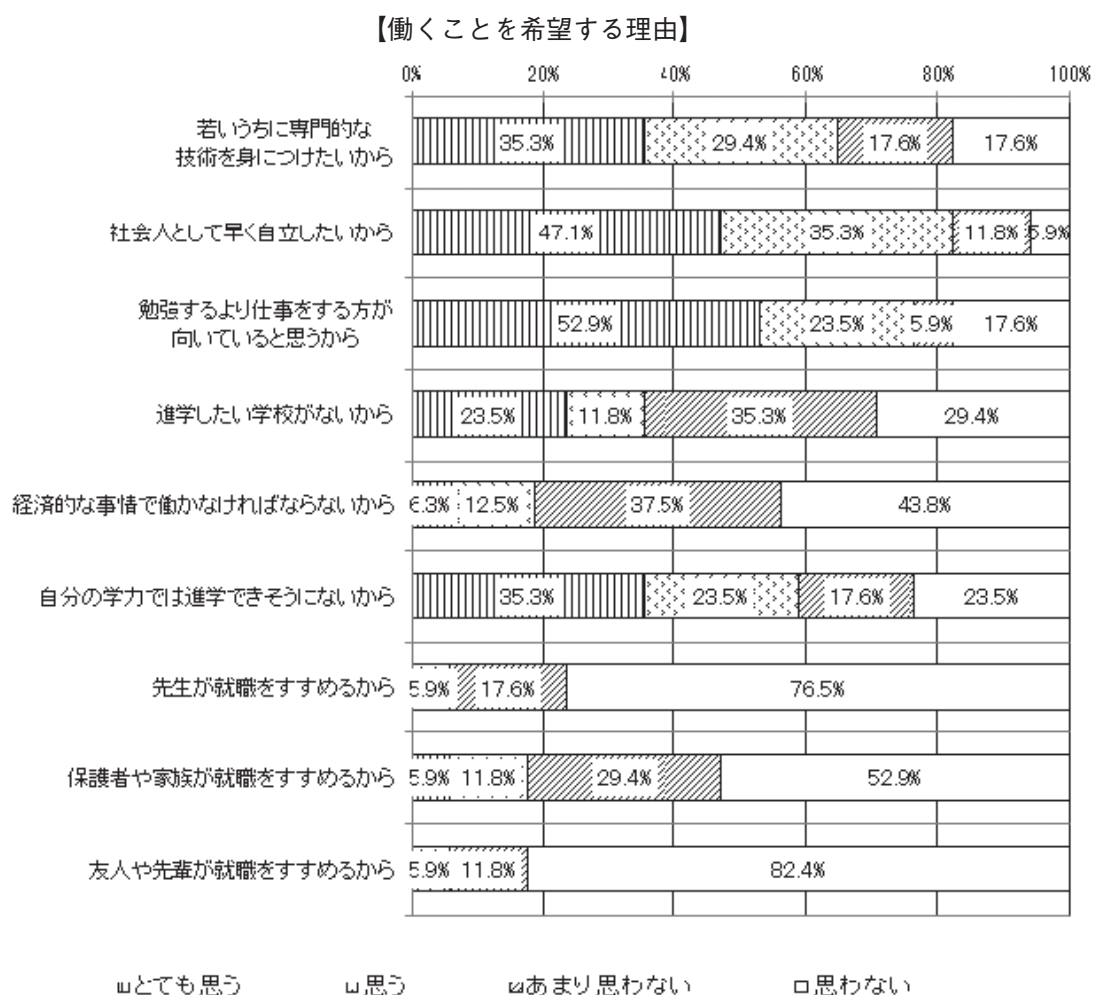
2 働くことに対する考え方

① 中学校卒業後に働くことを希望する理由

- ・「とても思う」と「思う」を合わせた肯定的な回答の割合を比較すると、「社会人として早く自立したいから」が82.4%と最も高い。次いで「勉強するより仕事をする方が向いていると思うから」が76.4%、「若いうちに専門的な技術を身につけたいから」が64.7%、「自分の学力では進学できそうにないから」が58.8%等の順である。
- ・肯定的な回答の割合が低い項目は、「保護者や家族が就職をすすめるから」が17.7%、「友人や先輩が就職をすすめるから」が5.9%、「先生が就職をすすめるから」が5.9%、である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

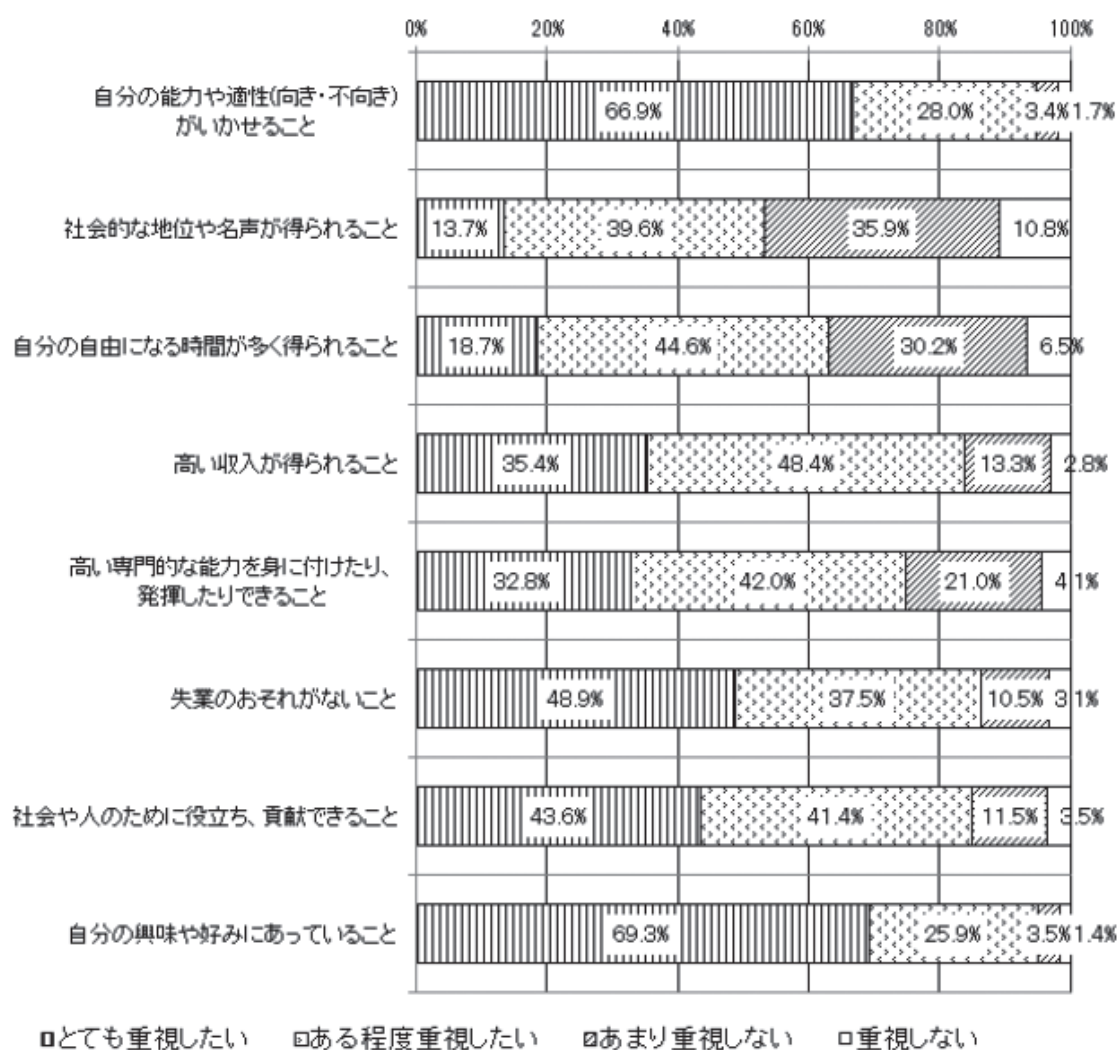
② 自分の職業や仕事を選ぶ際に重視すること

- ・「とても重視したい」と「ある程度重視したい」を合わせた肯定的な回答の割合を比較すると、「自分の興味や好みにあっていること」が95.2%と最も高い。次いで「自分の能力や適性（向き・不向き）がいかせること」が94.9%、「失業のおそれがないこと」が86.4%等の順である。
- ・肯定的な回答の割合が低い項目は、「高い専門的な能力を身に付けたり、発揮したりできること」が74.8%、「自分の自由になる時間が多く得られること」が63.3%、「社会的な地位や名声が得られること」が53.3%等の順である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【自分の職業や仕事を選ぶ際に重視すること】



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

③ 将来の生き方や進路を考える上で役立つ指導内容

- ・「役に立った」と「少しは役に立った」を合わせた割合を比較すると、「様々な教科における日々の授業」が93.1%と最も高い。次いで「部活動などの課外活動」が85.5%、「係活動・委員会活動や生徒会活動などの日々の活動」が84.6%、「職場での体験活動」が84.1%、「卒業後の進路（進学や就職）についての相談」が82.8%、「職場の見学」が81.4%等の順である。
- ・「役に立った」と「少しは役に立った」を合わせた割合が低い項目は、「将来の（転職希望者や再就職希望者などへの）就職支援の仕組みについての学習」が54.8%、「就職後の離職・失業など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応についての学習」が53.4%、「卒業生の体験発表会」が52.2%等の順である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

職場体験活動の事前指導・事後指導をどうするか

中学校において平成24年度から全面実施となった学習指導要領においては、従前の学習指導要領からの「主な改善事項」の一つに「体験活動の充実」が挙げられています。中学校でのキャリア教育に焦点を絞れば、職場体験活動の一層の充実はとりわけ重要な課題であると言えるでしょう。

そして、職場体験活動をはじめとする様々な体験活動の実施に当たっては、「その場限りの活動で終わらせることなく、事前に体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分に理解させ、活動についてあらかじめ調べたり、準備したりすることなどにより、意欲をもって活動できるようにするとともに、事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、文章でまとめたり、伝え合ったりすることなどにより他者と体験を共有し、広い認識につなげる必要がある」（中央教育審議会答申、平成20年1月）と指摘されていることを、今一度ここで確認したいと思います。

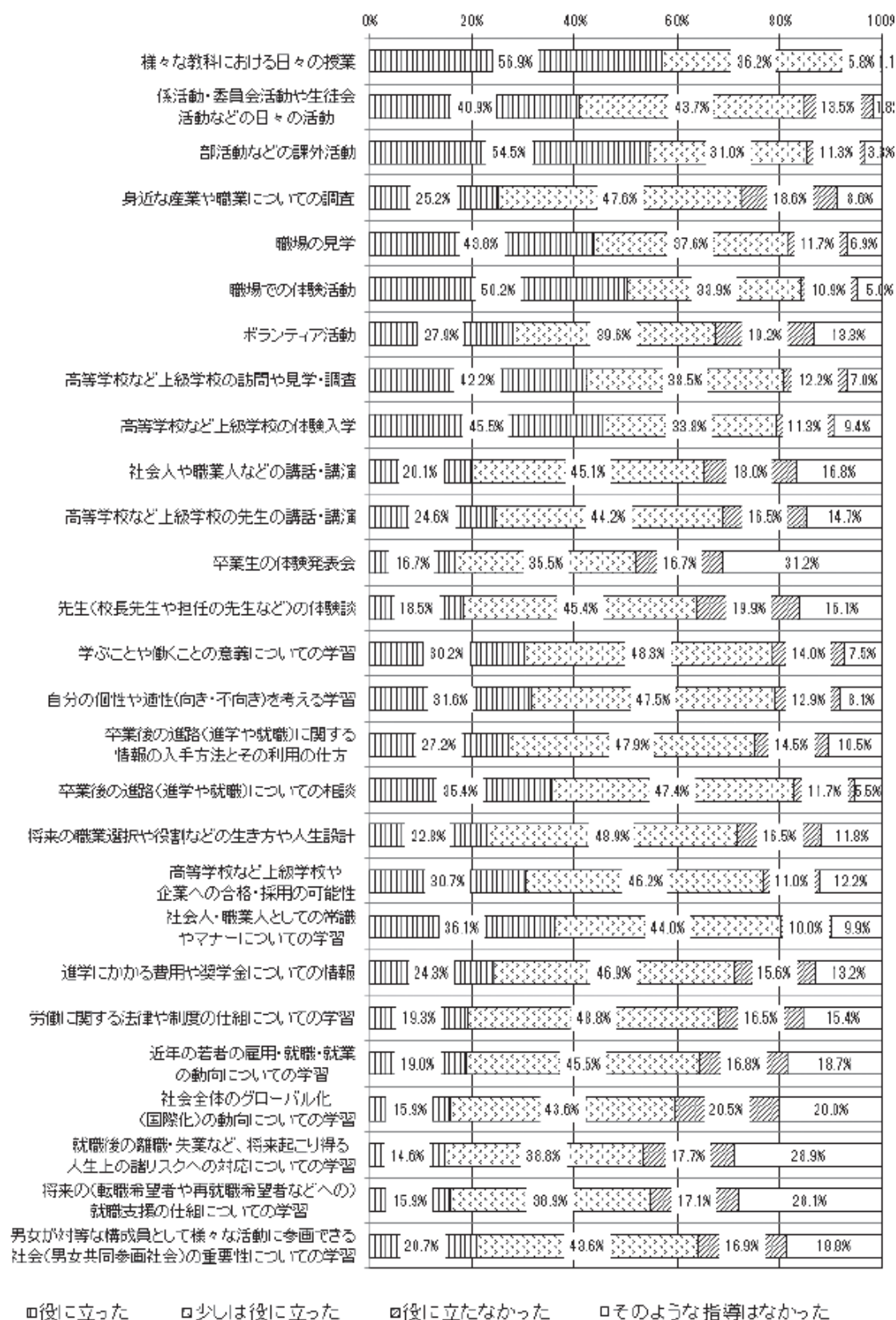
事前指導として特に重要なのは、「ねらいや意義」を十分に理解させることです。何を学ぶために職場に行くのか、その学びを実現するために職場で自分は何を見て、どのような行動をとれば良いのか。一人一人にこの点をしっかりと認識させ、受け入れて下さる事業所や保護者の皆様も含めて共有することが何より重要でしょう。

職場体験活動に限らず、体験活動の成果は、本人の課題意識や基礎知識に大きく左右されます。ややもすると、「つつがなく数日間を過ごさせるための指導」に焦点が絞られがちな事前指導ですが、職場に向かう生徒たちの意識や視野に直接働きかける教育活動であることを改めて認識したいものです。

このような事前指導があつてこそ、体験自体の質も高まり、事後指導においても「他者と体験を共有」すべきポイントが明確になるといえるのではないのでしょうか。そしてそれは、職場体験後の体系的なキャリア教育を一層充実させることにもつながると考えます。

筑波大学人間系 教授 藤田 晃之

【将来の生き方や進路を考える上で役立つ指導内容】



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

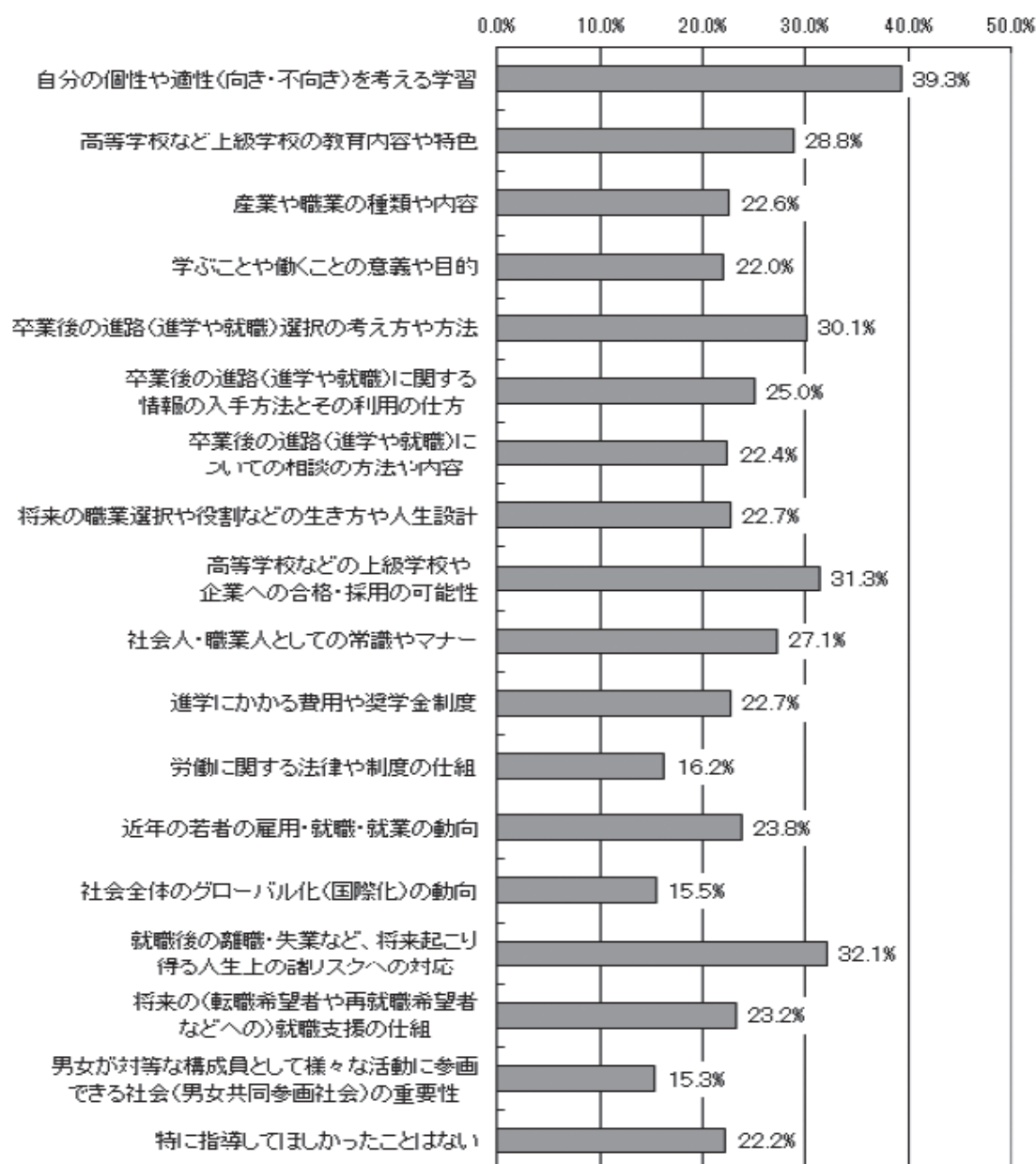
④ 将来の生き方や進路について考えるために指導して欲しかったこと

・「自分の個性や適性（向き・不向き）を考える学習」の割合が39.3%と最も高い。次いで「就職後の離職・失業など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応」が32.1%、「高等学校などの上級学校や企業への合格・採用の可能性」が31.3%、「卒業後の進路（進学や就職）選択の考え方や方法」が30.1%、「高等学校などの上級学校の教育内容や特色」が28.8%等の順である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【将来の生き方や進路について考えるために指導して欲しかったこと】



（資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

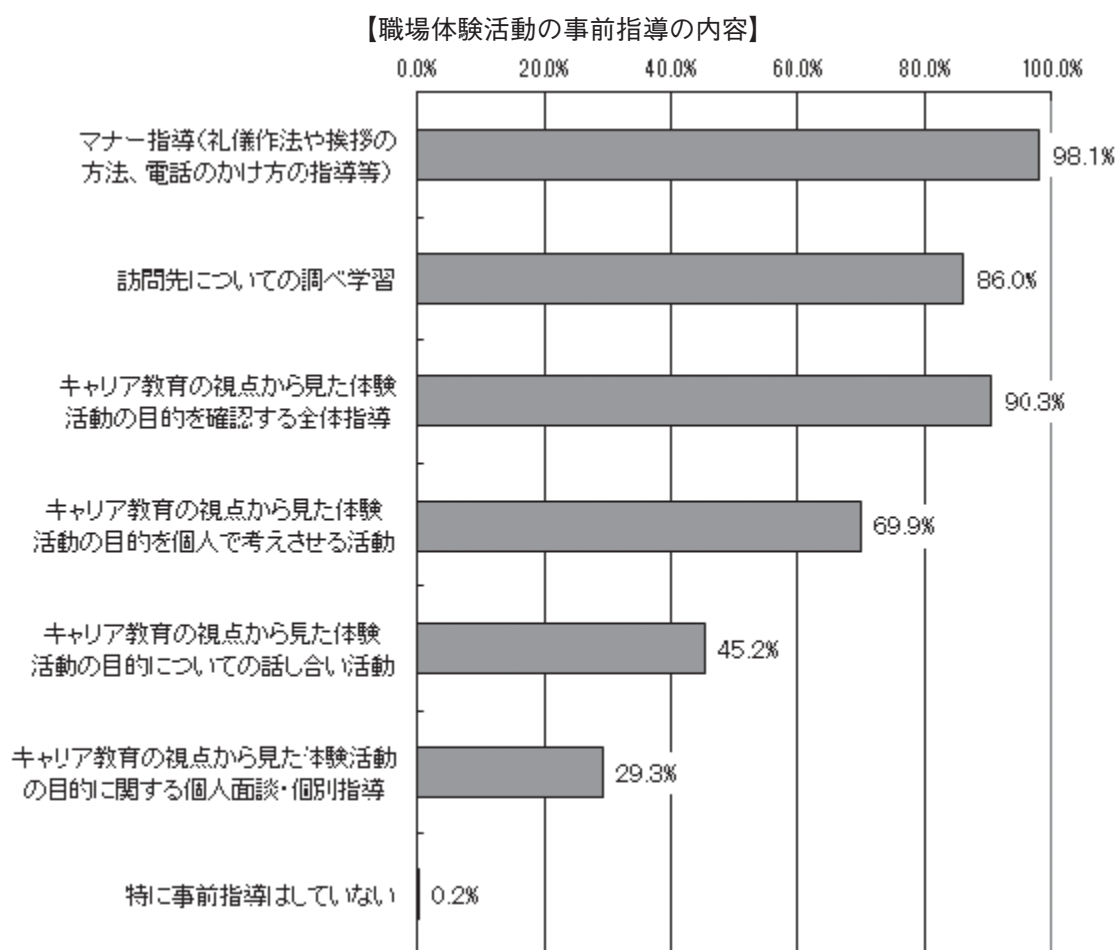
3 体験的学習の取組み状況

① 職場体験活動の事前指導の内容

- ・「マナー指導（礼儀作法や挨拶の方法、電話のかけ方の指導等）」の割合が98.1%と最も高い。次いで「キャリア教育の視点から見た体験活動の目的を確認する全体指導」が90.3%、「訪問先についての調べ学習」が86.0%、「キャリア教育の視点から見た体験活動の目的を個人で考えさせる活動」が69.9%等の順である。
- ・割合が低いのは、「キャリア教育の視点から見た体験活動の目的についての話し合い活動」が45.2%、「キャリア教育の視点から見た体験活動の目的に関する個人面談・個別指導」が29.3%等である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）



（資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

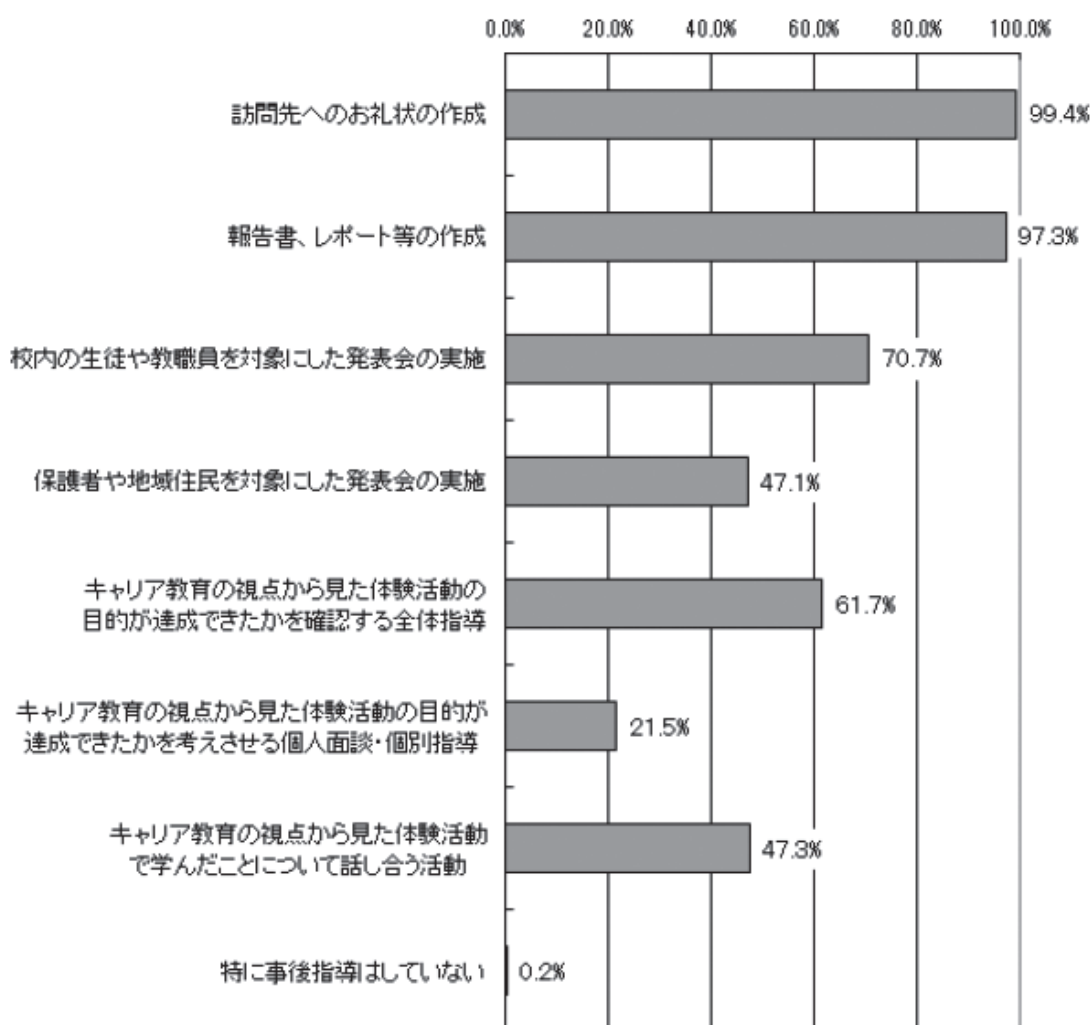
② 職場体験活動の事後指導の内容

- ・「訪問先へのお礼状の作成」が99.4%と最も高い。次いで「報告書、レポート等の作成」が97.3%、「校内の生徒や教職員を対象にした発表会の実施」が70.7%、「キャリア教育の視点から見た体験活動の目的が達成できたかを確認する全体指導」が61.7%等の順である。
- ・割合が低いのは、「キャリア教育の視点から見た体験活動の目的が達成できたかを考えさせる個人面談・個別指導」の21.5%である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【職場体験活動の事後指導の内容】



(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月

4 キャリア教育に関する保護者の考え方

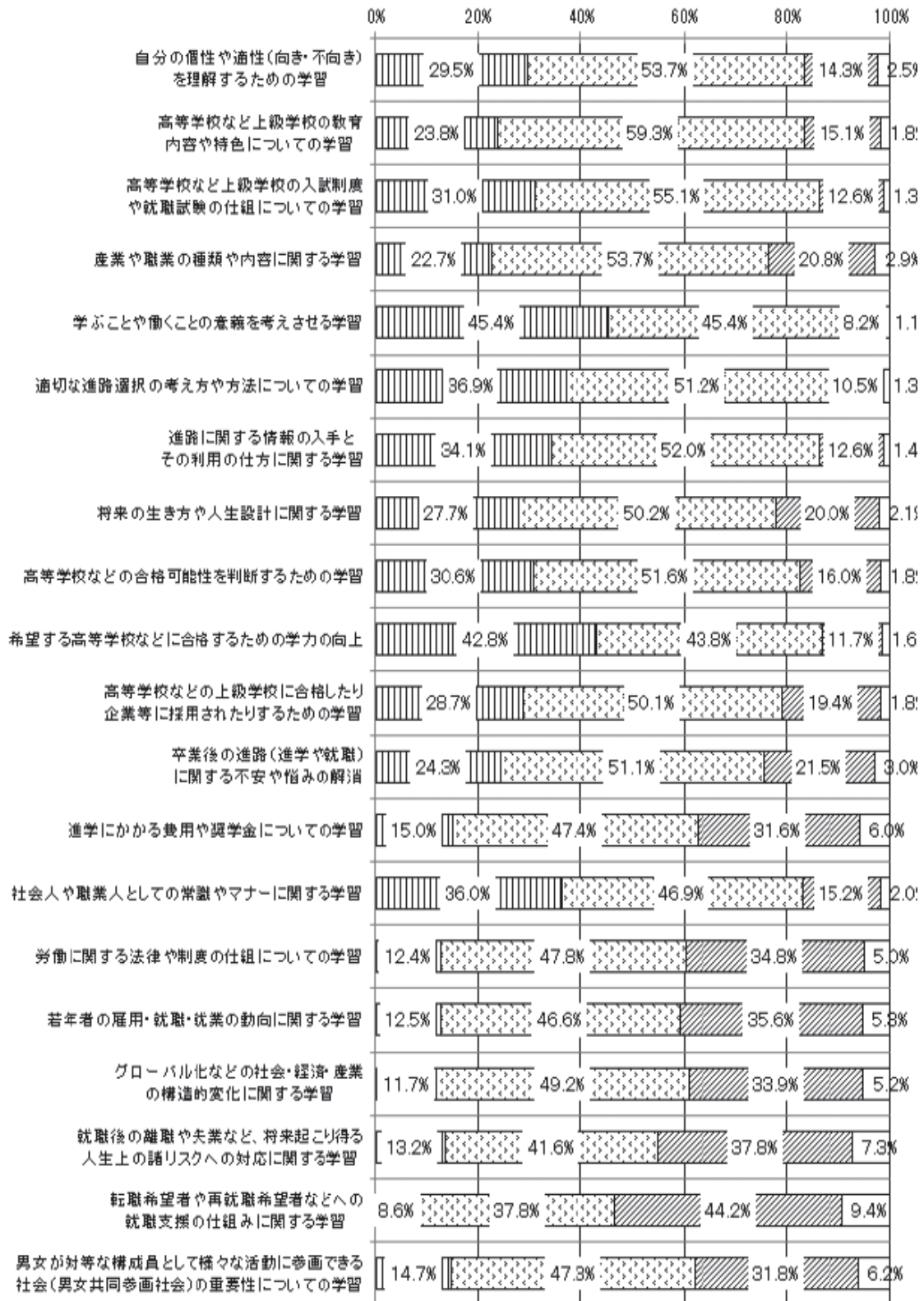
① キャリア教育や進路指導において期待する学習内容

- ・「とても期待している」割合についてみると、「学ぶことや働くことの意義を考えさせる学習」が45.4%で最も高い。次いで「希望する高等学校などに合格するための学力の向上」が42.8%、「適切な進路選択の考え方や方法についての学習」が36.9%等の順である。
- ・「とても期待している」と「ある程度期待している」を合計した割合を見ると、「学ぶことや働くことの意義を考えさせる学習」が90.8%と最も高い。次いで「適切な進路選択の考え方や方法についての学習」が88.1%、「希望する高等学校などに合格するための学力の向上」が86.6%等の順である。
- ・「期待していない」と「あまり期待していない」を合計した割合では、「転職希望者や再就職希望者などへの就職支援の仕組みに関する学習」が53.6%、「就職後の離職や失業など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応に関する学習」が45.1%、「若年者の雇用・就職・就業の動向に関する学習」が40.9%等の順である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【キャリア教育や進路指導において期待する学習内容】



□とても期待している □ある程度期待している □あまり期待していない □期待していない

(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

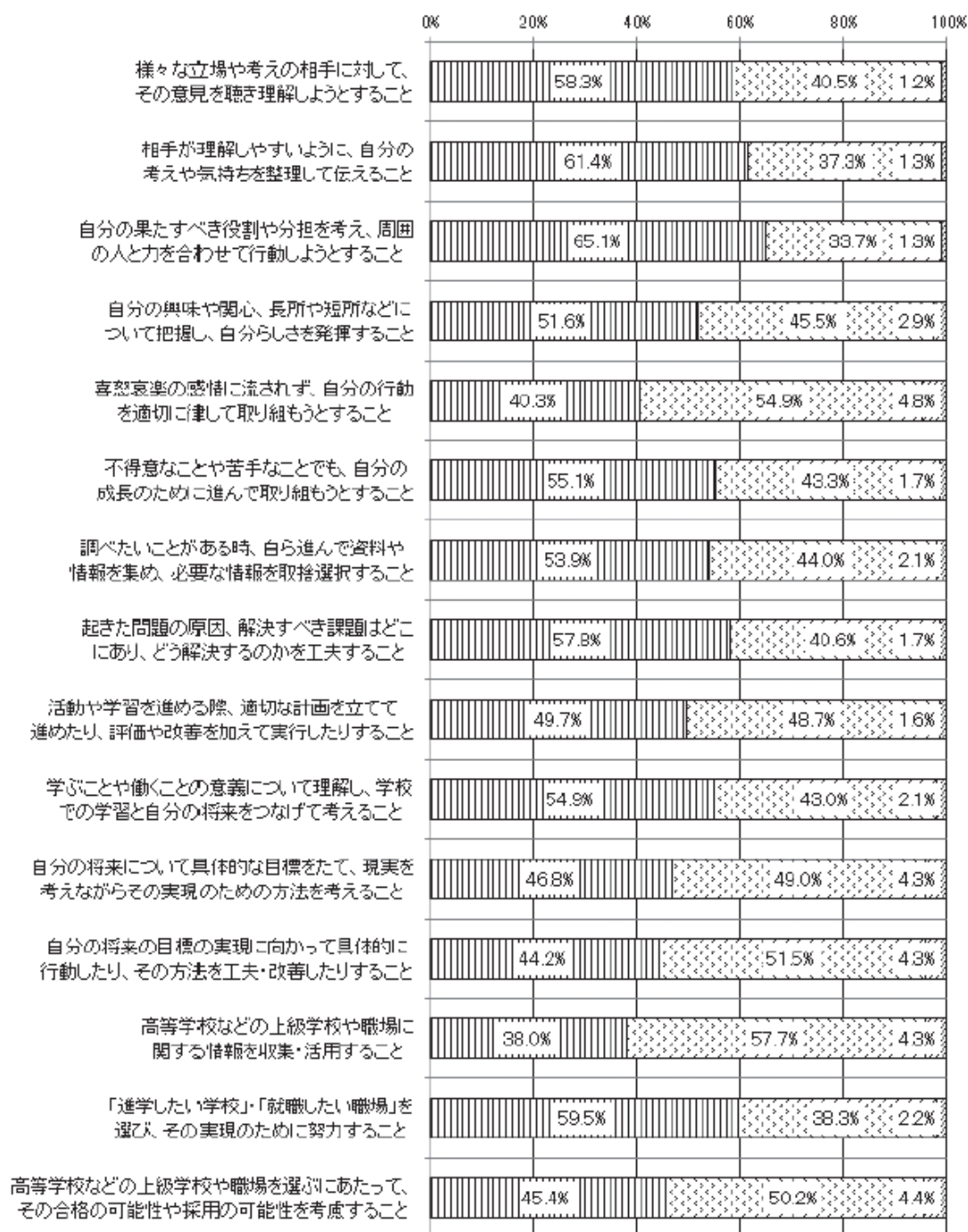
② 学校における授業や生活で指導してほしいこと

- ・「重点をおいて指導してほしいと思う」割合は、「自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとする」とが65.1%と最も高い。次いで「相手が理解しやすいように、自分の考えや気持ちを整理して伝えること」が61.4%、「『進学したい学校』・『就職したい職場』を選び、その実現のために努力すること」が59.5%等である。
- ・「重点をおいて指導してほしいと思う」と「ある程度指導してほしいと思う」を合計した割合では、「様々な立場や考えの相手に対して、その意見を聴き理解しようとする」と「自分の果たすべき役割や分担を考え、周囲の人と力を合わせて行動しようとする」とで、98.8%、「相手が理解しやすいように、自分の考えや気持ちを整理して伝えること」が98.7%等の順である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【学校における授業や生活で指導してほしいこと】



□重点を置いて指導してほしいと思う □ある程度指導してほしいと思う □特に指導してほしいとは思わない

(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

5 卒業者の考え方

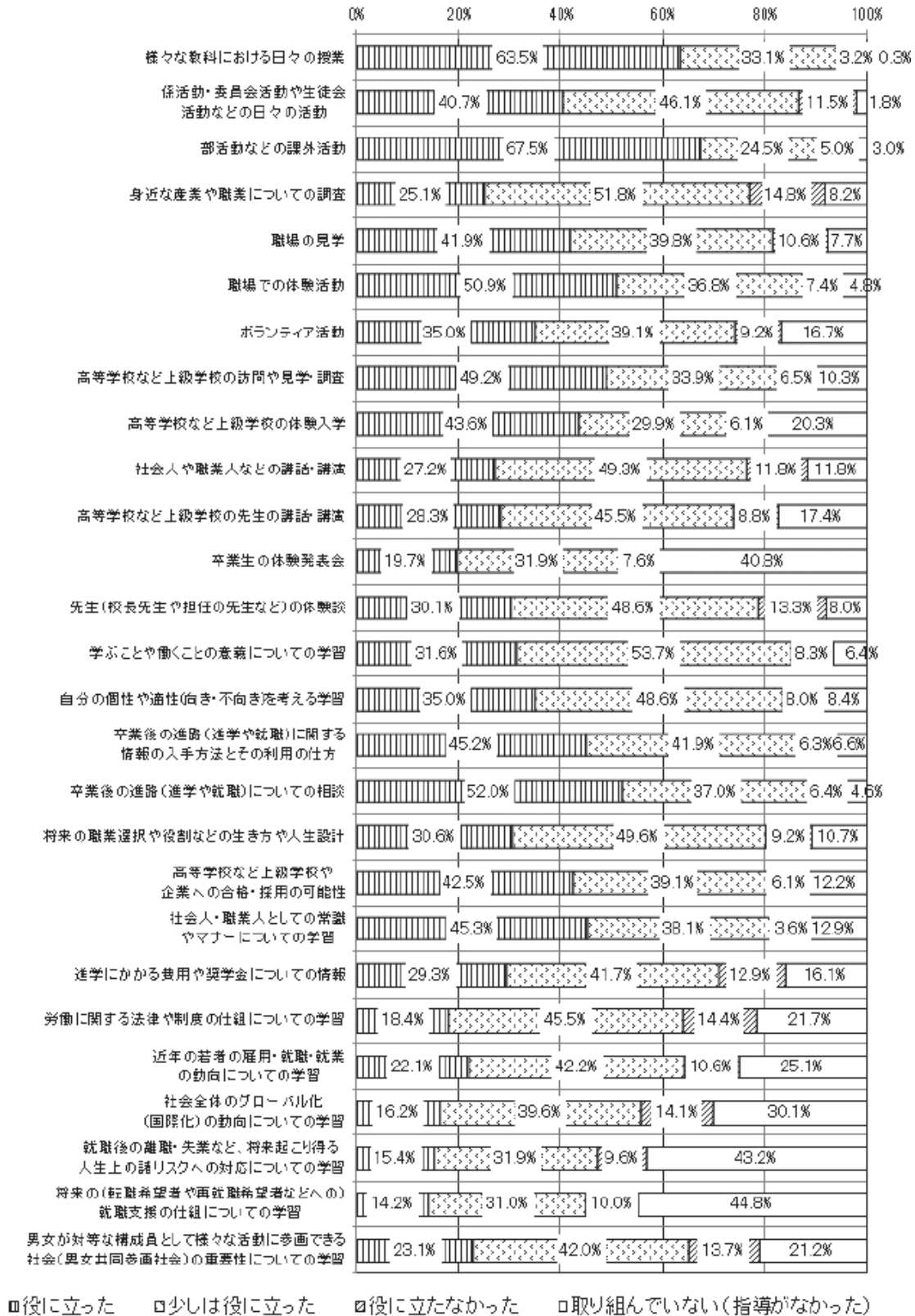
① 中学校の時に将来の生き方や進路を考える上で役立った学習や指導

- ・「役に立った」と「少しは役に立った」を合わせた割合をみると、「様々な教科における日々の授業」が96.6%と最も高い。次いで「部活動などの課外活動」が92.0%、「卒業後の進路（進学や就職）についての相談」が89.0%、「職場での体験活動」が87.7%、「卒業後の進路（進学や就職）に関する情報の入手方法とその利用の仕方」が87.1%、「係活動・委員会活動や生徒会活動などの日々の活動」が86.8%、「学ぶことや働くことの意義についての学習」が85.3%等の順である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【中学校の時に将来の生き方や進路を考える上で役立った学習や指導】

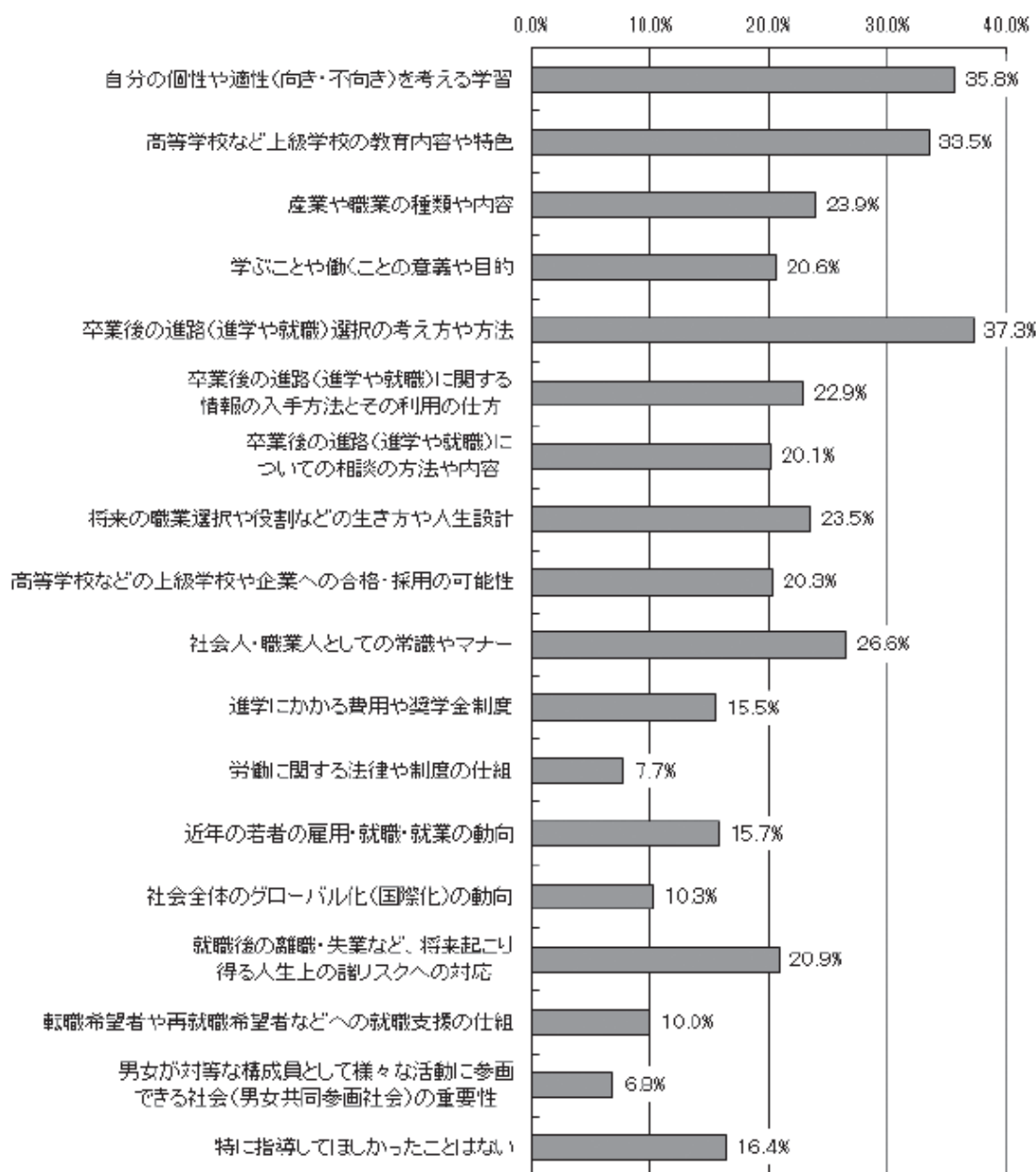


(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

- ② 中学校の時に将来の生き方や進路について考えるために指導してほしいこと
- ・「卒業後の進路（進学や就職）選択の考え方や方法」が37.3%と最も高い。次いで「自分の個性や適性（向き・不向き）を考える学習」が35.8%、「高等学校など上級学校の教育内容や特色」が33.5%、「社会人・職業人としての常識やマナー」が26.6%、「産業や職業の種類や内容」が23.9%等の順である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【中学校の時に将来の生き方や進路について考えるために指導してほしいこと】



（資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

Part 1

中学校の部

第3章

中学校での
キャリア教育の実践
(職場体験前と体験後)

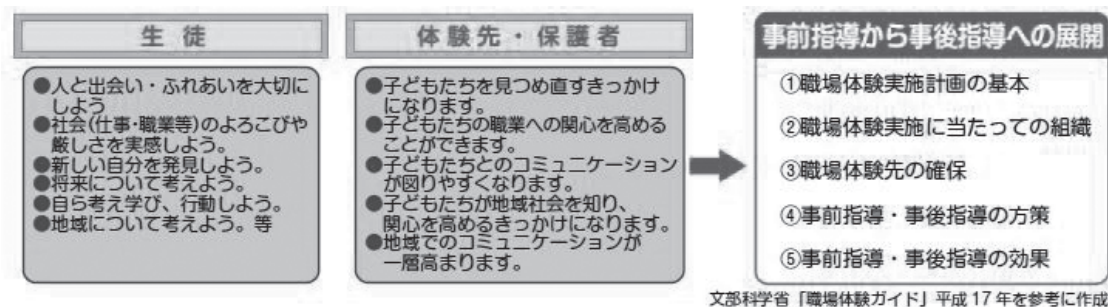
1 職場体験充実のための留意事項

① 職場体験の基本的な考え方

- ・子ども・若者に自らの将来を考えさせるためには、学校内における教育活動だけでなく、具体的に多様な年齢、立場の人や社会や職業にかかわる様々な現場を通して、自己と社会の双方についての多様な気づきや発見を経験させることが効果的である。
- ・職場体験活動は、毎年繰り返されて行われている活動であるが、生徒にとってはその都度新鮮な体験となることを踏まえ、生徒の実態に即した創造性ある実践が求められる。
- ・実践に際しては、職場体験のねらいや目的を明確にし、生き方の指導を含めた事前・事後指導の充実、5日間の職場体験の実施等における質的向上を図る職場体験実施計画の立案が重要となる。
- ・職場体験の実践においては、保護者、体験先（事業所等）、職場体験支援組織等との連携や条件の整備が必要不可欠である。そして、各教科書、教育活動全体との関連を意図して計画的、系統的に実施されることが望ましい。
- ・中学校での職場体験が、上級学校におけるインターンシップや将来への職業意識の向上につながることを意図した教育活動となるよう、上級学校との連携も求められる。

（出典：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月）

【各学校の職場体験のねらい（例）】



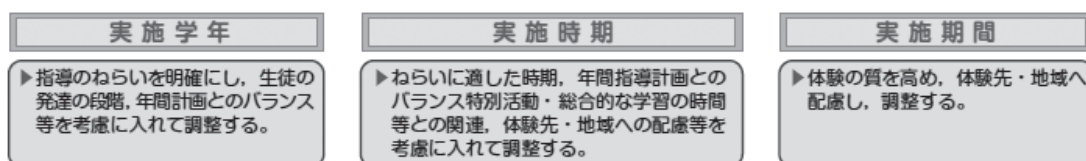
（資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月）

② 職場体験実施計画の基本

- ・職場体験のねらいは、各学校の状況によって様々である。そのねらいを基盤にして、学校の教育活動への位置付け（実施学年、日程等）、地域性（体験先との連携）、事前・事後指導等を考慮し、実施計画を立案することが重要である。
- ・職場体験活動を一過性のものに終わらせるのではなく、将来の夢や職業、働くことなど、自分の生き方について考えることができるよう、キャリア発達を促進するという視点から3年間を見通した体系的な実施計画を立てて、実践していくことが望まれる。

（出典：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月）

【職場体験の運営にかかわるポイント】



（資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月）

③ 事前指導・事後指導

(効果)

- ・職場体験活動を実施した効果としては、勤労観・職業観の芽生えによる職業や働くことへの関心が高まったことや、前向きに自己の将来を設計することができること、自らの意思と責任による進路選択ができること、積極的に人間関係を形成しようとする雰囲気が高まったことなどが挙げられている。これらの効果は、職場体験活動実施期間中だけでなく、事前・事後における指導の充実により得られるものである。

(方策)

- ・職場体験活動の事前指導では、特に生徒がその意義やねらいを十分に理解し、自分なりに目標をもって臨むことができるように指導することが大切である。
- ・事前指導は、事前学習と事前準備（直前の準備）とに分けて考えられる。
- ・事前学習では、職場体験のねらいを明確にし、自己の課題を発見することが重要である。
- ・事前学習において、事後の学習の内容を理解しておくことも大切である。事後指導では、生徒にとってお互いの体験が共有できるようにしたり、働くことの意義などを振り返り、再考し、明確化できるようにしたりして、指導内容・方法を工夫して進めることが重要であるが、事前学習が浅ければ、事後学習も浅くならざるを得ず、その後の学習へのインパクトも小さくなってしまう。このことから、事前学習を充実させることが職場体験の充実につながるとともに、キャリア教育の取組全体の充実につながっていく。

(出典：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

【事前指導と事後指導のポイント（実施学年を2年次とした場合）】

○事前指導

■事前学習	■事前準備（直前の準備）
1年次からの進路指導 進路学習全体にかかわる内容の学習 進路意識の向上、自他の理解、適性の理解 働くことの意義、職種情報の収集と理解、将来の設計	1年次からの進路指導 体験の内容に関すること 体験時間（開始・終了）、仕事の内容、持ち物、 交通手段、服装、昼食、諸経費、写真撮影の許可等
ねらいや課題の確認 職場体験先のねらいの理解、自分の課題発見 「あなたは体験先で何を学びたいのか？」 「体験先での自分の課題はなんなのか？」・・・ 職場体験のねらいや自分の課題を十分に理解させる	安全・緊急対応の確認 安全等に関すること 欠席、遅刻、早退等の連絡の仕方、緊急時の対応 保険、保菌衛生検査等の実施等
課題解決に向けての調査内容の検討 職場体験での調査内容の検討 質問事項、取材内容、方法、資料収集 活動日誌のまとめ方 職場体験や働くことへの保護者の意見	社会性やルールに関する指導 礼儀やマナーに関すること あいさつ、言葉づかい、声の出し方 連絡の仕方（電話のかけ方、訪問の仕方等） 手紙（礼状等）の書き方等
事後の学習の理解 事後学習の内容を理解しておく 評価の方法、まとめ方、発表会等	

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

○事後指導

■職場体験に関する直後の指導	■職場体験発表会に向けて
<p>職場体験記録のまとめ</p> <p>職場体験記録をまとめる 職場体験日誌、記録、ノート、しおり等 職場体験を全体の感想、職場体験の自己評価・相互評価、先生からの評価、保護者からの評価、体験先からの評価</p> <p>礼状作成（学校、生徒、保護者）</p> <p>生徒から体験先への礼状作成</p> <p>報告書の作成</p> <p>事後報告をまとめる</p>	<p>発表資料の作成</p> <p>発表資料の作成 新聞づくり、ポスターづくり コンピュータを活用したプレゼンテーション</p> <p>職場体験発表会</p> <p>職場体験の内容の発表 生徒間での体験の共有化</p>
■事後学習	■職場体験を終えて
<p>報告書等を持参しての事後訪問</p> <p>報告書、礼状（学校、生徒、保護者）等を持参しての事後訪問 職場体験の再評価</p>	<p>職場体験の総括</p> <p>職場体験全体を終えてのまとめ（事前、体験、事後を終えて） 次年度に向けての課題設定</p>

（資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月）

2 職場体験を成功させるために生徒が理解すべきこと

事前・実施中・事後

- ① 職場体験の目的と自分の課題
- ② 体験及び体験先（受入れ事業所）の情報
- ③ 健康管理や安全管理上の配慮

3 職場体験を成功させるために生徒が実践すべきこと

事前・実施中・事後

- ① 社会性やマナーの観点
- ② 健康管理・安全配慮の観点

4 職場体験実施担当者が理解し、実践すべきこと

事前・実施中・事後

- ① 生徒指導の観点
- ② 体験先・地域との関係性の観点
- ③ 家庭・保護者との関係性の観点

Part 1

中学校の部

第4章

キャリア教育推進に
つなげるための
プログラム開発

◆第1節 各教科の科目目標におけるキャリア教育の取組み

- ・キャリア教育は、現在の学校教育を見直す理念を示すものであることから、その活動は特定の新しい教育活動を指すものではなく、学校教育全体の活動を通じて体系的に行われる必要があり、特に、子ども・若者が実社会を体験し、それを基に自ら考える活動が不可欠である。
- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動が、それぞれ社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力としての「基礎的・汎用的能力」の育成にどのように貢献できるのかを考え、実践に移すためには、まず学習指導要領に示される各教科等とキャリア教育との関連性について正しく理解し、その上で、各教科等の特質と単元や題材などの内容を生かした創意・工夫が必要となる。

(出典：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

1 国語

① 教科の目標

- ・国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・基礎的・汎用的能力の一つである「人間関係形成・社会形成能力」は、多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聞いて自分の考えを正確に伝えることができる力であり、自分のおかれている状況を受け止め、役割を果たしつつ、他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力でもある。
- ・「人間関係形成・社会形成能力」は、相手の立場や考えを尊重し合うことのできる能力を基本としていることから、この力の育成は、実際に話したり聞いたりする音声言語活動を重視することが大切である。
- ・常に目的意識や場面意識をもって「話す」「聞く」ことにより、生徒は目的や場面の状況を踏まえ、相手に応じて生き生きと話したり、聞いたり、話し合ったりすることができる能力と、豊かな人間関係を築いていくことのできる能力を身に付けられる。
- ・「基礎的・汎用的能力」の育成に当たっては、言語活動を通して国語科で培う力が不可欠であることから、国語科での言語活動は大きなカギを握っている。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する国語科の指導内容の例】

学年 /能力	人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
第1学年	「話すこと・聞くこと」 ・全体と部分、事実と意見との関係に注意して話を構成し、相手の反応を踏まえながら話す。	「話すこと・聞くこと」 ・質問しながら聞きとり、自分の考えとの共通点や相違点を整理する。	「書くこと」 ・考えや気持ちを、根拠を明確にして書く。	「読むこと」 ・本や文章などから必要な情報を集めるための方法を身に付け、目的に応じて必要な情報を読み取る。
第2学年	「話すこと・聞くこと」 ・異なる立場や考えを想定して自分の考えをまとめ、話の中心的な部分と付加的な部分などに注意し、論理的な構成や展開を考えて話す。	「読むこと」 ・文章に表れているものの見方や考え方について、知識や体験と関連付けて自分の考えをもつ。	「書くこと」 ・説明や具体例を加えたり、描写を工夫したりして書く。	「読むこと」 ・多様な方法で選んだ本や文章などから、適切な情報を得て、自分の考えをまとめる。
第3学年	「話すこと・聞くこと」 ・場の状況や相手の様子に応じて話すとともに、敬語を適切に使う。	「読むこと」 ・文章を読んで人間、社会、自然などについて考え、自分の意見をもつ。	「話すこと・聞くこと」 ・資料などを活用して説得力のある話をする。	「書くこと」 ・社会生活の中から課題を決め、取材を繰り返しながら自分の考えを深めるとともに、文章の形態を選択して適切な構成を工夫する。

※(伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項)は、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の指導と関連させて指導することが基本になる。

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

2 社会

① 教科の目標

- ・広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。
- ・地理的分野：①日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。②日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかわりごととらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。③大小様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し、それらの地域は相互に関係し合っていることや各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること、また、それらは諸条件の変化などに伴って変容していることを理解させる。④地域調査など具体的な活動を通して地理的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に選択、活用して地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力や態度を育てる。
- ・歴史的分野：①歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。②国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる

文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。③歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心をもたせ、国際協調の精神を養う。④身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

- ・ 公民的分野：①個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。②民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。③国際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。④現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・ 社会科の学習は、単なる知識の習得にとどまらず、生徒が自ら様々な社会的事象から課題を見出し、その課題を解決するために、身に付けた知識や技能を活用して追究・まとめ・発表する過程を通して、社会に対する関心を高めるとともに、社会の形成者として望ましい態度を身に付けることを目指している。
- ・ このことは、生徒が「生きる力」を身に付け、激しく変化する社会の中で、それぞれが直面するであろう様々な問題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の意義と深く結びつくものである。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する社会科の指導内容の例】

人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
<ul style="list-style-type: none"> ・課題追究の中で、様々な意見を取り入れて考えを深める。 ・地域の一員として地域の課題に取り組み、自分なりの解釈を加えての論述や意見交換をする。 ・ポスターセッションなどで互いの意見を交換する。 ・郷土の施設の活用や地域の人々とのふれあいをもつ。 ・現代社会と自分の生活とのかかわりについて考える。 ・現代社会の課題とその解決策について話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と世界の諸地域、都市部と農村部など地理的特色をとらえる上で、様々な視点があることに気付く。 ・身近な地域の歴史など様々な視点から歴史をとらえる。 ・歴史的事象や歴史上の人物のつながりをとらえる。 ・自由と権利、責任と義務の関係について理解し、現代社会の仕組みについて考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な統計資料や地図を比較・関連させることによって、資料の読解力や読図力、作図力を身に付ける。 ・調査や観察の結果を主題図やグラフなどにまとめる。 ・年表を使って時代の流れをまとめる。 ・歴史的事象の背景などを解釈する。 ・歴史的事象の原因や結果などを自分の言葉でまとめる。 ・シミュレーションやロールプレイなどを通し、様々な社会事象の仕組みを理解し、より良い在り方について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な産業の種類や内容、課題などについて理解し、そこでの生活の様子に目を向ける。 ・日本や地域が抱える課題や将来像について考える。 ・日本の伝統や文化への関心を高める。 ・人々の日々の営みに目を向ける。 ・歴史上の人物の生き方について自分と比較して考える。 ・社会生活の様々な仕組みや現代社会の課題について理解し、身近な生活や自分の将来と結び付けて考える。

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

3 数学

① 教科の目標

- ・数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・数学的活動は、具体物を用いて考えたり、実際に体験したりするなどの活動から、思考を中心とした活動までの幅広い範囲の活動を含む。この数学的活動の中に、「説明し伝え合う活動」があり、中学校第3学年まで各学年それぞれにおいて実施することが求められている。
- ・数学的活動を、例えば、基礎的・汎用的能力の一つである「人間関係形成・社会形成能力」の具体的要素であるチームワークやリーダーシップ等を育むという視点で活動を組み立てることで、各領域(「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」)が有機的につながりを持ち、また3年間を通した全体計画にも適切に位置づけることができるようになる。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する数学科の指導内容の例】

人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
数学的活動を例にして (第1,2,3学年を通して)		「A数と式」を 例にして	「B図形」を 例にして
<p>数学における「説明し伝え合う活動」では、問題を考察する際、自己内対話に終始せず、他者に説明し伝え合いながら学習を進めることで、一人では気付かなかった新しい視点が得られたり、考えを質的に高めたりすることができます。</p> <p>このような経験は、仕事をする上で基礎となるコミュニケーション・スキルの育成につながります。</p>	<p>数学的活動は、基本的な問題解決の形で行われます。</p> <p>そこでは粘り強く考え抜くことが必要になり、成就感や達成感などをもとにして自信を高め自尊感情をはぐくむ機会も生まれます。</p> <p>子どもや若者の自信や自己肯定感の低さが指摘される中、「やればできる」と考えて行動できる力は、このような活動を通して得られると考えられます。</p>	<p>第1学年における文字の学習は、現実の世界における事象を数学の世界における関係として記述する手段として大きな意味をもちます。</p> <p>この文字の学習により、連立二元一次方程式(第2学年)、二次方程式(第3学年)などの手段を得、考察の対象が広がるとともに、様々な事象の本質的な関係をより簡潔かつ明解にとらえることができます。</p> <p>このような学習を通して、従来の考え方や方法にとらわれずに物事を前に進めていくために必要な力がはぐくまれます。</p>	<p>図形や空間についての学習では、第1学年で論理的な考察と論証及びそれを表現することへの関心や意欲を高め、第2学年では、論理的に筋道を立てて正しい推論ができるようにします。</p> <p>そして、第3学年では、図形に対する直観力や洞察力とともに論理的に考察し表現する能力を伸ばします。</p> <p>このように、段階的にかつ目的を明確にして学習を進めることで、その良さを実感することができます。</p> <p>そして、将来、社会における様々な課題に取り組む際も、自ら段階的に目標を定め、進んでいこうとする態度を養うことができます。</p>

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

4 理科

① 教科の目標

- ・自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・理科で学ぶ内容は日常生活や将来の実社会での生活と深く関連しており、理科の学習で養う科学的な見方や考え方は、将来の職業生活にも生かされるという意味で、理科の学習は、キャリア教育と密接につながっている。
- ・日常生活や将来の実社会での生活とのかかわりの中で、理科を学ぶ意義や有用性を実感できるよう、職業や今後の学習との関連に触れ、様々な課題に自立的に対応する力を育成していくことが大切である。
- ・中学校理科の目標に含まれる「自然の事物・現象に進んでかかわる」ことは、日常生活におけ

る科学の有用性を実感させる意味からも極めて重要であり、「探究する能力や態度」を身に付けることは、激しい変化が予想される社会の中で生涯にわたって主体的、創造的に生きていく上で不可欠であるだけでなく、生きる力の育成につながる。また、「観察、実験など」に際しては、計画を立て、他者と協力して取り組ませ、得られた情報を整理し課題解決に活用できるようにすることは、キャリア教育の視点からも重要である。「自然の事物・現象についての理解を深め」させるためには、日常生活や社会とのかかわりの中で、科学を学ぶ楽しさや有用性を実感しながら、生徒自らの力で知識を獲得し、理解を深めていくようにすることが大切であるし、「科学的な見方や考え方を養う」こととは、科学的な知識や概念を用いて合理的に判断するとともに、多面的、総合的な見方を身に付け、日常生活や社会で活用できるようにすることである。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する理科の指導内容の例】

分野／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
理科全般	○他者と協力・協働して、グループで観察・実験を行う。	○自己の役割を理解し、主体的に観察・実験に取り組む。	○自然の事物・現象に疑問を見出し、課題を設定し、計画を立てて課題を解決する。	○理科で学んだことや科学的な考え方が様々な職業や社会生活、その後の学習と関連していることを理解し、自らの生き方に生かす。
第1分野	○実験レポートの作成や発表により、互いの考えを理解し合う。 (例)身の回りの物質	○物質やエネルギーに関する事物・現象について、主体的に進んで学ぼうとする。	○自然の事物・現象に関する探究的活動を行い、分析・解釈して科学的に解決する。 (例)運動とエネルギー	○科学技術の発展と人間生活とのかかわりについて認識を深め、科学的に考えていこうとする。 (例)電流とその利用 化学変化とイオン 科学技術と人間
第2分野	○観察記録のまとめの作成や発表により、互いの考えを理解し合う。 (例)大地の成り立ちと変化	○生物とそれを取り巻く自然の事物・現象について、主体的に進んで学ぼうとする。	○自然の事物・現象に関する様々な情報を収集・理解して課題解決に活用する。 (例)気象とその変化	○生命を尊重する心情をはぐくむとともに、自然環境を大切に、その保全に寄与した生き方をしたいこうとする。 (例)動物の生活と生物の変遷 生命の連続性 自然と人間

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

5 音楽

① 教科の目標

- ・①音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。②多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、基礎的な表現の技能を身に付け、創意工夫して表現する能力を育てる。③多様な音楽のよさや美しさを味わい、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てる。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・音楽科では、生徒が音楽を表現したり鑑賞したりする活動や体験が、基礎的・汎用的能力とし

での「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」等の育成につながると考えられる。

- ・音楽には、個と集団とのかかわりから豊かな感性や創造性が育つという教育力がある。音・音楽を通して心の内なるものを表現し合い、交流しあい、認め合う音楽活動は、まさにコミュニケーションそのものであり、個と集団とのかかわりあいが基軸になって展開されるという特性をもっている。
- ・豊かで創造的なかかわりが、共に学び合い、分かち合う力を育て、このような経験を通して身に付いたものが生きる力となって、生涯にわたって音楽とかかわるためのエネルギーになっていくと考えられる。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する音楽科の指導内容の例】

学年／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
第1学年	<ul style="list-style-type: none"> ・声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて歌ったり、演奏したりする。 ・音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わう。 ・音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現したい思いや意図をもち、それを歌唱や楽器で表現する。 ・楽器の音の特性や奏法の特徴をとらえ、自分なりのイメージをもって表現する。 ・表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞する。
第2学年及び第3学年	<ul style="list-style-type: none"> ・声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて歌ったり、演奏したりする。 ・音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き、根拠をもって批評するなどして、音楽のよさや美しさを味わう。 ・音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・歌詞の内容や曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して歌ったり、演奏したりする。 ・表現したいイメージをもち、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の多様性を理解して、鑑賞する。

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

6 美術

① 教科の目標

- ・表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・中学校美術の表現の学習は、表したいことを基に、思考・判断し、表現する創造的な課題解決学習そのものである。また、感じ取ったことや考えたことなどを自分の感覚で自由に表現する活動は、自己を確認したり、新たな自分を発見したりすることでもある。特に、自己の内面を見つめることは、価値観を構築していく思春期の中学生にとって重要であり、肯定的な自己理解を促す機会になる。
- ・鑑賞の学習では、自然や身の回りの造形、美術作品などから良さや美しさを感じ取り、心を豊かにしていく。これは、知識を詰め込むものではなく、思いを巡らせながら対象との関係で自分の中に新しい価値観を作り出す創造活動である。その活動では、作品等に対する思いや考えを説明し合ったり、自分の価値意識をもって批評し合ったりすることで、自分一人では気付かなかった価値等に気付くことができるようにすることが重要である。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する美術科の指導内容の例】

学年／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
第1学年	<ul style="list-style-type: none"> ・生活における美術の働きなどを感じ取る。 ・作品などに対する思いや考えを説明し合うなどして、対象の見方や感じ方を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の表したいことを具現化できるように表現の効果などを考えながら、計画を立てて表現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表したい主題について、形や色彩、材料などを構成し、表現の効果を踏まえてどのように表現するのかなど構想を練る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作品が表している内容や、形、色彩、材料、表現方法などから、自分として根拠をもって読み取る。
第2学年及び第3学年	<ul style="list-style-type: none"> ・感じ取った作品の良さや美しさなどの価値について、根拠を明らかにして自分の考えを述べたり、生徒同士で批評したりして、自分の気付かなかった作品の良さを発見する。 ・社会性や客観性を一層意識し、目的や条件、機能などを広い視野で総合的にとらえる。 ・内面や全体の感じ、価値や情緒などを感じ取り、外形には見えない本質的な良さや美しさなどをとらえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料や用具、表現方法の特性を効果的に活用するために、制作の順序や見通しをもって表現する。 ・制作の見通しをもちながら自分の表現意図に合う独創的な表現方法を工夫して表現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人がイメージを広げ、表したい主題を形や色彩、材料などを客観的な視点をもって効果的に活用できるよう構想を練る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作者を取り巻く芸術の潮流や人間関係など一人の人間として人間性や生き方に触れるなどする。 ・美術を生活や社会、歴史などの関連で見つめ、自分の生き方とのかかわりをとらえ、鑑賞を深める。 ・主題に基づきながら作品の背景を見つめたり、自分の生き方とのかかわりをとらえたりする。

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

7 保健体育

① 教科の目標

- ・心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・「生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにする」ことを究極の目標とする保健体育科においては、キャリア教育と密接に関連する多くの指導内容がある。
- ・保健体育科を通して育成する健康の保持増進のための実践力や体力は、一人一人のキャリア形成の基盤として極めて重要である。
- ・保健体育の中で、例えば、2012年度からすべての生徒が学習することになった武道の学習の過程で、防具や用具の準備や片付け、審判などの分担した役割を果たすことも、社会生活を過ごす上で必要な責任感を育てることにつながる。
- ・相手を尊重し合うための独自の作法や所作を守ること、仲間の学習の援助を通して仲間との連帯感を高めること等、武道の学習を通して身に付ける力は生涯にわたって生かされるものである。キャリア教育の視点から武道の指導を捉えることにより、これらの特質が一層生かされる。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する保健体育科の指導内容の例（武道に焦点を当てて）】

分野／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
体育分野	<ul style="list-style-type: none"> ・審判の判定や勝敗の結果を受け止め、ルールやマナーを守ることや自分のことだけでなく共に学ぶ仲間に対して必要な支援をすることに積極的な意志をもつ。 ・話し合いなどでグループの学習課題等についての意思決定をする際に、相手の感情に配慮して発言したり、仲間の意見に同意したりしてグループの意思決定に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動を通して、人の体や心の状態には個人差があることを把握する。 ・自己の体調の変化に気を配ったり、用具や場所の安全に留意したりする。 ・自己の体調の変化に応じて段階的に運動をしたり、用具や場所の安全を確認したりする。 ・健康や安全を確保するために、体調に応じて適切な練習方法を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の課題に応じて、学習する技の合理的な動き方について改善すべきポイントを見付ける。 ・自己の課題に応じて、適切な練習方法を選ぶ。 ・提供された作戦や戦術から、自己のチームや相手チームの特徴を踏まえた作戦や戦術を選ぶ。 ・仲間に対して、技術的な課題や有効な練習方法の選択について指摘する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な運動において実生活で継続しやすい運動例を選ぶ。 ・運動を継続して楽しむための自己に適したかわり方を見付ける。
保健分野	<ul style="list-style-type: none"> ・異性の尊重、性情報への対処など思春期における適切な態度や行動選択について考える。 ・飲料水・空気、生活に伴う廃棄物の衛生的管理と人々の健康との関連を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の発達や発育。 ・発達の個人差などについて理解する。 ・精神機能の発達と自己形成、欲求やストレスへの対処と心の健康などについて理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活行動・生活習慣と健康、喫煙・飲酒・薬物乱用と健康、感染症の予防などについて課題を発見し、解決方法を考える。 ・交通事故や自然災害による傷害の防止等の方策について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療機関の有効活用、個人の健康を守る社会の取組などについて理解を深める。
武道	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で自分を律する克己の心を表すものとして礼儀を守るという考え方があることを理解し、取り組めるようにする。(1. 2年) ・投げ込みや打ち込みの相手を引き受けたり、運動観察などを通して仲間の課題を指摘するなど教え合ったりしながら取り組もうとする。(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の変化などに気を配ること、危険な動作や禁じ技を用いないこと、用具の安全や練習及び試合場所での自己や仲間の安全に留意することや、技の難易度や自己の技能・体力の程度に応じて技に挑戦する。(1. 2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の技能、体力の程度に応じた得意技を見付ける。 ・提供された攻防の仕方から、自己に適した攻防の仕方を選ぶ。 ・仲間に対して、技術的な課題や有効な練習方法の選択について指摘する。(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・武道を継続して楽しむための自己に適したかわり方を見付ける。(3年)

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

8 技術・家庭

① 教科の目標

- ・生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。
- ・技術分野：ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。
- ・家庭分野：衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・技術・家庭科では、仕事の楽しさや完成の喜びを味わわせる等、充実感や達成感を実感させるとともに、学習内容と将来の職業の選択や生き方とのかかわりの理解にも触れる等、自ら課題を見だし、解決を図る問題解決的な学習を一層充実させることが重要とされている。
- ・技術分野の学習は、工夫・創造の喜びを体験する中で、勤労観や職業観、協調する態度などを併せて醸成するものであり、それは、これからの社会で主体的に「生きる力」の育成を目指して展開されるものである。
- ・家庭分野の学習では、特に、中学生の時期は、生徒が生活の自立を目指す中で、人々に支えられて生活していることに気付くことや、自分も家庭生活を支える一員としての自覚をもち、生活をより良くしようとする態度を育成することが大切である。

(参考：文部科学省「中学校学習指導要領解説 [技術・家庭編]」2008年7月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する技術・家庭の指導内容の例】

分野／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
両分野	○製作や実習等を通して協調性・責任感をもつ(自他の役割の理解と遂行)。	○仕事の楽しさや完成の喜びを味わう。 ○充実感や達成感を実感する。	○問題解決能力(生活を工夫し創造する能力)をもつ。 ○原因や課題を見付け、その課題を解決するために工夫する。	○学習内容と将来の職業の選択や生き方とのかかわりの理解に触れる。
技術分野	○技術が生活の向上や産業の継承と発展に果たしている役割や、環境との関係について考える。 ○情報モラルについて考える。	○緻密(ちみつ)さへのこだわりや忍耐強さなどを育てる。 ○技術を適切に評価し活用しようとする。	○目的や条件に応じて設計・計画できる。 ○情報手段を主体的に選択し活用する。 ○技術の適切な評価・活用について考える。	○技術にかかわる倫理観や新しい発想を生み出し活用しようとする態度をはぐくむ。 ○職業観や勤労観をはぐくむ。
家庭分野	○家族や社会の一員としての自覚や役割をもつ。 ○周囲の人々とのかかわりや人間関係の大切さを理解する。	○より良い家族・家庭や社会(の生活)をつくるために、現在自分ができていることを見直し、さらに必要な力をつけて生活に役立てようとしている。	○生活を見直し、課題をもって活動を工夫し、計画を立てて実践する。	○家庭や地域で実践する意義に気付く。 ○家庭や社会の一員として、自己実現に向けて生活の自立をめざす。 ○環境に配慮した消費生活について工夫し実践する。

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

9 外国語(英語)

① 教科の目標

- ・外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。





(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・外国語(英語)科では、言語や文化に対する理解を深めたり、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成したりすることとともに、聞くことや読むことにおいて、話し手や書き手の意向を理解することや、自分の考え等を話したり書いたりすることを重視している。
- ・外国語(英語)の学習は、人間関係を基本にした言語活動から成り立っている。他者とのコミュニケーションを通して、自己理解や他者理解を深め、お互いを尊重しあう態度を育成していく。
- ・このような学習の積み重ねが、キャリア教育の充実を図るための、社会的自立や職業的自立を目指したその基盤となる「基礎的・汎用的能力」の育成につながる。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する外国語(英語)科の指導内容の例】

学年／能力	言語活動としての話題	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
第1学年	自分の気持ちや身の回りの出来事などの中から、簡単な表現を用いてコミュニケーションを図れるような話題を取り上げる。	<聞くこと> ・まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取ること。 <話すこと> ・聞いたたり読んだりしたことなどについて、問答したり意見を述べ合ったりすること。	<聞くこと> ・質問や依頼などを聞いて適切に応じること。 <読むこと> ・伝言や手紙などの文章から書き手の意向を理解し、適切に応じること。	<話すこと> ・与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること。 ・つなぎ言葉を用いるなどの工夫をいろいろして、話を続けること。	<読むこと> ・書かれた内容や考え方などをとらえること。 <書くこと> ・感想、賛否やその理由を書いたりすること。 ・聞いたたり読んだりしたことなどについて、自分の考えや気持ちなどを書くこと。
第2学年	事実関係を伝えたり物事について判断したりした内容などの中から、コミュニケーションを図れるような話題を取り上げる。	発達段階に応じた高度化 			
第3学年	様々な考えや意見などの中から、コミュニケーションを図れるような話題を取り上げる。				

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

10 道徳

① 教科の目標

- 道徳教育の目標は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- 勤労観や職業観は、日常生活の中での役割や責任の遂行、個人の個性・能力・適性等の発揮、生計維持、規範の遵守等の職業倫理に対する考えや、職業や働くことそのものに対する人それぞれの価値観であるといえる。どのような職業に就き、どのような職業生活を送るかは、人がいかに生きるか、どのような人生を送るかということと深くかかわっている。道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、いずれも、人が社会的・職業的に自立し生きていく上で必要とされるものである。
- キャリア教育が目指す「基礎的・汎用的能力」の育成や、これらの能力育成を通じた勤労観・職業観等の価値観形成のためには、その基盤となる自己の判断基準となる価値観形成が求められる。価値観は、道徳性の発達を促す道徳を通して道徳的価値観を自覚させることで再構築さ

れる。例えば、自己を見つめ自己を理解する、周囲とのより良い人間関係を築く、体験活動の意義や学びの価値に気付く等、道徳を通して醸成された価値観により、より良く生きようとする意欲や態度は、生徒自身の自発的、自律的な道徳的行為の原動力につながる。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する道徳の指導内容の例】

勤労観・職業観等の価値観			
人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
礼儀 2-(1)	望ましい生活習慣	生命尊重 3-(1)	強い意志 1-(2)
思いやり 2-(2)	1-(1)	自然愛護 3-(2)	自主・自律 1-(3)
信頼、友情 2-(3)	強い意志 1-(2)	人間の気高さ 3-(3)	理想の実現 1-(4)
異性理解 2-(4)	自主・自律 1-(3)	家庭生活の充実	自己理解、個性の伸長
寛容、謙虚 2-(5)	理想の実現 1-(4)	4-(6)	1-(5)
感謝 2-(6)	自己理解、個性の伸長	よりよい校風の樹立	権利、義務 4-(1)
権利、義務 4-(1)	1-(5)	4-(7)	役割、責任 4-(4)
公德心、社会連帯	生命尊重 3-(1)	郷土の発展への貢献	勤労の意義と尊さ
情報モラル 4-(2)		4-(8)	4-(5)
正義、公正公平		伝統の継承と文化の創造への貢献 4-(9)	
4-(3)		国際社会への貢献	
集団生活の向上、役割、責任 4-(4)		4-(10)	
勤労の意義と尊さ、奉仕の精神 4-(5)			

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

11 総合的な学習の時間

① 教科の目標

- ・横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・総合的な学習の時間においては、学習の成果から達成感や自信をもち、自分の良さや可能性に気付き、自分の人生や将来、職業について考えていくことが大切である。また、「自己の生き方を考える」ことが、「キャリア教育」の狙いでもある「社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力や態度の育成」につながっていくものと考えられる。
- ・職業や自己の将来にかかわる課題を取り上げ、具体的な体験活動や調査活動、仲間との話し合いを通して探究的に学ぶ機会をもつことは、生徒が自己の生き方を具体的、実際的なものとして考えていくことにつながる。このことは、自己の将来を力強く着実に切り開いていこうとする資質や能力、態度の育成において極めて重要なものである。
- ・中学校以降のキャリア教育推進において重要なのは、社会や経済の仕組みを知識として学ぶこ

とと体験を通して学ぶことの両面から、現実社会の厳しさも含めて、一人一人の将来に実感のあるものとして伝えていくことであると考えられる。このことから、中学校における職場体験活動等の体験的な学習活動は、キャリア教育の視点から重要な役割を果たすものとして位置付けられる。

- ・進路の選択を迫られる場面を迎える義務教育修了段階である中学校において、働くことや職業を自分とのかかわりで考えることや、自己の将来を展望しようとすることは、自己の生き方を考えることに直接つながる重要な学習となる。職場体験活動等の自己の将来にかかわる体験活動は、社会人・職業人として自立できる人間を育てるキャリア教育に直接結びつく重要な学習である。
- ・総合的な学習の時間においては、単に体験活動を取り入れるだけでなく、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考える等の学習活動が行われるようにすることが欠かせない。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

中学校におけるキャリア教育の状況と課題

中学校におけるキャリア教育推進にはいくつもの課題がある。「勤労観・職業観の育成」が重視されるあまり、「キャリア教育＝職場体験」という考え方が根強く、職場体験が終わると今年度のキャリア教育は全て終了と捉える傾向がある。外部人材の活用では、組織として受け入れる手法が未だ十分に成熟しておらず、負担感のみが増大し踏み出せずにいる。

キャリア教育は、全教育活動を通じて社会人として必要な基礎的・汎用的能力を育成するものと認識されれば、校長の学校経営方針、キャリア教育の年間指導計画、教科指導、外部人材との協働・・・等は大きく変化し、各校でのキャリア教育は格段に前進させる。

キャリア教育推進には、教育活動に「つながり感」を持たせることが極めて重要と考える。学校行事や宿泊行事で3年間を見通したねらいを明確にし、学年行事に関連づけることでより大きな成果が期待できる。各教科指導では、人間関係形成能力や課題対応能力の育成を意図的に位置づけ授業改善を行うことで、幅広いキャリア教育の推進に結びつける。

外部人材との「つながり感」を生かす教育活動では、将来を見据えた生徒の大きな変容が期待できる。いくつかの学校では外部人材を活用し、授業や各種行事を協働で行うケースが見られる。学校経営の視点からも保護者、地域を含めた地域人材の教育参加は、教育の質を向上させるとともに、双方向で教育の当事者意識をもつことになり大きな役割を果たす。特に「職場体験」や「校内ハローワーク」等、地域人材の教育参加は、生徒のキャリアプランニング能力を育成し学校生活の見直しへとつながる。人材確保の分野では、それぞれの地域の実情に応じて、校内に進路指導主任を中心とする折衝チームを組織するなど、各校の工夫が考えられる。外部人材の指導力や専門的な業務経験を教育に生かすため、いかに授業や学校行事に結び付け教育効果を上げていくのか、正に各校の手腕が問われている。

諏訪台中学校校長 清水 隆彦

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する総合的な学習の時間の
学習において育てようとする資質や能力及び態度の例】

分野/能力	人間関係・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
学習方法に 関すること	・相手や目的、意 図に応じて、論 理的に表現する。	・複雑な問題状況 における事実や 関係を把握し、 自分の考えをも つ。	・複雑な問題状況 の中から適切に 課題を設定する。 ・目的に応じて手 段を選択し、情 報を収集する。	・学習の仕方や進め 方を振り返り、学 習や生活に生かそ うとする。
自分自身に 関すること	・自らの行為につ いて責任をもっ て意志決定する。	・自らの生活の在 り方を見直し、 日常的に実践す る。	・目標を明確にし、 課題の解決に向 けて計画的に行 動する。	・自己の将来を考え、 夢や希望をもつ。 ・目標を明確にし、 課題の解決に向け て計画的に行動す る。
他者や 社会との かかわりに 関すること	・異なる意見や他 者の考えを受け 入れ尊重する。 ・互いの特徴を生 かし、協同して 課題を解決する。	・互いの特徴を生 かし、協同して 課題を解決する。	・課題の解決に向 けて社会活動に 参画する。	・環境の保全を考え て行動する。

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

12 特別活動

① 教科の目標

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

(出典：文部科学省「中学校学習指導要領」2008年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・特別活動は、生徒が学級集団をはじめとする学校内の様々な集団に所属し、その中で互いに理解し合い、高め合い、個人と個人、個人と集団、集団相互が互いに作用し合いながら、集団活動や体験的な活動を進め、それぞれの生徒が全人的な発達を遂げ、また、所属する集団自体の改善・向上を図っていくものである。
- ・特別活動は、将来において個人が社会的な自己実現を図るために必要とされる資質の育成、さらに自己の所属する様々な集団に所属感や連帯感をもち、集団生活や社会生活の向上のために進んで力を尽くそうとする態度や能力を養うこと、そして、人間としての生き方の自覚と自己を生かす能力の育成を目指すものである。
- ・学級活動における「学業と進路」は、キャリア教育の中核的な実践の場としての役割を果たす。また、学級活動の他の内容も、キャリア教育に深く関連し、生徒会活動や学校行事もキャリア教育として重要な内容を多く包含している。
- ・「なすことによって学ぶ」ことを方法原理とする特別活動の各内容に、着実に取り組み、今まで以上に学校教育全体で学んだキャリア教育に関する知識を統合し、深化させ、体験的に実践

していくことが、キャリア教育実践の推進に向け、特別活動に強く求められている。

(参考：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する特別活動の指導内容の例】

活動／能力	人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
学級活動	<ul style="list-style-type: none"> 社会の一員としての自覚と責任 望ましい人間関係の確立 男女相互の理解と協力 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 学級の組織づくりや仕事の分担処理 	<ul style="list-style-type: none"> 自己及び他者の個性の理解と尊重 思春期の不安や悩みとその解決 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 性的な発達への適応 	<ul style="list-style-type: none"> 学級や学校における生活上の諸問題の解決 学校における多様な集団の生活の向上 進路適性の吟味と進路情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の意義の理解と参加 学ぶことと働くことの意義の理解 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用 望ましい勤労観・職業観の形成 主体的な進路の選択と将来設計
生徒会活動	<ul style="list-style-type: none"> 好ましい人間関係を深めるための活動 学校生活における規律と良き校風の確立のための活動 異年齢集団による交流 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の教養や情操の向上のための活動 学校行事への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な問題の解決を図るための活動 生徒の諸活動についての連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全や美化のための活動 ボランティア活動などの社会参加 生徒会の計画や運営
学校行事	<ul style="list-style-type: none"> 共に助け合って生きることの喜びの体得 校外における集団活動にて教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いや信頼関係を体験 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な行動や規律ある集団行動の体得 責任感や連帯感の涵養 生涯にわたり、文化や芸術に親しむための豊かな情操の涵養 	<ul style="list-style-type: none"> 集団のきまりや社会生活上のルール、公衆道徳などの体験 前年度の計画の見直しと課題解決のための立案 	<ul style="list-style-type: none"> 勤労の尊さや創造することの喜びの体得 職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験 ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験

(資料出所：文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」2011年3月)

◆第2節 キャリア教育の授業開発

中学校のキャリア教育の中心になる科目は、特に「特別活動（学科活動）」、「総合的な学習の時間」及び社会「公民的分野」である。

1 「特別活動（学級活動）」の指導要領及びその解説

(1) 目標

- ・学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

(2) 内容

- ・学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

・学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

- ・生徒が、自己の将来に夢や希望を抱き、意欲的かつ主体的に学習に取り組むとともに将来の生き方や進路に関する体験を得たり、情報の活用を図ったりしながら、自己の個性や学習の成果を生かす進路を自らの意志と責任で考え、選択していくことは、中学生にとって極めて重要なことである。また、生徒が、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人が、学ぶこと、働くこと、そして、生きることについて自己の問題として真剣に受け止め、それぞれの深い結びつきを理解していくことが必要である。

ア 学ぶことと働くことの意義の理解

具体的には、充実した人生と学習、学ぶことや働くことの楽しさと価値、学ぶことと職業などについて題材を設定し、保護者や卒業生など自分の身のまわりの人、働きながら学んでいる人、地域の職業人、あるいは生涯学習に取り組む人々などの体験談などを取り入れながら、自分なりの考えをまとめ、発表したり、話し合ったり、ディベートを行ったりする活動などが考えられる。

職場体験と関連させ、それらの事前、事後の指導として、生活や社会、職業や仕事、将来の進路などについて考えさせ、話し合う取組もある。さらに、卒業時期には、今までの学びを振り返り、社会的自立と自己実現を深めていく活動の展開なども考えられる。ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用

生徒が自分のよさに気付き、伸ばそうという意欲がもてるよう、多面的に自分自身を見つめ自分を知る活動、友人の理解を通して自分を知る活動、そして職業適性などから客観的に自分を知る活動などが考えられる。また、そのような自己の個性の理解に基づいて、自分のよさを発揮し、個性を伸ばす進路を探索するために、当面する進路に関する情報を収集し、整理して、自分や友人が活用できる資料としてまとめる活動などが考えられる。具体的には、自分のよさ

の発見、職業と適性などについて題材を設定し、自分の興味・関心、得意な教科の学習や活動、性格や行動など多面的に自分自身を見つめたり、生徒が互いのよさを見つめ合い、確かめ合ったりする活動の展開、あるいは職業適性検査等を活用して、個性を生かす職業について考える活動の展開が考えられる。また、生き方を学ぶ、進路に応じた学習機会の選択、学校調べなどについて題材を設定し、地域の社会人や職業人の講話を聞いたり、勤労や奉仕の体験を通して、生き方や進路の多様性を理解する活動の展開、あるいは上級学校を訪問、見学したり、体験入学をして、その結果をまとめて発表したりする学習の展開が考えられる。

エ 望ましい勤労観・職業観の形成

自己と社会とのかかわりを考える中学生の時期をとらえ、生徒が、様々な社会的役割や職業及び職業生活について理解するとともに、人は何のために働くのか、なぜ働かなければならないのかを考え、将来、職業人、社会人として自立し、生きがいのある人生を築こうとする意欲・態度をもつことができるよう、内容を取り上げることが大切である。具体的には、自分の役割と生きがい、働く目的と意義、身近な職業と職業選択などの題材を設定し、調査やインタビューをもとに話し合ったり、発表やディベートを行ったりするなどの活動の展開が考えられる。また、学校行事などとして実施する地域の職業調べや事業所・福祉施設等における職場体験や介護体験、あるいは職業人や福祉団体関係者を招いての講話等との関連を図りながら、それらの事前。事後の指導として、調査、話し合い、感想文の作成、発表を行うなどの活動の展開も考えられる。

オ 主体的な進路の選択と将来設計

将来の生活における職業人、家庭人、地域社会の一員などとしての役割や活動及びその変化を知り、生徒が将来の生活を具体的に描いてみる活動や、将来設計を進路計画として立案する活動などが考えられる。また、進路計画の実現を目指して、生徒が、卒業後の進路選択の問題を自分自身の課題として受け止め、自ら解決するために、例えば、高等学校進学志望校選択などに当たって何を知り、どのように考え、いかに行動すべきかなどについて検討する活動なども考えられる。具体的には、自分の夢や希望、人生と生きがい、30年後の私などについて題材を設定し、地域の職業人や福祉団体関係者の講話と感想文の作成、発表、話し合いといった活動の展開、ライフプランの作成や進路計画を立案し、発表する活動の展開などが考えられる。特に、3年生の時期にあつては、志望校・希望職業の選択、進路の選択と私の悩みなどについて題材を設定し、志望校の選択について、進学目的の明確化、目的実現のための選択肢（各学校・学科の特色など）の理解、各選択肢で求められる選択の条件や必要な努力についての理解、選択理由の明確化、選択の結果とその受け止め方など、選択のためのスキルを学ぶ活動の展開なども考えられる。

（参考：文部科学省「中学校学習指導要領〔特別活動〕」2008年3月及び
「中学校学習指導要領解説」2008年7月を基に作成）

2 中学校「総合的な学習の時間」の指導要領及びその解説

(1) 目標（再掲）

- ・横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

(2) 内容

- ・ 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関する事、自分自身に関する事、他者や社会とのかかわりに関する事などの視点を踏まえること。
- ・ 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探求活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。
 - 「働く人から学ぼう」という単元であれば、生徒は身近で働く人を探そうとする。この場面では、身の回りで働いている人を探し、直接会って話を聞こうとする。また、家族の働く姿からその意味を考えようとする。ここで生徒は、身の回りにはたくさんの職業があることや多くの人々が熱心に働いていることに気付くであろう。また、失礼のない電話連絡の方法を身に付けたり、正式に依頼状を出す方法を学んだりする。
 - 働く人への関心が高まると、生徒の目的は、実際に働いてみたいと考えるようになる。ここでは、実際に現場に出かけ、働くことを実体験することが重要である。見学するだけでなく、仕事を受け持ったり、仕事を手伝ったりする。そして、働く人の思いや願いについて考えさせることが重要である。必要に応じて、インタビューしたり、話を聞いたりして、働くことの意義や満足感、達成感を実感することも大切である。そのためにも、事前準備を十分に行い、目的を明確にして職場体験活動を行うことが求められる。また、実際に体験できない職業や身近にはない職業について考えることも大切であり、教師が必要に応じて資料を提供し、生徒の視野を広げるように心がけることも必要である。
 - 職場体験活動を終えると、生徒は互いの体験の様子を知りたいと思い、どのような職場で、どのような体験をしてきたのかを情報交換しようとする。互いの体験の様子を交流する中で、社会には多様な仕事があることに気付く。また、社会の仕組みや一つ一つの職業が大切な役割を果たしていることに気付く。このことが、働くことの意義を理解することや自分の将来に対する夢や可能性を抱くことにつながる。このような生徒の変容を促すためには、社会に出て働くことの意味を考える講演会などを実施することが考えられる。誠実に働く人の姿や仕事にかける情熱を知ることで、それぞれの生徒が出会った人の思いや願い、夢や生きがいをはっきりと捉えられることにつながる。

(参考：文部科学省「中学校学習指導要領[総合的な学習]」

2008年3月及び「中学校学習指導要領解説」2008年7月を基に作成)

3 中学校社会「公民的分野」の学習指導要領及びその解説

(1) 目標(再掲)

- ・ 現代の社会事象に関する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確に捉え、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

(2) 内容

- ・ 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて考えさせる。
 - 職業の意義や雇用などについては、それが家計を維持・向上させるだけでなく、個人の個性を生かすとともに、個人と社会とを結び付け、社会的分業の一部を担うことによって社会に貢献し、社会生活を支えるという意義があることについて考えさせる。
 - 家計を維持・向上させる上で、雇用と労働条件の改善が必要であることについて気付かせ、

産業構造の変化や就業形態の変化、「現代日本の特色」についての学習などと関連付けながら考えさせることが大切である。

- 勤労が国民の権利であり義務であることや職業選択の自由が保障されていることと関連付けて考えさせるとともに、正しい勤労観や職業観の基礎を培うことが必要である。
- 労働条件の維持・改善及び経済的地位の向上を図ることを主たる目的として労働者が自主的に組織する労働組合の意義や労働基準法が労働者が人たるに値する生活を営むための最低の基準を定め、労働者を保護しようとしていることと関連付けて考えさせることが必要である。

(参考：文部科学省「中学校学習指導要領〔社会：公民的分野〕」

2008年3月及び「中学校学習しよ指導要領解説 社会編」2008年7月を基に作成)

4 授業のテーマ例

- ① 学ぶことと働くことの意義の理解
- ② 進路適性の吟味と進路情報の活用
- ③ 望ましい勤労観・職業観の形成
- ④ 主体的な進路の選択と将来設計
- ⑤ 総合的な学習の時間

Part 1

中学校の部

第5章

**キャリア教育の実践と提案
(アクティブ・ラーニングの実践)**

キャリア教育では、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けるための教育が行われる。そうした教育の目的を達成するために行われる授業の方法として、次のようなものが挙げられる。

1 生徒が主体となる授業形式（アクティブ・ラーニング）

① アクティブ・ラーニング

- ・アクティブ・ラーニングとは、伝統的な教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法をいう。学習者が能動的に学ぶことによって、後で学んだ情報を思い出しやすい、あるいは異なる文脈でもその情報を使いこなしやすいという理由から用いられる教授法である。

（参考：中教審大学分科会大学教育部会「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（審議まとめ）2012年3月を基に作成）

② アクティブ・ラーニングの内容・種類

- ・アクティブ・ラーニングには、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、グループ・ワーク等を行うことでも取り入れられる。
- ・生徒が参加する授業形式としては、ワークショップ、チュートリアル等があり、生徒が体験する授業形式としては、フィールド活動（フィールドワーク）、教室でもできる体験等がある。
- ・体験学習には、生徒を実体験によって学ばせる学習方法だけでなく、生徒の過去の経験や知識と結びつけて考えさせる経験主義的な学習方法もある。

2 アクティブ・ラーニングの内容・種類

① ワークショップ

- ・講師や教員から一方的に話を聞くのではなく、参加者が主体的に論議に参加したり、言葉だけでなく身体や心を使って体験したり、相互に刺激し合い学びあう、グループによる学びと創造の方法

（出典：中野民夫『ワークショップ』ii 頁岩波新書2001年）

② チュートリアル

- ・チューターと呼ばれる指導教師と生徒が一對一または一對少数で行う個別の指導法。通常、週1回程度の頻度で定期的に設けられることが多く、主として学習指導が中心であるが、生活全般のアドバイスなども行われることがある。

（出典：今野・新井・児島編（富田福代執筆）『新版学校教育辞典』教育出版2003年）

③ ロールプレイ

- ・現実に起こるであろう場面を想定し、複数の人がそれぞれの与えられた役割（ロール）を演じて擬似的な体験を積み、その事象が実際に起こった時に適切な対応ができるようにするための方法である。
- ・解決すべき課題について、問題場面の状況を設定し、登場人物の役割を演じる中で、役割としての立場を理解したり、気づかなかった問題点を発見する等、現実の場面に対処する問題解決能力を身に付けることができる。その効果として、問題場面に対する洞察力が高まり、知識としての理解だけでなく、共感的な理解ができるようになり、自発性や自主性、創造力が高まることが期待できる。

④ グループワーク

- ・生徒同士のコミュニケーションを重視し、生徒の自律的な知識構築を授業の目的とする場合に適しているとされる方法。
- ・キャリア教育において、グループワークは、ソーシャルスキルの中核ともいえるコミュニケーションスキルの重要性を体験的に理解する方法として重要な位置を占めている。
- ・グループワークを行う際、担当講師は、生徒の自発的な行動を待つだけでなく、積極的・能動的な働きかけを行うことが求められる。
- ・生徒の場合、コミュニケーションスキルが十分でない場合が多いため、グループワークを実施する際には、導入（インストラクション）、ワーク（エクササイズ）、振り返り（シェアリング）等の各場面で、配慮が求められる。

i 導入（インストラクション）：エクササイズのねらいや内容、条件、留意点などを丁寧に説明することであり、参加への理解を求め、参加へのモチベーションを高めるのを目的とする。これは、メンバーのリーダーに対する信頼感やメンバー相互の信頼感および自己発見を促進する。

ii ワーク（エクササイズ）：体験学習の課題のことであり、本音と本音の交流を促進する誘発剤（触発する素材）である。エクササイズには、自己理解、自己受容、自己表現・自己主張、感受性、信頼体験、役割遂行という6つのねらいがあり、メンバー相互の本音と本音の交流を通して感情、思考、行動という3つの変容をめざす。

iii 振り返り（シェアリング）：メンバーがエクササイズに取り組んで感じたことや気づいたことを共有することであり、1つないし複数のエクササイズを展開した後で行う平均10分から15分程度の「シェアリング（ショートシェアリング）」と、1セッション（約90分から2時間）全体をあてる「全体シェアリング（ロングシェアリング）」に区別される。構成的グループ・エンカウンターの中で、エクササイズと同じかそれ以上の比重を持つもので、エクササイズと補完的な関係にある。

（参考：國分康孝・片野智治『構成的グループ・エンカウンターの原理と進め方』

108頁以下誠信書房2001年を基に作成）

⑤ ケーススタディ

- ・現実に起こり得る問題や実際に起こった問題等を参考に教材として狙いを明確にした事例を作成して、生徒に提示し、問題点を分析させ、状況の把握、原因の分析、解決策の検討、結果の予測等を考えさせる学習方法である。
- ・結論そのものよりも、結論に至る過程における討論に重点がおかれ、現実の場面で求められる分析力、判断力、課題解決能力、役割遂行能力等を体験的に養うシミュレーション的学習である。

3 グループワーク・ファシリテーション

(1) グループワークの意義

- ・学習は、本来、学習する者が自ら発し、自らが活動して行うものであるが、講義形式による知識を注入される学習方法では、学習者は受け身のままで主体的にはならず、学習者個々の個人的な思考はおしなされたままである。これに対し、グループワークは、注入され、承るだけの学習を、学習者の活動として主体化し、学習者相互のやり取りによって一層活性化することに役立つ。
- ・グループワークは、メンバー相互の話し合い、双方向での関心の交流を通して、参加者全員が持つ経験や背景を共有させることにより、課題の解決を図ったり、相互の共感を共有すること

によって学習、動機づけ、必要な態度の形成に至ることを目的とする。

- ・グループワークは、言語的なコミュニケーション、活動、人間関係、集団内の相互作用等を通して、メンバー一人ひとりが成長することを目的とするが、とりわけ、グループ独自のダイナミクスを活用することで、メンバーの人格的な発展や思考の発展・課題の解決等に繋げることができる。
- ・グループワークで求められるコミュニケーション能力、メンバーが役割を分担した上で相互に協力・協働して課題に取り組む姿勢、人の話を聴く力と自分の意見を述べる力、自分の意見を主張する力と他人の意見を受け入れる力、決められた時間内に課題を解決して答えを出す力等は、生徒が社会に出てから活動するために必要な力である。

(2) グループワーク運営の留意点

- ・グループワークは、次のように行う(例)。
 - ①目標の設定と提示：グループワークを実施する際にもっとも重要なことは、何のために行うのか、すなわちグループワークの目標（教育目標）が明確になっていることである。
目標（教育目標）は、一般教育目標（グループワークの成果として得られる知識・結論）と行動目標（グループワークが終了した段階で、何をどこまでできるようになっているか）の両面から示す。
ワークの最後にメンバーに発表させる場合には、どのような形（スタイルや時間）で発表させるかも伝えておく。
 - ②資料の配付と確認：グループワークで使用するシート、資料等を配付し、どのように用いるか、個人で使用するものとグループで使用するもの、完成させるものや提出するものなど、ワークの中で行うべき事項を明確に指示して、メンバーの理解を得る。
 - ③グループメンバーの決定：各グループのメンバーを決める。グループメンバーの決め方は、たとえば、近くの席にいる人をまとめる、じゃんけんや番号順などの偶然的な要素で決める、友人や顔見知りなどをまとめる等の方法の中から、ワークの内容と目的に応じて決める。
 - ④環境の設定：各グループがワークをする場所を指定し、必要があれば机・椅子の配置を変えるとともに、グループメンバーを移動させる。誰が、どこに移動するか、鞆等の荷物をどうするか等を明確に指示し、時間を取られないように注意する。
 - ⑤役割の決定：グループメンバーの中で、それぞれが担当する役割（司会、書記、タイムキーパー、発表者等）を決めさせる（役割の決め方も指示する）。
 - ⑥時間とルールの説明：グループワークを実施する時間（終了の時刻）、その時間内にやるべきこととそれまでに作り上げるべき成果物の内容を説明する。
グループワークを行う際にメンバーが守るべきルールを告げる。
 - ⑦話し合いの開始：アイスブレイク（グループメンバーが相互に知らない場合には、ウォーミングを兼ねた自己紹介等）を行って、グループメンバーが打ち解けあい、自由に意見を出し合える和やかな雰囲気を作る。
 - ⑧話し合いの展開：グループ全体に気を配るとともに、個別のグループの状況にも配慮する。
特に、人任せや不参加の行動が見られないかを注視し、必要に応じて対応する。
時間管理（進行管理）に留意し、必要に応じて、参加者に経過時間（残り時間）等を告知する等して注意喚起をする。
 - ⑨話し合いの終結：全グループが決められた時間までに、決められたことを実行できるように導いていく。

⑩成果の発表：各グループから、討論の結果や経過等を発表させる。グループの数が多いと同じような発表になるので、やり方を工夫する。

各グループが発表する時間の管理に留意する。

発表の際、講師は発表に耳を傾け、結果に対しては、他のグループからの質問を受けるだけでなく、講師からの肯定的な評価と改善点を示すなどして、必ずフィードバックする。

⑪振り返り：各グループの発表に対する総評として良かった点、改善すべき点を告げるだけでなく、グループワークのやり方についても、同様の視点から講評する。全体として、グループワークの目標が達成されたか(目標にどの程度近づくことができたか)についても説明する。

⑫発展学習：今日の成果をこれからの学習活動、課外活動、自分の生活などにどのように活かしていく(役立てていくことができる)かを考えさせる。

(3) グループワーク・ファシリテーションの意味と重要性(グループワークにおける担当者の役割)

- ・グループワークを通じて生徒が学ぶ場合、グループワークを担当する教員の役割は、メンバーの学習活動を促進する役割をもつ「ファシリテーター」である。
- ・ファシリテーターは、グループワークの目標を達成する方向に向けてグループメンバーの話し合いを促進する機能を果たすために、情報提供や専門的介入を行う。
- ・ファシリテーターは、グループメンバー全員の信頼を得られるように努めるとともに、常に中立的な態度を保ち、グループメンバー全員に対して関心を持ち、グループワークを公正に進行するためのリーダーシップを発揮しなければならない。

(参考：木村周『キャリア・コンサルティング理論と実際』

318頁雇用問題研究会2010年を基に作成)

(4) グループワークリーダー(ファシリテーター)の役割

- ①開始に当たって、グループメンバーを紹介し(自己紹介でも良い)、グループワークの目標を告げる。
- ②グループメンバー全員がグループワークに参加するように配慮する。
- ③グループメンバーに向かって質問、応答、介入をしたりすることによって、全体の話し合いが目標に向かうように促進する。同時に、グループメンバーの連帯意識を強化する。
- ④グループワークの目標に関連する情報を可能な限り明確にしておく。そのためには、あらかじめ目標達成に必要な情報の範囲を決め、用意しておくことが必要である。
- ⑤可能な限り、グループメンバー自身に必要な情報提供をさせる。
- ⑥グループメンバーが持っている知識や経験を可能な限り引き出していくようにする。
- ⑦答えを示すのではなく、グループメンバー自身で考えるように仕向けていく。
- ⑧グループメンバー全員の感情の動きに注意し、発言を引き出す。
- ⑨リーダーシップ、自己開示、適切なインストラクション、シェアリング、抵抗への対応、介入等、必要となるグループ・エンカウンタースキルを行使する。
- ⑩必要に応じて、話し合いの論旨を明確にし、派生的な話題、拡張的な話題等、目的から逸脱・乖離した内容に時間を費やさないように介入する。
- ⑪リーダーとして、個人的な意見や価値観を強制したり、グループの意向に逆らって結論を強制したりすることがないように注意する。
- ⑫グループワーク全体の進行(時間、話し合いの内容、グループメンバーの参加、目標の達成度合等)を注視し、評価する。

(参考：木村周『キャリア・コンサルティング理論と実際』

318頁雇用問題研究会2010年を基に作成)

(5) グループ・ワークにおける教員のファシリテーターの機能

- ・グループワークのファシリテーターとして、生徒の学習活動を促進するという観点から、担当する教員に求められることは、次の通りである。
 - ①原則として「聞き役」に徹すること
 - ②必要に応じて生徒の討論を促すこと（理解を深めることを促す）
 - ③フィードバックのためのコメントを行う（良い点を誉める、改善点について考えることを促す）こと
- ・グループワークの最後に行われる「振り返りとまとめ」では、グループワークに参加した生徒の自己評価を支援するために、良かった点を積極的に誉めること、良くなかった点をどう改善するかについて考えるように促すことが求められる。これらの行為・言動等によって、生徒が課題を発見し問題を解決する能力を促進したり、ディスカッションする能力を伸ばすことができる。
- ・グループワークに参加した生徒に対して助言をする際の方法の一つに、「YNY型」がある。これは、相手に対する自分の評価を相手に受け入れてもらう方法として有効とされているもので、「Y(Yes)」は、「肯定的な評価や発言」であり、「N(No)」は、「否定的な評価や発言」である。「YNY型」とは「Y→N→Y」のことであるから、まず（どんなに些細なことでもかまわないので）何か良かったことを指摘し、次に不十分だったことや改善しなければならないことを指摘し、最後にもう一度肯定的な評価や発言をして締めくくるやり方である。
- ・グループワークに参加した生徒を肯定的に評価するときは、名前を挙げるのも良いが、良くなかったことや改善すべきところを指摘する際は、個別の名前は挙げないで一般化して述べる方が良いとされる。
- ・時間の管理（進行の管理）に十分配慮して、授業時間内に終了するように気を付ける（生徒は、次の授業の準備をしなければならないので、授業終了時刻までには、必ず終了するのが鉄則である）。ワークの時間配分と進捗に気を配り、決められた時間までに結果・結論が出るようにする。振り返りとまとめの時間は必ず確保して実施し、学習効果や生徒の満足度の点で問題がないようにする。

(参考：佐藤浩章編『大学教員のための授業方法とデザイン』

87頁以下玉川大学出版部2010年を基に作成)

(6) グループワークにおけるファシリテーターの技法の例

- ・グループワークを円滑に実施し、効果を高めるとともに、参加する生徒の満足度を高めるために、次のような技法がある。

事柄	取扱い技法の例
グループメンバーが発言しようとしにくい場合	しばらくそのままにしておき、他のグループメンバーがどのように発言しているかを観察する時間を与える。他の参加者の発言に反応する行動が見られたら、指名して答えやすい質問を行い、発言を促す。 グループワークに抵抗を示したり、流れに乗れなくて参加しないグループメンバーがいる場合には、グループワークの狙いや内容、条件、留意点などを説明した後で質問したり、参加の仕方のモデルを示したりして、速やかに抵抗を取り除いたり、参加意欲を高めておく。
発言しすぎるメンバーがいる場合	「今の〇〇さんの発言について、皆さんはどう思いますか」等、他のグループメンバーに質問を投げかけることによって、次の発言を封じる。 その発言を無視して、他のグループメンバーに発言を求めるようにする。それでも発言を止めない場合は、「他の人の意見も聞いてみたいので」と告げ、明確に阻止する。
話題が逸脱したとき	そのグループワークの目的を再び告げて、確認することによってグループメンバー全員の関心と注意を本題に戻す。 「この話は、私も面白いと思いますが、残り時間も少なくなっているので、～という本来のテーマに戻って議論を進めましょう」。
理解を深めることを促すとき	「今の～という発言について、誰からも意見がでなかったようですが、私にはよくわからなかったのですが……」 「今の～という発言について、質問はありませんか」 発言の少ないグループメンバーがいる場合には、その人に対して「今の問題について、〇〇さんはどう思いますか」と発言を促す。
特定の参加者に対して集中攻撃が生じたとき	反対のための反対である場合には、話題を転じる等の方法を取ることでグループメンバーの注意を別の事項に集中させるようにする。 正当な理由に基づいてなされたものであり、かつ、建設的な内容のものである場合には、悪意があつてなされたものでないことが明確な限り、続行させてしばらく成り行きを見守る方が、良い結果をもたらすとされる。
良い点を誉めるとき	このグループは、メンバーの発言が多くて良いですね。この調子でいきましょう。司会進行役の〇〇さんの司会は、方向付けもきちんとできていたし、タイムキーパーとしても上手でした。 〇〇さんの～という意見は、良かったです。あれで、議論の道筋が明確になったと思います。 前回のワークで指摘した改善点が、今回のワークではきちんと直されていました。
改善点について話すとき	議論しているだけだと筋道が分かりにくいので、図に示して書いてみたらどうでしょう。 今回は、前回のワークと比べて、議論があまり盛り上がりませんでしたようだけど、どうしてだと思いますか。 時間をもっと有効に使って、決められた時間までに結論を導き出すためには、どうしたら良いと思いますか。グループメンバー全員で、ちょっと考えてみてください。

(参考：木村周『キャリア・コンサルティング理論と実際』321頁雇用問題研究会2010年を基に作成)

4 グループワークの実践

- ・その職業の人は、どんな仕事をしているか（職業と課業）を分析することで、職業や働くことに対する興味を引き立てる。
- ・中学生のなりたい職業から、それぞれの「職業」では、どのような「仕事」があるのかを考えて、「職業」が、様々な「仕事」から構成されていることを学ぶ。
- ・「職業」の例
 - ①保育士・幼稚園の先生
 - ②パティシエ（ケーキ屋）
 - ③調理師・コック

- ④トリマー
- ⑤キャビンアテンダント（客室乗務員）
- ⑥タレント
- ⑦音楽の先生
- ⑧ファッション・デザイナー
- ⑨美容師
- ⑩消防士
- ⑪プロスポーツ選手
- ⑫ゲームクリエイター

キャリア・コンサルティングの6領域とキャリア教育

キャリア・コンサルティングの6領域として知られている「自己理解」「職業理解」「啓発的経験」「意思決定」「方策の実行」「新たな仕事への適応」は、キャリア教育でも改めて重要な考え方となります。そもそも、これら6領域は、従来の進路指導・職業指導で重要だった考え方であり、それが応用され拡張されたものが、キャリア・コンサルティングの6領域となったという経緯もあります。

したがって、キャリア・コンサルティングの観点からは、やはり「自己理解」をベースにキャリア教育を組み立てていくというのが、最もオーソドックスで標準的な考え方になるでしょう。キャリア教育の主たる対象層である10代の子供達はもともと自分自身に関心を持ちやすい年代であり、自分自身の問題や悩みといったものに一定の解決をつけておかなければ一歩も前に進めない年代でもあるからです。

ただ、一方で、だからこそ「自己理解」を一定程度深めた後は、いかに「職業理解」「啓発的経験」「意思決定」へと気持ちを向かわせるかも、この年代のキャリア教育的な介入の大きなポイントになります。一度、「自己理解」にどっぷりと沈み込ませて、そこで子供達が得たほんの僅かな火種のような将来への気持ちを、今度はぐるりと反転させ、現実の世界へと引き上げ、実際の進路選択へ向かわせていく必要があります。この相反する方向性をもつ2つのプロセスを巧みにマネジメントし、そのための仕掛けを作り、10代の子供達に分かりやすく提示していくこと。こうした取り組みにはキャリア・コンサルタントが日頃培ってきたスキルや知識が十分に役立つはずですが、

キャリア・コンサルタントとしての技能を、学校という新たな場面で、先生方の要望に応えながら、できるだけ活かしていくということが、今現在、キャリア・コンサルタントに大きく期待されているといえるでしょう。

労働政策研究・研修機構 主任研究員 下村 英雄

Part 2

高等学校の部

第1章

高等学校と
高校生の理解

◆第1節 高等学校・高校生の状況把握と進路先の理解

1 高等学校・高校生の状況

① 高等学校の数

- ・2013年度の学校数は4,981校（本校4,893校，分校88校）で、前年度より41校減少している。
- ・中高一貫教育を行う学校数は併設型が319校、連携型が83校で、併設型は前年度より10校増加、連携型は前年度と同数である。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【資料】高等学校の設置者別学校数

区 分	計	国 立	公 立	私 立	計のうち中高一貫教育を行う学校（再掲）	
					併設型	連携型
					（校）	
平成15年度	5,450	15	4,117	1,318	50	54
20	5,243	16	3,906	1,321	220	81
21	5,183	16	3,846	1,321	247	82
22	5,116	15	3,780	1,321	273	82
23	5,060	15	3,724	1,321	289	83
24	5,022	15	3,688	1,319	309	83
25	4,981	15	3,646	1,320	319	83

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

② 高校生の数

- ・2013年度の生徒数は3,319,758人（男子1,672,347人，女子1,647,411人）で、前年度より35,851人減少している。
- ・全日制課程（本科）の生徒数は3,204,380人、定時制課程（本科）の生徒数は106,558人である。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校の生徒数】

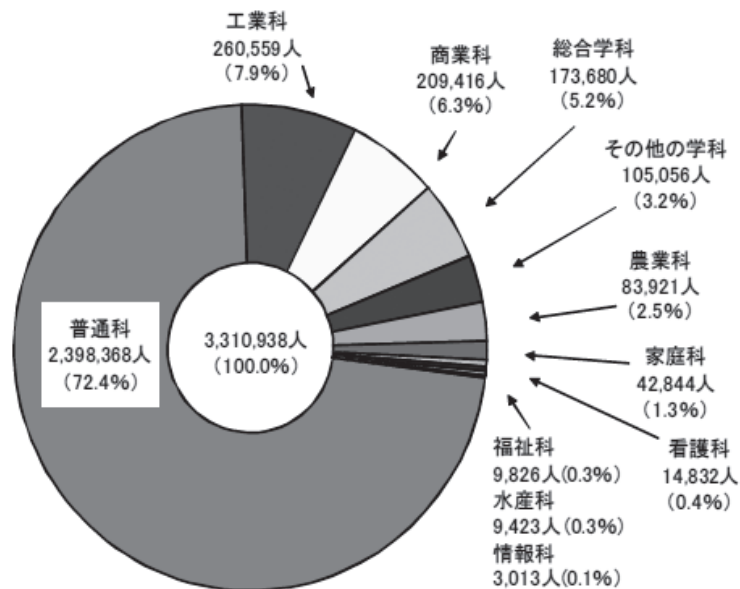
区 分	計	うち 本 科						本務教員1人 当たりの生徒数	
		男	女	全日制	定時制	計			
						全日制	定時制		
平成15年度	3,809,827	1,927,522	1,882,305	3,698,972	110,855	3,801,646	3,691,177	110,469	14.7
20	3,367,489	1,704,140	1,663,349	3,258,851	108,638	3,358,711	3,250,301	108,410	14.0
21	3,347,311	1,694,971	1,652,340	3,235,937	111,374	3,338,861	3,227,676	111,185	14.0
22	3,368,693	1,703,397	1,665,296	3,252,457	116,236	3,360,101	3,244,052	116,049	14.1
23	3,349,255	1,690,804	1,658,451	3,233,248	116,007	3,340,561	3,224,739	115,822	14.1
24	3,355,609	1,691,921	1,663,688	3,243,422	112,187	3,347,127	3,235,116	112,011	14.1
25	3,319,758	1,672,347	1,647,411	3,213,035	106,723	3,310,938	3,204,380	106,558	14.1

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

③ 高等学校の学科別生徒数

- ・2013年度における本科の生徒数3,310,938人を学科別にみると、普通科が2,398,368人で最も多く、本科の生徒数の72.4%を占めている。次いで、工業科が260,559人、で7.9%、商業科が209,416人で6.3%、総合学科が173,680人で5.2%、等となっている。
- ・1999年度の学校基本調査結果では、本科の生徒数4,203,750人のうち、普通科の生徒が3,087,519人で73.5%、工業科が268,388人で8.8%、商業科が364,177人で8.7%、総合学科が58,789人で1.4%であった。
- ・1970年度は、普通科の生徒が58.5%、職業学科（専門高等学校）の生徒が40.7%、その他の専門学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科）の生徒が0.8%であったが、職業学科の生徒の比率が年々減少している。
- ・最近の20年間は、普通科の生徒が73%前後ではほぼ一定するとともに、普通科と職業学科とを総合する学科として1994年に創設された総合学科で学ぶ生徒の比率が高くなっている。
(参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成)

【高等学校の学科別生徒数（本科）】



(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月)

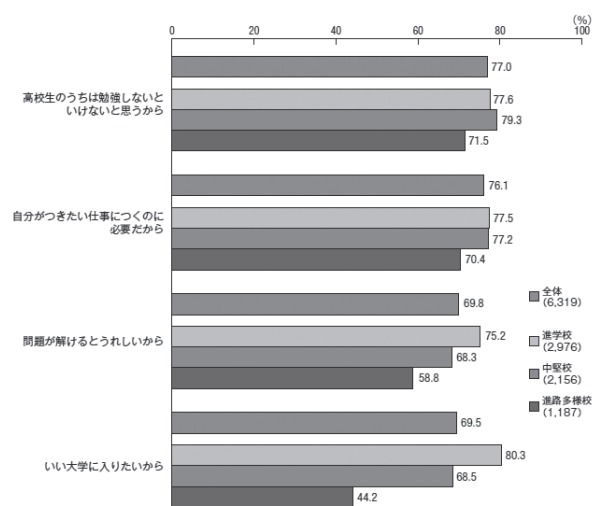
2 高校生の学習、日常生活、意識

① 高校生が勉強する理由

- ・ 高校生が勉強する理由は、全体的にみると「高校生のうちは勉強しないといけないと思うから」との回答が77.0%と最も高い。次いで「自分が就きたい仕事に就くのに必要だから」が76.1%である。
- ・ 高等学校のタイプ別では、「いい大学に入りたいから」が、進学校（偏差値60以上目安）、では80.3%と最も高い勉強理由である。中堅校（偏差値50～59目安）では68.5%、進路多様校（偏差値50未満目安）では44.2%であり、他の理由と比較すると低い。

（参考：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月を基に作成）

【勉強をする理由（全体 偏差値層別）（高等学校1・2年生）】

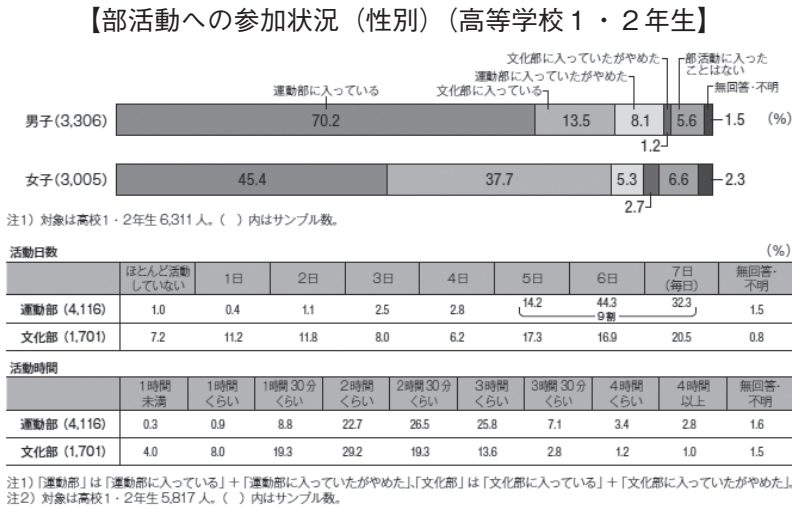


（資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月）

② 部活動への参加状況

- ・部活動への参加状況は、男子よりも女子の方が文化部に参加する比率が高い。活動日数は、運動部は「5日」～「7日（毎日）」が90.8%であるのに対し、文化部は「ほとんど活動していない」～「7日（毎日）」まで回答にばらつきがある。

(参考：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月を基に作成)

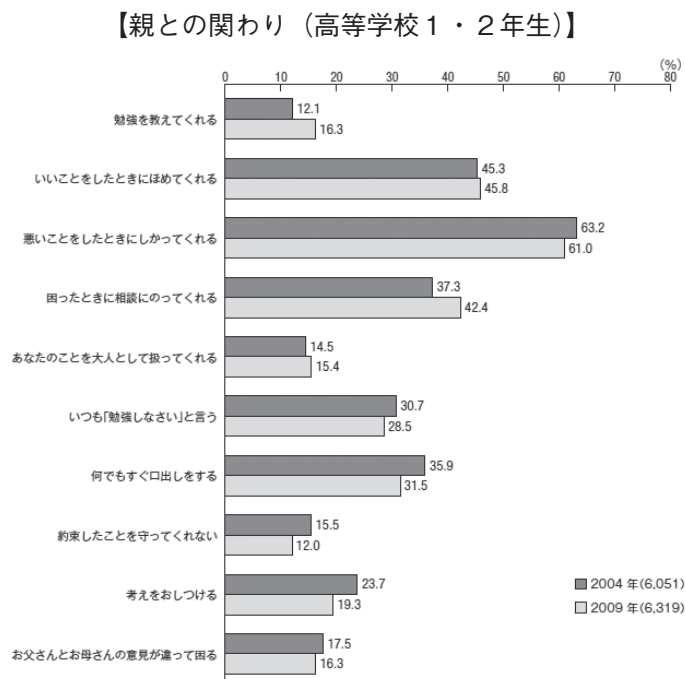


(資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月)

③ 親子関係

- ・親との関係については、近年、「勉強を教えてくれる」や「困ったとき相談に乗ってくれる」が上昇している。他方、「何でもすぐに口出しをする」や「考えをおしつける」については低下している。

(参考：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月を基に作成)



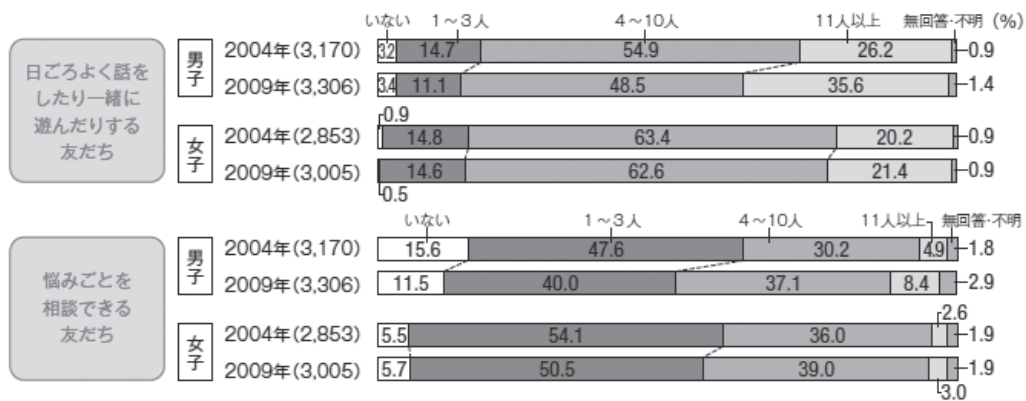
(資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月)

④ 友人関係

- ・男子は、「日ごろよく話をしたり一緒に遊んだりする友だち」が11人以上いる比率や「悩みごとを相談できる友だち」が4人以上いる比率が高まっている。「グループの仲間同士で固まっていたい」や「仲間はずれにされないようには話を合わせる」も上昇している。
- ・女子は、「悩みごとを相談する友だち」が1～10人の比率が男子より高く、そのような友だちがいないという比率が低い。

(参考：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月を基に作成)

【友だちの数（性別）（高等学校1・2年生）】



注1) 「1~3人」は「1人」+「2~3人」, 「4~10人」は「4~6人」+「7~10人」, 「11人以上」は「11~20人」+「21人以上」。
 注2) 対象は高校1・2年生。()内はサンプル数。

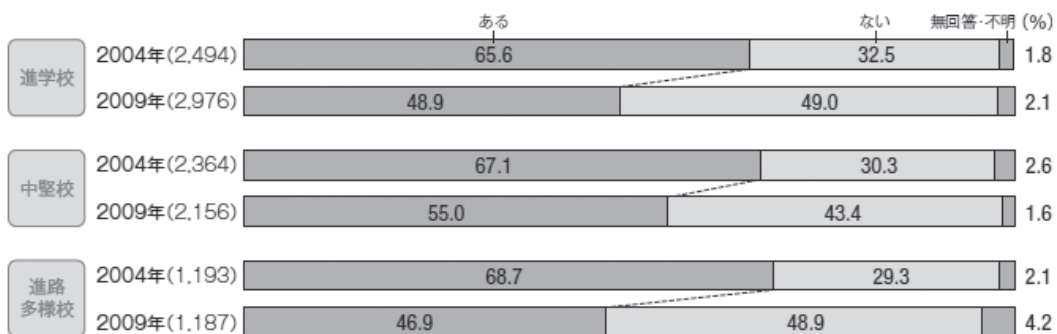
(資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月)

⑤ 将来なりたい職業の有無

- ・進学校で、将来なりたい職業が「ある」と回答した高校生の比率は2004年の65.6%から2009年は48.9%へと大きく落ち込んでいる。

(参考：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月を基に作成)

【将来なりたい職業の有無（偏差値層別）（高等学校1・2年生）】



注1) 「進学校」は偏差値60以上目安、「中堅校」は偏差値50～59目安、「進路多様校」は偏差値50未満目安。
 注2) 対象は高校1・2年生。()内はサンプル数。

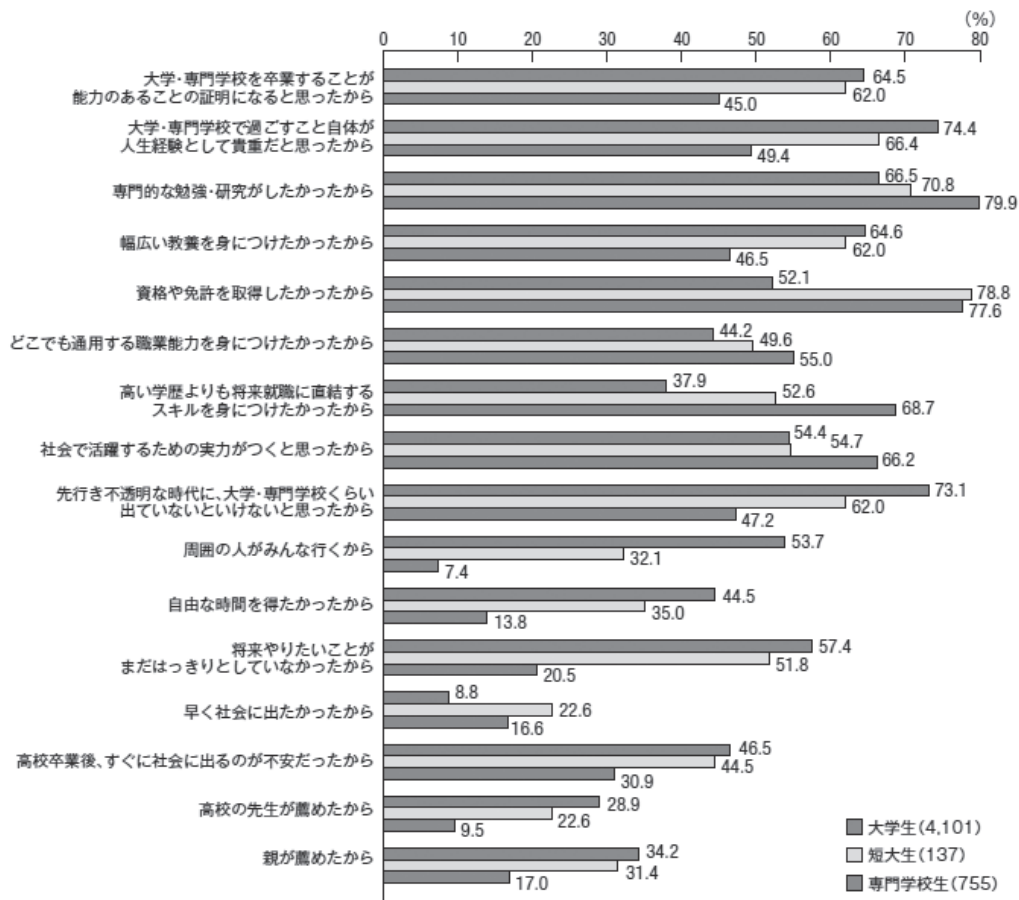
(資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月)

⑥ 高等教育機関への進学理由

- ・大学生の進学理由としては「大学で過ごすこと自体が人生経験として貴重だと思ったから」が74.4%と最も高い。次いで「先行き不透明な時代に、大学くらい出ていないといけないと思ったから」が73.1%である。
- ・短期大学生と専門学校生のそれぞれの学校への進学理由は、「資格や免許を取得したかったから」が短期大学生78.8%、専門学校生77.6%と高い。また、専門学校生の79.9%は、「専門的な勉強・研究がしたかったから」と回答している。

(参考：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月を基に作成)

【大学・短期大学・専門学校への進学理由】



注1) 「とてもあてはまる」+「まああてはまる」の%。選択肢は「とてもあてはまる」「まああてはまる」「どちらともいえない」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の5段階。

注2) 対象は大学生 4,101 人、短大生 137 人、専門学校生 755 人。() 内はサンプル数。

(資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月)

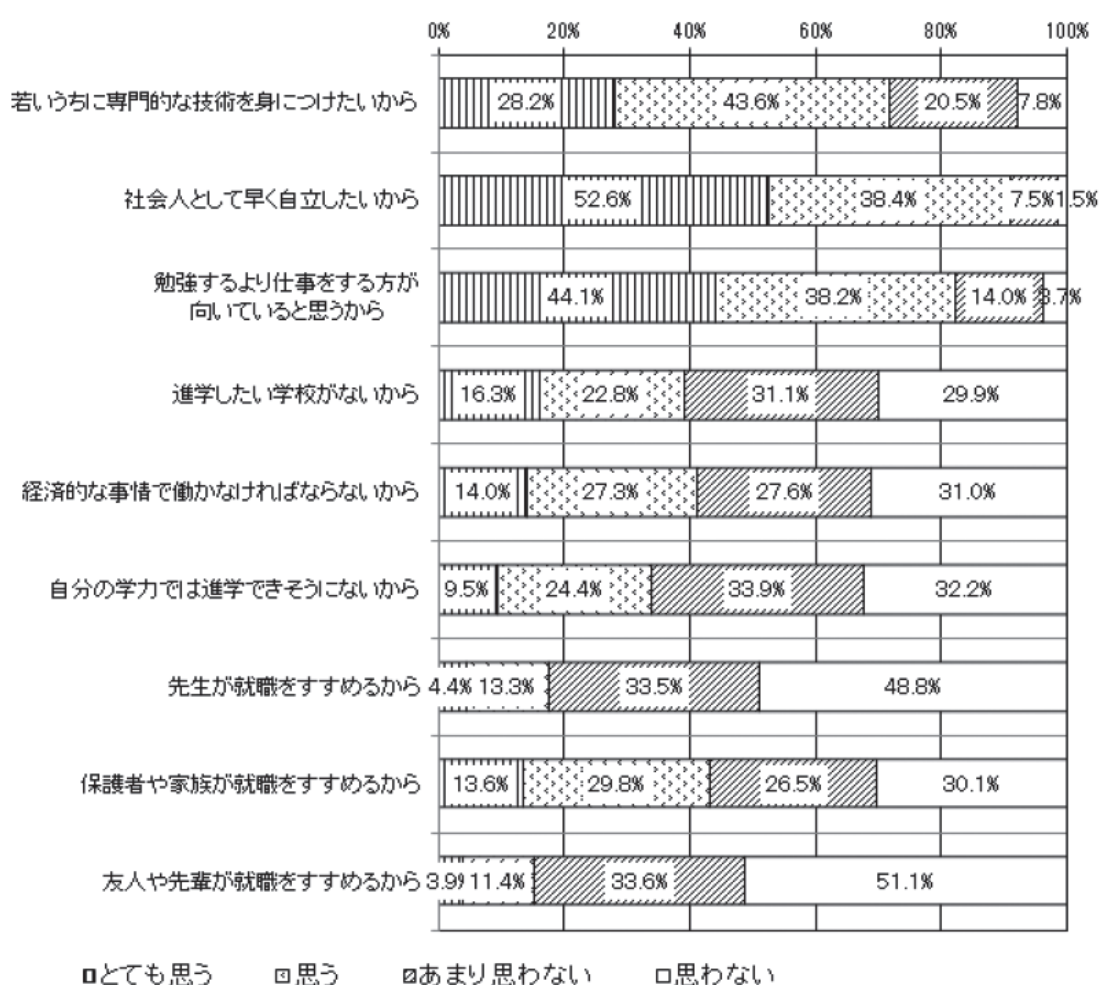
⑦ 高等学校卒業後すぐに働くことを希望する理由

- ・高等学校を卒業した後で（進学しないで）働くことを希望する理由は、「社会人として早く自立したいから」と「とても思う」学生の割合が52.6%と最も高い。次いで、「勉強するより仕事をする方が向いていると思うから」が44.1%、「若いうちに専門的な技術を身につけたいから」が28.2%等である。
- ・「思う」と合せても上位3つの順位は同じで、「保護者や家族が就職をすすめるから」が43.4%、「経済的な事情で働かなければならないから」が41.3%である。

（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【高等学校を卒業した後すぐに働くことを希望する理由】



（資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

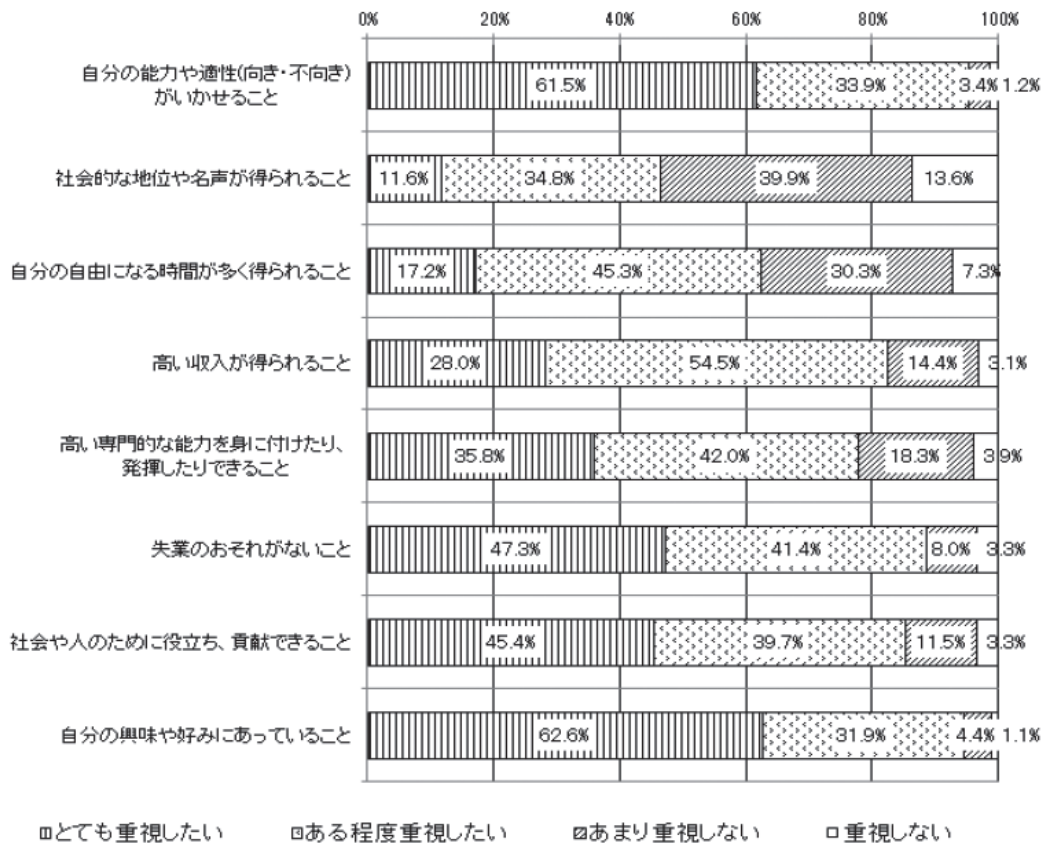
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

⑧ 自分の職業や仕事を選ぶ際に重視すること

- ・「とても重視したい」について、「自分の興味や好みにあっていること」が62.6%、「自分の能力や適性(向き・不向き)がいかせること」が61.5%、「失業のおそれがないこと」が47.3%、「社会や人のために役立ち、貢献できること」が45.4%等である。
- ・「ある程度重視したい」も含めると、「自分の能力や適性(向き・不向き)がいかせること」が最も高く95.4%である。次いで、「自分の興味や好みにあっていること」が94.5%、「失業のおそれがないこと」が88.7%、「社会や人のために役立ち、貢献できること」が85.1%、「高い収入が得られること」が82.5%等である。
- ・逆に、「社会的な地位や名声が得られること」は、「あまり重視しない」「重視しない」生徒の合計が53.5%である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【自分の職業や仕事を選ぶ際に重視すること】



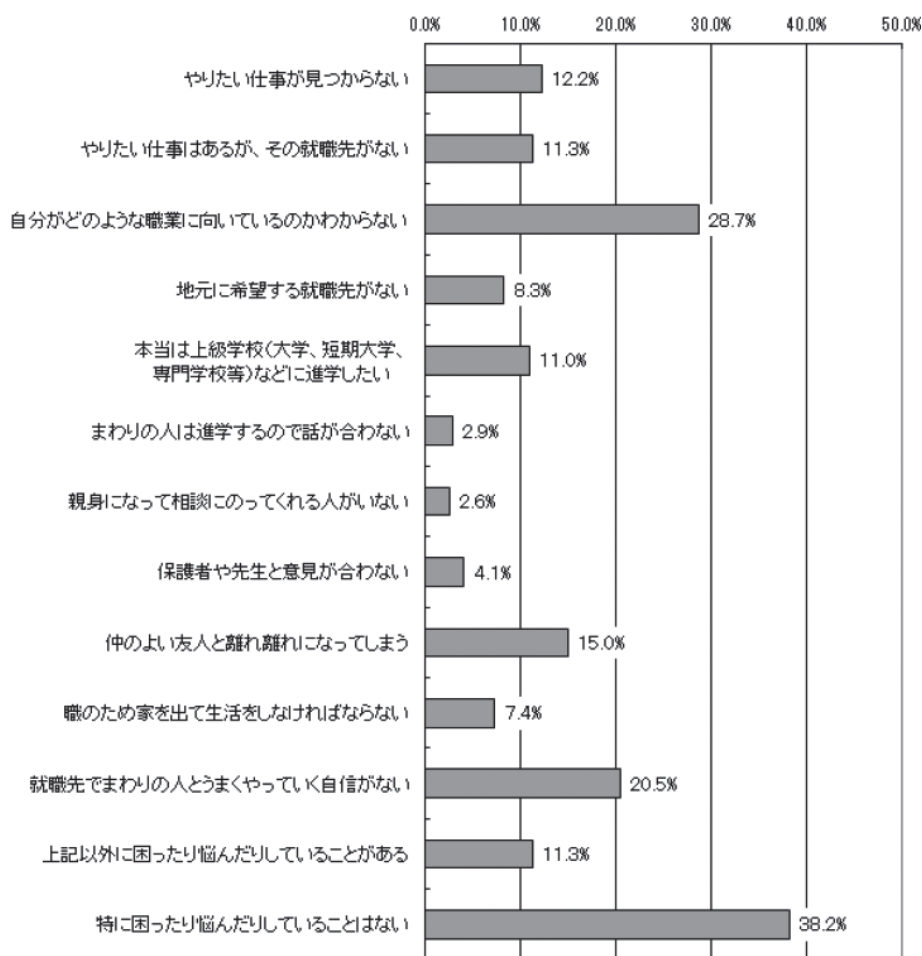
(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

⑨ 就職等を希望するにあたって困ったり悩んだりしていること

・「特に困ったり悩んだりしていることはない」が38.2%と最も高い。次いで「自分がどのような職業に向いているのかわからない」が28.7%、「就職先でまわりの人とうまくやっていく自信がない」が20.5%等である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【就職や家事への従事等を希望するにあたって困ったり悩んだりしていること】



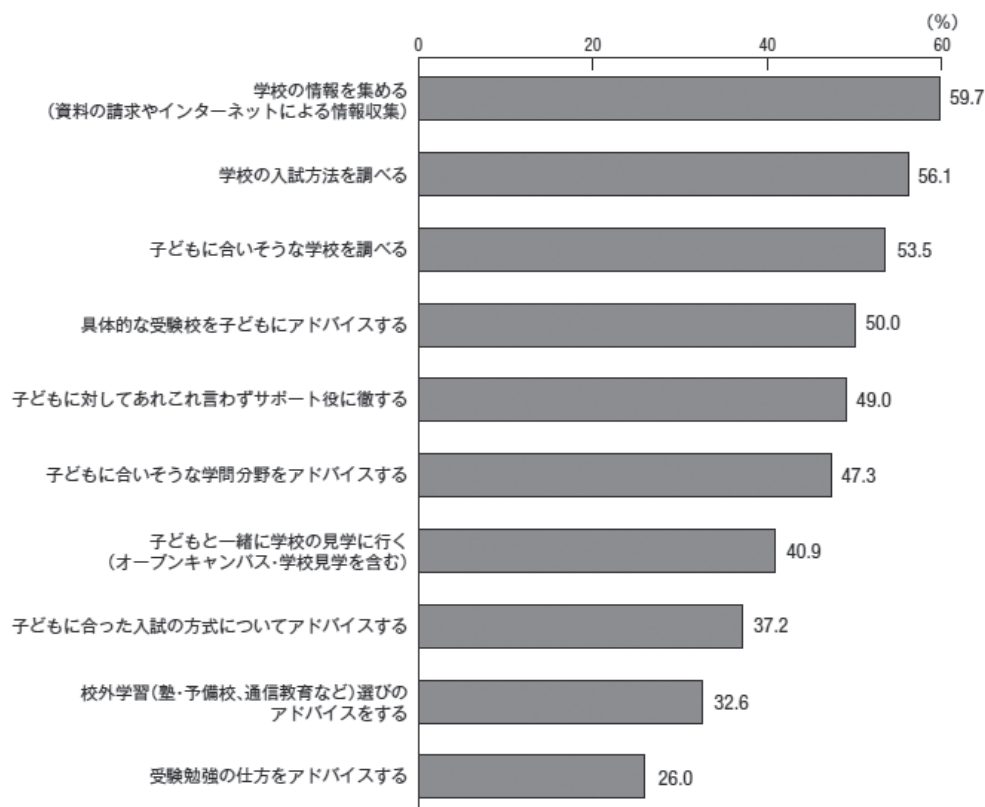
(資料出所：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

⑩ 子どもの進路選択に対する保護者の関与

- ・子どもの進路選択に関して親がしていることは、「学校の情報を集める（資料の請求やインターネットによる情報収集）」が59.7%、「学校の入試方法を調べる」が56.1%、「子どもに合いそうな学校を調べる」が53.5%、「具体的な受験校を子どもにアドバイスする」が50.0%等である。
- ・「受験勉強の仕方をアドバイスする」は26.0%と最も比率が低い。

（参考：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月を基に作成）

【こどもの進路選択に関して親がしていること】



注1) 「とてもあてはまる」+「まああてはまる」の%。選択肢は「とてもあてはまる」「まああてはまる」「どちらともいえない」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」の5段階。

注2) 対象は子どもに大学進学を希望する高校1～3年生の保護者 3,297 人。

（資料出所：ベネッセ教育総合研究所「高等学校データブック 2013」2013年3月）

3 高校生の進路

① 進路先（現役生）

- ・高等学校卒業者の「大学・短期大学進学率」は、2010年の54.3%をピークにここ3年は微減し、2013年3月卒では53.2%である。
- ・「就職率」は3年連続で上昇し、2013年は16.9%、「専門学校進学率」はここ4年間連続で上昇し、2013年は17.0%である。
- ・「一時的な仕事に就いた者」と「進学も就職もしていない者」の合計は、2013年は67,563人であり、卒業者全体のうち6.2%、就職者のうち36.6%を占める。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校職業者の状況】

区 分	卒業者	大学・短大進学者(率)		専門学校進学者(率)	就職者(率)	一時的な仕事に就いた者(率)	進学も就職もしていない者(率)	不詳・死亡
		うち大学(学部)進学者(率)	うち大学(学部)進学者(率)					
平成16年3月	1,235,482	560,055 (45.3)	459,456 (37.2)	237,279 (19.2)	208,907 (16.9)	27,003 (2.2)	92,666 (7.5)	216
17年3月	1,203,251	568,710 (47.3)	473,263 (39.3)	228,867 (19.0)	208,747 (17.3)	22,855 (1.9)	78,922 (6.6)	267
18年3月	1,172,087	578,525 (49.4)	490,242 (41.8)	213,122 (18.2)	210,442 (18.0)	19,232 (1.6)	66,434 (5.7)	140
19年3月	1,148,108	587,999 (51.2)	505,951 (44.1)	193,156 (16.8)	212,635 (18.5)	16,358 (1.4)	59,962 (5.2)	410
20年3月	1,089,188	575,659 (52.9)	500,631 (46.0)	167,092 (15.3)	206,628 (19.0)	12,862 (1.2)	53,757 (4.9)	230
21年3月	1,065,412	574,333 (53.9)	503,840 (47.3)	156,363 (14.7)	193,615 (18.2)	13,592 (1.3)	54,678 (5.1)	158
22年3月	1,071,422	582,272 (54.3)	513,013 (47.9)	170,352 (15.9)	168,727 (15.7)	15,560 (1.5)	59,703 (5.6)	299
23年3月	1,064,074	573,679 (53.9)	507,509 (47.7)	172,200 (16.2)	173,566 (16.3)	14,994 (1.4)	56,965 (5.4)	369
24年3月	1,056,387	565,779 (53.6)	503,545 (47.7)	177,486 (16.8)	176,931 (16.7)	13,892 (1.3)	51,922 (4.9)	283
25年3月	1,091,617	581,138 (53.2)	517,398 (47.4)	185,546 (17.0)	184,702 (16.9)	13,624 (1.2)	53,939 (4.9)	302

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

② 高等学校学科別進路先

- ・普通科卒業者は、大学等進学率と専修学校専門課程の占める割合が高い。
 - ・専門高等学校卒業者のうち、工業科卒業者は、就職者の比率が高く、左記以外の者の比率が低い。商業科では卒業者の約4人に1人、総合学科では卒業者の約3人に1人が大学等に進学している。
- (参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査(速報値)」2013年8月を基に作成)

【学科別状況別卒業者数】

(人(%))

区分	計	大学等進学	専修学校専門課程	公共職業能力開発施設	就職	一時的な仕事	左記以外
普通科	794,222	494,163 (62.2)	122,361 (15.4)	3,486 (0.4)	64,041 (8.1)	9,284 (1.2)	42,441 (5.3)
工業科	82,404	12,302 (14.9)	12,270 (14.9)	1,684 (2.0)	52,119 (63.2)	906 (1.1)	2,088 (2.5)
商業科	70,149	17,997 (25.7)	18,554 (26.4)	339 (0.5)	28,367 (40.4)	1,284 (1.8)	2,372 (3.4)
総合学科	55,450	19,561 (35.3)	15,878 (28.6)	632 (1.1)	14,098 (25.4)	1,151 (2.1)	2,850 (5.1)

(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査(速報値)2013年8月」を基礎に事務局が編集)

③ 都道府県別の進路先

- ・2013年3月卒業者の全国平均の大学等進学率は53.2%（大学（学部）進学率は47.3%）、専修学校（専門課程）進学率は17.0%、就職率は17.0%である。
- ・大都市圏（関東の一都三県、近畿の二府等）では、全国平均よりも大学等進学率が高く、就職率が低くなっているのに対し、東北・山陰・九州（福岡県を除く）では、全国平均よりも専修学校進学率と就職率が高く、大学等進学率が低いという傾向がある。
- ・就職者総数のうち、県外（出身高等学校が所在する県以外の県）へ就職した者は33,311人で、就職者総数の18.0%を占めている（ちなみに、2013年3月卒で大学等に進学した者のうち、他県（出身高等学校が所在する県以外の県）の大学に入学した者の比率は57.7%で、性別では男子が59.6%、女子が55.2%となっている）。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校卒業者の都道府県別進学率と就職率】

区分	大学等 進学率 (%)	大 学 (学 部) 進学率 (%)	専修学校 (専門課程) 進学率 (%)	就職率 (%)	区分	大学等 進学率 (%)	大 学 (学 部) 進学率 (%)	専修学校 (専門課程) 進学率 (%)	就職率 (%)
北海道	39.9	34.2	22.7	22.0	京 都	64.8	58.5	14.4	8.4
青 森	41.4	34.0	15.4	31.9	大 阪	57.7	50.9	15.0	11.2
岩 手	40.4	33.8	21.3	29.9	兵 庫	59.6	54.1	14.2	13.2
宮 城	48.0	43.9	17.8	23.3	奈 良	57.8	51.0	14.0	10.9
秋 田	43.0	35.6	18.4	29.5	和歌山	47.6	41.1	17.5	20.6
山 形	44.4	37.9	19.2	28.2	鳥 取	42.3	32.8	17.6	23.8
福 島	43.3	37.2	20.3	28.5	島 根	46.0	37.2	23.2	22.0
茨 城	49.3	45.7	18.4	20.0	岡 山	51.0	44.5	16.6	21.2
栃 木	52.3	47.2	17.6	19.8	広 島	60.4	55.0	13.7	13.8
群 馬	51.2	45.6	20.2	17.9	山 口	41.4	35.2	17.7	27.8
埼 玉	56.5	51.3	17.7	13.2	徳 島	50.5	45.1	16.8	21.7
千 葉	53.8	49.3	18.5	12.5	香 川	49.3	42.2	18.1	18.8
東 京	65.2	62.0	13.0	5.9	愛 媛	50.4	43.4	18.5	21.6
神奈川	60.2	55.5	16.1	7.7	高 知	44.4	36.5	21.9	17.8
新 潟	45.0	39.4	28.4	17.3	福 岡	52.0	44.6	15.8	17.2
富 山	52.4	43.5	18.0	20.6	佐 賀	41.8	35.2	17.8	31.0
石 川	53.9	46.5	14.7	20.9	長 崎	41.9	36.4	17.9	29.6
福 井	52.8	44.1	15.3	23.5	熊 本	43.6	37.5	19.1	25.3
山 梨	57.4	51.3	16.9	15.1	大 分	45.5	35.4	21.0	26.2
長 野	47.8	38.0	22.9	16.4	宮 崎	42.4	34.3	17.5	29.7
岐 阜	55.2	47.4	14.3	22.6	鹿 児 島	41.4	29.3	20.8	26.5
静 岡	53.1	47.9	16.5	21.3	冲 縄	38.2	34.4	26.4	15.2
愛 知	58.3	52.8	12.9	17.7	全 国	53.2	47.3	17.0	17.0
三 重	50.9	44.6	14.6	25.2	男	50.9	49.7	13.6	20.3
滋 賀	56.2	49.3	16.4	16.6	女	55.5	44.9	20.5	13.6

（注）大学等進学率は、大学・短期大学の通信教育部への進学者を含む。

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

④ 大学入学時の選抜状況

- ・2012年4月における大学（学部）入学者594,358人のうち、一般入試（学力選抜）で入学した者は333,889人（全体の56.2%）である。
- ・設置者別にみると、2012年4月大学入学者のうち、私立大学では50.9%、公立大学では26.7%、国立大学では15.9%が、入学に際して、「学力選抜」を受けていない。

(参考：文部科学省「平成24年度国公立大学入学者選抜実施状況」2012年10月を基に作成)

【選抜毎の実施状況（一般入試）】

区 分	募集人員 A	入学志願者数 B	志願倍率 B/A	受験者数	合格者数	入学者数 C	過△欠員 C-A
国 立 大 学	(80,627) 80,670	(370,551) 367,665	(4.6) 4.6	(289,154) 269,331	(93,543) 91,670	(84,630) 84,097	(4,003) 3,427
公 立 大 学	(20,216) 20,456	(138,102) 133,534	(6.8) 6.5	(104,593) 97,186	(29,297) 29,478	(21,644) 21,815	(1,428) 1,359
小 計	(100,843) 101,126	(508,653) 501,199	(5.0) 5.0	(393,747) 366,517	(122,840) 121,148	(106,274) 105,912	(5,431) 4,786
私 立 大 学	(246,657) 249,610	(2,775,854) 2,787,414	(11.3) 11.2	(2,665,744) 2,667,381	(793,323) 838,090	(227,448) 227,977	(△19,209) △21,633
合 計	(347,500) 350,736	(3,284,507) 3,288,613	(9.5) 9.4	(3,059,491) 3,033,898	(916,163) 959,238	(333,722) 333,889	(△13,778) △16,847

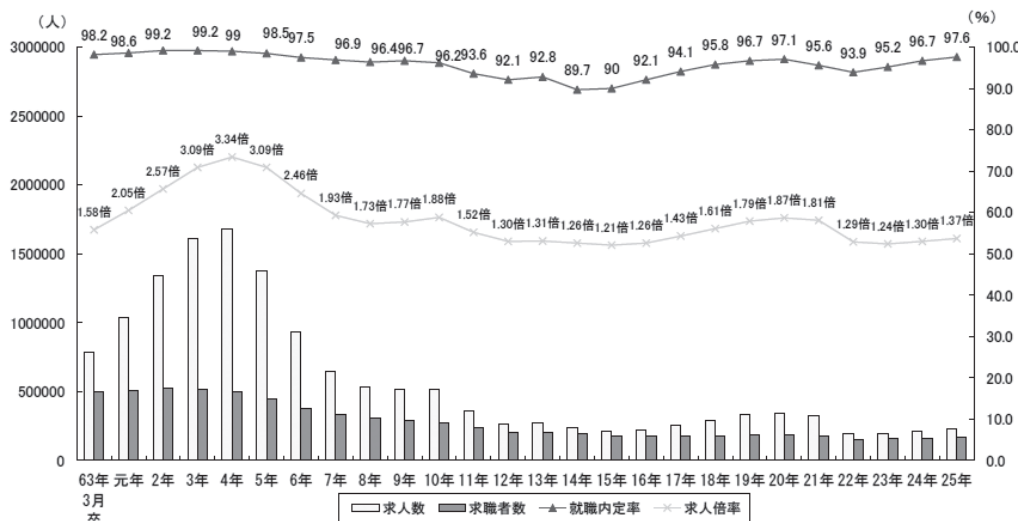
(資料出所：文部科学省「平成24年度国公立大学入学者選抜実施状況」2012年10月)

⑤ 高等学校卒就職者に対する求人数・求職者数、求人倍率・就職内定率の推移

- ・1992年3月卒では167.6万人あった高等学校卒業者に対する求人数（求職者数50.2万人、求人倍率3.34倍）が、2002年3月卒では24.1万人（求職者数19.1万人、求人倍率1.26倍）、2013年3月卒では22.7万人（求職者数16.6万人、求人倍率1.37倍）になる等、高等学校新卒者に対する求人数が減少している。
- ・就職内定率は、1993年3月卒で98.5%であったが、2003年3月卒では90.0%、2013年3月卒では97.6%となっている。

(参考：厚生労働省「平成24年度『高等学校・中学新卒者の求人・求職・内定状況』取りまとめ」2013年5月を基に作成)

【高等学校新卒者の求人倍率・就職内定率の推移（3月末現在）】



(資料出所：厚生労働省「平成24年度『高等学校・中学新卒者の求人・求職・内定状況』取りまとめ」2013年5月)

⑥ 就職者の産業別就職者数

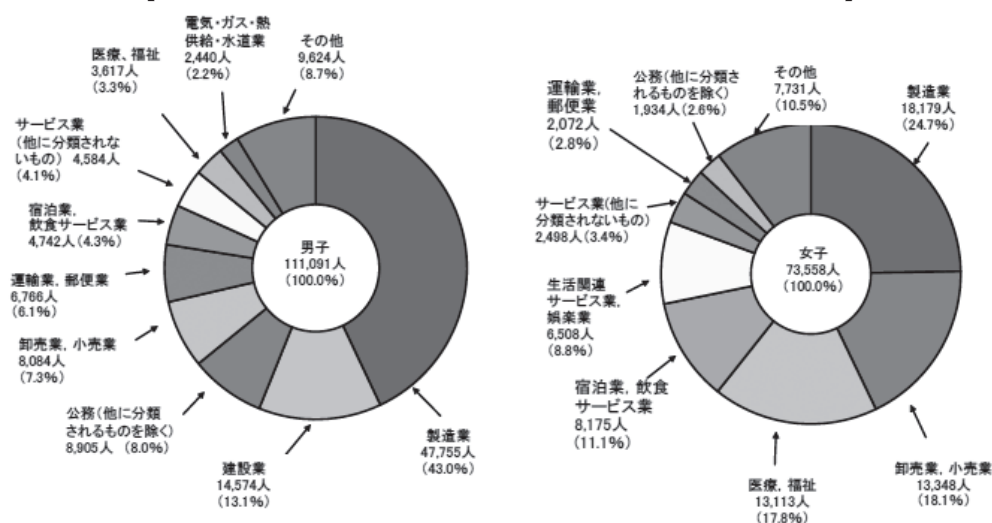
- ・就職者総数を産業別にみると、「製造業」が65,934人（就職者の35.7%）で最も多く、次いで「卸

売業、小売業」が21,432人（同11.6%）、「医療、福祉」が16,730人（同9.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」が12,917人（同7.0%）である。

- ・男子の就職者111,091人のうち、製造業が47,755人（43.0%）、建設業が14,574人（13.1%）、公務（他に分類されるものを除く）が8,905人（8.0%）、卸売業、小売業が8,084人（7.3%）、運輸業、郵便業が6,766人（6.1%）等の順である。
- ・女子の就職者73,558人のうち、製造業が18,179人（24.7%）、卸売業、小売業が13,348人（18.1%）、医療、福祉が13,113人（17.8%）、宿泊業、飲食サービス業が8,175人（11.1%）、生活関連サービス業、娯楽業が6,508人（8.8%）等の順である。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校卒業者の男女別にみた主な産業別就職者数の比率】



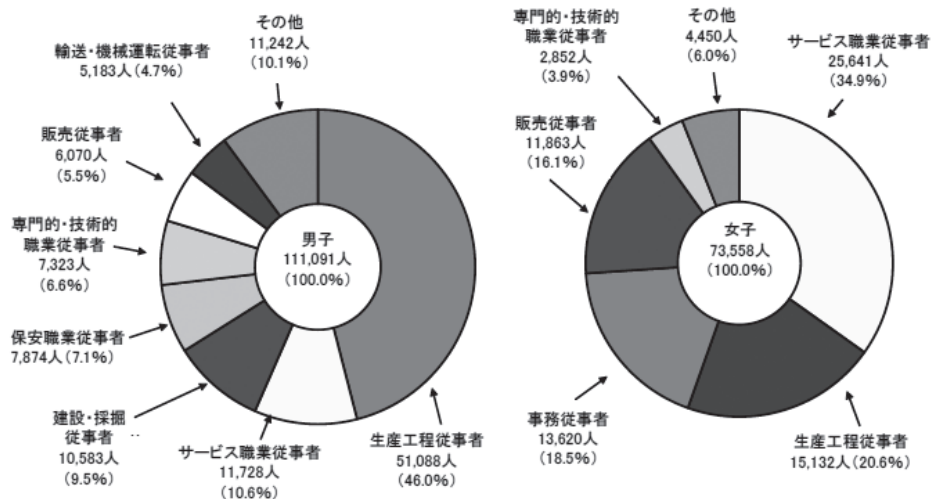
（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

⑦ 就職者の職業別就職者数

- ・就職者総数を職業別にみると、「生産工程従事者」が66,220人（就職者総数の35.9%）で最も多く、次いで「サービス職業従事者」が37,369人（同20.2%）、「販売従事者」が17,933人（同9.7%）、「事務従事者」が16,727人（同9.1%）等である。
- ・男子の就職者は、生産工程従事者が51,088人（46.0%）、サービス職業従事者が11,728人（10.6%）、建設・採掘従事者が10,583人（9.5%）、保安職業従事者が7,874人（7.1%）、専門的・技術的職業従事者が7,323人（6.6%）等の順である。
- ・女子の就職者は、サービス職業従事者が25,641人（34.9%）、生産工程従事者が15,132人（20.6%）、事務従事者が13,620人（18.5%）、販売従事者が11,863人（16.1%）等の順である。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【高等学校卒業者の男女別にみた主な職業別就職者数の比率】



（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

⑧ 新規高卒就業者の産業別離職状況

- ・新規高卒就業者（2009年3月卒）の3年以内の離職率は、35.7%である。
- ・産業分類別（大分類）卒業3年後の離職率を2013年4月新規高卒就職者の多い順でみると、製造業が24.4%、卸売業が40.1%、小売業が49.1%、医療、福祉が47.2%、宿泊業、飲食サービス業が67.7%等となっている。

◆第2節 高等教育機関等での教育と社会への移行における課題の理解

1 高等教育機関等での教育

① 関係学科別学部学生の比率（4年制大学）

- ・2013年度における4年制大学学生の関係学科別学生数の比率は、高い順に、社会科学33.1%、工学15.2%、人文科学14.7%となっているが、近年、これらの学科の比率が低下し、教育、薬学の学生構成比が上昇している。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【関係学科別学生の構成比の推移（4年制大学）】

区分	関係学科別学生の構成比										
	計	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	医・歯学	薬学	家政	教育	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成15	100.0	16.3	39.0	3.5	17.8	2.8	2.5	1.6	2.1	5.5	8.8
20	100.0	15.6	35.8	3.3	16.3	3.0	2.5	2.2	2.6	6.1	12.7
21	100.0	15.4	35.3	3.2	16.0	3.0	2.5	2.1	2.6	6.3	13.4
22	100.0	15.2	34.9	3.2	15.7	3.0	2.5	2.4	2.7	6.5	14.0
23	100.0	15.0	34.2	3.2	15.4	2.9	2.6	2.8	2.7	6.7	14.5
24	100.0	14.8	33.7	3.2	15.2	3.0	2.6	2.9	2.7	7.0	15.0
25	100.0	14.7	33.1	3.1	15.2	3.0	2.7	2.9	2.8	7.2	15.3

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

② 関係学科別学生数の比率（短期大学本科生）

- ・2013年度における短期大学本科生の関係学科別学生数の比率は、高い順に、教育が36.2%、家政が18.9%、社会が9.8%、保健が9.7%となっている。
- ・近年、人文、社会、工業、家政の比率が低下し、教育の比率が上昇している。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【関係学科別学生数の比率の推移（短期大学本科生）】

区分	関係学科別学生数の比率									
	計	人文	社会	教養	工業	農業	保健	家政	教育	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成15	100.0	15.1	13.4	2.0	4.3	1.1	9.7	22.5	25.6	6.2
20	100.0	12.4	12.0	1.4	3.5	0.8	7.6	20.8	29.8	11.7
21	100.0	12.4	11.9	1.4	3.1	0.9	8.0	20.5	29.6	12.2
22	100.0	11.8	11.9	1.4	3.0	0.9	8.3	20.1	30.4	12.1
23	100.0	10.9	11.0	1.4	2.9	0.9	9.0	19.5	33.1	11.3
24	100.0	10.1	10.0	1.5	2.7	1.0	9.5	18.9	35.6	10.6
25	100.0	9.2	9.8	1.9	2.7	1.0	9.7	18.9	36.2	10.6

（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

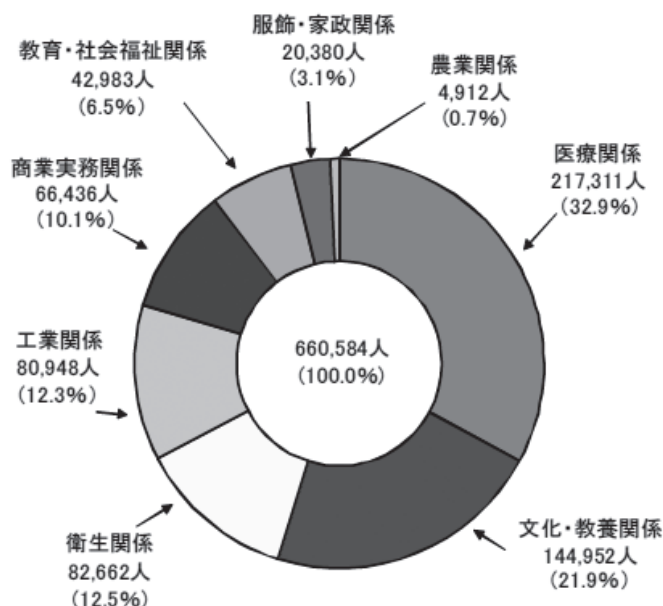
③ 専修学校の専攻分野別生徒数

- ・専修学校の生徒数を分野別にみると、「医療関係」が217,311人（全生徒数の32.9%）と最も多

く、次いで「文化・教養関係」が144,952人（同21.9%）、「衛生関係」が82,662人（同12.5%）、「工業関係」が80,948人（同12.3%）等である。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【専修学校の分野別生徒数】



（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

④ 高等技術専門校での教育

- ・高等学校卒業者を対象として、高度職業訓練を行う2年制の専門課程（2800時間）を置く公共職業能力開発施設は、職業能力開発大学校（10校）と職業能力開発短期大学校等（26校）があり、制度上、機械システム系、電子情報制御システム系、居住システム系等、29の専攻科が存在している。
- ・2013年3月高等学校卒業者のうち、公共職業能力開発施設等に入学したのは6,850人である。

（参考：厚生労働省ホームページ「学卒者訓練の概要」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gakusotu/index.html>

及び文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

2 卒業生の進路

① 大学学部卒業者の状況別推移

- ・2013年3月大学学部卒業者を状況別にみると、卒業者558,853人のうち、「進学者」が72,821人（全卒業者の13.0%）、「就職者」が375,959人（同67.3%）、「一時的な仕事に就いた者」が16,850人（同3.0%）、「左記以外の者」が75,928人（同13.6%）等である。
- ・卒業者のうち、「正規の職員でない者」「一時的な仕事に就いた者」「就職も進学もしていない者」を合算すると、115,564人となり、安定的な雇用には就いていない者の卒業者に占める割合は20.7%（前年度は22.9%）である。

（参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成）

【大学（学部）卒業後の状況】

区 分	卒業者	進学者(率)	就職者(率)		一時的な仕事に就いた者(率) ②	進学も就職もしていない者(率) ③	不詳・死亡(率)	安定的な雇用に就いていない者(率) ①+②+③	
			うち正規の職員等でない者	(率) ①				(人)	(%)
平成16年3月	548,897	77,022 (14.0)	306,414 (55.8)	...	24,754 (4.5)	110,035 (20.0)	22,699 (4.1)
17年3月	551,016	78,169 (14.2)	329,125 (59.7)	...	19,507 (3.5)	97,994 (17.8)	18,398 (3.3)
18年3月	558,184	79,337 (14.2)	355,820 (63.7)	...	16,659 (3.0)	82,009 (14.7)	15,108 (2.7)
19年3月	559,090	77,165 (13.8)	377,776 (67.6)	...	13,287 (2.4)	69,296 (12.4)	12,503 (2.2)
20年3月	555,690	76,343 (13.7)	388,480 (69.9)	...	11,485 (2.1)	59,791 (10.8)	10,803 (1.9)
21年3月	559,539	78,265 (14.0)	382,485 (68.4)	...	12,991 (2.3)	67,894 (12.1)	8,904 (1.6)
22年3月	541,428	86,039 (15.9)	329,190 (60.8)	...	19,332 (3.6)	87,174 (16.1)	10,807 (2.0)
23年3月	552,358	82,657 (15.0)	340,217 (61.6)	...	19,107 (3.5)	88,007 (15.9)	13,521 (2.4)
24年3月	558,692	76,856 (13.8)	357,088 (63.9)	21,993 (3.9)	19,569 (3.5)	86,566 (15.5)	9,797 (1.8)	128,128 (22.9)	...
25年3月	558,853	72,821 (13.0)	375,959 (67.3)	22,786 (4.1)	16,850 (3.0)	75,928 (13.6)	8,523 (1.5)	115,564 (20.7)	...

- (注) 1 卒業者数は、表章された内訳のほか、臨床研修医(予定者含む)(平成25年度8,870人)を含めた合計。
 2 「就職者」とは、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事(自家・自営業を含む)に就いた者をいう。なお、就職者には、「大学院等への進学者のうち就職している者」(98人)を含む。
 3 就職者のうち、「正規の職員等でない者」とは、雇用の期間が1年以上で期間の定めのある者で、かつ1週間の所定労働時間が30～40時間の者をいう。(P9参照)
- 4 進学率 = $\frac{\text{大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科、専修学校、外国の学校へ入学した者}}{\text{各年3月の大学学部卒業者}}$
- 5 就職率 = $\frac{\text{就職者}}{\text{各年3月の大学学部卒業者}}$

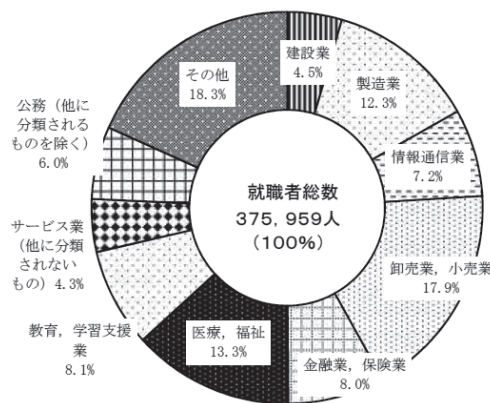
(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査(速報値)」2013年8月)

② 大学学部卒業生の産業別就職者数

- 2013年3月就職者総数を産業別にみると、「卸売業、小売業」が67,152人で17.9%と最も高く、次いで「医療、福祉」が50,063人で13.3%、「製造業」が46,212人で12.3%、「教育、学習支援業」が30,622人で8.1%等の順である。
- 男女別では、男子は「卸売業、小売業」が18.6%、「製造業」が15.6%、「情報通信業」が8.6%等の順であり、女子は「医療、福祉」が20.3%、「卸売業、小売業」が17.1%、「教育、学習支援業」が10.6%等の順である。

(参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査(速報値)」2013年8月を基に作成)

【大学（学部）卒業生の産業別就職者数の比率】



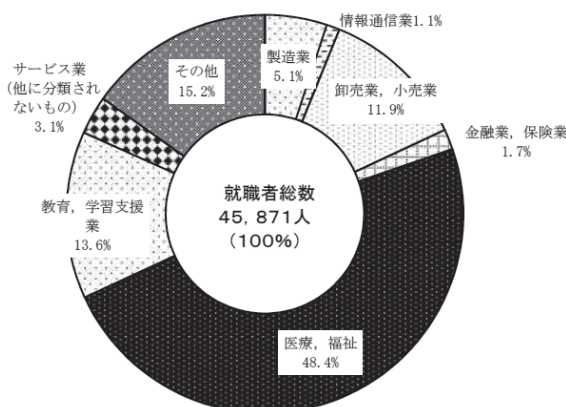
(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査(速報値)」2013年8月)

③ 短期大学生の産業別就職者数

- 2013年3月短期大学(本科)卒業の就職者総数を産業別にみると、「医療、福祉」が22,206人で48.4%と最も高く、次いで「教育、学習支援業」が6,230人で13.6%、「卸売業、小売業」が5,475人で11.9%等の順である。

(参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査(速報値)」2013年8月を基に作成)

【短期大学（本科）卒業者の産業別就職者の比率】



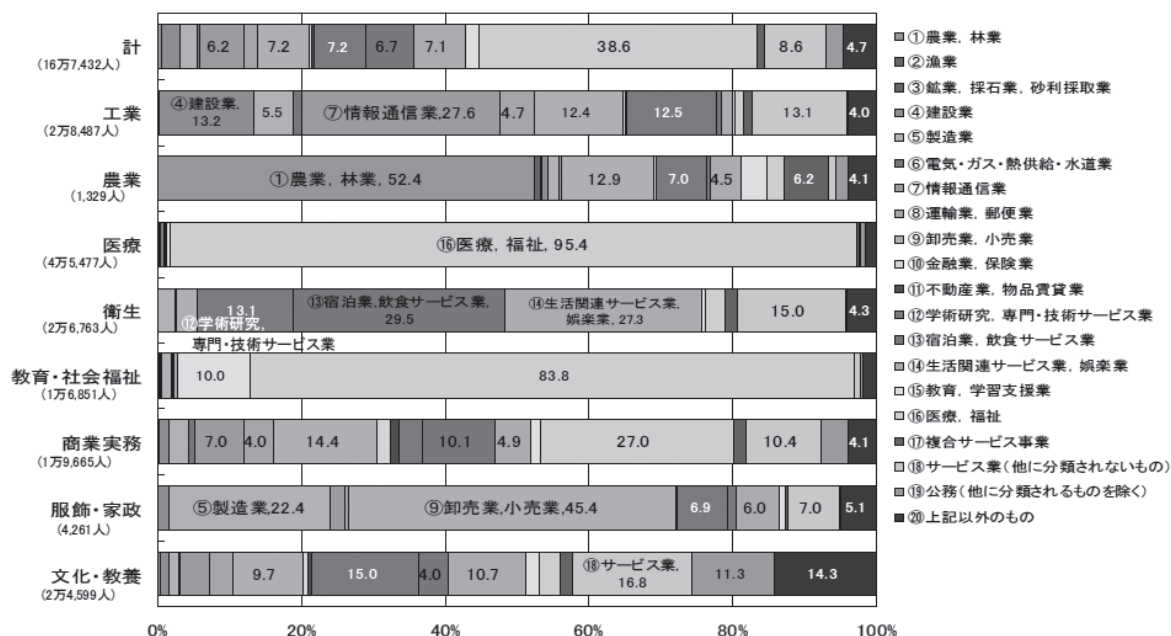
（資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月）

④ 専門学校の卒業生

・2008年3月における専門学校卒業生の産業別就職者割合は、「医療、福祉」が38.6%と最も高く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が8.6%、「卸売業、小売業」と「学術研究、専門・技術サービス業」が7.2%等の順である。

（参考：中教審「今後のキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）2011年1月を基に作成）

【専門学校の関係学科別産業別就職者割合（平成20年度）】



（資料出所：中教審「今後のキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）2011年1月）

3 教育と社会の接続における課題

① 大学生の分野別卒業生の状況

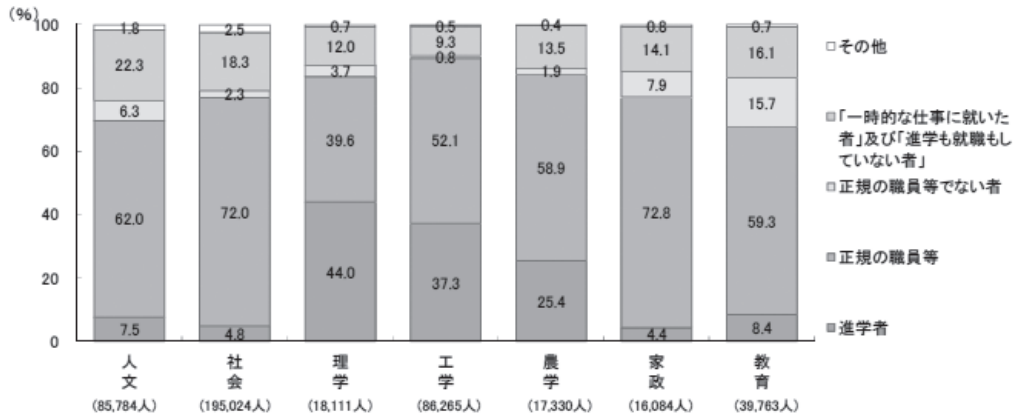
・社会科学系、人文科学系、教育系、家政系の学部では、「安定的な雇用に就いていない者」「正規の職員等でない者」、「一時的な仕事に就いた者」及び「進学も就職もしていない者」の比率

が比較的高い。

- ・理学系、工学系、農学系では、大学院進学者の比率が高く、「安定的な雇用に就いていない者」の比率が比較的低い。

(参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成)

【大学（学部）卒業者の分野別の卒業者の状況】



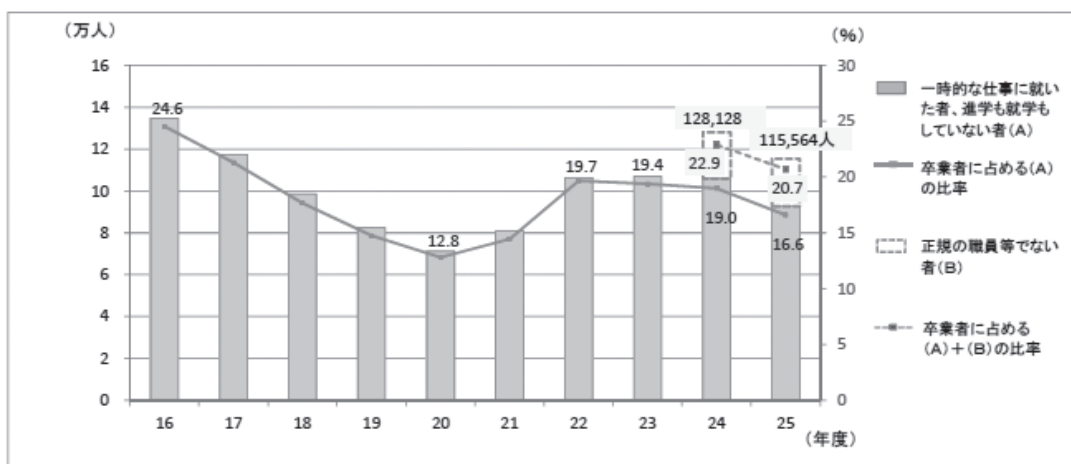
(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月)

② 大学（学部）卒業時における「安定的な雇用に就いていない者」の問題

- ・卒業者のうち一時的な仕事に就いた者、進学も就職もしていない者は、2004年度が24.6%、2008年度が12.8%、2012年度が19.0%、2013年度が16.6%である。
- ・2013年3月卒では、卒業者のうち一時的な仕事に就いた者、進学も就職もしていない者に正規の職員等でない者を加えると、卒業者の20.7%が安定的な雇用に就いていない状況である。

(参考：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月を基に作成)

【一時的な仕事に就いた者、進学も就職もしていない者の推移】



(資料出所：文部科学省「平成25年度学校基本調査（速報値）」2013年8月)

Part 2

高等学校の部

第2章

高等学校における
キャリア教育の理解

◆第1節 キャリア教育の理解

1 キャリア教育の系譜

パート1 第2章：中学校におけるキャリア教育の理解 第1節キャリア教育の理解 1 キャリア教育の系譜を参照

2 「キャリア教育」に関する施策の展開

パート1 第2章：中学校におけるキャリア教育の理解 第1節キャリア教育の理解 2 「キャリア教育」に関する施策の展開を参照

3 キャリア教育を通して育成すべき能力についての考え方

① 高等学校段階でのキャリア発達課題

- ・高等学校では、生徒の個性や義務教育までに培った能力や態度を更に伸長させるとともに、学校から社会・職業への移行の準備として専門性の基礎を育成することが求められる。
- ・高校生の時期は、中学生と比べて、更に、独立や自律の要求が高まるとともに、所属する集団も増え、集団の規律や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の様々な役割や期待に応じて円滑な人間関係を築いていくことが求められる。
- ・自我の形成がかなり進み、人間がいかにあるべきか考えるとともに、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現を目指して進んで学習に取り組む意欲を持ち、自己の個性や能力を活かす進路を自らの意志と責任で選択し決定していくことが求められる。

(出典：文部科学省『高等学校におけるキャリア教育の手引』2011年11月)

【高等学校段階におけるキャリア発達課題とキャリア発達の特徴の例】

高等学校段階でのキャリア発達課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ キャリア発達段階 → 現実的探索・試行と社会的移行準備の時期 ○ キャリア発達課題 <ul style="list-style-type: none"> ・自己理解の深化と自己受容 ・選択基準としての勤労観、職業観の確立 ・将来設計の立案と社会的移行の準備 ・進路の現実吟味と試行的参加 	
高等学校段階におけるキャリア発達の特徴の例	
入学から在学期間半ば頃まで	在学期間半ば頃から卒業を間近にする頃まで
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい環境に適応するとともに他者との望ましい人間関係を構築する。 ・新たな環境の中で自らの役割を自覚し、積極的に役割を果たす。 ・学習活動を通して自らの勤労観、職業観について価値観の形成を図る。 ・様々な情報を収集し、それに基づいて自分の将来について暫定的に決定する。 ・進路希望を実現するための諸条件や課題を理解し、検討する。 ・将来設計を立案し、今取り組むべき学習や活動を理解し実行に移す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者の価値観や個性を理解し、自分との差異を認めつつ受容する。 ・卒業後の進路について多面的・多角的に情報を集め、検討する。 ・自分の能力・適性を的確に判断し、自らの将来設計に基づいて、高校卒業後の進路について決定する。 ・進路実現のために今取り組むべき課題は何かを考え、実行に移す。 ・理想と現実との葛藤や経験等を通し、様々な困難を克服するスキルを身に付ける。

(資料出所：文部科学省『高等学校におけるキャリア教育の手引』2011年11月)

② キャリア教育を通して育成すべき「基礎的・汎用的能力」

i 「総合的な学習の時間」との関連

- ・高等学校での総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すると共に、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすることを目標にしている。
- ・総合的な学習の時間においては、各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすることが求められる。このような教育活動を通して、自己の在り方生き方を考えることができるようにすることが総合的な学習の時間においては重要である

ii 「特別活動」との関連

- ・特別活動は、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養うことを目標とする。
- ・特別活動、とりわけホームルーム活動は、キャリア教育の中核的な実践の場である。ホームルーム活動を中心として特別活動の全体を通じてキャリア教育を実践するに当たっては、社会の一員としての自己の生き方を探究するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすることが不可欠であり、その際、他の教科等、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることが特に求められている。

(参考：文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア発達にかかわる諸能力の育成に関する調査研究報告書」2013年3月を基に作成)

◆第2節 高等学校におけるキャリア教育の取組み状況と課題

1 キャリア教育の取組み状況

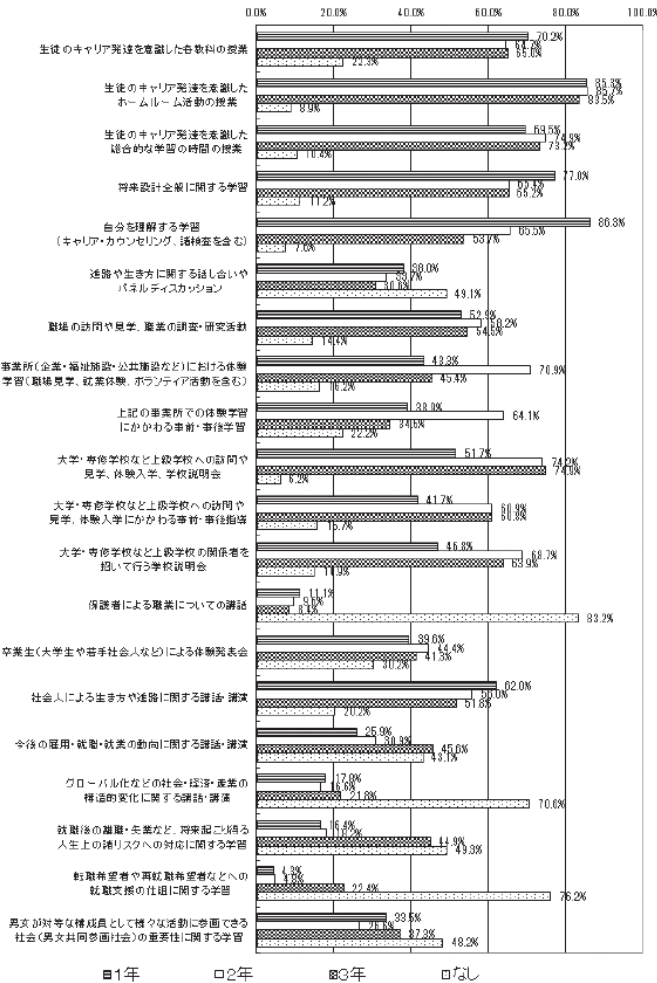
① キャリア教育に関する学習の機会や内容等の実施状況

- ・全ての学年を通して回答が多いのは、「生徒のキャリア発達を意識したホームルーム活動の授業」(1年が85.3%、2年が85.7%、3年が83.5%)、「生徒のキャリア発達を意識した総合的な学習の時間の授業」(1年が69.5%、2年が74.9%、3年が73.2%)、「将来設計全般に関する学習」(1年が77.0%、2年が65.4%、3年が65.2%)、「自分を理解する学習(キャリア・カウンセリング、諸検査を含む)」(1年が86.3%、2年が65.5%、3年が53.7%)である。
- ・「なし」の回答は、「保護者による職業についての講話」が83.2%と最も高い。次いで「転職希望者や再就職希望者などへの就職支援の仕組みに関する学習」が76.2%、「グローバル化など社会・経済・産業の構造的変化に関する講話、講演」が70.6%、「就職後の離職・失業など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応に関する学習」が49.3%等である。

(参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【キャリア教育に関する学習の機会や内容等の実施状況】



(資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

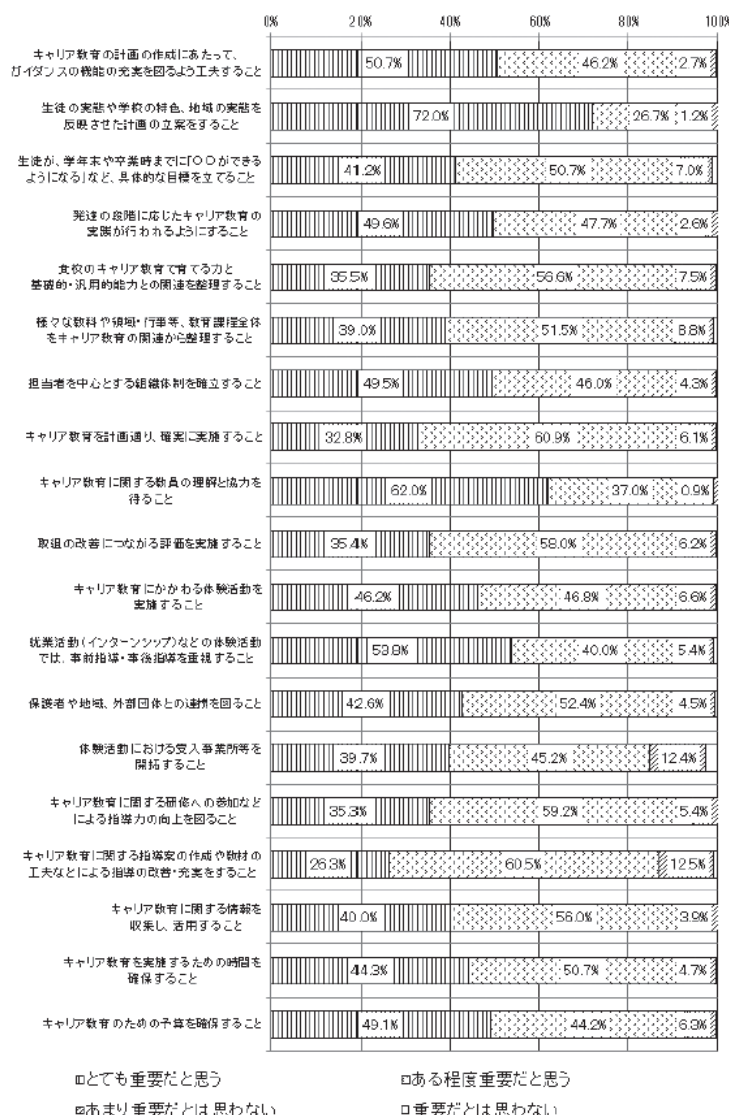
② キャリア教育を適切に行っていく上で今後重要になると思うこと

- ・「とても重要だと思う」という回答では、「生徒の実態や学校の特色、地域の実態を反映させた計画の立案をすること」が72.0%と最も高い。次いで「キャリア教育に関する教員の理解と協力を得ること」が62.0%、「就職体験(インターンシップ)などの体験活動では、事前指導・事後指導を重視すること」が53.8%、「キャリア教育の計画の作成にあたって、ガイダンスの機能の充実を図れるように工夫すること」が50.7%、「発達の段階に応じたキャリア教育の実践が行われるようにすること」が49.6%等の順である。
- ・低いのは、「貴校のキャリア教育で育てる力と基礎的・汎用的能力との関連を整理すること」が35.5%、「取組の改善につながる評価を実施すること」が35.4%、「キャリア教育に関する研修への参加などによる指導力の向上を図ること」が35.3%、「キャリア教育を計画通り、確実に実施すること」が32.8%、「キャリア教育に関する指導案の作成や教材の工夫などによる指導の改善・充実をすること」が26.3%等である。

(参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【キャリア教育を適切に行っていく上で今後重要になると思うこと】



(資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

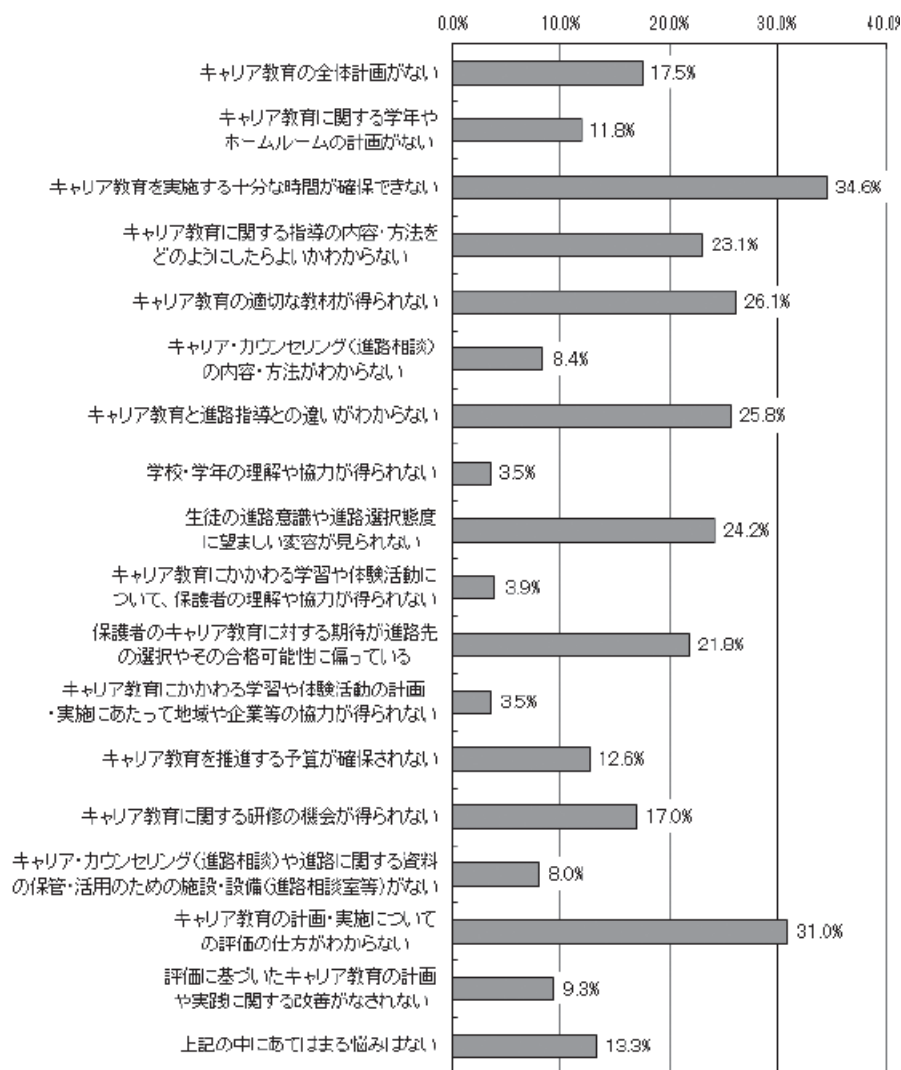
③ ホームルームのキャリア教育について困ったり悩んだりしていること

- ・「キャリア教育を実施する十分な時間が確保できない」が34.6%と最も高い。次いで「キャリア教育の計画・実施についての評価の仕方がわからない」が31.0%、「キャリア教育の適切な教材が得られない」が26.1%、「キャリア教育と進路指導との違いがわからない」が25.8%、「生徒の進路意識や進路選択態度に望ましい変容が見られない」が24.2%、「キャリア教育に関する指導の内容・方法をどのようにしたらよいかわからない」が23.1%、「保護者のキャリア教育に対する期待が進路先の選択やその合格可能性に偏っている」が21.8%等の順である。
- ・低いのは、「キャリア・カウンセリング（進路相談）の内容・方法が分からない」が8.4%、「キャリア・カウンセリング（進路相談）や進路に関する資料の保管・活用のための施設・設備（進路相談室等）がない」が8.0%、「キャリア教育にかかわる学習や体験活動について、保護者の理解や協力が得られない」が3.9%、「学校・学年の理解や協力が得られない」と「キャリア教育にかかわる学習や体験活動の計画・実施にあたって地域や企業等の協力が得られない」が

3.5%等である。

(参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【ホームルームのキャリア教育について困ったり悩んだりしていること】



(資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

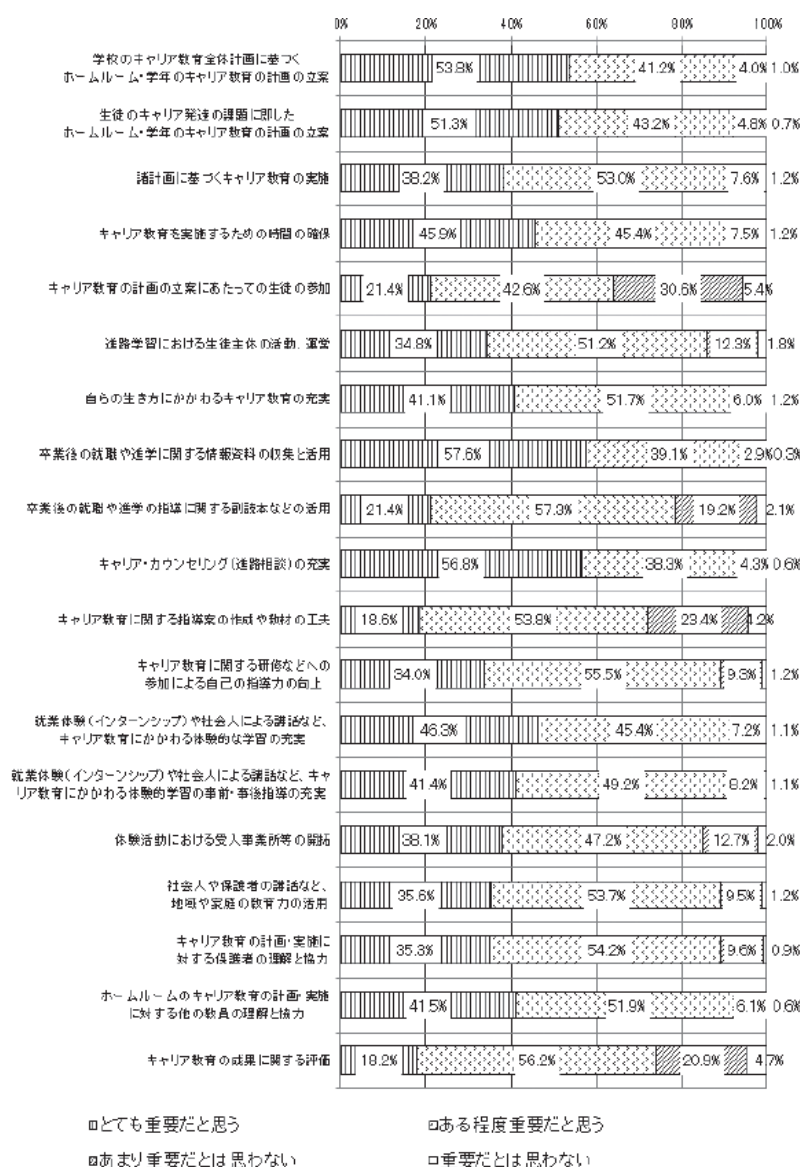
④ ホームルームでキャリア教育を適切に行っていく上で今後重要になること

・「とても重要だと思う」ことは、「卒業後の就職や進学に関する情報資料の収集と活用」が57.6%と最も高い。次いで「キャリア・カウンセリング(進路相談)の充実」が56.8%、「学校のキャリア教育全体計画に基づくホームルーム・学年のキャリア教育の計画の立案」が53.8%、「生徒のキャリア発達の課題に即したホームルーム・学年のキャリア教育の計画の立案」が51.3%、「就業体験(インターンシップ)や社会人による講話など、キャリア教育にかかわる体験的な学習の充実」が46.3%等の順である。

(参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【キャリア教育を適切に行っていく上で今後重要になると思うこと】



(資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

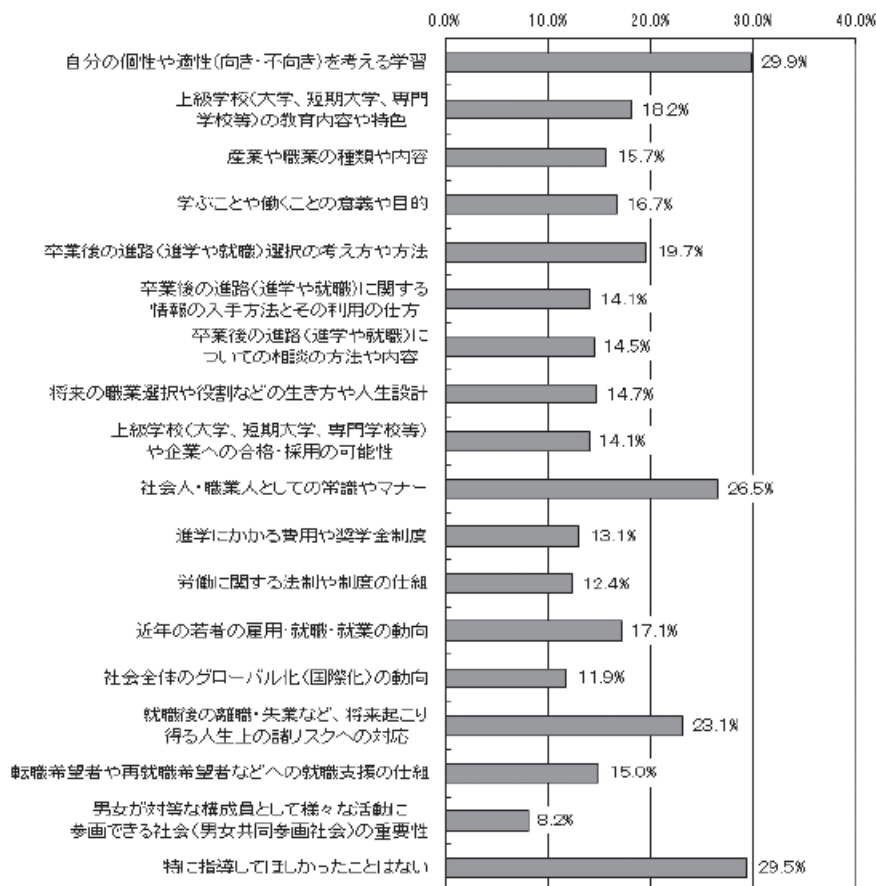
⑤ 将来の生き方や進路について考えるために指導して欲しかったこと

・「自分の個性や適性（向き・不向き）を考える学習」が29.9%と最も高い。次いで「社会人・職業人としての常識やマナー」が26.5%、「就職後の離職・失業など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応」が23.1%等である。

（参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【将来の生き方や進路について考えるために指導してほしかったこと】



（資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

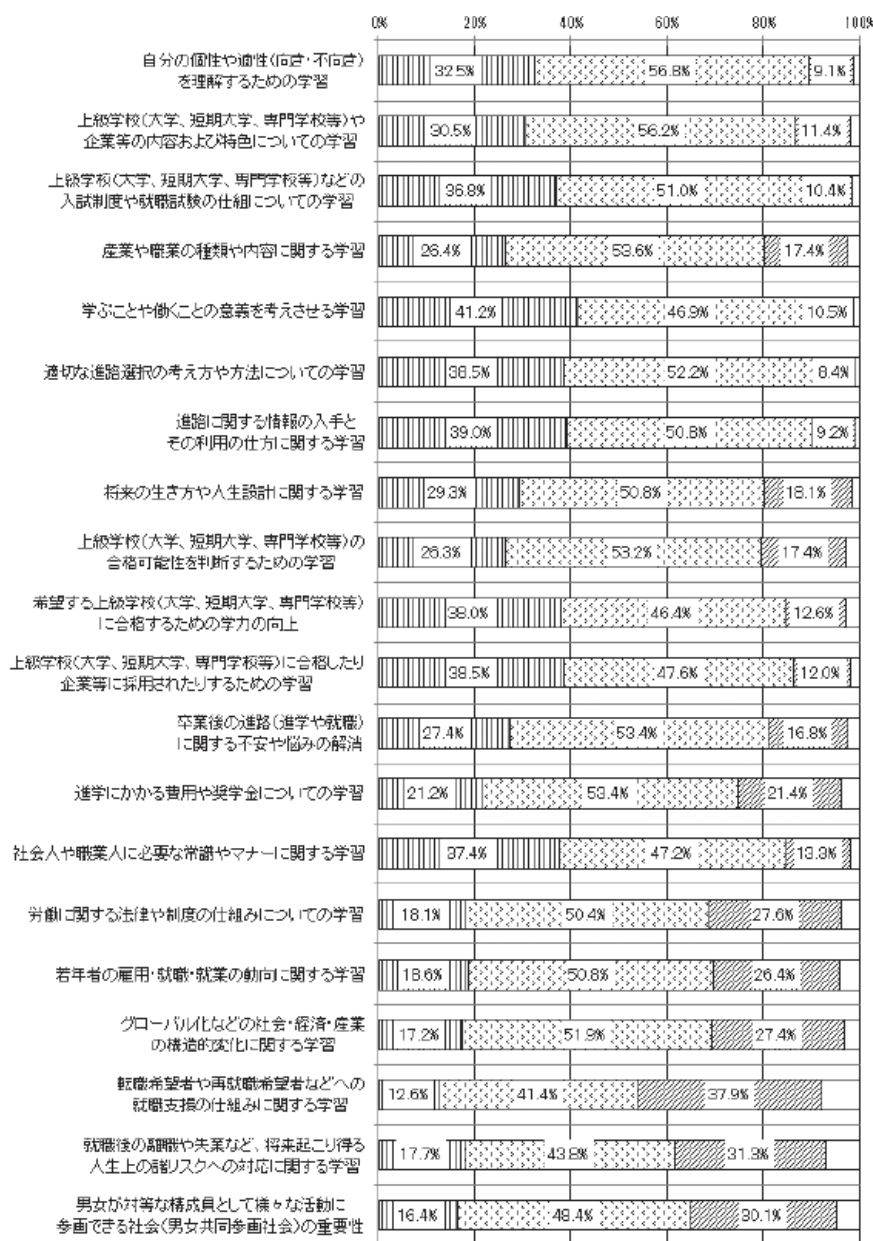
⑥ キャリア教育や進路指導において保護者が期待する学習内容

・「とても期待している」と「ある程度期待している」を合わせると、「適切な進路選択の考え方や方法についての学習」が90.7%と最も高い。次いで「進路に関する情報の入手とその利用の仕方に関する学習」が89.8%、「自分の個性や適性（向き・不向き）を理解するための学習」が89.3%、「学ぶことや働くことの意義を考えさせる学習」が88.1%、「上級学校（大学・短大・専門学校等）などの入試制度や就職試験の仕組みについての学習」が87.8%等の順である。

（参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【キャリア教育や進路指導において期待する学習内容】



□とても期待している □ある程度期待している □あまり期待していない □期待していない

（資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

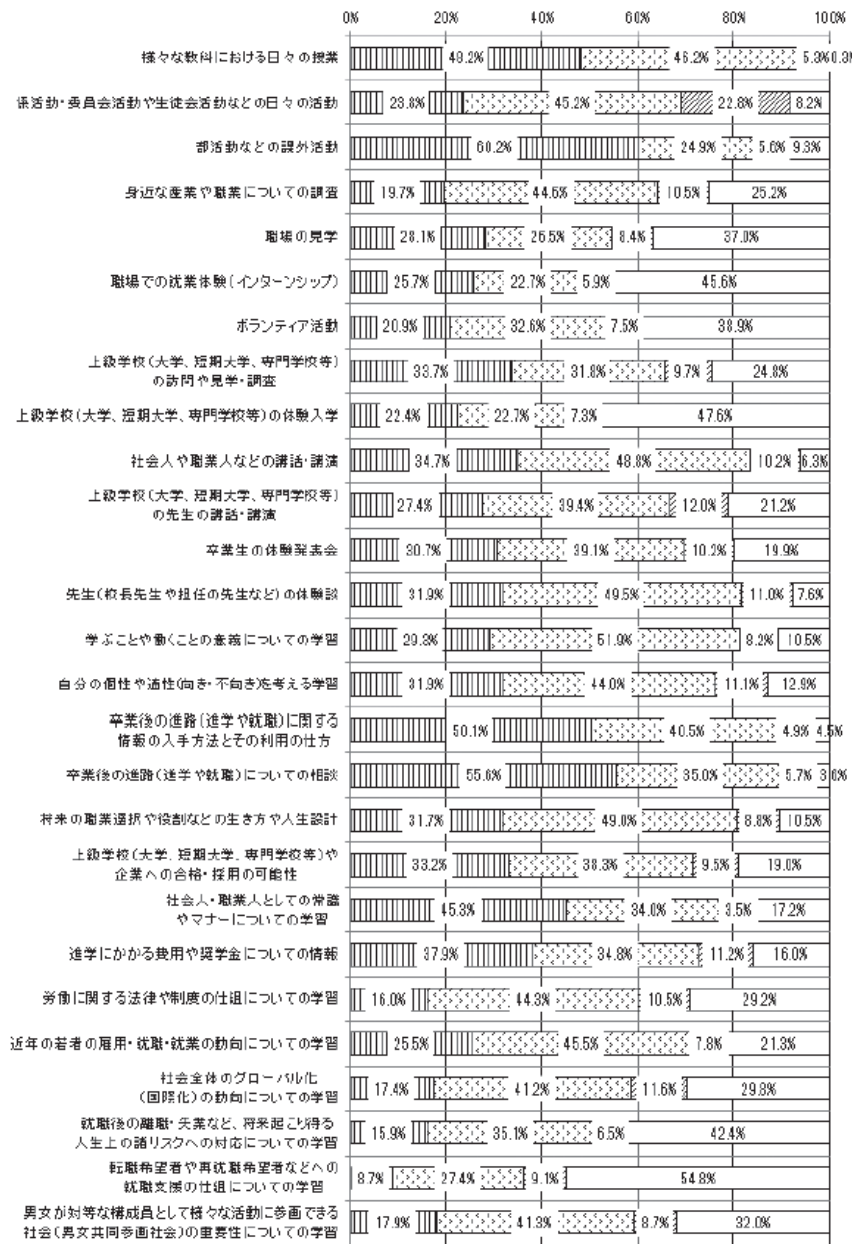
⑦ 学生が高等学校時の将来の生き方や進路を考える上で役に立った学習や指導

- ・「役に立った」との回答割合が最も高い項目は、「部活動などの課外活動」の60.2%である。次いで「卒業後の進路（進学や就職）についての相談」が55.6%、「卒業後の進路（進学や就職）に関する情報の入手方法とその利用の仕方」が50.1%である。
- ・「役に立たなかった」との回答割合が最も高いのは、「係活動・委員会活動や生徒会活動などの日々の活動」が22.8%である。次いで「上級学校(大学・短大・専門学校等)の先生の講話・講演」が12.0%、「社会全体のグローバル化（国際化）の動向についての学習」が11.6%である。

(参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成)

【将来の生き方や進路を考える上で役に立った学習や指導】



□役に立った □役に立たなかった □役に立たなかった □取り組んでいない(指導がなかった)

(資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

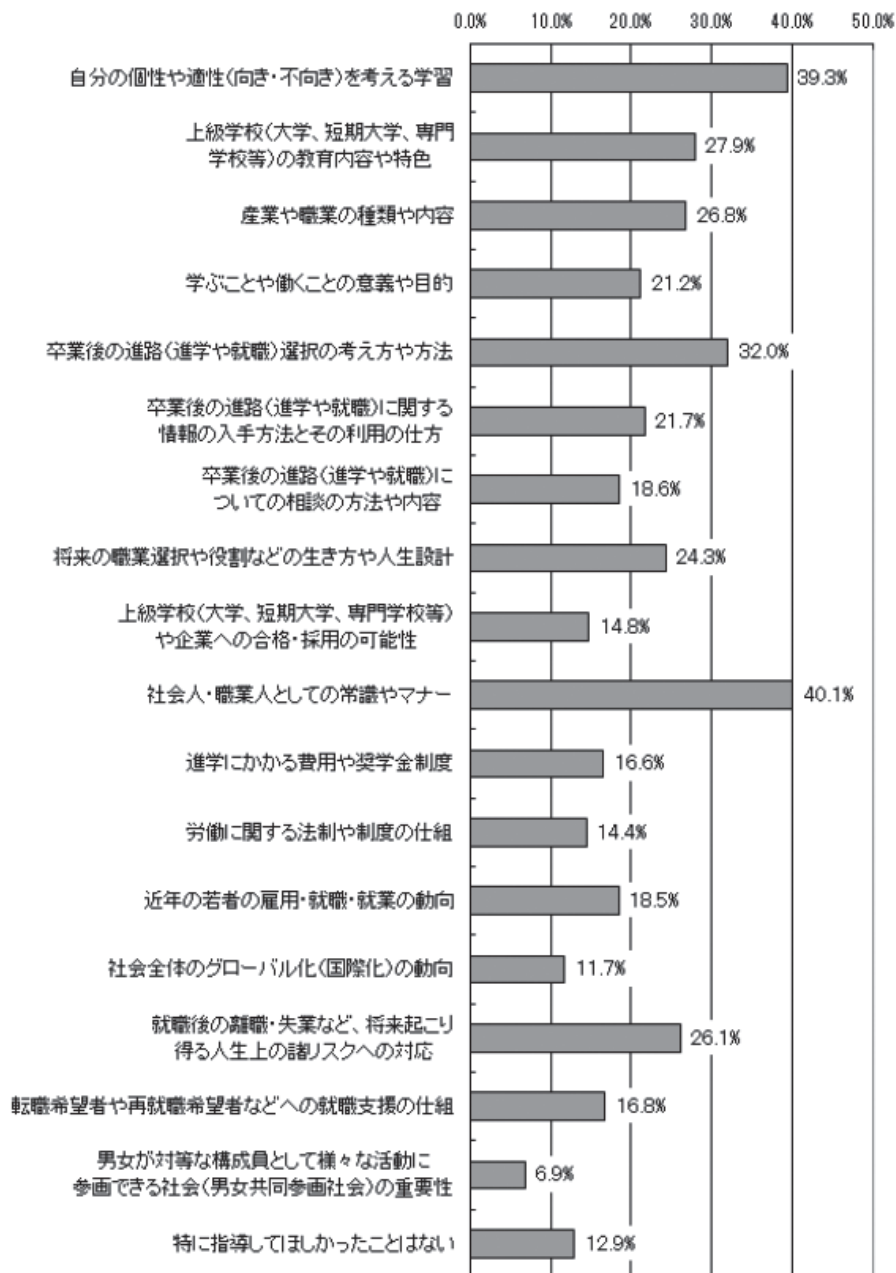
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月)

- ⑧ 高校生の時に、将来の生き方や進路を考えるために指導してほしかったこと
- ・「社会人・職業人としての常識やマナー」が40.1%と回答が最も多い。次いで「自分の個性や適性（向き・不向き）を考える学習」が39.3%、「卒業後の進路（進学や就職）選択の考え方や方法」が32.0%、「上級学校（大学・短大・専門学校等）の教育内容や特色」が27.9%、「産業や職業の種類や内容」が26.8%、「就職後の離職・失業など、将来起こり得る人生上の諸リスクへの対応」が26.1%である。

（参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【将来の生き方や進路を考えるために指導してほしかったこと】



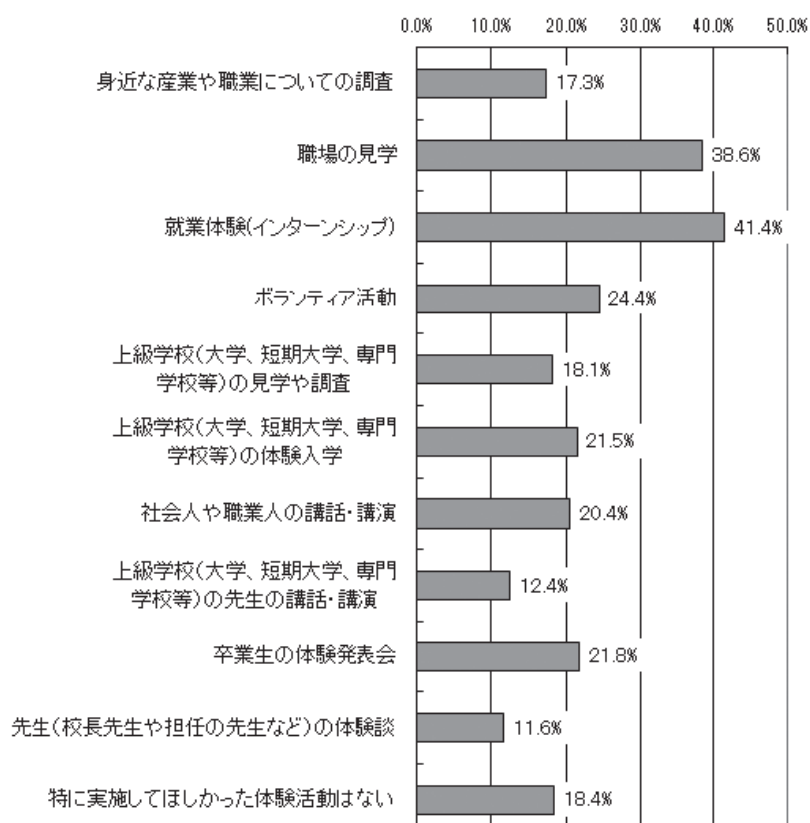
（資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター

「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

- ⑨ 高校生の時に、将来の生き方や進路を考えるために実施してほしかった体験活動
- ・「就業体験（インターンシップ）」を挙げた卒業生が41.4%と最も多い。次いで「職場の見学」が38.6%、「ボランティア活動」が24.4%、「卒業生の体験発表会」が21.8%、「上級学校（大学・短大・専門学校等）の体験入学」が21.5%、「社会人や職業人の講話・講演」が20.4%の順である。

（参考：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月を基に作成）

【学生が高等学校時に将来の生き方や進路を考えるために実施してほしかった体験活動】



（資料出所：国立教育政策研究生徒指導・進路指導研究センター
「キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査第一次報告書」2013年3月）

2 高等学校におけるキャリア教育・職業教育の課題

① 高等学校のキャリア教育・職業教育の課題と基本的考え方

- ・高等学校の普通科で学ぶ生徒数が70%を超え、そのうち高等教育機関への進学率が75%を超えている。高等教育機関への進学希望者の中には、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向が強く、多くの生徒にとって、高等学校は高等教育機関への通過点となり、進路意識や目的意識が希薄なままにとりあえず進学している者がいる状況がうかがえる。
- ・一方、普通科から就職する者も依然として多く存在するが、学科別の就職状況を見ると、普通科は他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向であり、普通科の生徒に対し、職業に従事するために必要な知識・技能をどのように育成するかが課題となっている。

- ・専門学科で学ぶ生徒の割合は、約23%（職業に関する学科については約20%）となっている。専門学科卒業者の高等教育機関への進学率は年々増加し、現在では約半数となっており、高等教育との接続を視野に入れた職業教育の充実が求められている。
- ・専門学科を卒業した者のうち約40%が就職しており、地域産業の中で専門学科の卒業生に対する人材の需要が存在する分野がある一方で、職業人として必要な専門的な知識・技能が高度化している分野があることや、職業が多様化しているにも関わらず、その対応が不十分であることが指摘されている。
- ・総合学科で学ぶ生徒は、約5%である。総合学科導入以来、設置数は年々増加し、教育と職業との接続、生徒の学校から社会及び高等教育機関への円滑な移行について一定の成果を上げている学校がみられる一方で、総合学科全体としてみた場合、導入時期に期待されていた教育の特色をいかし、その役割を果たすことができているかどうかを含め、現時点での成果と課題の検証が必要であることが指摘されている。
- ・高等学校教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせ、これらの育成を通じて、価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立させることを、キャリア教育の視点から見た場合の目標として設定し、キャリア教育の取組を一層充実することが重要である。
- ・一方、職業の多様化等に伴い、生徒のキャリア形成に関する環境や意識等の多様化も進んでおり、一人一人の状況に応じた対応にも配慮することが必要である。
- ・専門教育や職業・实际生活に必要な能力の育成が始まる高等学校教育においては、キャリア教育の視点だけでなく、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業へ円滑に移行する準備及び自己の将来の可能性を広げていくことができる職業教育の充実を図ることが重要である。
（参考：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

（答申）2011年1月を基に作成）

3 高等学校におけるキャリア教育の方向性と推進方策

① 学科の特質に応じて育成すべき「基礎的・汎用的能力」

- ・高等学校においては、社会的・職業的自立に必要な「基礎的・汎用的能力」を育成するために、各学科の特色に応じた取組が必要となる。各学科において「基礎的・汎用的能力」を育むためには、次のような視点が考えられる。

（出典：文部科学省『高等学校キャリア教育の手引』2011年11月）

【すべての学科に共通して育成すべき力の例】

人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど	自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付けや忍耐力、ストレスマネジメント、主体的な行動力など	情報の理解・選択・処理、本質の理解、原因の追求、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善など	学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択・行動と改善など

（資料出所：文部科学省『高等学校キャリア教育の手引』2011年11月）

【学科の特質に応じた育成の視点の一例】

学科	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
普通科	ホームルームでの話し合い活動などを通じて、相互理解を図るとともに、協力して物事に取り組む意識・態度を養う。	社会人講話や就業体験などの啓発的な体験を通じて、自己の適性等を知り、主体的に行動し、自ら進んで学ぼうとする力を育成する。	具体的な課題を設定して行うディベートなどの学習を通じて、課題の本質を理解し、その課題を解決することができる力を育成する。	「大学の向こうにある社会」を認識し、将来の職業を意識して、計画的・主体的に学ぶ意欲や態度を育成する。
専門学科	実習などの体験的な学習を通して、多様な他者の個性を理解するとともに、協力・協働していく力を育成する。	専門的な学習と産業や職業との関連を知ることを通じて、自らの役割を理解し、主体的に行動していく力を育成する。	「課題研究」や「総合的な学習の時間」などの学習を通じて、様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立て、その課題を解決することができる力を育成する。	将来の社会生活・職業生活に必要な力を理解するとともに、卒業後も継続して職業資格の取得などに取り組む態度を育成する。
総合学科	「産業社会と人間」での学習を通じて、多様な他者との関わりの中で、円滑な人間関係などを形成する。	職業人インタビューや就業体験など啓発的な体験活動を通じて、職業の実際や自分の適性等を知り、自己の興味・関心の所在や適性等を知る。	「総合的な学習の時間」などにおいて、課題解決のための道筋を立て、多様な他者の協力を得て課題解決を図る力を育成する。	3年間の履修計画を作成し、自分の興味・関心や将来と結び付いた学習計画を立案する。様々な産業の種類や内容、課題などについて理解し、興味・関心をもつ。

(資料出所：文部科学省『高等学校キャリア教育の手引』2011年11月)

② 高等学校普通科におけるキャリア教育の課題と推進方針

- ・キャリア教育を実施していない高等学校が依然として存在するとともに、単に職業教育を行えばキャリア教育を実施したことになると考えているケースが見受けられる。また、高等学校のキャリア教育として、何を目指しているのかが必ずしも明確になっていないために、その重要性が十分認識されておらず、適切なキャリア教育が行われていないことがある。
- ・普通科の生徒に多い進学希望者の中には、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向が強いことが伺える。一方で、学科別の就職状況をみると、普通科は他の学科と比べて厳しい状況に置かれているのが最近の傾向であることから、普通科におけるキャリア教育の充実を優先的に検討していく必要がある。
- ・また、学校の授業を十分に理解することができていない生徒も存在するとともに、様々な課題を抱え職業に対する知識や準備ができないまま社会に出る生徒もいることから、基礎学力や職業に必要な能力の育成とともに、学校への定着（中退の防止）を図るといった観点から、キャリア教育の取組みの充実により、学習意欲の向上につなげていくことが重要である。
- ・高等学校の段階においては、自らの将来のキャリア形成を自ら考えさせ、選択させることが重要であることから、学科や卒業後の進路を問わず、現実的に社会・職業の理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動等を指導計画に位置づけて実施することが重要である。
- ・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成することに取り組むべきであ

る。特に、高等学校の段階は、社会人・職業人としての自立が迫られる時期であることから、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成がとりわけ重要な意味をもつ。この能力や態度を各学校でどの程度育成するか、地域や生徒の実態に即しつつ、学校ごとに到達目標を明確に設定することが求められる。

- ・キャリアを積み上げていく上で必要な知識等を、教科・科目等を通じて理解させるべきである。特に高等学校の段階は、学校と家庭以外での生活や社会の中での活動が増える時期にもかかわらず、現在の高校生は社会の仕組みや様々な状況に対処する方法を十分には身に付けていないと指摘されており、知識として学ぶことと体験を通して学ぶこととの両面から、現実社会の厳しさも含めて、一人一人の将来に実感のあるものとして伝えることが特に重要である。
- ・卒業生・地域の職業人等とのインタビューや対話、就業体験活動等の体験的な学習の機会を、計画的・体系的なキャリア教育の一環として十分に提供し、これらの啓発的な経験を通して、進路を研究し、自己の適性の理解、将来設計の具体化を図らせるべきである。
- ・これらの学習を通して、生徒が自らの価値観、とりわけ勤労観・職業観を形成・確立できるようにするべきである。
- ・普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、職業生活を送るための基礎的な知識・技能に関する学習機会の充実に努めることが必要である。
- ・普通科における職業科目（家庭、商業等）の履修は、より具体的な職業との関連を意識した学習を通じたキャリア教育の実践にもなることを十分考慮し、各学校において、職業科目の教育課程上の位置付けや履修指導の方法等の見直しを図りつつ、その機会を確保していくことが必要である。
- ・進路指導は、本来、生徒の個人資料・進路・情報・啓発的経験及び相談を通じて、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいかという長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。進路指導のねらいは、キャリア教育の目指すところとほぼ同じである。しかし、実際に学校で行われている進路指導においては、進路指導担当教員と各教科担当の教員との連携が不十分であること、一人一人の発達を組織的体系的に支援するといった意識や姿勢、指導計画における各活動の関連性や体系性等が希薄であり、子どもたちの意識の変容や能力や態度の育成に十分に結びついていないという指摘がある。各学校は、自校におけるこれまでの進路指導の実践をキャリア教育の視点から捉え直し、その在り方を見直すことが必要である。

（参考：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

（答申）2011年1月を基に作成）

③ 専門学科における職業教育の推進方策

- ・現在の専門学科は、職業の多様化、職業人として求められる知識・技能の高度化への対応が求められていることから、職業人としての自己学習力や社会の中での自らのキャリア形成を計画・実行できる力等を育成していくことが必要である。
- ・専門学科においては、卒業後の進路を問わず、将来にわたって職業人として必要とされる専門的な知識・技能の高度化に対応できる力の育成が必要である。また、産業・社会が高度化・複雑化する中で、新しい分野・職業等が日々生まれており、このような職業の多様化に対応できる人材の育成も求められる。
- ・それぞれの職業に就くに当たって、必要な基礎的・汎用的能力や専門的な知識・技能を備え、あるいは、今後このような能力が伸びていく可能性を有するとともに、自立して行動できる態

度・価値観を持ち、それらの能力等を生涯にわたって発揮できる力を育成することが重要である。

(参考：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

(答申) 2011年1月を基に作成)

④ 総合学科における今後の在り方

- ・総合学科の本来の目的である、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための学習を進めることが難しい状況にあるなど、その特色をいかすための教育活動をさらに充実するための方策が必要である。
- ・各学校・教育委員会においては、高等学校の教職員の総合学科に対する理解を促進するとともに、生徒に目的意識や将来の進路への自覚を持たせるための教育活動の充実や、そのための教育環境の充実に努めることが必要である。
- ・総合学科の本来の目的である、生徒が主体的に選択して学習するという教育を実施し、将来の進路への自覚を促すためには、普通教科・専門教科ともに幅広く開設し、多様な分野の学習機会を保障するための条件整備が不可欠である。

(参考：中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

(答申) 2011年1月を基に作成)

大学進学希望者に対するキャリア教育の一層の充実を

「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力の育成については、「これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色、専攻分野の特性や子ども・若者の発達の段階によって異なる」と言われています。とりわけ高校では、学科やコース等の特色を活かし、かつ、生徒の実態に即した実践が期待されます。

けれども、大学等への進学希望者に目を向けると、将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りする傾向が一部に見られ、そういった生徒の中には、進路意識や目的意識が希薄なままとりあえず進学している者も少なくないようです。また、いわゆる進学校と呼ばれる普通科では、一部の先生方の間にも、大学合格のみを目指す指導を偏重する風潮があるように見受けられます。

せっかく大学に進学したにもかかわらず、合格という最大の目的を達成した後の虚脱感に長期間悩まされ、大学での学びに対する積極的な姿勢をなかなか持てずにいる学生は、けっして例外的存在ではありません。そういう学生に出会うたび、とりわけ普通科におけるキャリア教育の一層の充実喫緊の課題であると強く感じます。

この十数年の間、普通科に限らず、大学進学を希望する生徒の割合は高まり続けてきました。大学を卒業した、という事実がその後の安定した暮らしをある程度保証した時代が、すでに過去のものとなった今日、大学生活をどのように過ごすかはもちろんのこと、大学の向こう側にある社会を現実に即して展望し、そこでどのように生きていくかを考えさせ、そのために必要となる能力を高めるキャリア教育の充実は高校教育全体の課題であると言えるでしょう。

同時に、知識基盤社会と言われる今日にあって、大学で身に付けた知識や技能をどのように社会に還元し、より良い社会の形成をどのように担っていくかという視点からの指導の充実も不可欠であることは、言うまでもありません。

筑波大学人間系 教授 藤田 晃之

Part2

高等学校の部

第3章

高等学校での
キャリア教育の授業開発

1 各教科の目標と教科活動におけるキャリア教育の取組み

(1) 国語

① 教科の目標

- ・国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・国語科では、実生活で生きて働き、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けることを重視している。とりわけ高校では、従前、社会人として生きるために必要とされる国語の能力の基礎を身に付けることを大切にしてきた。
- ・国語科の指導は、生徒がキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育成するための基盤を身に付けさせることでもある。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に関連する「国語総合」の指導事項】

領域／能力	人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
A 話すこと ・聞くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的や場に応じて、効果的に話したり的確に聞き取ったりすること。 ・ 課題を解決したり考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重し、表現の仕方や進行の仕方などを工夫して話し合うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 話したり聞いたり話し合ったりしたことの内容や表現の仕方について自己評価や相互評価を行い、自分の話し方や言葉遣いに役立てるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 話題について様々な角度から検討して自分の考えをもち、根拠を明確にするなど論理の構成や展開を工夫して意見を述べること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 話題について様々な角度から検討して自分の考えをもち、根拠を明確にするなど論理の構成や展開を工夫して意見を述べること。(再掲)
B 書くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を解決したり考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重し、表現の仕方や進行の仕方などを工夫して話し合うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた表現に接してその条件を考えたり、書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりして、自分の表現に役立てるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象を的確に説明したり描写したりするなど、適切な表現の仕方を考えて書くこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論理の構成や展開を工夫し、論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめること。
C 読むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文章に描かれた人物、情景、心情などを表現に即して読み味わうこと。 ・ 文章の構成や展開を確かめ、内容や表現の仕方について評価したり、書き手の意図を捉えたりすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文章の内容や形態に応じた表現の特色に注意して読むこと。 ・ 文章の内容を叙述に即して的確に読み取ったり、必要に応じて要約や詳述をしたりすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。(再掲)

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(2) 地理歴史

① 教科の目標

- ・我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・地理や歴史の知識・概念・技能を習得することで、社会的事象を捉えることができる。自らが国家・社会の形成者であるという視点に立って思考・判断することは、自己のキャリアの形成につながる。
 - ・社会的事象を多面的・多角的に捉える力、直面する課題を探究するための資料の収集と分析・考察、その過程や結果を表現する力も、キャリア育成を支える要素となる。
 - ・主体的に社会に参画する資質や能力を育成することが各教科において重視される。
- (参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【高等学校における地理歴史科の指導内容とキャリア教育－「基礎的・汎用的能力」を視点として】

分野／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
地理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題追究的な学習の中で自分の考察した意見を相手に的確に伝える。 ・ 他者の多様な意見を受け入れて考えを深める。また、疑問に思うことを質問する。 ・ 博物館・資料館などの調査・見学活動を通し、地域の人々と交流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的な見方や考え方を踏まえ、諸事象の空間的な規則性や傾向性を捉える。 ・ 諸地域を比較し関連付け、一般の共通性と地域的特殊性の視点から捉える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した地理情報を目的に合わせて選択・処理し、地域性を読み取り、比較し、関連付け、変容を捉える。 ・ 現代世界が抱える地球環境問題などの諸課題を、地域性を踏まえて考察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的事象の背景を地域の枠組みで捉え、環境条件や他地域との結び付き、人間の営みに着目し自己の役割を追究する。 ・ 地理的事象の変容を捉え、地域の課題や将来像について考える。
歴史		<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸地域世界の形成、交流と再編、結合と変容、及び一体化の過程を政治・経済・社会・文化など幅広い見方で捉える。 ・ 日本列島内の地域的差異を、地域の特色や相互の関係性などの理解を通し、地域社会と国家の歴史的な関わりから捉える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術の利用の在り方や宗教・民族を巡る紛争などの諸課題を、歴史的背景を踏まえて考察する。 ・ 年表・地図の他にも文献資料や図像資料、映像資料などを活用し、様々な視点から考察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的事象の背景を考察し、世界との関連の中で日本及びその属する地域の将来像を考え、自己の役割を追究する。 ・ 歴史上の人物の生き方について、時代背景などを踏まえて考察し、自己の生き方や役割、将来設計を考える。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(3) 公民

① 教科の目標

- ・ 広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・ 社会的・職業的に自立するためには、現代の社会について理解し、それに基づいて自らの生き方や社会の在り方について考察することが欠かせないことから、公民科の学習は、高校のキャリア教育において、重要な役割を担っている。
- ・ 自らの労働や生活につながるものとして経済社会について理解を深めさせることや主権者としての政治参加の重要性や裁判員としての司法参加の意義を考えさせ、社会の有意な形成者としての役割と責任を自覚させることは、この社会において「生きる力」につながる。
- ・ 具体的な雇用や労働問題、社会保障などの知識は、一人一人のキャリアを支える重要な基礎と

なる。卒業後の社会では、非正規雇用の増加など、労働者の職業生活を取り巻く環境が大きく変化していることから、労働保護立法や社会保障制度などを、一人一人の将来の生活に直接関わる生きたものとして伝えることが重要である。

- ・生徒自身が望む働き方やワーク・ライフ・バランスを考えたり、社会全体にとってどのような雇用や社会保障の在り方が望ましいのかについて話し合ったりすることで、生徒のキャリア発達を促すことができる。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する公民科の指導内容の例】

人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命倫理や科学技術の利用など価値判断の分かれる問題について、ディベートさせる。 ・ 社会の課題について、グループで協力して、調査し発表させる。 ・ 裁判員が参加する模擬裁判のロールプレイを、役割分担して進行させる。 ・ 自分自身の悩みや体験を振り返り、先哲の思想を学ぶことを通して、他者と共に生きる倫理について、自覚を深めさせる。 ・ 経済活動や政治参加、ボランティア活動などを通して、社会形成に関わることができることを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者を取り巻く雇用情勢とその背景について学ぶことを通して、自らが置かれている社会的な状況について、理解を深めさせる。 ・ 労働基準法をはじめとする労働法や相談機関について学び、労働現場で自らを守ることができる力を身に付けさせる。 ・ 消費者問題や金融について学び、トラブルを避けて、自らの家計を維持するための基礎知識を身に付けさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計などの資料を読み取り、分析する力を身に付けさせる。 ・ 社会的事象に関する情報の検索の仕方を学び、複数の情報源からの情報を比較検討するなど、メディアリテラシーの能力を身に付けさせる。 ・ 社会調査の方法を学び、調査結果をグラフやインタビュー記録などの形で整理して、自ら情報を生産し表現する力を身に付けさせる。 ・ 調べた内容を、自らの考察を含めたレポートとしてまとめ、論理的に表現させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル化が進む世界経済と日本経済の動向について理解させ、これからの産業の在り方、その中での様々な仕事の可能性について考えさせる。 ・ 社会保障制度や就労支援の取組などについて理解させ、自らのキャリアが思うように進まない場合もそれらの制度や支援を活用できるように準備させる。 ・ 労働や地域のボランティア活動への参加など、様々な社会への関わり方があることを理解させ、自らの生き方を考えさせる。 ・ 中小企業と大企業から成る日本経済の二重構造について理解させ、産業の在り方について考えさせるとともに、中小企業の可能性にも目を向けさせる。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(4) 数学

① 教科の目標

- ・ 数学における基本的な概念や原理・法則の理解を深め、事象を数学的に考察し処理する能力を高め、数学的活動を通して創造性の基礎を培うとともに、数学的な見方や考え方のよさを認識し、それらを積極的に活用する態度を育てる。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・ 自ら課題を見出し、解決するための構想を立て、考察・処理し、その過程を振り返って得られた結果の意義を考えたり、それを発展させたりすることは、自己理解・自己管理能力の育成につながる。
- ・ 他者に分かりやすく論理的に伝え、議論することは、言語活動によるコミュニケーション能力や自己表現力の育成につながり、ひいては人間関係形成力・社会形成能力につながっていく。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に関連する数学科の指導内容の例】

人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
新しい単元「データの分析」では他者の分析を聞くことにより多角的なものの見方や考え方を身に付けることができます。特に、コンピュータを使って多くのデータを分析する際に、他者と協力し合っ て効率よくデータを入力したり処理したりすること、お互いに意見を出し合ったりすることは、コミュニケーション・スキルの育成につながります。	数学的活動の多くは、問題解決の形で行われます。そこでは粘り強く思考する態度が必要とされ、成就感や達成感などを基にして自信を高め自尊心を育む機会も生まれます。 自己肯定感の低さが指摘される中、「やればできる」と考えて行動する力は、このように粘り強く考え抜いて問題を解決する経験を通して得られると考えます。	様々な課題について、数量などその数学的側面に着目して課題を数学的に表現し、処理して得られた結果を元の課題に戻してその意味を考えます。このようにして、それぞれの課題に対して数学的視点に立って積極的に対応する能力を育てます。	数学では、身近な事象を体系付けるために、仮定や仮説もしくは公理・定義を準備した上で、数学的考察や演繹的論証を展開し一つの定理を得ます。また、一つの定理から新たな定理を生むことも学習過程において知ることができます。この過程は一步步階段を上っていくようなもので、このような一連の流れを学習することにより育成される視点は、自らのキャリアプランニングを形成していく際の重要な能力だと考えます。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(5) 理科

① 教科の目標

- ・自然に対する関心や探究心を高め、観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・実験や観察などを通して、探究する能力や態度を身に付けることが求められている。新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す現代社会では、新しい知識や情報の真偽を科学的に判断することや、筋道を立てて理解するのが必要な事態がしばしば起こる。生涯にわたって、主体的・創造的に生きていく上で、探究する能力や態度を身に付けることは、必要不可欠である。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する理科の指導内容の例】

人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
・ 他者と協力・協働して、グループで観察・実験を行う。 ・ 実験レポート・観察記録の作成や発表により、互いの考えを理解し合う。	・ 一人一人の人間が、エネルギーや環境などについて考えて、主体的に行動することで、社会に貢献できることを理解し、知恵をもって行動する。 ・ 自己の役割を理解し、主体的に観察・実験に取り組む。	・ 課題に対して、探究的に活動し、科学的に分析し、真理を見いだそうとする。 ・ 情報を収集・整理して課題解決に活用する。 ・ グループでの協働作業がスムーズに進むように、作業の段取りを考え、適切に行動する。	・ 理科で学んだことや科学的な考え方が様々な職業や社会生活と関連していることを理解し、自らの生き方に生かす。 ・ 科学技術の発展と人間生活との関わりについて認識を深め、科学的に考えようとする。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(6) 保健体育

① 教科の目標

- ・心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって計画的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための

実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる
 (出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・保健体育は、現在及び将来の生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにすることを究極の目標としており、キャリア教育と密接に関連する指導内容がある。
- ・保健体育を通して育成する健康の保持増進のための実践力や体力は、一人一人のキャリア形成の基盤としても極めて重要である。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する保健体育科の指導内容の例】

科目／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
科目体育	<ul style="list-style-type: none"> ・人にはそれぞれ違いがあることを認め、仲間との演技のよさを指摘したり、仲間の技能の程度にかかわらず、課題を共有して互いに助け合ったり教えあったりする。 ・話し合いなどでグループの学習課題等についての意思決定をする際に、相手の感情に配慮して発言したり、仲間の意見に同意したりしてグループの意思決定に参画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調や環境の変化に注意を払いながら運動を行う。 ・けがを未然に防ぐために必要に応じて、危険の予測をしながら回避行動をとる。 ・自己や仲間の健康を維持したり安全を保持したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの学習を踏まえて、目標に応じた自己やチームの課題を設定する。 ・課題解決の過程を踏まえて、自己やチームの課題を見直す。 ・仲間の技術的な課題や有効な練習方法の選択について指摘する。 ・健康・安全を確保・維持するために、自己や仲間の体調に応じた活動の仕方や自己や仲間の危険を回避するための活動の仕方を選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な運動において実生活、実社会の中で継続しやすい運動例を選ぶ。 ・運動を生涯にわたって楽しむための自己に適した関わり方を見付ける。
科目保健	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期における自分の行動への責任感や異性を尊重する態度、及び性に関する情報等への適切な対処などの必要性について考える。 ・結婚生活を健康に過ごすために、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援などの必要性について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康を保持増進するためには、一人一人が健康に関して深い認識をもち、自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯の各段階における健康課題を見付け、自らこれに適切に対応したり、保健・医療制度等を活用したりするなどの解決方法を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活における健康の保持増進には、環境や食品、労働が深く関わっていること、それらと健康に関わる活動や対策について理解を深める。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(7) 芸術

① 教科の目標

- ・芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操を養う。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・作品を形作っている諸要素を知覚することや、そのよさを感じ取り、思考・判断し表現する力の育成を重視することで、各種能力の向上に結び付けることが重要である。
- ・価値観の多様化が進む現代社会においては、様々な他者を認めつつ、他者と協働していく力が必要になる。その中で、芸術の授業において解釈したことや自分なりに判断したことを基に批評し合うなど、諸活動を通して異なる価値観を共有することが大切である。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する芸術科の指導内容の例】

分野／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
音楽	<ul style="list-style-type: none"> 音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら表現を工夫して歌ったり、演奏したり、つくったりする。 楽曲の文化的、歴史的背景や表現の特徴を理解して鑑賞し、根拠をもって批評し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> 曲想を楽曲の背景と関わらせて感じ取り、イメージをもって歌ったり、演奏したりする。 楽曲の文化的、歴史的背景や表現の特徴を理解して鑑賞し、根拠をもって批評する。 	<ul style="list-style-type: none"> 曲種に応じた発声の特徴や、楽器の音色や奏法の特徴を生かし、表現を工夫して歌ったり、演奏したりする。 音階を選んで旋律をつくったり、音素材の特徴を生かし構成を工夫してつくったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国や郷土の伝統音楽、アジア地域の諸民族の音楽を含む諸外国の様々な音楽の特徴を理解するとともに、多様性を感じ取り、鑑賞する。
美術	<ul style="list-style-type: none"> 感じ取ったことや考えたことなどについて、根拠を明らかにして自分の考えを述べたり、生徒同士で批評したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 意図に応じて材料や用具の特性を生かすなど、表現を工夫する。 表現方法を工夫し、主題を追求したり、目的や計画を基に表現したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 表現形式の特性を生かし、形、形体、色彩、構成などを工夫して創造的な表現の構想を練る。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の美術の歴史や表現の特質、日本及び諸外国の美術文化について理解を深めるとともに、多様性を感じ取り、鑑賞する。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(8) 外国語

① 教科の目標

- ・外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・教育活動の中で、生徒たちが基礎的な知識・技能を習得し、これらを活用して、自ら課題を解決するために思考し、判断し、表現することは、すべて言語を通して行われる。その意味において、言語に関する技能そのものの習得を目的とする外国語科は、生徒たちのキャリア発達に不可欠な能力や態度を育成する重要な役割を担っている教科である。
- ・特に、人間関係・社会形成能力の重要な要素であるコミュニケーション能力の育成において、外国語科における学習が果たす役割は大きい。
- ・外国語の学習は、言語とその文化的な背景を学ぶことにより、自分を取り巻く社会や世界に目を向け、他者に対して積極的に関心を持ち交流していく意欲や能力を育むとともに、自分が住む社会や世界で自分自身をより良く生かしていくことができるよう、必要な情報や考え等を的確に理解したり適切に伝えたりする能力を育成するものである。これらのことは、キャリア教育が目指す社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度であることはいままでもない。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する外国語科の指導内容の例】

能力学年	人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
入学 第一学年	「読むこと」 ・ 読んで理解した内容を聞き手に伝えるように、その反応を確かめながら音読する。	「話すこと」 ・ 相手に伝わるように表現しようとするのが、自分の考えを整理したり深めたりすることに役立つということに気付く。	「聞くこと」 ・ 事物に関する紹介や対話などを聞いて、情報と考え、事実と意見などを区別し整理しながら概要や要点を捉える。	「書くこと」 ・ 聞いたり読んだりしたことなどの概要や要点を書く際、平易な表現に置き換えたり、情報の順序を変えたりするなどして、読み手にわかりやすく表現する。
第二学年 第三学年 卒業	「読むこと」 ・ 情報や考えなどについて、ペアやグループで話し合うなどして結論を導いたり、論理的な話し合いを通じて、合意できることやできないことについて共通の認識を得る。	「読むこと」 ・ 何のために読むのかをあらかじめ明らかにし、目的に応じた読み方を選択する。	「書くこと」 ・ まとまりのある文章を書く際に、論理の一貫性、段落のつながりなどに注意するとともに、誰を対象にして書くのか、何のために書くのかなどの書く目的を明確に設定する。	「聞くこと」 ・ キーワードやトピック・センテンスを的確に把握して内容の展開を理解するとともに、その後の展開を予想して聞く。
上記の各活動をさらに発展させ、社会生活において活用できるようにする。				

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(9) 家庭

① 教科の目標

- ・ 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・ 家庭科は、人の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、生涯発達の視点に立ち自立した社会の一員として、生きる力を身に付けていくことを重視していることから、家庭科でねらう力とキャリア教育で付けたい力とは密接に関連している。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する家庭科の指導内容の例】

分野/能力	人間関係形成・ 社会形成能力	自己理解・ 自己管理能力	課題対応能力	キャリア プランニング能力
共通教科 「家庭」 「家庭基礎」 「家庭総合」 「生活デザイン」 の共通分野	・ 生涯発達の視点で人の一生と青年期の自立、家族・家庭について考える。 ・ 子どもの発達、親の役割と保育、地域社会の果たす役割を理解する。 ・ 高齢期の生活を理解し、高齢者の自立生活を支える家族や社会の役割を考える。 ・ 共に支え合って生きていることを認識し、家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義について考える。	・ 消費生活の現状と消費者問題や消費者の権利と責任を理解し、生涯を見通した経済計画について考える。 ・ ライフステージごとの衣食住の生活を科学的に理解し、持続可能な社会を目指して安全と環境に配慮して、主体的に衣食住を営むことができる。	・ ホームプロジェクトと学校家庭クラブにおいて、生活上の課題を設定し、解決方法を考え、実践することを通して、生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付ける。	・ 持続可能な社会を目指したライフスタイルを確立して主体的に行動できるようにする。 ・ 生活設計を立て、生涯を見通した主体的な生活ができるようにする。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(10) 情報

① 教科の目標

- ・情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・高度に進展した情報社会においては、人間が生きていくための必須条件として、衣食住に情報が加わっているといっても過言ではない。
- ・多様化する情報源、短時間に大量に創造され、流通している情報、そして誰もが情報の発信者になれる時代を適切に生き抜くために必要な情報活用能力は、社会人として、そして職業人として欠かすことができない。
- ・技術革新に伴う新たな価値観、マナー、モラルを身に付ける情報モラルの教育も、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力などを育成するキャリア教育の一環と位置付けられる。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する情報の指導内容の例】

科目／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
社会と情報	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション手段の発達をその変遷と関連付けて理解させるとともに、通信サービスの特徴をコミュニケーションの形態との関わりで理解させる。 ・情報通信ネットワークの特性を踏まえ、効果的なコミュニケーションの方法を習得させるとともに、情報の受信及び発信時に配慮すべき事項を理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのため法規及び個人の責任を理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して問題を解決する方法を習得させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を分かりやすく表現し効率的に伝達するために、情報機器や素材を適切に選択し利用する方法を習得させる。 ・情報化が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、望ましい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用することの必要性を理解させる。
情報の科学	<ul style="list-style-type: none"> ・社会の情報化が人間に果たす役割と及ぼす影響について理解させ、情報社会を構築する上での人間の役割を考えさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会の安全とそれを支える情報技術の活用を理解させ、情報社会の安全性を高めるために個人が果たす役割と責任を考えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題の発見、明確化、分析及び解決の方法を習得させ、問題解決の目的や状況に応じてこれらの方法を適切に選択することの重要性を考えさせる。 ・問題解決における情報通信ネットワークの活用方法を習得させ、情報を共有することの有用性を理解させる。 ・問題解決の過程と結果について評価し、改善することの意義や重要性を理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムとサービスについて、情報の流れや処理の仕組みと関連付けながら理解させ、それらの利用の在り方や社会生活に果たす役割と及ぼす影響を考えさせる。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(11) 産業社会と人間

① 科目の目標・内容等を決定する際の指針

- ・産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよ

う、就業体験等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮するものとする。

- ア 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- イ 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- ウ 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・「産業社会と人間」は、すべての学校において、学校設定教科に関する科目として設けることができ、学校の実態等に応じて目標、内容、単位数などをさだめることができる（総合学科では、全ての生徒が原則として入学初年次に履修する）。
- ・「産業社会と人間」の学習内容は、知識として学ぶことと体験を通して学ぶこと、学んだことと自分との関わりを深く考察することなどから構成されているため、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動などとの関連を深めて学習することができる。
- ・「産業社会と人間」の指導は、ホームルーム担任を中心とした複数の教員によるチームティーチングで行われることが多く、学習内容によっては、専門的な知識を有する外部人材等を講師として活用している場面が見られる。このため、学習を通して多様な他者と関わる中で、自分の個性や興味・関心、職業理解や職業適性、人間としての在り方生き方、将来の進路などについて多面的に考察し、自分と社会とのつながりを認識することができる。
- ・「産業社会と人間」は、生徒のキャリア発達を促進する実践的な活動を多く包含していることから、職業的（進路）発達の段階が、「現実的探究・試行と社会的移行の準備の時期」とされる高等学校において、たいへん意義のある学習であり、正に、「授業としてのキャリア教育」を展開することができる。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する「産業社会と人間」の指導内容の例】

人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分と他者との違いを認識し、互いに分かり合おうとする。 ・ グループ学習等において、自分の役割を知り、協力することで円滑な人間関係を築く。 ・ 調査した結果をまとめ、共同して発表資料等を作成する。 ・ ポスターセッションなどで互いの意見を交換する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理検査（性格検査、進路適性検査など）を活用して、自分を客観的に見つめる。また、経年比較により自分の成長を認識する。 ・ 自己を肯定的に捉え将来に向けて主体的に行動する。 ・ 「職業人インタビュー」など啓発的な体験活動を通じて、職業の実際や自分の適性等を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業人インタビューにおいて調査対象者とコンタクトを取り、調査の日程や内容等を調整する。 ・ 課題解決のための道筋を立て、多様な他者の協力を得て課題解決を図る。 ・ 職業調査等を通じて得た情報を、図やグラフなどにまとめる。 ・ 多くの危機の事例を参照し、話し合いなどによって危機管理能力を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間の履修計画を作成し、自分の興味・関心や将来と結び付いた学習計画を立案する。 ・ 様々な産業の種類や内容、課題などについて理解し、そこでの生活の様子に目を向ける。 ・ 様々なキャリアの体験を最終的な進路決定につなげる。 ・ キャリアプラン・ライフプランを作成し、発表会の実施や相互評価の工夫により、具体性を高める。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(12) 総合的な学習の時間

① 教科の目標

- ・ 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え

方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・自己の在り方生き方を追究する高校の総合的な学習の時間は、高校における学習活動の中で最もキャリア教育の根幹に関わっている。
- ・総合的な学習の時間を通じたキャリア教育の実践は、単なる職業体験や進学指導ではなく、個人としての在り方生き方や現代社会の諸課題に関わる社会の一員としての在り方生き方などについて考えることが大切である。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【高等学校における総合的な学習の時間の指導内容とキャリア教育 －「基礎的・汎用的能力」を視点として－】

活動／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
学習方法に関すること	・互いに意見を出し合い、見通しを確かめ合い、他者の意見を受け入れながら課題を探究する。	・複雑な問題状況を踏まえ適切な課題を設定する。	・目的に応じて情報を収集し整理・分析、帰納的・演繹的に考察して、論理的に表現する。	・仮説に基づいて計画を立案する。 ・学習の進め方を内省し、現在及び将来の生活に生かそうとする。
自分自身に関すること	・自らの行為について当事者意識と責任をもって意思決定する。	・自らの生活の在り方を見直し、改善に向けて日常的に実践する。 ・学ぶ意味や価値を考える。	・目標を明確にし、課題の解決に向けて計画的に着実に行動する。	・将来について具体的に考え、夢や希望をもつ。 ・自らの人生観・世界観・価値観を形成する。
他者や社会との関わりに関すること	・異なる意見や他者の考えを受け入れ、尊重し理解しようとする。 ・人間や国家、社会の在るべき姿について考える。	・課題の解決に向けて多様な社会活動に当事者意識をもって参画する。	・発表・討論の仕方やコミュニケーションの取り方を身に付ける。 ・互いを認め合い、協同して課題を解決する。	・社会や自然の中に生きる一員として、何をすべきか、どのようにすべきかを考える。

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

(13) 特別活動

① 教科の目標

- ・望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

(出典：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月)

② キャリア教育の取組み

- ・特別活動は、キャリア教育の中核的な実践の場である。
- ・ホームルーム活動における学業と進路は、生徒が主体的に取り組むキャリア教育の実践の場として重要な役割を果たす。
- ・ホームルーム活動のほかの内容もキャリア教育に深く関連し、生徒会活動や学校行事もキャリア教育として重要な内容を多く包含している。

(参考：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月を基に作成)

【「基礎的・汎用的能力」の育成に特に関連する特別活動の指導内容の例】

活動／能力	人間関係形成・社会形成能力	自己理解・自己管理能力	課題対応能力	キャリアプランニング能力
ホームルーム活動	<ul style="list-style-type: none"> ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動 男女相互の理解と協力 コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 青年期の悩みや課題とその解決 社会生活における役割の自覚と自己責任 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決 学校における多様な集団の生活の向上 進路適性の理解と進路情報の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の意義の理解と参画 学ぶことと働くことの意義の理解 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用 主体的な進路の選択決定と将来設計
生徒会活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活における規律とよき校風の確立のための活動 望ましい人間関係を深めるための活動 異年齢集団による交流 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の教養や情操の向上のための活動 学校行事への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な問題の解決を図るための活動 生徒の諸活動についての連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全や美化のための活動 生徒会の計画や運営 ボランティア活動などの社会参画
学校行事	<ul style="list-style-type: none"> 共に助け合って生きることの喜びの体得 郊外における集団活動を通して、教師と生徒及び生徒相互の人的な触れ合いや信頼関係の大切さの経験 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な行動や規律ある集団行動の体得 責任感や連帯感の涵養 生涯にわたり、文化や芸術に親しむための豊かな情操の涵養 	<ul style="list-style-type: none"> 集団のきまりや社会生活上のルール、公衆道徳などの体験 前年度の計画の見直しと課題解決のための立案 	<ul style="list-style-type: none"> 勤労の尊さや創造することの喜びの体得 就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験 ボランティアなどの社会奉仕の精神を養う体験

(資料出所：文部科学省「高等学校キャリア教育の手引き」2011年11月)

2 ホームルーム活動（いわゆる「ロングホームルーム」）におけるキャリア教育の実践例

- ・テーマ：自分を知る（職業に関する自分の興味・関心を知り、その職業を見据えた進路決定ができるようになる）
- ・内容：職業レディネス・テスト（VRTテスト）の実施と結果分析、生徒へのフィードバックの方法

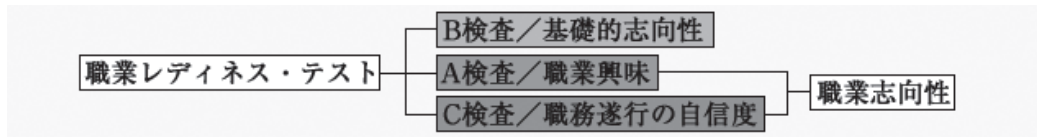
(1) VRTテストの概要

- ・基礎的志向性（対情報、対人、対物）と職業志向性（6つの職業領域に対する興味の程度と自信度）を測ることにより、生徒の職業に対する準備度（レディネス）を把握し、生徒が職業に対する自分のイメージをチェックしたり、進路選択への動機付けを促すことができる。
- ・興味と自信との関係、日常の興味・関心を客観的に図式化し、総合的に解釈することで、進路を探索する方向性をとらえることができる。
- ・回答者が自分のペースで実施する紙筆検査であり、若年者に対して、自己理解を深めさせ、職業選択に対する考え方を学習させる教材である。
- ・対象者は、中学生・高校生・専門学校生・短大生・大学生・職業訓練校生・職業相談機関等
- ・所要時間は、実施が40～45分、採点も含めると60分程度
(参考：雇用問題研究会「職業レディネス・テスト[第3版]」を基に作成)

(2) テストの構成

- ・「職業興味」を測定するA検査、「基礎的志向性」を測定するB検査、「職務遂行の自信度」を測定するC検査からなる。

【テストの構成】



(資料出所：雇用問題研究会「職業レディネス・テスト [第3版]」)

(3) A 検査の測定内容

- ・ A 検査は、職業・仕事の内容を記述した 54 項目の質問からなり、各質問に対して、「やりたい」、「どちらともいえない」、「やりたくない」の 3 段階で答える。生徒の興味が 6 つの職業領域において、どういった傾向を示しているかを測定する。

【職業領域の 6 領域とその内容】

職業領域名	内 容
現実的職業領域 (Realistic : R 領域)	機械や物体を対象とする具体的で実的な仕事や活動の領域
研究的職業領域 (Investigate : I 領域)	研究や調査のような研究的、探索的な仕事や活動の領域
芸術的職業領域 (Artistic : A 領域)	音楽、芸術、文学等を対象とするような仕事や活動の領域
社会的職業領域 (Social : S 領域)	人と接したり、人に奉仕したりする仕事や活動の領域
企業的職業領域 (Enterprising : E 領域)	企画・立案したり、組織の運営や経営等の仕事や活動の領域
慣習的職業領域 (Conventional : C 領域)	定まった方式や規則、習慣を重視したり、それに従って行うような仕事や活動の領域

(資料出所：雇用問題研究会「職業レディネス・テスト [第3版]」)

(4) B 検査の測定内容

- ・ 日常生活行動について記述した 64 項目からなり、各質問に対して、「あてはまる」、「あてはまらない」で答える。生徒の基礎的志向性が職業への興味・関心の基礎となる、「対情報」、「対人」、「対物」の 3 つの志向性において、どういった傾向があるのかを測定する。

【基礎的志向性の3つの方向性とその内容】

方向性の名称	内 容
対情報関係志向 (Data Orientation : D 志向)	各種の知識、情報、概念などを取り扱うことに対する志向性
対人関係志向 (People Orientation : P 志向)	人と直接かかわっていくような活動に対する志向性
対物関係志向 (Thing Orientation : T 志向)	機械や道具、装置など、いわゆる「モノ」を取り扱う活動に対する志向性

(資料出所：雇用問題研究会「職業レディネス・テスト [第3版]」)

(5) C 検査の測定内容

- ・ A 検査と同一の 54項目の質問で構成されており、各質問に対して、「自信がある」、「どちらともいえない」、「自信がない」の3段階で答える。生徒の職務遂行の自信度を、A 検査と同じ6つの職業領域において、どういった傾向を示しているのかを測定する。

(6) 結果の解釈

① 得点の意味

- ・ パーセンタイル順位：個人の尺度ごとの粗点が、基準集団の中で、どのあたりに位置づけられるかを明らかにすることによって、個人の特徴を表示しようとするもの。
- ・ ある個人のパーセンタイル順位が70であることは、基準集団を構成している人の70%は、その個人の得点より低い方に分布していることを示す（換算表は中学生・高校生別、男女別になっている）。

【パーセンタイル順位と一般的な解釈の目安】

パーセンタイル順位	一般的な解釈の目安
85 以上	興味、志向性、自信が強い
16~84	興味、志向性、自信がふつう
15 以下	興味、志向性、自信が弱い

(資料出所：労働政策研究・研修機構「職業レディネス・テスト [第3版] 手引」2006年7月)

② 結果解釈の一般的な留意点

- ・ 得点は、測定上の誤差も考慮して、おおむね「強い」「普通」「弱い」の3段階で解釈する。
- ・ プロフィール全体の形状の特徴をみる。得点が高いことが望ましいわけではない。むしろ、プロフィールに山と谷がはっきりしていることがポイントである。山と谷がはっきりしていることは、興味や志向性が分化していることを意味しており、それだけ職業への準備性ができていると解釈される。
- ・ 検査の得点が全般的に低い場合、無理にパーセンタイル順位の高い領域をみつけて解釈をしない。むしろ、個々の質問項目に戻り、「やりたい」あるいは「どちらともいえない」という回答がみられた項目に着目したり、「やりたくない」という回答が多くなった理由を考えさせたりする。

- ・この検査の結果をストレートに適職や適性のある職業と結び付けて解釈しない。
- ・結果のフィードバックに際しては、受検者へきちんと情報提供し、受検者が納得できるような解釈と説明の提供を行う。
- ・結果の解釈を通して、職業情報の探索を促したり、進路選択への関心を高めるように援助をする。
- ・検査結果で選択すべき進路を決定するのではなく、個々の生徒が自分なりに結果について考え、選択の可能性を広げるようにする。
- ・適性検査の結果や進路希望調査等、他の資料と関連付けて結果を解釈する。この検査は職業興味の特徴を明らかにするが、生徒をよりよく理解するためには、本検査の結果に加えて、能力の側面や本人の希望等、様々な他の特徴についても総合して解釈すべきである。
- ・中学生、高校生は、心身ともに発達の途上にあり、職業興味は変化することを念頭に置いて解釈し、指導する。検査の結果は、実施した時点での興味を切り取って示した結果に過ぎない。特に、中学生、高校生は心身ともに大きく変化する時期であり、経験や成長に伴って興味も変化するであろうことを前提として解釈すべきである。

(参考：労働政策研究・研修機構「職業レディネス・テスト[第3版]手引」2006年7月を基に作成)

③ VRT テストを活用したキャリア教育の実践

- ・結果の解釈を通して、職業について調べることや職業情報の探索を促したり、進路選択への関心を高めるように援助をする。
- ・テスト結果から選択すべき進路を決定するのではなく、個々の生徒が自分なりに結果について考え、選択の可能性を広げるように指導する。
- ・適性検査の結果や進路希望調査等、他の資料と関連付けて結果を解釈する。このテストは職業興味の特徴を明らかにするが、生徒をよりよく理解するためには、テストの結果に加えて、能力の側面や本人の希望等、様々な他の特徴についても総合的に勘案して解釈することが求められる。

(参考：労働政策研究・研修機構「職業レディネス・テスト[第3版]手引」2006年7月を基に作成)

Part2

高等学校の部

第4章

キャリア教育授業の実践

1 キャリア教育授業の趣旨、目的及び実践

(1) 授業の趣旨

- ・高等学校等のキャリア教育の主要な担い手である教員が、雇用・労働に関する知見や自己理解・職業理解等のキャリア・コンサルティングの技能を活用したキャリア教育の授業を実践することで、キャリア・コンサルティングやキャリア教育に対する理解を深める。
- ・高校生に対するキャリア教育において、キャリア・コンサルタントが有する自己理解、仕事理解等に係る知識を生かしたキャリア教育の授業を実践する方法を身に付けることで、キャリア教育を実践している教員を支援するとともに、高等学校等におけるキャリア・コンサルタントの活用促進を図る。

(2) 授業の目的

- ・高校生が進路先で遭遇することが予想される事象について対処する方法について考えることで、将来の生活（大学・短大・専門学校等での学生生活や就職した後の職業生活）に適応することができるよう、自己理解・自己管理能力、課題対応力及びキャリア・プランニング力を養成する。
- ・グループワークを通じて、メンバー相互の話合い等を実施し、メンバー同士のコミュニケーション能力、メンバーが役割を分担した上で相互に協力・協働して課題に取り組む姿勢、人の話を聴く力と自分の意見を述べる力、自分の意見を主張する力と他人の意見を受け入れる力、決められた時間内に課題を解決して答えを出す力等、人間関係形成・社会形成能力を養成する。

(3) 授業の実践

- ・キャリア教育は、特にホームルーム活動（いわゆるロングホームルーム活動）や総合的な学習の時間を中心になされることが多い。
- ・キャリア教育の内容に含まれる雇用・労働・職業に関する分野などは、公民：現代社会や政治経済、産業社会と人間の内容に関係するところも多い。

2 高等学校の学習指導要領とその解説

- ・教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項：キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする

（出典：文部科学省「高等学校学習指導要領解説総則編」2009年7月）

(1) 「公民：現代社会」の目標と内容（抜粋）

① 目標

- ・人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間について理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について、主体的に考察し、公正に判断するとともに、自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

② 内容

i 青年期と自己の形成：生涯における青年期の意義を理解させ、自己実現と職業生活、社会参加、伝統や文化に触れながら自己形成の課題を考察させ、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる。

- ・ここでは、現代社会に生きる青年として、青年期の意義を理解させるとともに、自己の内面形成と社会とのかかわりに着目しながら自己形成の課題を考察させ、青年としていかに生きるかを考察することの大切さについて自覚させることを主なねらいとしている。
- ・指導に当たっては、自己と社会とはどのようなかかわりをもっているのか、青年としてどのように生きるのかについて考察させるとともに、多くの可能性の中から自らの生き方を模索しつつ自己形成の課題を明らかにしていこうとする態度や、主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うよう配慮することが大切である。
- ・「生涯における青年期の意義を理解させ」については、青年期は自己を確立する基礎を培う重要な時期であり、親などからの依存を脱却し、自らの生き方を多くの可能性の中から選択しつつ社会とかかわり合う中で自己を形成し、心理的、社会的な自立を遂げていく重要な時期であることを理解させる。また、青年期は自己の内面と現実社会との葛藤の中から、アイデンティティを確立する時期であることを理解させるとともに、よりよく生きることを追求することの大切さを自覚させる。

- ・「自己実現と職業生活」については、現代社会の特質や社会生活の変化とのかかわりの中で職業生活をとらえさせ、望ましい勤労観・職業観や勤労を尊ぶ精神を身に付けさせるとともに、自己の個性を発揮しながら新たなものを創造しようとする精神を大切に、自己の幸福の実現と将来の職業生活や人生の充実について触れながら考察することが大切である。
- ・「社会参加」については、自己とのかかわりに着目させながら、自己形成にとって社会とのかかわりが重要であること、社会参加することによって、社会の維持・発展に貢献するばかりでなく、自己実現を可能にすることができることを理解させ、どのように社会的役割を担っていくのかについて考察させる。
- ・「自己形成の課題を考察させ」については、人間は社会的存在であり他者とのつながりや社会とのかかわりなしでは生きていけないことや、他者と共に生きるには自己の幸福の追求と自己を取り巻く社会との調和が大切であることに気付かせ、責任ある個人として社会に積極的に参加していくことが求められていることなどについて理解させた上で、自らの人生や進路選択などを視野に入れながら、自己形成にかかわる自らの課題を考察させる。
- ・「現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる」については、自己に対する理解を深めさせるとともに、現代社会に生きる青年として、より良く生きることの大切さを自覚させる。例えば、青年としての自己の目的を実現しようとする行動と社会の利益が対立した場合を課題として取り上げ考察させ、自覚を深めさせることが考えられる。

ii 現代の経済社会と経済活動の在り方：現代の経済社会の変容などに触れながら、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

- ・「雇用、労働問題」については、近年の雇用や労働問題の動向を、経済社会の変化や国民

の勤労権の確保の観点から理解を深めさせる。その際、終身雇用制や年功序列制などの制度の変化、非正規社員の増加、中高年雇用や外国人労働者にかかわる問題、労働保護立法の動向、労働組合の役割、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに関連させながら、雇用の在り方や労働問題について国民福祉の向上の観点から考えさせることが大切である。

- ・「社会保障」については、疾病や出産、障害、加齢など様々な原因により発生する経済的な不安を取り除くなどして生活の安定を図り、人間として生活が保障される社会保障制度の意義や役割を理解させるとともに、現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度においてみられる諸課題を通して理解させる。またその際、少子高齢化の進行や、財政との関連、保険料の負担などとの関係について考察させる。
- ・「個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる」については、個人や企業が社会を構成する一員として、経済活動において役割を担い、また法的責任のみならず社会的責任を担っていることを考察させることが大切である。

（参考：「高等学校学習指導要領」2009年3月及び「高等学校学習指導要領解説〔公民編〕」2009年12月を基に作成）

(2) 「公民：政治・経済」の目標と内容（抜粋）

① 目標

- ・広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

② 内容

- ・現代日本の政治や経済の諸課題：少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食糧問題などについて、政治と経済とを関連させて探求させる。
- ・「雇用と労働を巡る問題」については、少子高齢化や産業構造の変化、規制緩和の進展などにより就業構造が多様化し労働市場が大きく変化していることなどを、日本の労使関係の特色、勤労の権利と義務、労働基本権の保障、労働条件の改善、労働組合の役割などに触れながら理解させる。
- ・このような理解の上に立って、日本の労働市場の特徴とされてきた終身雇用制や年功序列型賃金体系、労使協調などにより雇用の安定を確保するという考え方と、規制緩和による就業形態の多様化、成果主義に基づく賃金体系、労使の新しい関係などにより労働力を効率的に活用するという考え方を対照させ、雇用の安定化と労働条件の改善という視点や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点などから、今後の日本の雇用・労働政策の在り方について探求させる。
- ・例えば、派遣労働者やパートタイマーなど非正規労働者、女性や若年者、高齢者、障害者等の雇用・労働問題、失業問題、外国人労働者問題など具体的な事例を取り上げて探求させることが考えられる。また、諸外国における労働条件や労使関係、労働組合の現状、外国人労働者の流入などについて調べさせ、日本の今後の雇用と労働の在り方について探求させるこ

となどが考えられる。

(参考：「高等学校学習指導要領」2009年3月及び「高等学校学習指導要領解説〔公民編〕」2009年12月を基に作成)

(3) 「産業社会と人間」のねらいと指導事項

① 科目のねらいなど

- ・総合学科における「産業社会と人間」は、人間としての生き方の探求、特に自己の生き方の探求を通して、職業を選択し、決定する場合に必要な能力と態度を養うとともに、将来の職業生活を営む上で必要な態度やコミュニケーション能力を培うことや現実の産業社会やその中で自己の在り方生き方について認識させ、豊かな社会を築くために積極的に寄与する意欲や態度を育成することをねらいとしている。
- ・各学校において「産業社会と人間」を設ける場合、目標の設定に当たっては、産業社会における自己の生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う観点に留意する必要がある。また、生徒が自己の進路に応じ主体的に各教科・科目の選択ができるように、就業体験や見学等の体験的な学習、調査・研究や発表・討論などの生徒の主体的な活動を重視した学習方法を積極的に取り入れるよう配慮する。

② 指導事項

- ・職業と生活：各種企業や施設等の見学及び就業体験やボランティア活動、卒業生や職業人等との対話、発表や討論等を通して、職業の種類や特徴、職業生活などについて理解するとともに、勤労の意義について考察し、職業人として必要とされる能力・態度、望ましい勤労観・職業観を養うための学習を行うこと。
- ・我が国の産業と社会の変化：先端的な工場や情報関連企業等の見学、技術者や海外勤務者等の講話、調査研究や発表・討論等を通して、我が国の科学技術の発達や産業・経済の発展・変化について理解し、それがもたらした情報化、国際化等の社会の変化、人々の暮らしへの影響について考察するための学習を行うこと。
- ・進路と自己実現：発表・討論、自己の学習計画の立案等を通して、自己の能力・適性、興味・関心等と各種職業に求められる資質・能力を踏まえ、自己の将来の生き方や進路について考察すること。

(参考：「高等学校学習指導要領」2009年3月及び「高等学校学習指導要領解説〔総則編〕」2009年7月を基に作成)

(4) 「総合的な学習の時間」の目標と内容

① 目標

- ・横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

② 総合的な学習の時間の内容の取扱い

- ・問題の解決や探求活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。

- ・自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- ・体験活動については、総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
- ・グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
- ・各種団体との連携、地域の教材や学修環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

(参考：文部科学省「高等学校学習指導要領」2009年3月及び「高等学校学習指導要領解説[総合的な学習の時間編]」2009年7月を基に作成)

3 授業の内容

生徒が進路先の生活に適用するよう準備するためのワーク

「ディスクジョッキー・進路先で困っているの」

(進路先への適応)

学習のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・進路先で遭遇すると予想される事例を挙げ、対処する方法について考えることで、進路先の生活(大学等での学生生活・企業等での職業生活)に適応できるように準備する。 ・ラジオの番組に視聴者からの相談の葉書が届いたと仮定し、学習者がラジオのDJ(パーソナリティ)になり、視聴者の悩みに対して適切なアドバイスをしていく形を取りながら、集団生活としての進路学修を位置付け、グループの中で積極的に発言し、真剣に聴く態度を養成する。
実施学年	2年生・3年生
事前指導準備	<ul style="list-style-type: none"> ・事例カードを、厚紙などにグループの数だけ印刷する。 ・リハーサルメモ、DJ診断表、振り返りシートを人数分用意する。 ・事例カードを切り取るはさみを用意する。 ・ワークの手順書を配付し、学習の要点や展開を説明する際に活用する。 ・当日までに事例カードを配付し(当日の朝のショートホームルームの時間などを活用する) ・カードを切り離しておくとともに、白紙カードを各自に同数配付し、各自のオリジナルな相談内容を記入させる(それができない場合には、オリジナルを作成しないで、既存のカードだけで実施する)。 ・事例カード(と各自が相談内容を記入したカード)を混ぜ合わせて、トランプの要領できってから、グループメンバーに分配する。 ・各グループメンバーは、配布されたカードを読み上げ、他のメンバーとともに、質問に対する回答を考えて、用紙(リハーサルメモ)に記入していく。

◆授業の展開

時間	活動の内容	留意点
開始 5分	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者による、学習の狙いの説明。 ・決められたグループに分かれて着席する。 ・事前に配布された相談葉書（事例カード等）、リハーサルメモを用意する。 ・ゲームの手順を説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カードや用紙の忘れ物対策等を講じておく ・ワークの手順書（ワーク実施のルールを説明したもの）を見せ、それを読みながら、ワークの手順を説明する。 ・1グループは、4名ないし6名程度。
活動 の 展開 30分	<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する回答を記入する用紙を各自に配布する。 ・ジャンケンで順番を決める。 ・ワークのルールを説明する。 ・ワークを開始する。ワーク中、最初の人D Jとなり、事例カードを読み上げ、それに対する回答を全員で考える（2分間）。回答案を順番に読み上げた後、全員で意見を出し合い、グループとしての回答をまとめる（5分間）。 ・グループメンバー全員がDJを経験し、全員が終了したところで、ワークを終了する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークの手順書を活用する。 ・他人の回答を中傷したり、不快にさせるような発言がなされないように注意を促す。 ・決められた時間内に、グループとしての意見をまとめるように、進行管理する。
まとめ 15分	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループから、質問の事例とそれに対するグループとしての答えの内容、どのような理由でその回答ができたかの説明、グループの意見をまとめるときに工夫したこと等を発表してもらう。 ・各グループの発表で同じ事例がある場合には、内容を比較して、それぞれの回答で優れた点などをシェアする。 ・ワーク参加メンバーは、どのグループ（放送局）のどの回答がベスト1であるか、その理由は何かを発表する。 ・指導者が、このワークのまとめを行う。 ・振り返りシートを配付して、次回までの宿題とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発表時間は、グループの数により調整し、すべてのグループに発表させ、講評を行う ・振り返りシートは、時間の関係で宿題とするが、必ず指導者に提出させ、事後の定着を確認する。

◆事後の指導・活動

- ・自分の進路を考えた場合、進路先でどのような課題に遭遇するか予想をたてることができたか。また、自分が予想したような課題に対処するには、高校在学時にどのような対策を講じておけば良いのか、自分の考えをまとめてみる。
- ・作文や面談を通じて、確認する。

(参考：東京都高等学校進路指導研究協議会進路学習部会(笹のぶえ先生ご担当)『ディスクジョッキー・進路先で困っているの』平成9年度研究大会発表資料を基に事務局が編集)

【配布する資料等】

- ・DJリハーサルメモ（質問に対する回答を記入する用紙）
 - ・各メンバーが回答を記入する用紙：グループメンバー数の2乗（4人のメンバー数であれば、16枚）
 - ・グループとしての回答を記入する用紙：グループメンバー数と同じ
- ・事例カード（10～20項目程度）
 - ・大学での勉強（授業・ゼミ・資格）
 - ・大学での生活（日常生活・アルバイト・サークル）
 - ・友人関係・異性との付き合い
 - ・仕事のこと（やりがい、成長、能力、失敗）
 - ・待遇（給与、残業、労働時間、通勤時間）
 - ・職場での人間関係（上司、先輩、同僚、後輩）
- ・振り返りシート

【準備する資料等】

- ・講師用手引き
- ・メンバーに配布するワークの手順書
- ・メンバーが記入する質問用紙
- ・はさみ（事例カードを切る必要がある場合）

Part2

高等学校の部

第5章

キャリア教育の提案と実践
(アクティブ・ラーニングの提案と実践)

授業の開発と教材の作成（キャリア・コンサルタントの専門性を活かしたキャリア・コンサルティングの実施）

【企画するテーマの例】

V R Tテストの結果を活用し、生徒のキャリア形成を支援するために、生徒との個別のキャリア・コンサルティング（結果のフィードバック）を行う

高等学校におけるキャリア・コンサルタントとして

高校におけるキャリア形成支援の経験は、「自分らしく生きるとは～、働くとは～、事務の仕事とは～」などの様々なテーマをグループワーク形式で考える「出前授業」から始まりました。授業では、その日初めて会う生徒の気持ちを受け止めながら、授業の目的をしっかりと伝え、授業に巻き込んでいく工夫が必要でした。その後、生徒や保護者との個別面談、キャリアセンター設立に向けた支援と活動は広がっていきました。

私が接した生徒は、自分の可能性に夢を膨らませている一方で、大人への信頼感と自己肯定感の低い生徒が少なくありませんでした。そうした生徒がキャリア・コンサルタントである私に求めているのは、親や教師とは異なる立場で自分を一人の人間として対等に扱ってくれる「第3の大人」という立ち位置、換言すれば友達や先輩では不十分な専門知識を教えてくれたり、悩みを共に考えてくれる「専門家」という役割でした。

他方、学校から求められていたのは、生徒が希望する進路の実現に向けたモチベーション高揚のためのキャリア・コンサルテーション全般、クラス担任との連携、外部専門家人材として、外部資源とのネットワーク構築、などです。

生徒と学校双方のニーズを合せて考えると、高校のキャリア・コンサルタントに期待されているのは、「進路コーディネーター」としての機能と役割です。そうした機能と役割を果たすためには、廊下でのちょっとした会話の中からも課題を把握する力、本音ベースの問題を受け止め解決に向け一緒に考えていく姿勢、周りにはいる専門家たちの支援を得るためのネットワーク構築などが必要です。

最近特に意識しているのは、地域にある様々な支援機関との密接な連携による重畳的な支援を行うことです。発達過程での問題や親の困難を引き継ぐ等、様々な課題を抱える生徒に対し、専門機関や専門家と連携・協働することで、キャリア・コンサルタントとして、必要とされる時期に、必要とされる価値を提供できるよう、さらなる研鑽を重ねたいと思います。

2級キャリア・コンサルタント 木村 美和子

Part3

第1章

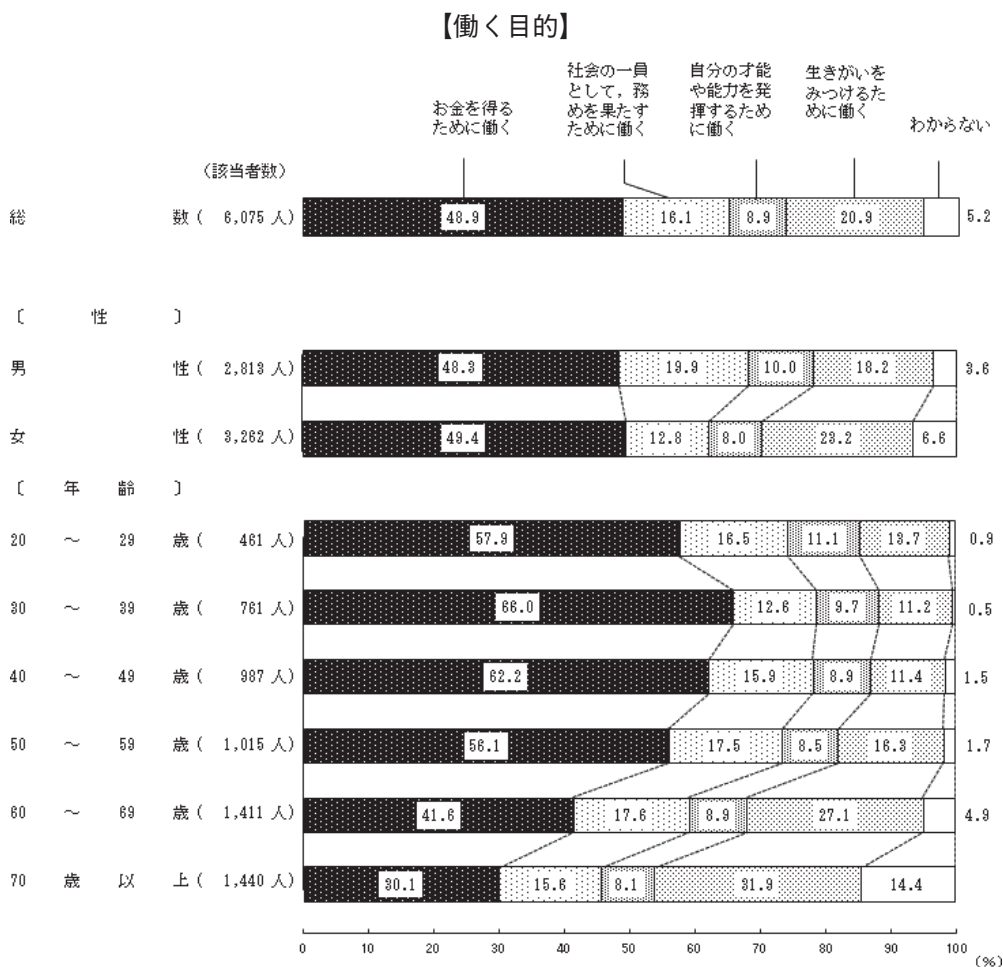
働くことと 働き方に関する理解

◆第1節 働くことに関する理解

1 なぜ働くのか（働くことの意味）

- ・働く目的は何か聞いたところ、「お金を得るために働く」と答えた人の割合が48.9%、「社会の一員として、務めを果たすために働く」と答えた人の割合が16.1%、「自分の才能や能力を発揮するために働く」と答えた人の割合が8.9%、「生きがいを見つけるために働く」と答えた人の割合が20.9%となっている。

（参考：内閣府「国民生活に関する世論調査」2013年8月を基に作成）



（資料出所：内閣府「国民生活に関する世論調査」2013年8月）

2 働き方（働く人の状況）

(1) 従業上の地位

① 自営業主及びその家族従業者と雇用者

- ・自営業主：個人経営の事業を営んでいる人
- ・家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している人
- ・雇用者：会社、団体、官庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給与、賃金を得ている人や会社・団体の役員

(出典：総務省「労働力調査用語の解説」)

② 従業上の地位（自営業者と雇用者）

- ・下の表が示すように、2012年平均で、就業者数が6,270万人、自営業主・家族従業者数が739万人、雇用者数が5,504万人（就業者のうち87.8%）になるなど、近年、就業者のうち、自営業主・家族従業者数が減少し、雇用者の割合が高まっている。
- ・2013年7月では、就業者6,311万人のうち、自営業主・家族従業者は733万人（前年同月比で25万人の減少）、雇用者は5,547万人（同50万人の増加）であり、就業者のうち雇用者の占める割合は87.9%となっている。

(参考：総務省「労働力調査（基本集計）2013年7月分」2013年8月30日を基に作成)

【就業者、自営業主・家族従業者、雇用者の推移】

年次	就業者数	自営業主・家族従業者	雇用者数	雇用者の割合
1989(平成元)年	6128	1427	4679	76.4%
1993(平成5)年	6450	1232	5202	80.7%
1998(平成10)年	6514	1128	5368	82.4%
2003(平成15)年	6316	956	5335	84.5%
2008(平成20)年	6409	833	5546	86.5%
2012(平成24)年	6270	739	5504	87.8%

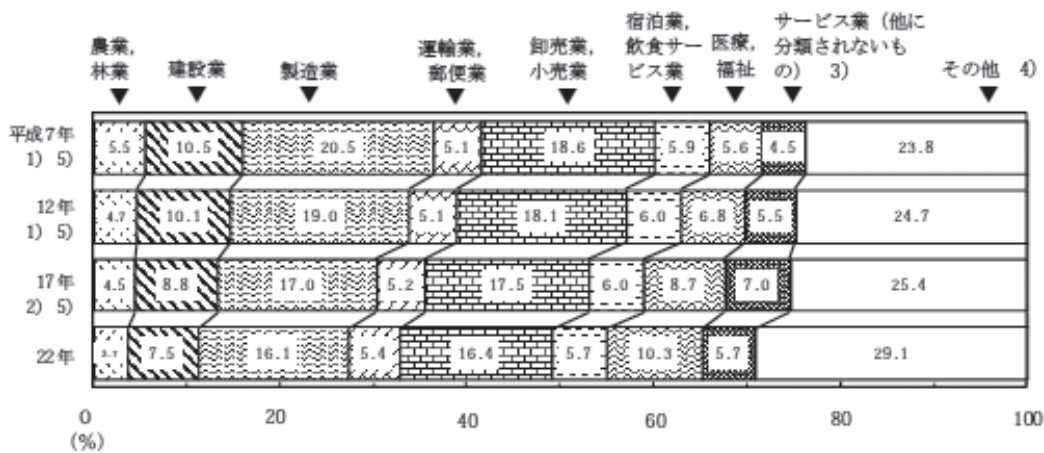
(資料出所：総務省「労働力調査（長期時系列データ年平均結果）」を基に作成)

(2) 産業別就業者数の推移

- ・2010年段階で、15歳以上の就業者について、産業分類別の割合をみると、「卸売業、小売業」が16.4%と最も高い。次いで「製造業」が16.1%、「医療、福祉」が10.3%等となっている。
- ・近年、農業・林業、建設業、製造業に従事している就業者が減少し、医療、福祉等の従事者が増加している。

(参考：総務省「平成22年国勢調査職業等基本集計結果」2012年11月を基に作成)

【産業（大分類）別15歳以上就業者の割合の推移】

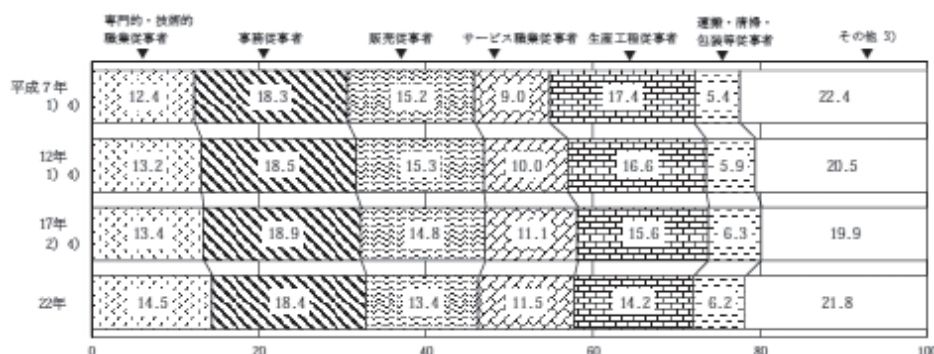


(資料出所：総務省「平成22年国勢調査産業等基本集計結果」2012年4月)

(3) 職業別就業者数の推移

- ・2010年段階で、15歳以上就業者について、職業大分類別の割合をみると、「事務従事者」が18.4%と最も高い。次いで、「専門的・技術的職業従事者」が14.5%、「生産工程従事者」が14.2%等となっている。
 - ・近年、「生産工程従事者」や「販売従事者」の比率が低下する一方で、「専門的・技術的職業従事者」や「サービス職業従事者」の比率が高まっている。
- (参考：総務省「平成22年国勢調査 職業等基本集計結果」2012年11月を基に作成)

【職業（大分類）別15歳以上就業者の割合の推移】



(資料出所：総務省「平成22年国勢調査職業等基本集計結果」2012年11月)

(4) 雇用者

- ・正規雇用者：直接雇用であり、雇用期間に定めがなく、フルタイムであり、社内の他の雇用形態の労働者（役員除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する者
- ・非正規雇用者：有期の雇用契約を結んでいる者
- ・パートタイム労働者（短時間労働者）：1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用されている通常の労働者に比べて短い労働者（呼称がパート・アルバイトを問わない）
- ・派遣社員：人材派遣会社（派遣元）との間で雇用契約を結んだ上で、派遣元が労働者派遣契約を結んでいる会社（派遣先）に派遣され、派遣先の指揮命令を受けて働く労働者
- ・契約社員：契約によって定められた期間（原則3年以内）だけ雇用される労働者
- ・嘱託社員：経験を有する高齢者などを対象として、一定の職務に従事するために、一定の期間、非常勤で直接雇用されている労働者
- ・その他：臨時、日雇い労働者など

(5) 正規雇用と非正規雇用

- ・2012年平均で、役員を除く雇用者5,154万人のうち、正規雇用者は3,340万人（全体の64.8%）、非正規雇用者は1,813万人（同35.2%）である。
 - ・非正規雇用者のうち、パート・アルバイトは1,241万人（全体の68.5%）、派遣社員は90万人（同5.0%）、契約社員・嘱託は354万人（同19.5%）、その他（季節従業員や日雇労働者など）が128万人（同7.1%）である。
- (参考：総務省「労働力調査（詳細集計）2012年平均（速報）結果」2013年2月を基に作成)

- ・2013年7月では、役員を除く雇用者5,193万人のうち、正規の職員・従業員は3,313万人（全体の63.8%）、非正規の職員・従業員は1,879万人（同36.2%）である。非正規の職員・従業員のうち、パートが911万人（同17.5%）、アルバイトが391万人（同7.5%）、派遣社員が

104万人（同2.0%）、契約社員が273万人（同5.3%）、嘱託が118万人（同2.3%）、その他が81万人（同1.6%）となっている。

（参考：総務省「労働力調査（基本集計）2013年7月分（速報）」2013年8月30日を基に作成）

【雇用形態別にみた雇用者の推移】

実数（万人）										
		役員を除く雇用者の内訳		非正規の職員・従業員の内訳				割合（%）		
	雇用者	役員を除く雇用者	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員
平成元年2月	4571	4269	3452	817	656	-	161		80.9	19.1
5年2月	5115	4743	3756	986	801	-	185		79.2	20.8
10年2月	5338	4967	3794	1173	986	-	187		76.4	23.6
15年平均	5343	4948	3444	1504	1089	50	236	129	69.6	30.4
20年平均	5556	5175	3410	1765	1155	140	322	148	65.9	34.1
22年平均	5508	5138	3374	1763	1196	96	333	138	65.6	34.4
24年平均	5522	5154	3340	1813	1241	90	354	128	64.8	35.2

（資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）長期時系列表10（2001年までは「労働力調査特別調査）」を基に作成）

【雇用形態別雇用者（2013年7月）】

2013年7月 （平成25年）	（万人、%）	
	実数	割合
役員を除く雇用者	5193	...
正規の職員・従業員	3313	63.8
非正規の職員・従業員	1879	36.2
パート	911	17.5
アルバイト	391	7.5
労働者派遣事業所の派遣社員	104	2.0
契約社員	273	5.3
嘱託	118	2.3
その他	81	1.6

（資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）2013年7月分（速報）」2013年8月）

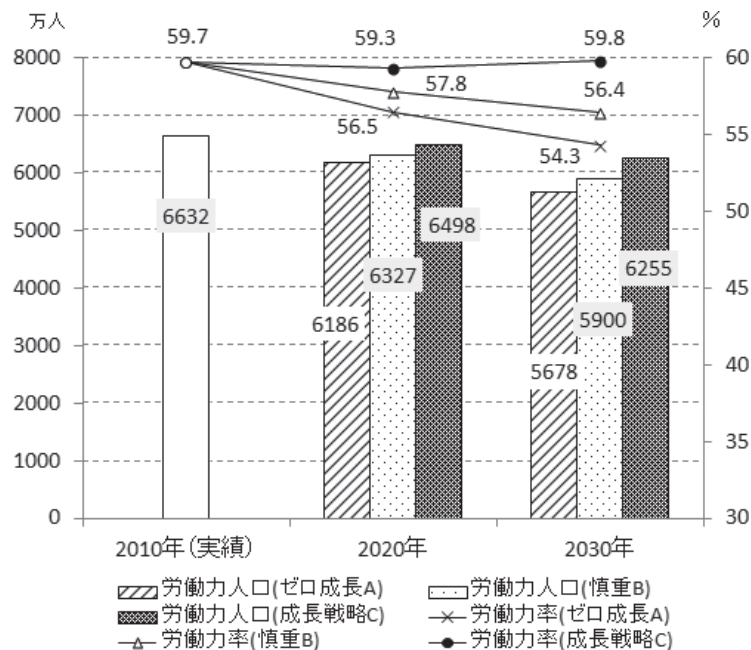
◆第2節 最近の雇用情勢の理解

1 労働力人口の減少

- ・これからの日本は、総人口が減少するとともに、労働力人口の減少も生じる。2010年には、6,632万人であった労働力人口は、2020年には、6,186万人～6,498万人程度に、2030年には5,678万人～6,255万人程度に減少することが予測されている。

(参考：労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」2013年1月を基に作成)

【労働力人口及び労働力率（右軸）の推移】



(資料出所：労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」2013年1月)

2 働く環境の変化（非正規雇用者の増加）

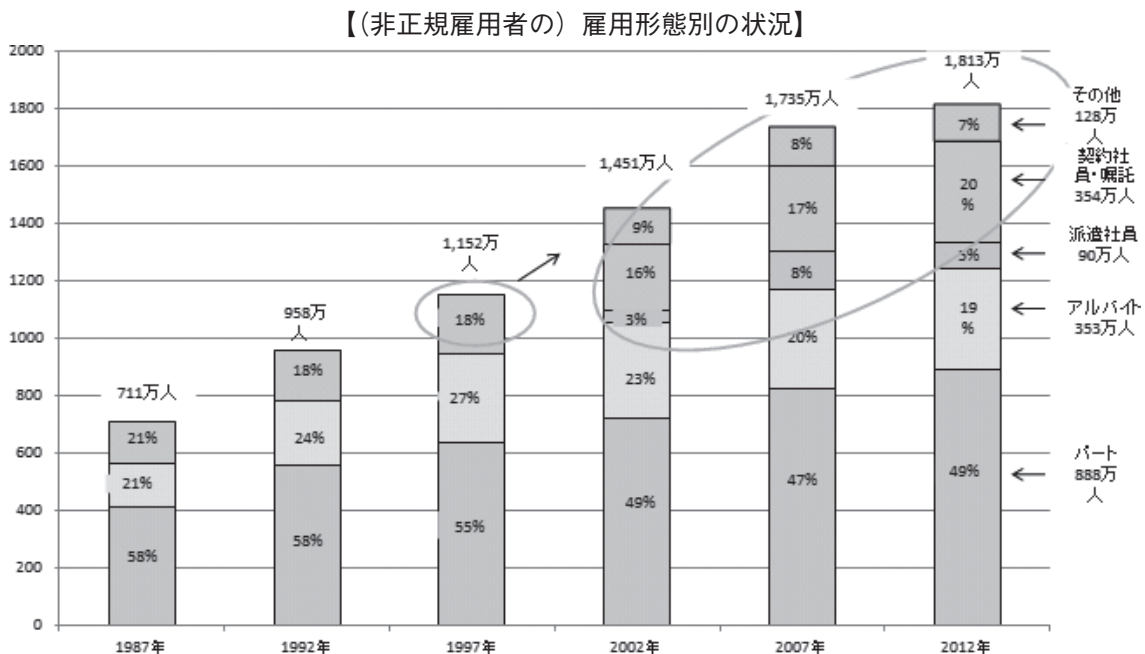
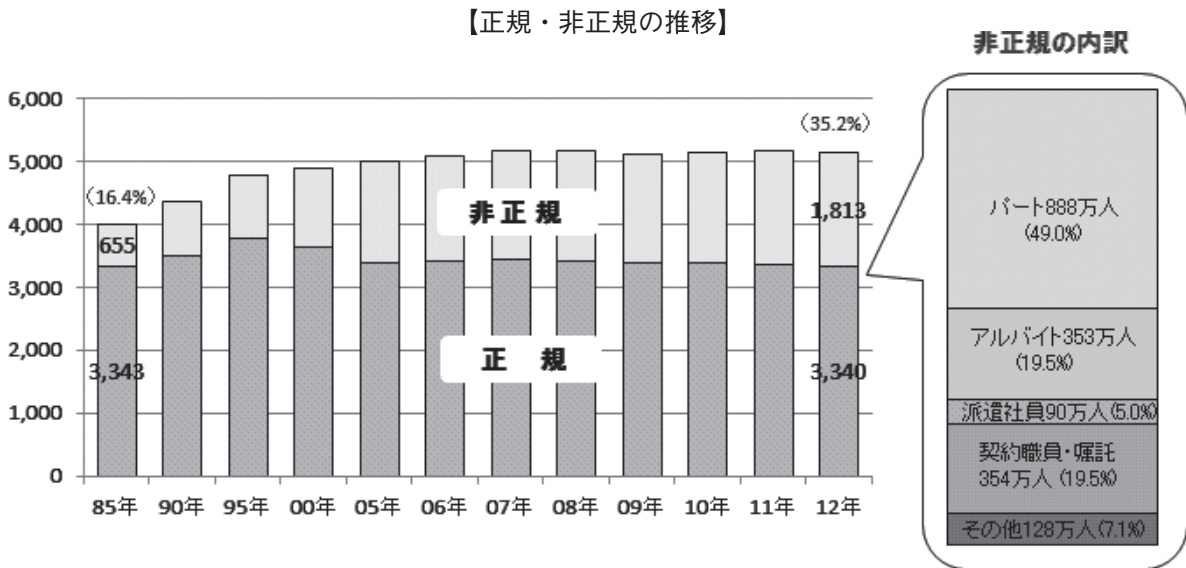
(1) 日本的人事管理の揺らぎ

- ①終身雇用制（就職した後、定年まで同じ企業で働く）
 - 労働移動社会（労働者は、職業生涯の中で、転職を経験する）
- ②年功序列賃金（年齢とともに賃金が上がっていく）
 - 成果主義（仕事の成果に応じて賃金を支払う）
- ③企業別労働組合と労使協調路線（企業を単位として社員が組合を組織する）
 - 労働組合組織率の低下

(2) 雇用構造の変化

- ・近年、正規雇用者数は変わらないのに対し、非正規雇用者の数が増えているため、雇用者に占める非正規雇用の割合が高まっている。
- ・非正規雇用者の雇用形態を2007年と2012年との比較で見ると、パートの比率が47%から49%に、契約社員・嘱託の比率が17%から20%に高まっている。

(参考：総務省「労働力調査（長期時系列データ年平均結果）」を基に作成)



(3) 非正規労働者の賃金

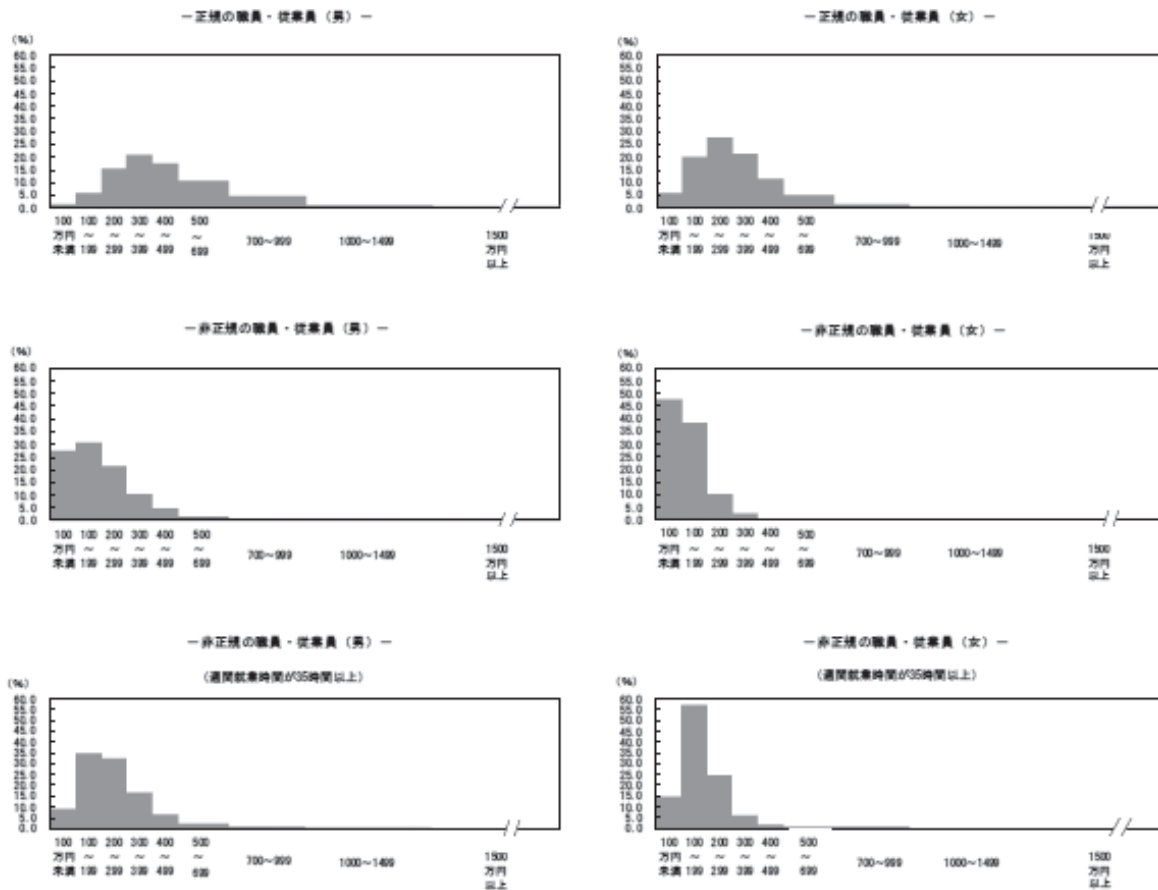
- ・ 正規・非正規の職員・従業員別に、仕事からの収入階級別割合を男女別にみると、2012年平均で、男性の正規の職員・従業員は500～699万円が21.6%ともっとも高く、次いで300～399万円が20.8%等となっている。これに対して、非正規の職員・従業員では、100～199万円が30.8%ともっとも高く、次いで100万円未満が27.3%、200～299万円が21.5%等となっている。非正規の職員・従業員の男性の場合、200万円未満の割合は58.1%である。
- ・ 女性の正規の職員・従業員では、200～299万円が27.7%ともっとも高く、次いで300～399万円が21.3%、100～199万円が19.8%等となっている。これに対して非正規の職員・従業員では、100万円未満が47.7%ともっとも高く、次いで100～199万円が38.5%、200～299万円が10.3%等となっている。非正規の職員・従業員の女性の場合、200万円未満の割合は86.2%

である。

- ・ 1週間の就業時間が35時間以上の非正規の職員・従業員についてみると、男性は100～199万円が32.4%ともっとも高く、次いで200～299万円が30.4%等であり、女性は、100～199万円が54.6%ともっとも高く、次いで200～299万円が23.5%等である。

(参考：総務省「労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)結果」2013年2月を基に作成)

【正規、非正規職員・従業員の仕事からの年間収入階級別割合(2012年)】

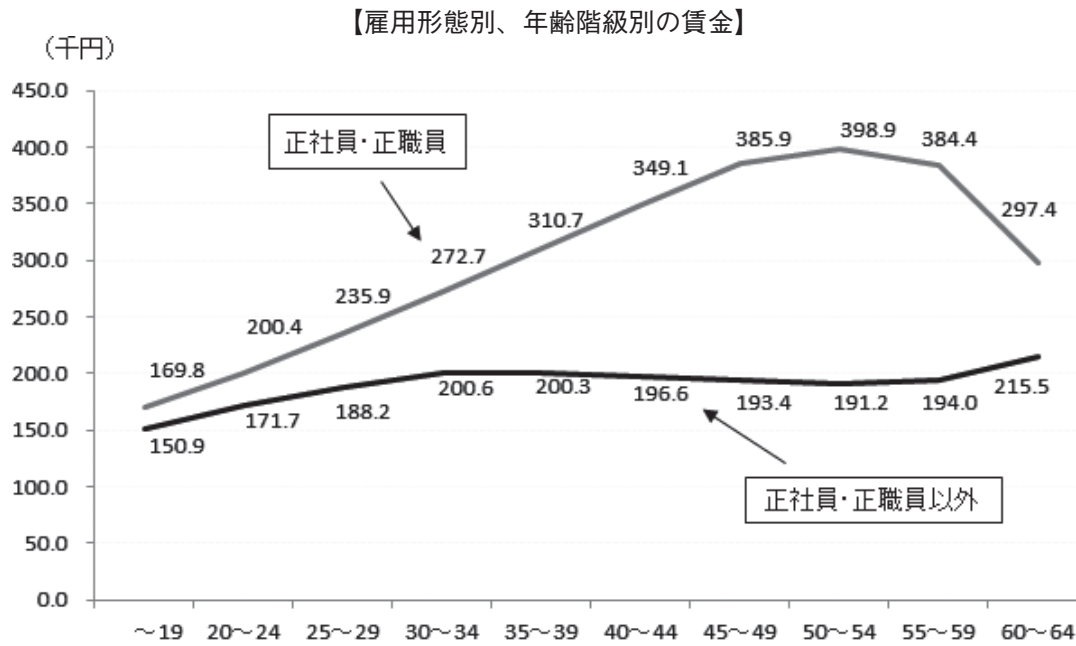


- 注) 1. 割合は、仕事からの年間収入階級別内訳の合計に占める割合を示す。
 2. 仕事からの年間収入階級のうち、「500～699万円」以上は、階級幅が異なるので注意が必要。
 (資料出所：総務省「労働力調査(詳細集計)平成24年平均(速報)結果」2013年2月)

(4) 雇用形態別の賃金

- ・ 雇用形態別の賃金(2012年・年齢計)をみると、「正社員・正職員」が317.0千円、「正社員・正職員以外」が196.4千円となっている。
- ・ 非正規雇用者の給与は、すべての世代で、正規雇用者の給与を下回っており、年齢による変化も少なくなっている。

(参考：厚生労働省「平成24年度賃金構造基本統計調査」2013年2月を基に作成)



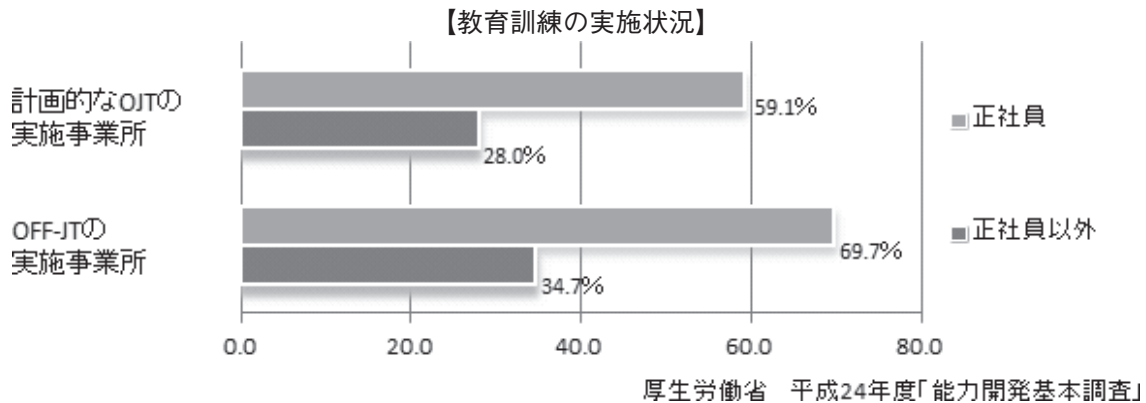
厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」

(資料出所：厚生労働省ホームページ「非正規雇用の課題には、どのようなものがあるの？」)

(5) 教育訓練の実施状況

- ・正社員以外に対して教育訓練を実施している事業所の割合は、計画的なOJTとOFF-JTともに、正社員の半数以下になっている。

(参考：厚生労働省「平成24年度能力開発基本調査」2013年3月を基に作成)



(資料出所：厚生労働省ホームページ「非正規雇用の課題には、どのようなものがあるの？」)

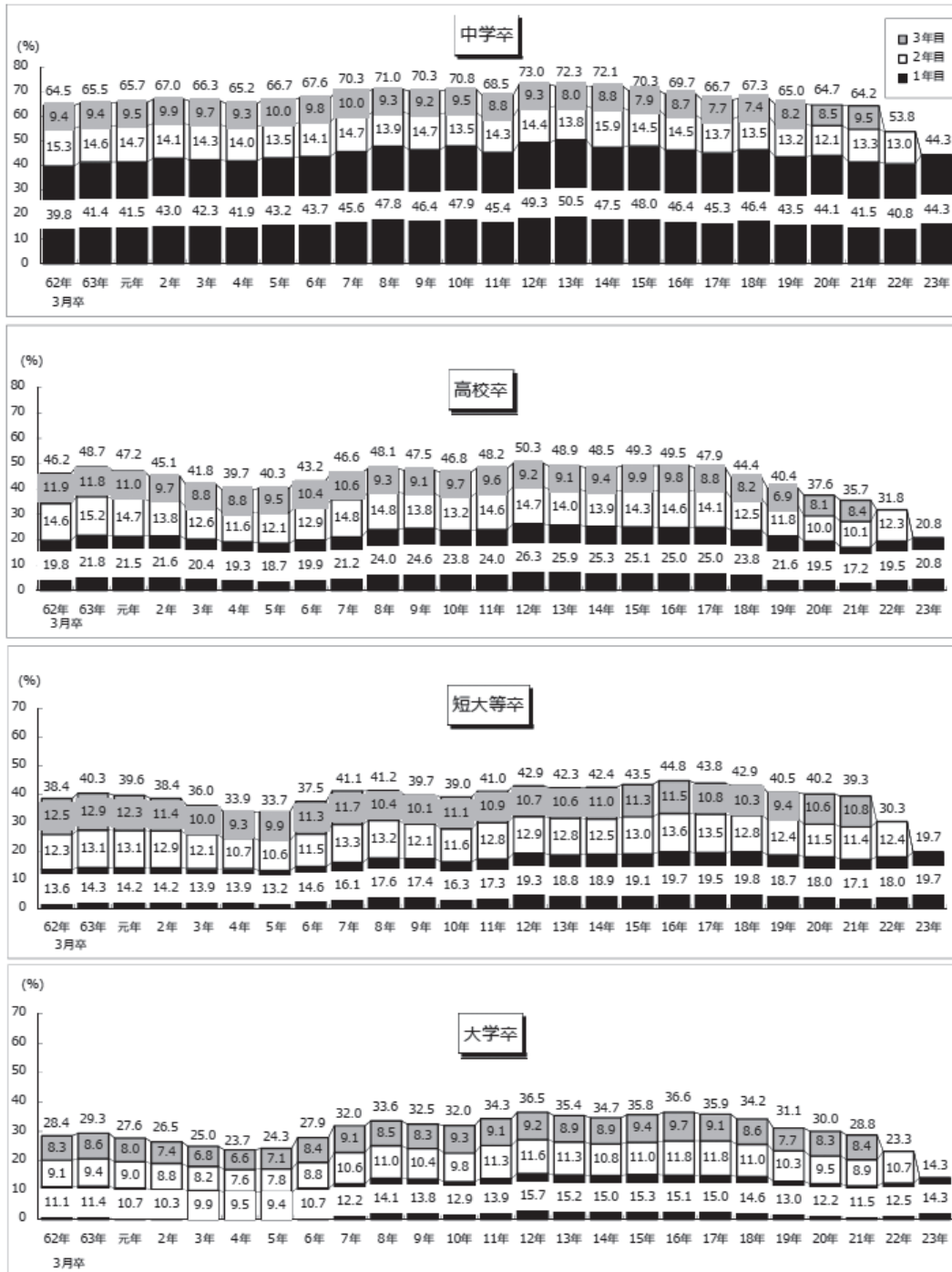
◆第3節 若者をめぐる雇用情勢

1 新規学卒就職者の3年以内離職率の推移

- ・2009年3月新規学卒就職者の3年以内離職率は、高卒が35.7%、大卒が28.8%である。
- ・2009年3月大卒者の採用後3年以内の離職率は、教育業・学習支援業が48.8%、宿泊・飲食サービス業が48.5%、生活関連サービス・娯楽業が45.0%等、教育とサービス業が軒並み高い離職率を示している。
- ・製造業での離職率は15.6%、電気・ガス・水道などが7.4%となっている。

(参考：厚生労働省「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移」
及び厚生労働省「新規学卒者の事業所規模別・産業別離職状況」を基に作成)

【新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移】



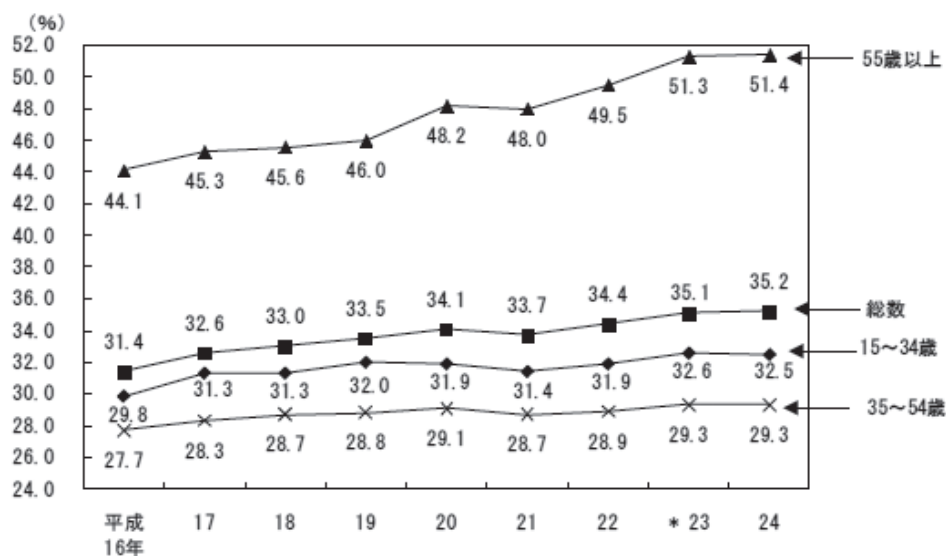
(資料出所：厚生労働省ホームページ「新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移」厚生労働省)

2 年齢階級別にみた非正規職員・従業員の割合

・2012年平均における非正規職員・従業員の割合は、全体で35.2%であるが、年齢階級別にみると、55歳以上は51.4%（前年より0.1ポイントの上昇）、15～34歳は32.5%（同0.1ポイントの低下）、35～54歳は29.3%（前年と同率）である。

(参考：総務省「労働力調査（詳細集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月を基に作成)

【年齢階級別にみた非正規職員・従業員の割合の推移】



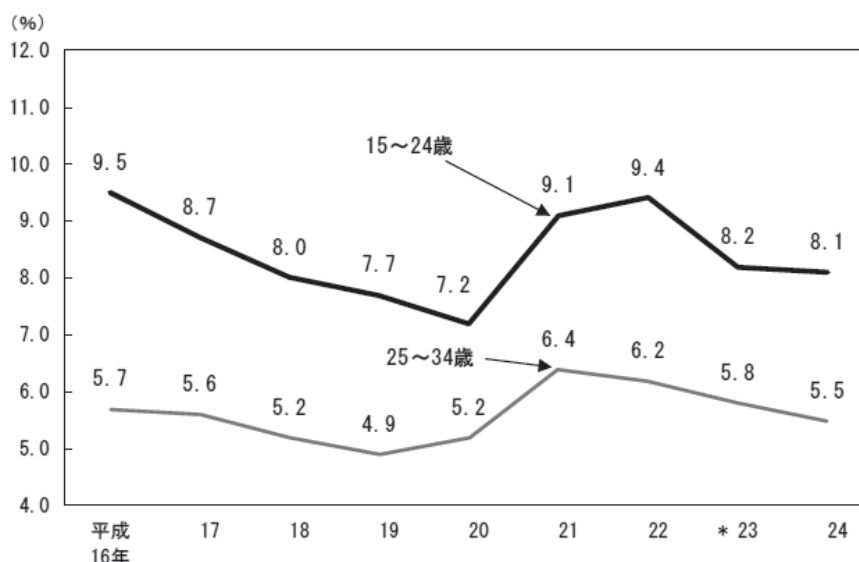
(資料出所：総務省「労働力調査（詳細集計）平成24年平均（速報）」2013年2月)

(1) 若者の失業率

- ・2012年平均の完全失業率は4.3%であるが、若年者の完全失業率は6.3%となっている。これを年齢階級別にみると、15～24歳は8.1%、25～34歳は5.5%である。
- ・男女別では、男性が全体で4.6%、15～24歳が8.7%、25～34歳が5.8%であり、女性が全体で4.0%、15～24歳が7.5%、25～34歳が5.0%となっている。

(参考：総務省「労働力調査（基本集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月を基に作成)

【年齢階級別若年層の完全失業率の推移】



(資料出所：総務省「労働力調査（基本集計）平成24年平均（速報）結果」2013年2月)

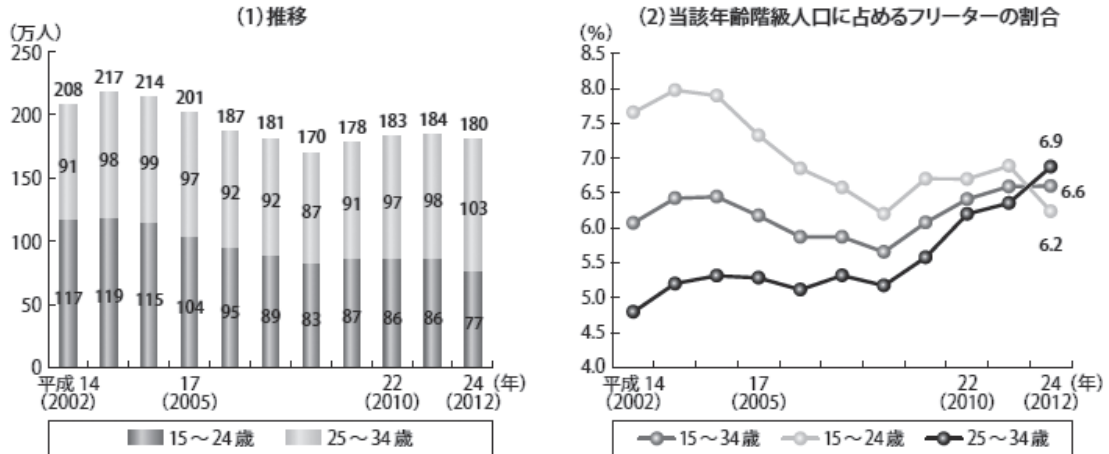
(2) フリーター

- ・フリーター数は、2008年を境に景気の悪化を背景に増加傾向にあったが、2012年には、前年より減少して180万人となった。

- ・年齢階級別にみると、15～24歳では減少しているものの、15～34歳の人口に占めるフリーターの割合は、2008年を底に上昇傾向にあり、2012年は6.6%である。とくに、25～34歳の年長フリーター層で上昇が続いている。

(参考：内閣府「子ども・若者白書平成25年版」2013年6月を基に作成)

【フリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数】



(資料出所：内閣府「子ども・若者白書平成25年版」2013年6月)

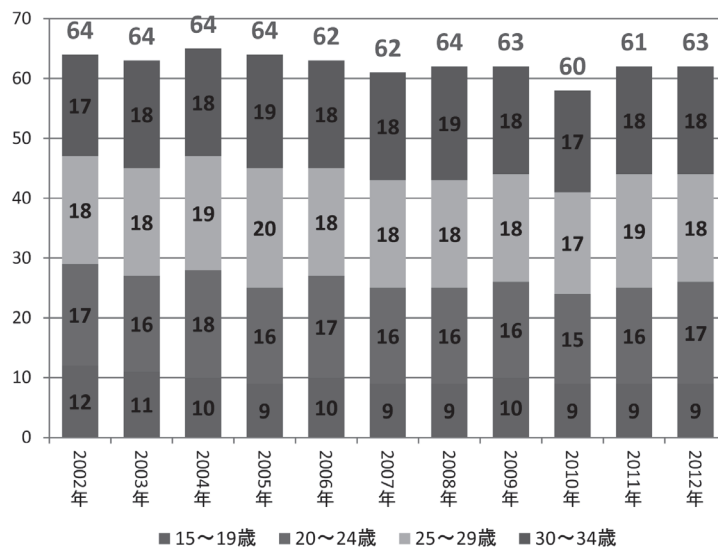
(3) 無業者

- ・若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、2002年に大きく増加した後、概ね横ばいで推移しており、2012年は63万人である。
- ・15～34歳人口に占める割合は緩やかに上昇しており、2012年は2.3%となっている。2012年の63万人を年齢階級別にみると、15～19歳が9万人、20～24歳が17万人、25～29歳が18万人、30～34歳が18万人である。

(参考：内閣府「子ども・若者白書平成25年版」2013年6月を基に作成)

【若年無業者数】

若年無業者数の推移(万人)



(資料出所：総務省「労働力調査」を基礎に事務局が作成)

なお、数値は四捨五入しているため、内訳の合計とは一致しない場合がある)

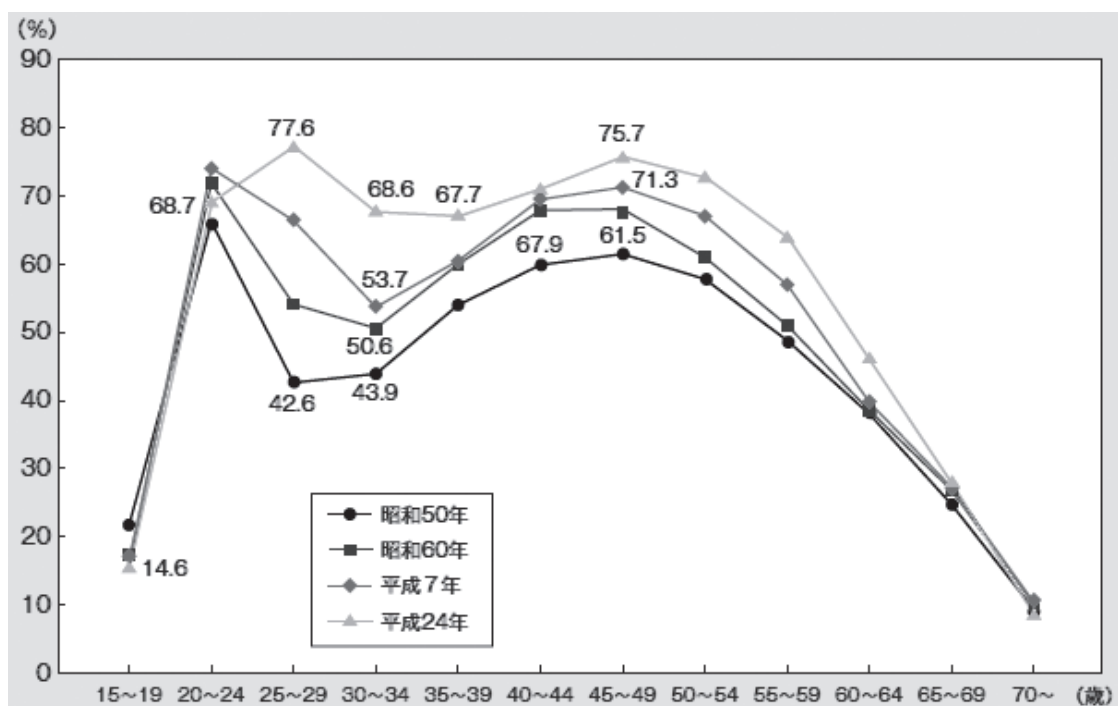
◆第4節 女性の働き方

1 労働力人口と年齢階級別労働力率

- ・2012年平均の労働力人口は、6,555万人である。男女別にみると、男性が3,789万人、女性が2,766万人であり、労働力人口に女性が占める割合は42.2%となっている。
- ・女性の年齢階級別労働力率については、「M字カーブ」を描くことで知られている（欧米諸国は「逆U字カーブ」）。日本の女性の場合「M字カーブ」を描くのは、学校を卒業して労働市場に参入した後、結婚や出産を機に労働市場を一旦退出し、育児の手が離れた後、再び労働市場に参入しているためである。現在も依然として「M字カーブ」を描いているが、そのカーブは以前と比べて底が浅くなっており、M字の底となる年齢階級も、従来は29～34歳層であったが、2008年以降35～39歳層へと移動している。

（参考：総務省「労働力調査」を基に作成）

【女性の年齢階級別労働力率の推移】



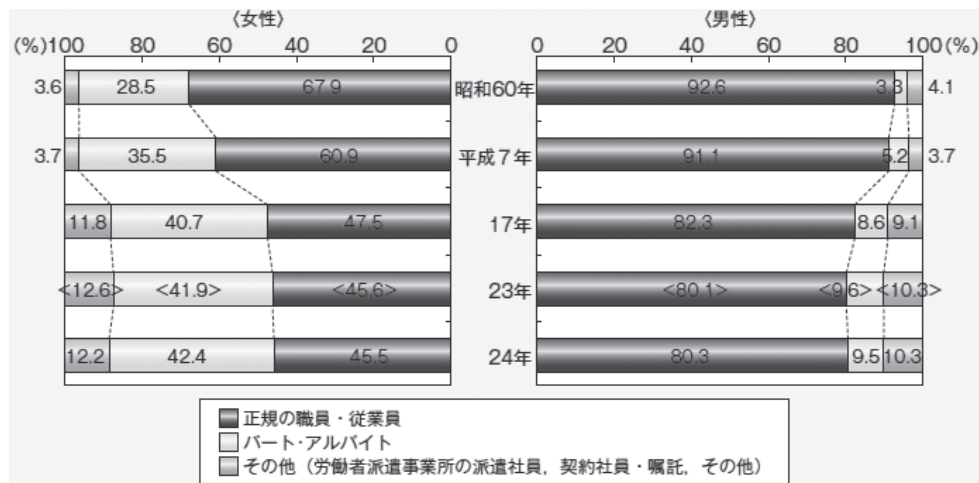
（資料出所：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月）

2 雇用者の構成割合

- ・正規の職員・従業員が役員を除く雇用者全体に占める割合を男女別にみると、女性は2012年には45.5%にまで減少している。男性についても1985年は92.6%であったが、2012年には80.3%に減少している。
- ・男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合が増加傾向にあり、特に女性はその割合が高く、2012年には54.6%となっている。

（参考：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月を基に作成）

【雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（男女別）】



(資料出所：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月)

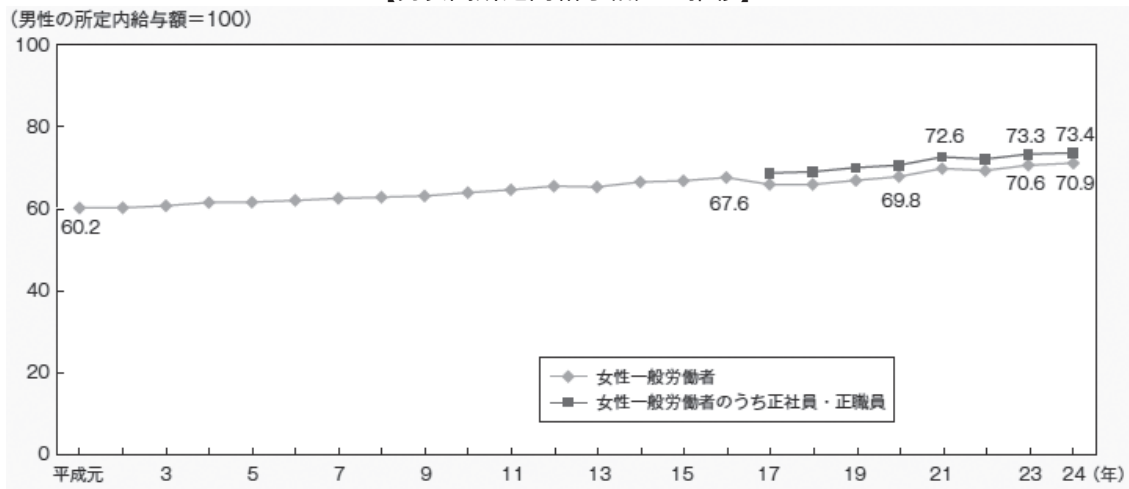
3 賃金の男女間格差

- ・労働基準法は、女性であることを理由として、賃金について男性と差別的取扱いをしてはならないと規定している（男女同一賃金の原則：労基法第4条）が、日本の男女間賃金格差は、2012年段階で所定内給与では男性を100とした場合、女性は70.9であり、長期的には縮小傾向にあるものの、依然として格差は大きい。
- ・男女間格差の発生原因は様々であるが、最大の要因は、男女間の職階（部長、課長等の役職）の差（役職別管理職に占める女性の割合は、2012年現在、係長担当職で14.4%、課長担当職で7.9%、部長担当職で4.9%）であり、勤続年数の差も影響している（2012年段階で一般労働者男性の平均勤続年数は13.2年、一般労働者女性は8.9年）とされる。

(参考：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月を基に作成。)

平均勤続年数は、厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査」による)

【男女間所定内給与格差の推移】



(資料出所：内閣府「男女共同参画白書平成25年版」2013年6月)

Part 3

第2章

労働法制と社会保障制度

◆第1節 労働関連法規

1 働く人の権利

(1) 働くことに関する用語の意味

- ・労働者：職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者（労働基準法（以下、「労基法」）第9条）。
- ・使用者：事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者（労基法第10条）。
- ・賃金：賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの（労基法第11条）。

(2) 労働関連法規の特色

- ・労働法：労働問題に関する多くの法律を総称したもの（労働基準法、労働組合法、男女雇用機会均等法、最低賃金法等）。
- ・労働関係（雇用関係）：労働者と使用者との契約（働く人は「働きます」、雇う側は「雇います」という約束）によって生じる。当事者は自らの意思に基づいて、自由に契約を締結する（契約自由の原則）。
- ・労働契約締結の意味：労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する（労働契約法第6条）。すなわち、労働者は「使用者の指示命令としての業務命令に従って誠実に働く」義務を負い、使用者は、「労働契約で定められた給料を支払う」義務を負う。
- ・労働契約の特色：
 - ①人的従属性：労働者は使用者の指揮命令に服して労働する。
 - ②経済的従属性：労使間の交渉力・情報格差のために、労働者は労働契約の締結・展開段階で、使用者の労働条件に服さざるを得ない。
 - ③組織的従属性：労働者は使用者の労働組織に組み込まれて労働する。
- ・労働関連法規の目的：労働者を保護するという観点から、契約自由の原則を修正し、最終的には、労働者に対して、人たるに値する生活（憲法25条の「生存権」参照）と労働を保障し、労働者が労働という場面において、自らの意思に従って自己実現を可能にする環境を整備することを目的としている。

(3) 労働三法：

- ①労働基準法（労基法）：労働関係において労働者を保護するため、労働関係の基本原則と賃金、労働時間等の労働条件について、最低の基準を定めたもの。労基法の基準を下回る労働契約は、その部分が無効となり、同法の基準がそのまま労働契約の内容となる。
- ②労働組合法（労組法）：日本国憲法第28条の「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」という規定を受けて、労働者が使用者と対等な立場で交渉できるようにするため、次に示す「労働三権」を具体的に保障するもの。
 - ・団結権：労働者が、労働条件の維持・改善について使用者と対等な立場で交渉するために、労働組合を結成する権利

- ・団体交渉権：労働者が使用者と団体交渉をする権利
- ・団体行動権（争議権）：労働者が使用者に対し、労働条件の維持・改善を求め団体で行動する権利
- ③労働関係調整法：労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防又は解決するもの。

2 採用内定に至る法律関係の意味

- ・企業からの募集に対して生徒が応募または採用試験を受験すること：労働契約の申込にあたる。
- ・企業からの採用内定（決定）の通知の発信：労働契約の申込みに対する使用者（企業）の承諾にあたる。したがって、企業から採用内定が出された場合、両者の間に始期付き解約権留保付きの労働契約が成立したと認められる場合がある。
- ・採用内定の取消し：採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇にあたる。したがって、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、採用内定取消しは無効となり（労働契約法第16条）、債務不履行（誠実義務違反）または不法行為（期待権侵害）に基づく損害賠償請求の対象となる。
- ・「始期付き解約権留保付きの労働契約」の意味：採用内定（決定）通知書や誓約書に記載されている採用内定取消事由が生じた場合（例：生徒が卒業できなくなった場合、健康状態が悪化し、働くことが困難になった場合、履歴書の記載内容に重大な虚偽記載があった場合、刑事事件を起こしてしまった場合等）には、内定取消しをすることが正当と判断される。
- ・内定を巡るトラブルの発生：新卒者の就職に関して、入職時期の繰り下げ（自宅待機を含む）、労働条件の一方的な変更、内定辞退の強要等の事象が生じた場合には、学校や公的機関（総合労働相談コーナーや労働基準監督署等。第5節にて後述）に相談するのが良い。

3 働いている人を守ってくれるもの

- ・労働条件の明示：使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示する必要がある。以下の事項については、必ず、書面で提示しなければならない（労基法第15条、同法施行規則第5条）。
 - ①労働契約の期間に関すること
 - ②就業の場所及び従事すべき業務に関すること
 - ③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関すること
 - ④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関すること
 - ⑤退職に関すること（解雇の事由を含む）
- ・労働契約の禁止事項：労働契約の締結に際して、以下の事項が禁止される。
 - ①労働者が労働契約に違反した場合に、違約金を支払わせることやその金額を予め決めておくこと（賠償予定の禁止：労基法第16条）
 - ②労働することを条件にして、労働者にお金を前貸しし、毎月の給料から一方的に天引きする形で返済させること（前借金相殺の禁止：労基法第17条）
 - ③労働者に強制的に会社にお金を積み立てさせること（強制貯金の禁止：労基法第18条）

4 就業規則

- ・労働者の賃金や労働時間等の労働条件に関するものと職場内の規律等について、労働者の意思

を聴いた上で使用者が作成するルールブックで、始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金に関する事項、退職に関する事項等は必ず記載しなければならない（労基法第89条）。

- ・常に10人以上の労働者を雇用している会社は、必ず就業規則を作成し、労働基準監督署長に届出をしなければならない（労基法第89条）
- ・就業規則を作成・変更するには、必ず労働者側の意見を聴かなければならない（労基法第90条）。
- ・就業規則の内容は、法令や労働協約（労働条件や労働者の待遇等について、団体交渉によって労働組合と会社が合意した内容を書面にしたもの）に違反してはならない（労基法第92条、労働契約法第13条）。

5 働く時のルール

(1) 労働条件が労働契約の内容と相違している場合

- ・働き始めた後、実際の給料、労働時間、仕事の内容等が、予め示されていた労働契約の内容と相違している場合には、労働者は、即時に労働契約を解除することができる（労基法第15条第2項）。
- ・使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない（労働契約法第9条）。ただし、使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性等に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする（労働契約法第10条）。

(2) 賃金に関するルール

- ・労働に対する対価としての賃金が、確実に労働者に渡るように、労基法第24条は、以下のルールを定めている。
 - ①通貨払いの原則：賃金は、現金で支払わなくてはならない。ただし、労働者の同意を得た場合は、銀行振込などの方法を取ることもできる。
 - ②直接払いの原則：賃金は、直接労働者本人に支払わなければならない。
 - ③全額払いの原則：賃金は、全額残らず支払わなくてはならない。ただし、所得税や社会保険料等、法令で定められているものを控除することは認められる。
 - ④毎月1回以上定期払いの原則：賃金は、毎月1回以上、一定の期日を決めて支払わなければならない。ただし、臨時の賃金や賞与（ボーナス）は例外である。
- ・減給の定め制限：就業規則で労働者に対する制裁の目的で賃金の一部の減額（減給）を定める場合、1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはならず、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給なら月給の金額）の10分の1以下でなければならない（労基法第91条）。
- ・休業手当：使用者の責任で労働者を休業させた場合、使用者は平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならない（労基法第26条）。
- ・給与明細書：使用者は、労働者に給与明細書を交付する義務がある。ただし、給与の支払いを受ける者の承諾を得て、電磁的方法によって提供することができる（所得税法第231条）。
- ・最低賃金法により、使用者が支払わなければならない賃金の最低限度額が決められている。
- ・最低賃金（時給）は、都道府県ごとに決まっていて、2013年度は、全国加重平均が前年度より

15円高い764円、最高額は東京都の869円、最低額は鳥取県・島根県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・沖縄県の664円である。

(3) 労働時間に関するルール

- ・労働時間：始業・終業の時刻等は、就業規則で決められているが、休憩を除いた1日の労働時間は8時間以内、1週間の労働時間は40時間以内とされている（法定労働時間、労基法第32条）。
- ・残業：法定労働時間を超えて労働者を働かせるためには、予め従業員の過半数の代表者又は労働組合との間に、「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある（「36協定」、労基法第36条）。使用者が、労働者に時間外労働をさせた場合には、原則として以下の基準で、割増賃金を支払わなくてはならない（この割増賃金は、雇用形態に関わらず、すべての労働者に適用されるため、パートタイム労働者にも適用される）。
 - ①法定労働時間を超えて働かせた場合は、25%以上増し
 - ②法定休日に働かせた場合（休日労働）は、35%以上増し
 - ③午後10時から午前5時までの深夜に働かせた場合（深夜労働）は、25%以上増し
 - ④1か月60時間を超える時間外労働については、50%以上増し（ただし、中小企業については、当分の間、適用が猶予されている）

(4) 休憩・休日に関するルール

- ・休憩：使用者は、1日の労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも60分の休憩を、勤務時間の途中で与えなければならない（労基法第34条第1項）。
- ・休憩時間は、労働者が自由に利用できるものでなければならない（労基法第34条第3項）。
- ・法定休日：使用者は、労働者に毎週少なくとも1回、あるいは4週間を通じて4日以上の日（労働契約において労働義務を免除されている日）を与えなければならない（労基法第35条）。
- ・年次有給休暇：労働者は、半年間継続して雇われていて、全労働日の8割以上を出勤していれば、10日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、勤続年数が増えていくと、8割以上出勤の条件を満たしている限り、1年ごとに取得できる休暇日数が増えていく（20日が上限、労基法第39条）。
- ・年次有給休暇は、アルバイト（パートタイム労働者）であっても①6ヶ月間の継続勤務、②全労働日の8割以上の出勤、③週5日以上勤務という条件を満たせば、正社員と同じだけ付与される。週の所定労働日数が4日以下で、週の所定労働時間が30時間未満の場合であっても、その所定労働日数に応じた日数の有給休暇が付与される（労基法第39条第3項第1号、第2号、同法施行規則第24条の3）。

(5) 有期労働契約に関する新たなルールの策定

- ・労働契約法の改正法が2013年4月1日から施行されたことにより、次の3つのルールが実施されている（なお、②は2012年8月10日から施行）。
 - ①無期労働契約への転換：同一使用者との間で、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる（通算契約期間のカウントは、2013年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象となる。労働契約法第18条）。
 - ②「雇止め法理」の法定化：最高裁判所の判例で確立した「雇止め」法理が、そのままの内容で規定された。対象となる有期労働契約は、①過去に反復更新された有期労働契約で、その

雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められる場合、または②労働者において、有期労働契約の契約期間満了時に、当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められる場合には、使用者が「雇止め」をすることに客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、雇止めが認められないこととされた。この場合、従前と同じ労働条件で、有期雇用契約が更新されることになる（労働契約法第19条）。

- ③不合理な労働条件の禁止：有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件（賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生等、労働者に対する一切の待遇が含まれる）の相違を設けることが禁止された（労働契約法第20条）。

6 安全で快適な職場環境と雇用の機会均等、仕事と家庭の両立

(1) 安全で快適な職場環境

- ・安全と健康確保：事業者は、労働者の雇い入れの際とその後1年（健診の対象者及び種類によって3月～6月）以内ごとに1回、医師による健康診断を実施しなければならない、労働者はその健康診断を受けなければならない（労働安全衛生法第66条）。

(2) 雇用の機会均等、仕事と家庭の両立（育児休業）

- ・雇用の機会均等：男女がともに生き生きと働き続けることができるように、「男女雇用機会均等法」は、事業主は、労働者の募集・採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなければならないとする（男女雇用機会均等法第5条）とともに、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、労働者の職種及び雇用形態の変更、退職の勧奨、定年、解雇、労働契約の更新について、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならないとしている（男女雇用機会均等法第6条）。
- ・セクシュアルハラスメントへの対応：職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）は、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否等したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること（対価型セクシュアルハラスメント）」と「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セクシュアルハラスメント）」をいう。セクシュアルハラスメントは、女性だけでなく男性も対策の対象になる。男女雇用機会均等法により、会社は、職場でのセクシュアルハラスメント対策として、雇用管理上必要な措置を講じる義務が課せられる（男女雇用機会均等法第11条）。
- ・男女同一賃金原則：労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをすることが禁止されている（労基法第4条）
- ・産前・産後休業：出産予定の労働者は、原則、出産6週間前から休業を請求することができ（労基法第65条第1項）、出産後の8週間は就労することができない（同条第2項）。
- ・育児休業：1歳に満たない子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができ（育児・介護休業法第5条第1項）、一定の事情がある場合、最長6か月育児休業を延長することができる（育児・介護休業法第5条第3項）

7 働けなくなった時（働かなくなった時）

(1) 仕事で病気やケガをした場合

- ・仕事（通勤途中を含む）で病気やケガをしてしまった場合には、労災保険（本章第2節2にて後述）によって補償される。
- ・労災の場合、治療費は原則として無料になり（労災保険の指定を受けていない医療機関で治療などを受けた等の場合、立替分が後で支払われる）、仕事を休まなければならなくなった場合には、休業補償（休業4日目から、災害発生前3ヶ月間の平均賃金に相当する額の8割が支給）が受けられる。
- ・労災の補償は、工作中だけでなく、通勤途中の電車で事故に遭った場合など、通勤中のケガも対象になる。
- ・うつ病などの精神的障害も、長時間労働や職場でのひどい嫌がらせ・いじめなど仕事の原因と判断できる場合には労災の対象になる。

(2) 仕事を辞める（退職する）場合

- ・期間の定めのない労働契約の場合、労働者の退職の意思表示から、2週間を経過すれば、労働契約は終了する（民法第627条第1項）が、月給制の場合には、別の定めがある（第2項）。
- ・退職する際には、就業規則等に定められたルール（就業規則では「退職する場合は、退職予定日の1ヶ月前までに申し出ること」等と定められていることが多い）にしたがって、手続きを取ることや仕事の引き継ぎをする等、社会人としてのルールを守ることが大切である。
- ・退職に際し、労働者が証明書を請求してきた場合、使用者は遅滞なく証明書を交付しなければならない（労基法第22条第1項）。

(3) 仕事を辞めさせられる（解雇される）場合

- ・解雇：使用者からの申し出によって労働契約を解除すること
- ・解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効となる（労働契約法第16条）。例えば、労働者の能力が欠如している場合、労働者に職務規律違反行為や不正行為があった場合、経営上の必要性に基づく場合など、さまざまな事情が考慮されて、解雇が正当かどうか最終的には裁判所において判断される。
- ・解雇の事由は、就業規則に明示しておかなければならない（労基法第89条第3項）。
- ・解雇を行う場合、原則として、使用者は少なくとも30日前に解雇の予告をするか、予告を行わない場合には、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない（解雇予告手当）（労基法第20条第1項）。
- ・法律で解雇が禁止されている主な場合として、以下のものがある。
 - ①業務上の傷病による休業期間及びその後30日間の解雇（労働基準法第19条）
 - ②産前産後の休業期間及びその後30日間の解雇（労働基準法第19条）
 - ③国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇（労働基準法第3条）
 - ④労働基準監督署に申告したことを理由とする解雇（労働基準法第104条）
 - ⑤労働組合の組合員であること等を理由とする解雇（労働組合法第7条）
 - ⑥女性（男性）であること、女性の婚姻、妊娠、出産、産前産後休業等を理由とする解雇（男女雇用機会均等法第6条、第9条）
 - ⑦育児・介護休業の申出をしたこと、育児・介護休業を取得したことを理由とする解雇（育児・介護休業法第10条、第16条）
 - ⑧通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者について、パートタイム労働者であることを

理由とする解雇（パートタイム労働法第8条）

⑨公益通報をしたことを理由とする解雇（公益通報者保護法第3条）

- ・期間の定めがある労働契約（有期労働契約）の場合、使用者はやむを得ない事由がある場合でなければ契約期間の途中で労働者を解雇することはできない（労働契約法第17条第1項）。

(4) 雇止め

- ・雇止め：使用者が、期間満了後、期間の定めのある労働契約を更新しないこと。
- ・有期労働契約では、契約期間の満了によって労働契約が終了するのが原則であるが、3回以上契約が更新されている場合や1年を超えて継続勤務している人については、契約を更新しない場合、使用者は30日前までに予告をしなければならない（厚生労働省「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（告示））。
- ・雇止め法理：裁判法理によって、有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結）されたものとみなされる場合がある。

(5) 退職勧奨

- ・退職勧奨：使用者が労働者に対して、退職を勧めること。
- ・退職勧奨に応じるかは労働者の自由であるが、応じると、合理的な理由がなくても、退職が有効となる。
- ・多数回、長期にわたる退職勧奨が、違法な権利侵害に当たるとされた裁判例もあるので、執拗に退職を勧められて対応に困った場合には、都道府県労働局や労働基準監督署等に設置されている総合労働相談コーナー、労働組合等に相談するとよい。

(6) 失業中（求職活動中）の場合

- ・失業してしまった際には、雇用保険（本章第2節にて後述）に加入していると、失業等給付が受けられる。

8 就業規則

(1) 意味と目的

- ・意味：労働者の賃金や労働時間などの労働条件に関すること、職場内の規律などについて、労働者の意見を聴いた上で使用者が作成するものである。
- ・就業規則は、強行法規に反することはできず、また労働協約に反してもならない。労働基準監督署長は、使用者に対し法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命じることができる（労基法第92条）。

(2) 就業規則の作成

- ・常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、それを労働基準監督署に届け出る義務を負う（労基法第89条）。常時10人未満の労働者しか使用しない事業場においては、就業規則を作成する義務はないが、就業規則を作成することができ、作成された就業規則については、労働契約法に定める効力が認められる。
- ・絶対的の必要記載事項：就業規則に必ず記載しなければならない事項は、以下のとおりである（労

基法第89条第1項1号から3号)。

①始業・終業の時刻

②休憩時間（その長さ、与え方）

③休暇（年次有給休暇、産前・産後の休暇、生理休暇、忌引休暇、結婚休暇等）及び交代労働制における就業時転換に関する事項

④賃金の決定・計算の方法（賃金の体系、時間給・日給・月給等の賃金の形態、年齢・職種・職能資格・成果等の賃金決定の要素）、支払いの方法（直接支給、銀行振込、通勤手当の定期券による支給等）、締切り及び支払いの時期（日給か月給か、後者なら月の何日に締め切って何日に支払うか）

⑤昇給に関する事項（昇給の期間、率、その他の条件）

⑥退職に関する事項（任意退職、合意解約、解雇、定年制、休職期間満了による退職等）

・相対的（任意的）必要記載事項：使用者は、次の事項を定めた場合には、就業規則に記載しなければならない（労基法第89条第1項3号の2～10号）。

①退職手当

②臨時の賃金・最低賃金額

③安全・衛生

④職業訓練

⑤災害補償・業務上の傷病扶助

⑥表彰・制裁

⑦その他（旅費規程、福利厚生施設、休職、配転、出向等）

・使用者は、就業規則の作成に当たって、労働者の過半数で組織する労働組合、もしくは労働者の過半数の代表者の意見を聴取し（労基法第90条第1項）、作成した就業規則を労働基準監督署に届け出る際にその意見を添付しなければならない（同条第3項）。

・使用者は、就業規則を、その適用を受ける事業場の労働者に周知させなくてはならない（労基法第106条第1項）。

(3) 就業規則の効力

・最低基準効：就業規則が定める労働条件は、法令に違反しない限り（労基法第92条第1項）、職場内の労働条件の最低基準として労働契約内容を強行的直律的に規律する効力をもつ（労働契約法第12条）。就業規則に規定された労働条件の基準は、経営の観点からこれを引き下げる必要性が生じ、個々の労働者がこれに同意している場合であっても、個別的な労働契約によって引き下げることができず、就業規則の改訂又は労働協約の締結を必要とする。

・契約規律効：原則として、労働者と使用者とが労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件による（労働契約法第7条）。

(4) 就業規則による労働契約の内容の変更

・労働者と合意することなく、使用者が一方的に就業規則を変更することによって、労働者の不利になるように労働条件を変更することは、原則として認められない（労働契約法第9条）。

・使用者が、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ就業規則の変更が合理的なものであるときは、変更後の就業規則に定める労働条件による（労働契約法第10条）。合理性を判断するにあたっては、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情が考慮される。

第2節 社会保障制度

1 雇用保険制度

(1) 制度の概要

- ・労働者が失業した場合や自ら職業に関する教育訓練を受けた場合などに、生活の安定と就職の促進のために、失業等給付や教育訓練給付を行う保険制度である。
- ・雇用保険は、政府が管掌する強制保険制度であり、労働者を雇用する事業は、原則として、強制的に適用される。

(2) 適用要件・加入手続等

- ・事業所の規模に関わりなく、①1週間の所定労働時間が20時間以上で、②31日以上雇用の見込みがある人は、雇用保険の被保険者となる。ただし、昼間学生、季節労働者で4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者、日雇い労働者であって適用区域に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者などは適用が除外される（雇用保険法第6条）。
- ・雇用保険制度への加入は、事業主の義務であるため、加入手続は事業主が行う。雇用保険に加入している場合には、事業主から「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」「雇用保険被保険者証」が交付される。
- ・事業主が加入手続をしていないと思われる場合には、労働者が自ら、ハローワークに対して、雇用保険の加入が必要であるかの確認を請求することができる。

(3) 保険料・給付の手続

- ・雇用保険の保険料は、労働者と事業主の双方が負担する。2013年度の保険料率は、一般の事業の場合1000分の13.5である（農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%）。一般の事業の場合、1000分の5を労働者が負担し、1000分の8.5を事業主が負担する。
- ・離職する場合、離職前に「雇用保険被保険者証」の有無を確認し、事業主がハローワークに提出する「雇用保険被保険者資格喪失届」と「離職証明書」に、離職理由等の記載事項を確認した上で、記名捺印又は自筆による署名をする。
- ・離職後、事業主から「雇用保険被保険者離職票」が交付される。
- ・雇用保険に関する各種の手続は、ハローワークで行っている。居住地を管轄するハローワークに行き手続を行う。事業主から離職票が交付されない場合や事業主が行方不明の場合等、不明なことがある場合には、居住地を管轄するハローワークに問い合わせをする。

（参考：厚生労働省ホームページ「雇用保険の適用について」）

（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken/pdf/roudousha01.pdf>）

2 労働者災害補償保険（労災保険）

(1) 制度の概要と目的、適用事業者

- ・労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等の場合に、被災労働者や遺族を迅速かつ適正に保護するために必要な保険給付を行う（保険給付）ものである。
- ・原則として、労働者を1人でも雇用すれば適用事業となり（国の直営事業及び官公署の事業、

個人経営の農林・畜産・水産の事業でごく小規模な「暫定任意適用事業」を除く)、保険料は、全額、事業主が負担する。

(2) 保険給付

- ・労働者の業務上又は通勤によるケガ、病気、死亡（業務災害）及び事故等の場合に、国が事業所に代わって給付を行う制度である。労働者を1人でも雇用する会社は適用され、保険料は全額事業所が負担する。
- ・労働災害に対する給付は、パートやアルバイトも含むすべての労働者が対象であり、仮に事業所が加入手続きをしていない場合でも、給付を受けることができる。
- ・業務災害に関する保険給付：労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡の場合に、保険給付が支給される。
- ・通勤災害に関する保険給付：労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡の場合に、保険給付が支給される。通勤とは、労働者が、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいう。
- ・二次健康診断等給付：定期健康診断の結果、脳血管疾患または心臓疾患に関わる検査で異常の所見が生じた場合に、脳血管・心臓の状態を把握するために必要な二次健康診断及びその結果に基づきそれらの疾患の予防のために医師・保健師によって行われる1回の保健指導に対して行われる。
- ・社会復帰促進等事業：①被災労働者の円滑な社会復帰の促進のための事業（義肢・車いす等の費用の支給、後遺障害に対するアフターケアの実施等）、②被災労働者及びその遺族の援護のための事業（労災就学等援護費の支給等）、③労働者の安全および衛生の確保、保険給付の適切な給付の確保等のために必要な事業（過重労働・メンタルヘルス対策、未払賃金の立替払事業等）がある。

（参照：厚生労働省ホームページ「安全・衛生」）

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/)

3 健康保険

(1) 制度の概要と目的、適用事業所など

- ・わが国の医療保険制度には、労働者（被用者）とその家族を対象とする健康保険や、健康保険に加入していない地域住民を対象とする国民健康保険等があり、1961年以降、すべての国民が何らかの医療保険制度に加入する「国民皆保険」を堅持している。
- ・制度の目的：健康保険は、労働者やその家族が、業務外の事由による病気や怪我や死亡または出産に関して、保険給付を行うことで国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- ・健康保険は、①国、地方公共団体又は法人の事業所（民間企業）であって常時従業員を使用する事業所、あるいは②一定の業種（製造業・土木建設業・運送業・物品販売業等）で常時5人以上を使用する個人事業所では強制適用となっており、適用事業所で働く労働者は加入者となる。
- ・パート・アルバイトでも、1日または1週間の労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上あれば、加入させる必要がある。
- ・健康保険の主な給付：

- ①療養の給付：病気・けがをしたとき、保険医療機関へ被保険者証を持っていけば、一部負担金を支払うことにより、必要な医療を受けることができる。
- ②疾病手当：被保険者が病気やけがの療養のために仕事を休み、給料を受けられないときに支給される。

(2) 健康保険の種類

- ・健康保険には、各健康保険組合が行う組合管掌健康保険（大企業のサラリーマン等、約3,000万人が加入）と、全国健康保険協会（協会けんぽ）が行う協会管掌健康保険（中小企業のサラリーマン等、約3,500万人が加入）がある（また、自営業者や年金生活者、非正規雇用者等が加入する国民健康保険には、約3,800万人が加入している。このほか75歳以上の高齢者等約1,500万人が加入する後期高齢者医療制度、約900万人の公務員が加入する共済組合がある）（数字は2012年3月末時点、ただし共済組合は2011年3月末時点）。
- ・保険料は、事業主（会社）と労働者が折半で負担する。「協会けんぽ」は、2009年10月から都道府県別の保険料率に移行した。2013年4月控除分からの保険料率は、最高が佐賀県の10.16%、最低が長野県の9.85%、全国平均では10.0%とされる。組合管掌健康保険においては、規約で定めるところにより、被保険者の負担割合を減少させることができる。

（参考：厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険について」）

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html)

4 厚生年金保険

(1) 制度の概要

- ・年金は、個人が高齢となって働けなくなったり、病気や怪我等によって身体に障害が発生してしまったり、死亡して遺族が困窮してしまうという事態に際して、保険給付を行い、個人とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度である。
- ・日本の年金制度は、国民皆年金、社会保険方式、世代間扶養を特徴としている。
- ・公的年金制度は、全国民共通の定額の国民年金（基礎年金）という「1階部分」と、それに上乗せされる報酬比例の被用者年金（厚生年金、共済年金）という「2階部分」で構成されている（さらには、厚生年金基金や確定給付企業年金などの「3階部分」の適用を受ける場合もある）。
- ・厚生年金に関する事務は、2010年1月から、日本年金機構が所掌している。

(2) 適用要件と加入要件

- ・厚生年金の適用事業所は、健康保険とほぼ同様である。
- ・厚生年金は、①厚生年金法第6条第1項1号に定める、製造業・運送業・物品販売業・医療保健業・通信報道業等、一定の業種であり常時5人以上を雇用する個人事業所、②国、地方公共団体または法人の事業所であって常時従業員を使用する事業所、③船員保険法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り込む船舶では、強制適用となっている。
- ・適用事業所で働く短時間労働者（パート、アルバイト）も、1日または1週の所定労働時間および1か月の所定労働日数が、当該事業所で同種の業務に従事する通常の労働者のおおむね4分の3以上であれば、被保険者となる（事業主は、加入させる必要がある）。

(3) 保険料と給付

- ・民間企業などの労働者：国民年金第2号被保険者+厚生年金保険（一般被保険者の場合、保険

料は事業主と労働者が折半する)。

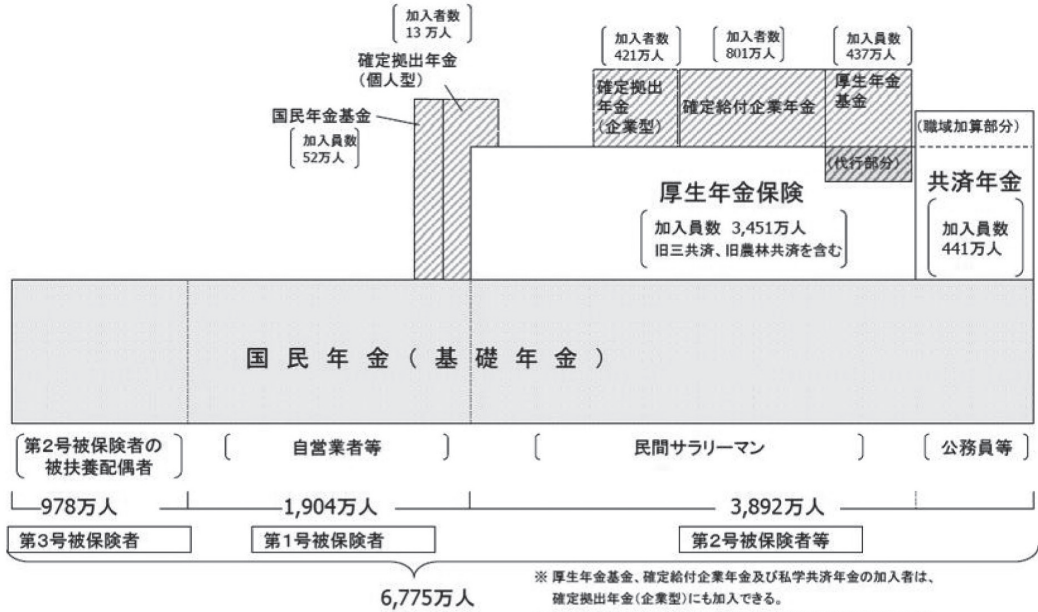
- ・ 厚生年金保険に加入している人は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する第2号被保険者に分類され、国民年金の給付である「基礎年金」に加えて、「厚生年金」を受け取ることになる。
- ・ 老齢基礎年金は、25年以上の資格期間を有する人が、65歳に達したときに支給される（2015年10月からの消費税引き上げにあわせて、老齢基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間が、25年から10年に短縮される予定）。
- ・ 保険料納付済期間が40年（480ヶ月）ある場合に、満額が支給され、40年に満たない場合には、不足する期間に応じて減額される。老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者期間を1か月以上有する人が、国民年金の保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間を25年以上有し、かつ、65歳に到達したときに支給される。

(4) 厚生年金の給付の種類：

- ① 老齢厚生年金：老齢厚生年金は、2013年現在、「特別支給の老齢厚生年金」が60歳から支給され、65歳からは比例報酬の「老齢厚生年金」が支給される。2000年の法律改正により、「特別支給の老齢厚生年金」のうち、比例報酬部分（2階部分）の支給開始年齢についても、2013年から2025年にかけて段階的に引き上げられ、2025年には、1961年4月2日以降に生まれた男性、1966年4月2日以降に生まれた女性は、老齢基礎年金・老齢厚生年金とも、65歳からの支給になる。
- ② 障害厚生年金：年金に加入中の病気や怪我等が原因で、障害を有することになった場合に支給される。障害発生までの被保険者（加入者）期間中に、原則として被保険者（加入者）期間の3分の1以上の保険料の未納がなかったこと等が必要である。
- ③ 遺族厚生年金：年金受給者や被保険者（加入者）が死亡した場合、その人に生計を維持されていた遺族に支給される。障害年金と同じく、被保険者（加入者）期間中に、原則として被保険者（加入者）期間の3分の1以上の保険料の未納がなかったこと等が必要である。

【日本の年金制度の体系】

(数値は、平成24年3月末)



※ 厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 ※ 国民年金基金の加入者は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)
 ※ 合計値のずれは端数によるもの。

(・資料出所：厚生労働省ホームページ「日本の年金制度のあらまし」)

(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/index.html>)

第3節 若者の就労を支援する諸政策

1 ハローワーク（公共職業安定所）

- ・ハローワークは、国（厚生労働省）が運営する機関で、地域の総合的雇用サービス機関として、仕事を探している人（求職者）に対して、職業相談・職業紹介・指導、職業能力開発促進センターへの入校あっせん、雇用保険の給付等の業務を行っている（サービスはすべて無料）。

- ・ハローワークの主な取組みと実績については、厚生労働省ホームページを参照。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/hellowork_torikumi.pdf

- ・ハローワークの所在地や連絡先については、厚生労働省ホームページを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/hellowork.html>

(1) 高卒就職ジョブサポーター

- ・高校生の就職支援については、高卒就職ジョブサポーターが、各地域の企業・学校を訪問する等、ハローワークと各学校とが連携して実施している。高校生の就職支援に関する相談は、学校及びハローワークで受け付けている。

- ・高等学校・高校生に対する支援として、学校と密接に連携し、適正な労働条件確保のための求人内容の確認、求人確保及び求人情報の提供、職業指導（職業適性検査、職業情報の提供等）、就職面接会の開催、未内定者に対する個別支援（職業相談、職業紹介）、保護者への周知・啓発等を実施している。

(2) ハローワークインターネットサービス

- ・全国のハローワークで受理した求人情報のうち、求人企業が当該ホームページに掲載を希望している求人について、インターネットを通じて検索できるシステム（ハローワークインターネットサービスは、求職登録していなくても職業・企業情報を検索することができるが、求職登録することで、より詳しい情報を検索することができる。また、ハローワークに出向くことで、ハローワークインターネットサービスでは検索できない（ホームページに掲載することを希望していない）企業の求人情報にアクセスすることができる）。

- ・2013年9月時点で、約87万件の求人情報が掲載されている。

- ・ハローワークインターネットサービスについては、厚生労働省ホームページを参照。

<https://www.hellowork.go.jp/>

(3) わかものハローワーク、わかもの支援コーナー、わかもの支援窓口

- ・2012年10月から、正規雇用を目指す若年者（おおむね45歳未満）への支援体制をより充実するために、東京都・大阪府・愛知県に「わかものハローワーク」が開設された。

- ・「わかもの支援コーナー」は、複数の職員が常駐している施設で、県庁所在地を中心にすべての都道府県に設置され、全国で50か所ある。「わかもの支援窓口」は、それ以外の市町村に設置された比較的小規模な施設で、全国161か所に設置されている。設置の目的は、これまでハローワークの一般窓口で実施していた職業相談等を、求職者一人ひとりに専門職員を担当者として充て、一貫して支援することで正規雇用での就職を目指すことにある。

・支援内容

- ①全国各地の求人情報（仕事情報・企業情報）の検索：地元の企業だけでなく、全国の求人を検索することができる。

求人情報は、自宅にて「ハローワークインターネットサービス」で検索できるが、わかものハローワークでは、インターネットでは公開していない求人も検索できる。

- ②仕事探しに関する相談：企業への応募の仕方、仕事の探し方、仕事への不安等、仕事を探すに当たっての疑問や悩みが生じた場合に、相談に乗ってもらえる。

履歴書等の作成相談や面接指導も行っている。

- ③担当者制による個別支援：専門の職員が、相談者個別の担当者となり、個別の支援を行っている。初回の利用時に、相談者の状況に合わせて、正規雇用就職に向けた支援プランを作成する。専門の職員と「二人三脚」で就職を目指すことができる。早期就職実現のために、専門の職員がきめ細かい職業相談や紹介、アドバイスをっており、就職に役立つ各種セミナー等の受講もできる。

・わかものハローワーク、若者支援コーナー・わかもの支援窓口の所在地等については、厚生労働省のホームページを参照

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jakunen/wakamono/dl/wakamonoshien.pdf

2 ジョブカフェ

・ジョブカフェは、正式名称を「若年者のためのワンストップサービスセンター」といい、都道府県が主体的に設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設である。

・厚生労働省は、都道府県の要望に応じてジョブカフェにハローワークを併設し、職業紹介を行う等、都道府県と連携した支援に取り組んでいる。

・ジョブカフェでは、「ワンストップサービスセンター」という表記が示すように、若者が自分に合った仕事を見つけるための様々なサービスを、1か所で、無料で受けられる。

・ジョブカフェは、2013年現在、香川県を除く46都道府県の県庁所在地に設置され、地域によっては県庁所在地以外の地域にサテライト（出張所）を開設しているところもある。

・ジョブカフェでは、各地域の特色を生かした就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介、保護者向けのセミナー等、様々なサービスが提供されている。

・全国のジョブカフェについては、次のホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha/jobcafe.html>

3 地域若者サポートステーション（サポステ）

・地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）は、働くことについて様々な悩みを抱えている15～39歳くらいまでの若者が、就労に向かえるよう、多様な支援サービスをしている。

・サポステは、厚生労働省が実施する事業であり、全国の若者支援の実績やノウハウをもつNPO法人、株式会社、社団法人、財団法人、学校法人などが運営し、2013年度は、全国に160か所が設置されている。

・サポステの事業内容：

- ①若者支援の専門家（キャリア・コンサルタント等）による、一人ひとりの状態に合わせた相談：キャリア・コンサルタント等の専門家が、若者の総合的な相談を実施するとともに、一人ひとりに合った適切な支援メニューを作成し、ステップアップをフォローする。

- ②ステップアップのためのプログラム：コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや職業講話、面接訓練等、段階に応じたプログラムを実施し、ステップアップを図る。
- ③職場見学・職場体験：実際に働いている人がいる場所に行き、その仕事を見て、体験することで、「働く」ことを学ぶ。「働く」ことを意識することを通じ、その後の様々なプログラムや支援から、より高い効果を得ることができる。
- ④保護者を対象にしたセミナーや個別相談：若者の自立に向けた支援の在り方、若者への接し方、保護者自身の悩みへの相談等に応じる。
- ⑤学校への出張相談やセミナーの実施：各サポステでは、高等学校や大学、専修学校等と連携しながら、学校への出張相談やセミナー等を実施する。
- ⑥若年無業者等集中訓練プログラム事業の創設：合宿を含む生活面のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う。
 - ・参考：サポステ事業については、厚生労働省ホームページ「地域若者サポートステーション事業って何？」を参照
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/>
 - ・サポステについては、ホームページ「ニートサポートネット」を参照
http://www.neet-support.net/about/supportstation_2.html
 - ・全国のサポステの連絡先等は、次のホームページを参照
http://www.neet-support.net/about/supportstation_4.html

4 ジョブ・カード

(1) ジョブ・カードの目的等

- ・ジョブ・カードは、就職活動の際の応募書類として利用することができるだけでなく、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けることを通じて、求職者等が自身の職務上の長や適性を整理、認識するとともに、キャリアに関する希望や課題を明確化し、明確な方針を持った就職活動等を行うことを促進していくものである。
- ・ジョブ・カードには、その活用主体の特徴等に応じた以下の①～③がある。
 - ①一般向け：履歴シート（職務経歴、学習歴・訓練歴・資格・免許、自己PR、志望動機など、一般的な履歴書の項目・内容が網羅されている）、職務経歴シート（経験した職務の内容や当該職務の中で学んだこと、得られた知識・技能などの職務経歴等を記載）、キャリアシート（求職者等の長や今後のキャリアに関する課題、キャリア・コンサルタントによるコメント等を記載）、評価シート（職業訓練を実施した企業からの職業能力の評価を記録）
 - ②職業キャリアが長い人向け：企業等で長く働いた経験があり、職務を通じたアピールポイントを多く持っている人向けの様式で、多様な職務経歴が記載できるようになっている。
 - ③学生用：就職活動等を控えた学生向けの様式であり、学校活動歴シートには、学校の課程で関心を持って取り組んだことをはじめ、キャリア教育で実施される科目・プログラム・インターンシップ（正課）への参加・取組状況、学校の課程以外で学んだ学習歴、アルバイト歴、社会体験活動（サークル、ボランティア、正課外のインターンシップ、留学等）やその他の活動歴を記載する。また、パーソナリティ／キャリアシートには、日常、興味・関心などの自身のパーソナリティに関する事項や、得意なことや苦手なこと、キャリア・ビジョン等を具体的かつ詳細に記入できるようになっており、全体として就職活動時における自己アピール等に適したものとなっている。

(2) ジョブ・カード制度と活用法

- ・ジョブ・カード制度とは非正規雇用労働者等に対する①ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングを通じた自身の長、適性及びキャリアに関する課題の明確化等の促進や、②実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）機会の提供、③訓練実施主体からの当該労働者等の職業能力に対する評価結果を記録した評価シートの交付等を通じて、その安定的な雇用への移行などを促進する制度である。
- ・求職者は、ハローワーク等におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングや、企業や教育訓練機関による職業訓練の受講等を通じて、自身の適性を見定めや職業能力を高めた上で、安定的な雇用等への移行を目指すことになる。
- ・学生は、新卒応援ハローワーク等において学生用ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けることや学生用ジョブ・カードの作成・活用（大学等におけるキャリア教育における活用を含む）を通じて、自身の長、適性等を整理、分析したり、キャリアに関する希望や課題の明確化を行った上で、自身の希望に応じた企業への就職等を目指すことになる。
- ・ジョブ・カード（制度）の詳細等については、次の厚生労働省ホームページを参照

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html

5 ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援事業）

- ・ものづくりに関して優れた技能、経験を有する人を「ものづくりマイスター」として認定・登録し、これら「ものづくりマイスター」が技能競技大会の競技課題などを活用し、中小企業や学校などで若年技能者への実践的な実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行う制度。
- ・「ものづくりマイスター」の対象分野は、技能検定の職種及び技能五輪全国大会の競技職種のうち、建設業及び製造業に該当する111の職種である。
- ・「ものづくりマイスター」認定の要件は、次の①から③までのすべてに該当すること①ア 技能検定の特級・1級・単一等級の技能士、イ 左記アと同等の技能を有していると認められる者、ウ 技能五輪全国大会又は技能五輪国際大会レベルの技能競技大会の成績優秀者（上位第3位まで）のいずれかに該当する者、②実務経験15年以上、③技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力がある者。
- ・「ものづくりマイスター」制度については、次の厚生労働省ホームページを参照

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/monozukuri_master/

第4節 職業訓練

1 学卒者訓練

(1) 概要

- ・学卒者に対する職業訓練として、国は、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期課程の訓練を実施（高卒者等2年間）しており、都道府県は、職業に必要な基礎的な技術・知識を習得させるための長期課程の訓練を実施（高卒者等1年～2年間、中卒者等2年間）している。

(2) 内容

① 普通課程（中学校・高等学校卒業者等を対象にした1～2年間の訓練）

- ・実施施設：職業能力開発校
- ・目的：地域の実情に応じ、地域産業に必要な多様な技能・知識を労働者に養成
- ・訓練時間：中卒者等（2,800時間（1年につき概ね1,400時間）以上）、高卒者等（1,400時間以上）
- ・訓練科：OA事務科、機械加工科、自動車整備科、木造建築科など
- ・受講料：各都道府県で定める額

② 専門課程（高等学校卒業者を対象にした2年間の訓練）

- ・実施施設：職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校など
- ・目的：高度なものづくり人材を育成するため、技術革新に対応できる高度な知識・技能を兼ね備えた実践技能者を養成
- ・訓練時間：2,800時間（1年につき概ね1,400時間）以上
- ・訓練科：生産技術科、電子情報技術科、制御技術科など
- ・受講料：390,000円（1年間：高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分）、別途、入学金（169,200円）が必要

③ 応用課程（専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練）

- ・実施施設：職業能力開発大学校など
- ・目的：高度な技能・技術や企画・開発能力などを習得し、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を育成
- ・訓練時間：2,800時間（1年につき概ね1,400時間）以上
- ・訓練科：生産機械システム技術科、建築施工システム技術科など
- ・受講料：390,000円（1年間：高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分）、別途、入学金（112,800円）が必要

2 離職者訓練

(1) 施設内訓練

- ・国は、全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保している。都道府県は、地域住民サービスの観点から、地域の実情に応じた職業訓練を実施している。

- ①国（高齢・障害・求職者雇用支援機構）：主なものづくり分野を中心とした訓練を、職業能力開発促進センター等で実施している。標準の訓練機関は6ヶ月で、主な訓練コース例としては、

テクニカルオペレーション科、金属加工科、電気設備科、制御技術科、ビル管理科、住宅リフォーム技術科等がある。

②都道府県：地域の実情に応じた訓練を職業能力開発校で実施している。

標準の訓練期間は6ヵ月～1年で、主な訓練コース例としては、情報ビジネス科、介護サービス科、建設科、自動車整備科、造園科等がある。

(2) 委託訓練

- ・国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施している。
- ・標準の訓練期間は3ヵ月～6ヶ月で、主な訓練コース例としては、介護サービス科、介護福祉士養成科、情報処理科、経理実務科、販売実務科等がある。

3 求職者支援訓練

- ・求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、その早期就職をするものである。就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所が義務付けられている。
- ・受講手続きとしては、ハローワークが、求職者本人の希望や経験を踏まえたキャリア・コンサルティングを実施し、就職に必要な訓練へ誘導して、受講申し込みを受け付ける。訓練機関が選考を実施し、結果を受講希望者とハローワークに通知する。ハローワークが合格者に対して、訓練の受講を指示する。
- ・求職者支援制度の対象者は、雇用保険を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があるとハローワーク所長が認める者（特定求職者）であり、①雇用保険の受給終了者、②受給資格要件を満たさなかった者、③雇用保険の適用がなかった者、④学卒未就職者、⑤自営廃業者等である。
- ・求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基礎的能力を習得するための職種・業種横断的な訓練である「基礎コース」と、介護、IT、医療事務等、特定の分野の職務に必要な基礎的能力から実践的能力までを一括して習得するための訓練である「実践コース」がある。
- ・訓練は、原則、無料で受講できる（テキスト代等は自己負担）。

4 事業主が行う職業訓練

(1) 雇用型訓練

- ・企業との雇用関係の下で行われる座学と企業実習を組み合わせた職業訓練である。
- ・正社員経験の少ないフリーターや新規学卒者等を対象に、正社員化を目指す有期実習型訓練と、15歳以上45歳未満の人を対象に企業の中核人材の育成を目指す実践型人材養成システムとがある。
- ・訓練期間は、有期実習型訓練（原則3ヶ月～6ヶ月）、実践型人材養成システム（6ヶ月～2年）である。
- ・雇用型訓練の詳細については、厚生労働省ホームページを参照

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jobcard06.html

(2) 認定職業訓練

- ・事業主が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合しているものについて、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができ、認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という。
- ・認定職業訓練を実施する中小企業事業主等に対して、認定職業訓練の運営等に要する経費を助成する措置が設けられている。
- ・認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行うものといくつかの事業主が共同で行うものがある。
- ・訓練には、建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理等がある。
- ・認定職業訓練の詳細については、厚生労働省ホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/nintei/>

(3) キャリア形成促進助成金

- ・企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、事業主がその雇用する労働者を対象として、目標が明確にされた職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、訓練等に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成する制度である。
- ・キャリア形成促進助成金の詳細については、厚生労働省ホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d01-1.html>

5 教育訓練給付制度

- ・教育訓練給付制度は、労働者（雇用保険の被保険者または被保険者であった者）が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その教育訓練に要した費用の2割（上限10万円）に相当する額を支給するものである。
- ・支給申請手続きは、教育訓練を受講した本人が、受講終了後に原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出することによって行う。
- ・指定の講座については、教育訓練給付制度厚生労働大臣教育訓練講座検索システムを参照

http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza

第5節 働く人のための相談窓口

1 総合労働相談コーナー

- ・各都道府県労働局や各労働基準監督署等に設置されている「総合労働相談コーナー」では、労働条件、いじめ・いやがらせ、募集・採用等、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談を、専門の相談員が、面談または電話で受け付けている（相談は、無料である）。
- ・各地に設置されている「総合労働相談コーナー」の所在地や連絡先は、厚生労働省ホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

2 労働基準監督署

- ・賃金、労働時間、解雇等の法令違反等について相談したいとき、事故・災害が発生したとき、労災保険について相談したいときは、労働基準監督署が窓口となる。
- ・労働基準監督署の所在地や連絡先については、厚生労働省ホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

3 労働局雇用均等室

- ・雇用均等室では、職場での性別による差別、会社でのセクシュアルハラスメント対策、女性労働者の妊娠・出産前後の健康管理対策、育児・介護休業法、パートタイム労働者の均等・均衡待遇や正社員転換推進等についての相談を受け付けている（相談は、無料）。
- ・雇用均等室の所在地や連絡先については、厚生労働省ホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>

4 労働委員会

- ・労働委員会は、不当労働行為（労働組合の組合員であること等を理由として解雇や不利益取扱いをすること等）があった場合に、労働組合や組合員を救済したり、ストライキ等の労働紛争が起こった場合に、労働組合と使用者との間の争いの解決のための調整（あっせん、調停、仲裁）を行う。
- ・労働委員会は、労働者個人と使用者との間での労働条件等、労働問題に関する争いを解決するために、個別労働紛争のあっせんを行っている（個別労働紛争のあっせんについては、東京都、兵庫県、福岡県を除く各都道府県労働委員会で扱っている。中央労働委員会では、取り扱っていない）。これらは、すべて無料で行われている。
- ・中央労働委員会の所在地や連絡先については、厚生労働省ホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/>

- ・都道府県労働委員会の所在地や連絡先については、厚生労働省ホームページを参照

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

5 労働審判制度

- ・労働審判制度は、個別労働紛争を、裁判所において、原則として3回以内の期日で、迅速に解

決することを目的として設けられた制度である。

- ・労働審判委員会の所在地（地方裁判所の所在地）については、最高裁判所のホームページを参照

<http://www.courts.go.jp/map.html>

6 都道府県

- ・各都道府県では、労政事務所や労働相談窓口を設置しているところもある。東京都では、労働相談情報センター（飯田橋）と5つの事務所が、担当区域（会社所在地）に応じて、賃金・退職金等の労働条件や労使関係等、労働問題全般にわたり相談に応じており、こころの健康相談や弁護士労働相談等も実施している（相談は、無料）。
- ・所在地や連絡先については、各都道府県のホームページを参照。東京都労働相談情報センターの業務内容や所在地等については、東京都のホームページを参照

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/rodosodan/index.html>

7 日本司法支援センター（法テラス）

- ・日本司法支援センター（法テラス）は、様々な法的トラブルに見舞われたときに、「どこに相談したらよいかわからない」「身近に弁護士がいないため相談できない」「弁護士費用が払えない」等の理由から、相談できずにいる人も少なくないことから、誰もが、どこでも、必要な法的支援を受けられるようにするために設立された法務省所管の公的な法人である。労働問題についても、法的なトラブルを解決するために、様々な法的サービスを提供している。
- ・法テラスの所在地や連絡先については、ホームページを参照

<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>

- ・労働分野の事例などについては、ホームページを参照

<http://www.houterasu.or.jp/service/roudou/index.html>

8 日本年金機構

- ・厚生年金保険の適用に関する相談については、年金事務所の厚生年金適用調査課、一般的な年金相談については、全国の年金事務所のお客相談室や街角の年金相談センター（全国社会保険労務士会連合会が運営）で受け付けている。
- ・年金事務所等の所在地や連絡先については、日本年金機構のホームページを参照

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

- ・電話による一般的な年金相談は、年金ダイヤルでも受け付けている。

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/office/index.jsp>

- ・年金加入記録の照会、年金見込額の試算等のサービスは、「年金ネット」を活用できる（ただし、利用するためには、ユーザー ID の取得が必要）。

http://www.nenkin.go.jp/n/www/n_net/index.jsp

「中学校・高等学校におけるキャリア教育実践講習」準備委員会

座長： 早稲田大学教育・総合科学学術院 教授（大学院教職研究科長）三村 隆男

委員： 2級キャリア・コンサルタント 木村 美和子

荒川区立諏訪台中学校校長 清水 隆彦

労働政策研究・研修機構 主任研究員 下村 英雄

筑波大学人間系 教授 藤田 晃之

事務局

厚生労働省職業能力開発局育成支援課キャリア形成支援室

特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会
